令和 ５(2023)年度 茨城県看護協会

通常総会要綱

目　　次

茨城県看護協会の基本理念・・・

資料 21　土浦訪問看護ステーション事業報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・116
資料 22　鹿嶋訪問看護ステーション事業報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・118
資料 23　訪問看護ステーション　絆　事業報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・120
資料 24　看護小規模多機能型居宅介護事業所　絆　事業報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・122
資料 25　令和 4 年度日本看護協会会議等への出席・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・124
資料 26　令和 4 年度各審議会並びに主な委員会等への参画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・125

■事業計画添付資料

資料 27　保健師職能委員会活動計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・126
資料 28　助産師職能委員会活動計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・127
資料 29　看護師職能委員会Ⅰ活動計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・129
資料 30　看護師職能委員会Ⅱ活動計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・130
資料 31　常任委員会活動計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・131
資料 32　地区活動計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・134
資料 33　令和 5 年度教育研修計画一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・138

■参考資料

1　公益社団法人茨城県看護協会組織図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・147
2　令和 5 年度日本看護協会協会長表彰者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・148
3　令和 5 年度優良看護職員茨城県知事表彰者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・148
4　令和 5 年度優良看護職員茨城県看護協会協会長表彰者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・148
5　令和 5 年度日本看護協会代議員及び予備代議員名簿　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・150
6　令和 4 年度公益社団法人茨城県看護協会役員名簿　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・151
7　会員数と入会率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・152
8　令和 4 年度愛の募金（受入れ）一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・154
9　令和 4 年度愛の募金（使用使途）一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・155
10　その他の募金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・155
11　令和 4 年度「一般寄附金」受入れ一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・156
12　令和 4 年度「一般寄附金」使途明細一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・156
13　調査その他日本看護協会事業への協力　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・157
14　令和 4 年度後援名義使用承認事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・158

公益社団法人茨城県看護協会定款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・159
公益社団法人茨城県看護協会定款細則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・172
公益社団法人茨城県看護協会総会運営規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・182
日本看護協会歌「光求めて」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 187

茨城県看護協会の基本理念

Ⅰ　使命

県民誰もが、住み慣れた地域で、健康で安心して、その人らしく暮らすことができるよう、地域社会の調和ある発展に貢献する。そのため、

一　教育と研鑽に根ざした専門性に基づき看護の質の向上を図る

一　一人ひとりの看護職が誇りをもって働き続けられる環境づくりを支援する

一　県民とともに安心できる保健・医療・福祉の発展に貢献する

Ⅱ　活動理念

一　看護職の力を変革に向けて結集する

一　自律的に行動し協働する

一　専門性を追求し新たな看護展開を図る

「令和５（2023）年度通常総会の開催にあたって」

公益社団法人茨城県看護協会　会長　白川　洋子

会員の皆様には、日頃から本会の事業及び運営につきまして、ご支援とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、2020 年 1 月 15 日、新型コロナウイルス感染症の最初の感染者が確認されて以来、３年が経過しましたが、この新型コロナウイルス感染症により、私たち看護職は多くの試練を与えられ、その試練を乗り越えながら、県民のいのちとくらしを守り、支えてまいりました。新型コロナウイルス感染症が感染症法上「5 類」に引き下げられたことにより、医療や社会活動などに関する制限措置が緩和され、私たちは、いよいよコロナと共生しながら、アフターコロナの世界を生きることとなります。今回の新型コロナウイルス感染症において重症化した患者の傾向を見ますと、肥満や生活習慣病等基礎疾患のある方は重症化リスクが高いことから、引き続き健康増進と重症化予防に取り組んで参ります。

令和 6 年度は「診療報酬」「介護報酬」「障害福祉サービス費」のトリプル改定が行われる予定であり、また、「第８次医療計画」「第９期介護保険事業計画」が同時に策定されるなど、大きな転換期となります。今年度、本会では、令和 6 年度の転換期に備え、この新型コロナウイルス感染症感染拡大で浮かび上がった課題を整理し、看護職全体の処遇改善も含め、会員の皆様の声をさまざまな関係団体へお伝えしていく所存です。本会では、職能委員会及び常任委員会のアンケートや県内２次医療圏ごとに地区会員会を開催して会員の皆様から情報収集を行っておりますので、ご協力をお願い申し上げます。

本会では、令和 4 年度重点事業として「タスクシフト／タスクシェアの理解と促進」を掲げ、業務委員会において、茨城県内病院 174 施設で働く看護補助者に対してアンケート調査を行い、1,202 名の看護補助者からの回答をいただきました。回答を見ますと、病院で働く看護補助者は、介護系施設・事業所との業務とは異なり、重症度の高い患者や終末期の患者に接することが多く、看護師との協働が重要となってくることから、病院で働く看護補助者に特化した研修会等を開催し、スキルアップが必要であることがわかりました。

日本看護協会では、今年度、「看護補助者キャンペーンウィーク事業」ならびに「看護補助者を対象とした標準研修」推進事業を行い、看護補助者との協働の推進を図っていくこととしております。

本会といたしましても、アンケート調査結果をふまえ、看護補助者を対象とした研修会等を開催し、看護師が看護業務に専念できる環境づくりに努めてまいります。

また、看護基礎教育の 4 年制化の推進に向けて看護教員は重要なポジションとなります。本会では、今年度の重点事業として「看護教員に関する政策の調査・検討」を掲げ、看護教員の実態調査を行い、確保・定着に向けて取り組んでまいりますので、看護教員の会員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

結びに、令和 5 年度、本会の取り組みといたしましては、ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据え、**「1　専門職としてのキャリア継続の支援と生涯学習の推進」「2　看護職の働き方改革の推進」「3　地域における看護提供体制の強化」「4　組織基盤の強化」**を重点政策として掲げ、会員の皆様からの声を反映しながら職能団体としてさまざまな課題解決に向けて事業展開を図ってまいりますので、ご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和５(2023)年度　通常総会プログラム

日　時　　**令和５年６月16日(金)　13:00～16:00**
場　所　　**ザ・ヒロサワ・シティ会館　大ホール**
（茨城県立県民文化センター）

13:00　開　会
物故会員への黙とう
会長あいさつ
来賓祝辞
祝電披露
優良看護職員表彰
・茨城県看護協会長表彰
〈休憩〉
14:00　開会宣言
議長団選出
議事録署名人の決定
報告事項
報告事項１　令和４年度事業報告
議決事項
第一号議案　令和４年度決算報告(案)及び監査報告
第二号議案　令和５年度改選役員及び推薦委員の選任
第三号議案　令和６年度日本看護協会代議員及び予備代議員の選任
第四号議案　新会員制度創設に係る定款改正について
報告事項
報告事項２　令和５年度重点事業並びに事業計画
報告事項３　令和５年度収支予算
次年度選挙管理委員の任命
新役員紹介・推薦委員の紹介
退任役員への謝辞
退任役員挨拶
16:00　閉　会

提　出　議　題

■議決事項

第一号議案　令和４年度決算報告(案)及び監査報告　（別冊）・・・・・・・・・・・・・・・・7

第二号議案　令和５年度改選役員及び推薦委員の選任　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

第三号議案　令和６年度日本看護協会代議員及び予備代議員の選任　・・・・・・・・・・・・9

第四号議案　新会員制度創設に係る定款改正について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

■報告事項

報告事項１　令和４年度事業報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

報告事項２　令和５年度重点事業並びに事業計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

報告事項３　令和５（2023）年度収支予算　（別冊）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47

提　出　議　題

第一号議案　令和４(2022)年度決算報告(案)及び監査報告　別冊

第二号議案　　令和５年度改選役員及び推薦委員の選任

改選役員・推薦委員候補者一覧

○会長候補者　　（定数１名）　　改選（1 名）

役職名	氏　名	所　属
会　長　候　補　者	白　川　洋　子　再	茨　城　県　看　護　協　会

○副会長候補者　　（定数２名）　　改選（1 名）

役職名	氏　名	所　属
副　会　長　候　補　者	森　陽　子　新	下　妻　市　社　会　福　祉　協　議　会

○常任理事候補者　　（定数２名）　　改選（1 名）

役職名	氏　名	所　属
常　任　理　事　候　補　者	須　藤　礼　子　再	茨　城　県　看　護　協　会

○職能担当理事　　（定数３名）　　改選（2 名）

役職名	氏　名	所　属
保　健　師　職　能　担　当　理　事	光　畑　桂　子　新	つ　く　ば　総　合　健　診　セ　ン　タ　ー
助　産　師　職　能　担　当　理　事	齋　藤　悦　代　新	水　戸　済　生　会　総　合　病　院

○地区担当理事　　（定数９名）　　改選（5 名）

役職名	氏　名	所　属
常陸太田・ひたちなか地区担当理事	三本松　まゆみ　再	ひ　た　ち　な　か　総　合　病　院
土　浦　地　区　担　当　理　事	宮　本　佳代子　新	総　合　病　院　土　浦　協　同　病　院
つ　く　ば　地　区　担　当　理　事	星　豪　人　新	筑　波　記　念　病　院
筑　西　・　下　妻　地　区　担　当　理　事	鈴　木　和　子　再	結　城　病　院
古　河　・　坂　東　地　区　担　当　理　事	佐　伯　久　美　再	古　河　赤　十　字　病　院

○准看護師理事候補者　　（定数１名）　　改選（1 名）

役職名	氏　名	所　属
准　看　護　師　理　事　候　補　者	塚　原　優　香　再	ひ　た　ち　医　療　セ　ン　タ　ー

○監事候補者　　（定数２名）　　改選（1 名）

役職名	氏　名	所　属
監　事　候　補　者	宮　本　康　子　再	日立メディカルセンター看護専門学校

○推薦委員　　（定数９名）　　改選（9 名）

役職名	氏　名	所　属
推　薦　委　員	大　和　田　久　美	龍　ケ　崎　済　生　会　病　院
推　薦　委　員	鉄　三　奈　子	北　茨　城　市　民　病　院
推　薦　委　員	堀　江　ひ　ろ　み	ひ　た　ち　な　か　総　合　病　院
推　薦　委　員	吉　田　千　賀　子	神　栖　済　生　会　病　院
推　薦　委　員	青　木　恵　美　子	つ　く　ば　市　役　所
推　薦　委　員	金　澤　ひ　ろ　み	JA とりで総合医療センター
推　薦　委　員	竹　之　内　美　樹	総　合　病　院　土　浦　協　同　病　院
推　薦　委　員	湯　本　陽　子	下　妻　市　役　所
推　薦　委　員	仲　上　真　理	友　愛　記　念　病　院

第三号議案

令和６年度日本看護協会代議員及び予備代議員の選任

■令和 6 年度代議員数

No	県 名	会費納入者数（R4.12 月末）	代議員数
8	茨 城	15,965 名	16 名

令和６年度日本看護協会代議員及び予備代議員名簿

■代議員 16 名・予備代議員 16 名

区 分	代議員氏名	予備代議員氏名
保健師代表	光畑 桂子	松崎 容子
助産師代表	齋藤 悦代	山波 真理
看護師代表（看護師職能Ⅰ）	檜山 千景	佐藤 智恵
看護師代表（看護師職能Ⅱ）	福惠 節子	西連寺 信枝
准看護師代表	塚原 優香	小島 奈美
理事	沼尻 信子	森 陽子
理事	中島 貞子	星 豪人
理事	須藤 礼子	桑田 今日子
理事	樫谷 厚子	長山 一恵
水戸地区代表	川又 光子	和田 俊彦
日立地区代表	寺田 直子	柴田 早苗
常陸太田・ひたちなか地区代表	三本松 まゆみ	鈴木 美恵子
鹿行地区代表	小原 一也	岩間 由起子
土浦地区代表	宮本 佳代子	矢満田 由起子
筑西・下妻地区代表	鈴木 和子	大吉 美智子
古河・坂東地区代表	佐伯 久美	江崎 昭子

第四号議案

新会員制度創設に係る定款改正について

■提案理由

本会の会員は、現在、本会定款上の定義として「保健師、助産師、看護師又は准看護師であって、茨城県内に在住又は勤務する者で本会の目的に賛同して入会した者」となっている。

今回、これまでの会員の種別（定款第５条）に、新たに「名誉会員」を加え、永年、本会を支えてきた会員で看護事業に顕著な功績のあった看護職に対し、「名誉会員」の称号を与えることとする。

また、本会事業を実施するにあたり、本会会費、県委託費、医療・介護報酬等の財源を充てているが、今後、本会活動を充実させていくためには、多くの支援・協力が必要となってくる。今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中、医療の最前線で懸命に県民の命を守り続けている看護職に対し、さまざまな企業・団体から寄附等の支援をいただいた経緯もあり、これまで、看護職に限られていた会員の種別に、今回、新たに「賛助会員」を加え、広く本会事業に理解・賛同していただける団体・個人から支援していただき、また、それらの者と連携・共同することにより、本会事業の充実を図る。

■定款改正内容

(1)会員種別を「①正会員」「②名誉会員」「③賛助会員」の３つの種類とする。

①正会員：保健師、助産師、看護師又は准看護師であって、茨城県内に在住又は勤務する者で本会の目的に賛同して入会した者

②名誉会員：正会員及び正会員であった者のうち、この法人に特に功労のあった看護職であって、本人の承諾を得て、理事会が推薦し、総会において承認された者

③賛助会員：本会の目的に賛同し援助する個人又は法人もしくは法人格のない団体

(2)公益法人法上、本会を運営する会員（議決権のある）は「正会員」のみとする。
（但し、「名誉会員」で「正会員」の手続きをした者は除く。）

(3)「名誉会員」は茨城県看護協会の会費を免除とする。
（但し、日本看護協会の会員の手続きをした者は日本看護協会会費のみ徴収する。）

(4)「賛助会員」の会費については、「賛助会員規程」に定める。

※詳細は定款及び定款細則の新旧対照表参照。

■定款新旧対照表

改正（案）	現行	説明
第１条～４条　（略） （種別） 第５条　本会の会員は、次のとおりとする。 (1) **正会員**　保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護職」という。）であって、茨城県内に在住又は勤務する者で本会の目的に賛同して入会した者 (2) 前号の会員であった者で、国内に在住又は勤務せず、本会への加入の継続を希望した者 **(3) 名誉会員　正会員及び正会員であった者のうち、こ**	第１条～４条　（略） （種別） 第５条　本会の会員は、次のとおりとする。 (1) 保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護職」という。）であって、茨城県内に在住又は勤務する者で本会の目的に賛同して入会した者 (2) 前号の会員であった者で、国内に在住又は勤務せず、本会への加入の継続を希望した者	**これまでの定款上の会員については、「正会員」と名称を変更し、「名誉会員」「賛助会員」と明確に区別する。** **定款上「名誉会員」の定義付け**

の法人に特に功労のあった看護職であって、本人の承諾を得て、理事会が推薦し、総会において承認された者とする。 **(4) 賛助会員　本会の目的に賛同し援助する個人又は法人もしくは法人格のない団体とする。**		**定款上「賛助会員」の定義付け**
2　前項の**正会員**をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「法人法」という。）上の社員とする。	2　前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「法人法」という。）上の社員とする。	**公益法人法上、本会を運営する会員（議決権のある）は「正会員」のみとする。**
（入会） 第６条　入会しようとする者は、定款細則の入会手続きにより、申し込むものとする。	（入会） 第６条　入会しようとする者は、定款細則の入会手続きにより、申し込むものとする。	
2　本会の**正会員**は、日本看護協会に正会員として加入を申請するものとする。**なお、名誉会員で日本看護協会に正会員として加入を希望する者についても、日本看護協会に正会員として加入を申請するものとする。（但し、日本看護協会名誉会員は除く。）**	2　本会の会員は、日本看護協会に正会員として加入を申請するものとする。	**「名誉会員」で日本看護協会へ加入を希望する場合は、「正会員」同様、加入申請を行う。**
3　本会又は日本看護協会を除名されてから３年を経過していない者の入会は、これを認めない。	3　本会又は日本看護協会を除名されてから３年を経過していない者の入会は、これを認めない。	
第６条の２　前条の規定にかかわらず、賛助会員として入会する場合については、賛助会員規程に定める。		**「賛助会員」の入会条件は、「賛助会員規程」に定める。**
（入会金及び会費） 第７条　**正会員**は、本会の活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める入会金及び会費（以下「会費等」という。）を納入しなければならない。**ただし、名誉会員については、この限りではない。**	（入会金及び会費） 第７条　会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める入会金及び会費（以下「会費等」という。）を納入しなければならない。	**「名誉会員」は会費免除とする。** **「賛助会員」の会費については、「賛助会員規程」に定める。**
２　本会の賛助会員は、別に定める賛助会員規程に基づき、賛助会費を納入しなければならない。		
第８条　（略）	第８条　（略）	
（除名） 第９条　会員が次の各号の一に	（除名） 第９条　会員が次の各号の一に	

該当する場合には、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。 (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。 (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。 (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。 ２　除名の決議を行う場合、その会員に対し、総会の１週間前までに理由を付してその旨を通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。 ３　除名が決議されたときは、会長は、その会員に対して、除名の理由を明らかにし、直ちにその旨を通知しなければならない。	該当する場合には、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。 (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。 (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。 (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。 ２　除名の決議を行う場合、その会員に対し、総会の１週間前までに理由を付してその旨を通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。 ３　除名が決議されたときは、会長は、その会員に対して、除名の理由を明らかにし、直ちにその旨を通知しなければならない。	
第９条の２　前条の規定にかかわらず、賛助会員を除名する場合については、賛助会員規程に定める。		**「賛助会員」の除名条件は、「賛助会員規程」に定める。**
第 10～11 条　（略） （構成及び議決権） 第 12 条　総会は、すべての**正会員**をもって構成する。 ２　総会における議決権は、**正会員**１名につき１個とする。 ３　第１項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。 （権限） 第 13 条　総会は、次に掲げる事項を決議する。 (1) 入会金及び会費の額 **(2) 名誉会員の承認** **(3)** 会員の除名 **(4)** 理事及び監事の選任又は解任 **(5)** 理事及び監事の報酬等の額 **(6)** 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認 **(7)** 定款の変更 **(8)** 本会の解散、残余財産の処分及び公益目的取得財産残額の贈与 **(9)** 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目	第 10～11 条　（略） （構成及び議決権） 第 12 条　総会は、すべての会員をもって構成する。 ２　総会における議決権は、会員１名につき１個とする。 ３　第１項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。 （権限） 第 13 条　総会は、次に掲げる事項を決議する。 (1) 入会金及び会費の額 (2) 会員の除名 (3) 理事及び監事の選任又は解任 (4) 理事及び監事の報酬等の額 (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認 (6) 定款の変更 (7) 本会の解散、残余財産の処分及び公益目的取得財産残額の贈与 (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的	**総会の構成員（議決権付与）は「正会員」のみとする。** **「名誉会員」の承認は、総会権限とする。**

的事業の全部の廃止 **(10)** 理事会において総会に付議した事項 **(11)** その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項	事業の全部の廃止 (9) 理事会において総会に付議した事項 (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項	
（種類及び開催） 第 14 条　本会の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。 ２　総会は、通常総会として、毎年１回、毎事業年度終了後３か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。 ３　前項のほか、総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。 (2) 議決権の 10 分の１以上を有する**正会員**から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。	（種類及び開催） 第 14 条　本会の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。 ２　総会は、通常総会として、毎年１回、毎事業年度終了後３か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。 ３　前項のほか、総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。 (2) 議決権の 10 分の１以上を有する会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。	**総会の開催請求は「正会員」のみ可能とする。**
（招集） 第 15 条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。 ２　会長は、前条第３項第２号の規定による請求があったときは、遅滞なく、その日から６週間以内の日として総会を招集しなければならない。 ３　総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的である事項その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催の１週間前までに**正会員**に対して通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない**正会員**が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、法令が定める参考書類及び議決権行使書面を添えて２週間前までに通知を発しなければならない。	（招集） 第 15 条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。 ２　会長は、前条第３項第２号の規定による請求があったときは、遅滞なく、その日から６週間以内の日として総会を招集しなければならない。 ３　総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的である事項その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催の１週間前までに会員に対して通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、法令が定める参考書類及び議決権行使書面を添えて２週間前までに通知を発しなければならない。	**総会の構成員（議決権付与）は「正会員」のみとすることから、招集する対象は「正会員」となる。**
４　理事は、法人法第 39 条第３項の承諾をした**正会員**に対し同項の電磁的方法による通知	４　理事は、法人法第 39 条第３項の承諾をした会員に対し同項の電磁的方法による通知を	

を発するときは、前項の規定による総会参考書類及び議決権行使書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、**正会員**の請求があったときは、これらの書類を当該**正会員**に交付しなければならない。 （議長） 第 16 条　総会に議長団を置く。 ２　議長団は、３名とし、総会においてその都度、出席**正会員**の中から選出する。 ３　議長は、議長団がこれを定める。 （決議） 第 17 条　総会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、総**正会員**の議決権の過半数を有する**正会員**が出席し、出席した当該**正会員**の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 ２　前項前段の場合において、議長は**正会員**として決議に加わることはできない。 ３　第１項の規定にかかわらず、次の決議は、総**正会員**の半数以上であって、総**正会員**の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。 (1) 会員の除名 (2) 監事の解任 (3) 定款の変更 (4) 本会の解散 (5) 事業の一部譲渡 (6) その他法令に定められた事項 ４　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条第１項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。 （委任）	発するときは、前項の規定による総会参考書類及び議決権行使書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、会員の請求があったときは、これらの書類を当該会員に交付しなければならない。 （議長） 第 16 条　総会に議長団を置く。 ２　議長団は、３名とし、総会においてその都度、出席会員の中から選出する。 ３　議長は、議長団がこれを定める。 （決議） 第 17 条　総会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 ２　前項前段の場合において、議長は会員として決議に加わることはできない。 ３　第１項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。 (1) 会員の除名 (2) 監事の解任 (3) 定款の変更 (4) 本会の解散 (5) 事業の一部譲渡 (6) その他法令に定められた事項 ４　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条第１項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。 （委任）	**総会の構成員（議決権付与）は「正会員」のみとすることから、議長団は「正会員」から選出する。** **総会の構成員（議決権付与）は「正会員」のみとすることから、決議事項については「正会員」の数で決議する。**

第 18 条　やむを得ない理由のため総会に出席できない**正会員**は、他の**正会員**又は理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、表決を委任した者は出席したものとみなす。	第 18 条　やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、他の会員又は理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、表決を委任した者は出席したものとみなす。	**総会の構成員（議決権付与）は「正会員」のみとすることから、欠席する場合の委任は「正会員」のみとする。**
第 19～50 条　（略）	第 19～50 条　（略）	
（事業報告及び決算） 第 51 条　本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。 (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書（正味財産増減計算書） (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書 (6) 財産目録 (7) 資金調達及び設備投資の実績を記載した書類 ２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、通常総会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。 ３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び**正会員**名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。 (1) 監査報告 (2) 理事及び監事の名簿 (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類 (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類 ４　第１項各号（第７号を除く。）及び前項各号の書類並びに**正会員**名簿は、当該事業年度経過後、３か月以内に行政庁に提出	（事業報告及び決算） 第 51 条　本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。 (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書（正味財産増減計算書） (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書 (6) 財産目録 (7) 資金調達及び設備投資の実績を記載した書類 ２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、通常総会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。 ３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。 (1) 監査報告 (2) 理事及び監事の名簿 (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類 (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類 ４　第１項各号（第７号を除く。）及び前項各号の書類並びに会員名簿は、当該事業年度経過後、３か月以内に行政庁に提出	**公益法人法上、本会を運営する会員（議決権のある）は「正会員」のみとすることから、公益法人法上、備え付けておかなければならない名簿の記載対象は「正会員」のみとする。**

しなければならない。 5　貸借対照表は、通常総会終結後遅滞なく公告するものとする。 第 52～60 条　（略） **附則** **1　令和 5 年 6 月 16 日から施行する。※名誉会員及び賛助会員の創設**	しなければならない。 5　貸借対照表は、通常総会終結後遅滞なく公告するものとする。 第 52～60 条　（略）	**令和 5 年度通常総会の承認日をもって施行日とする。**

■定款細則新旧対照表

改正（案）	現行	説明
第１条（略） （入会の手続） 第２条　**正会員**になろうとする者は、本会の指定する手続きにより、入会の申込みをしなければならない。 ２　会長は、入会の申込み並びに入会金及び当該年度の会費の納入を受けたときは、申込者について定款第５条に定める資格要件を満たしていることを確認したうえで、**正会員**名簿に登録しなければならない。 ３　申込者は、**正会員**名簿に記載された日から**正会員**としての資格を取得するものとする。 ４　定款第９条の規定により除名された者は、総会におけるすべての**正会員**の３分の２以上の同意がなければ、再び**正会員**になることはできない。 （退会の手続） 第３条　会員が退会しようとするときは、**会長が別に定める退会届を会長に提出しなければならない。なお、正会員が退会しようとするときは、**会員証を添えて申し出なければならない。 ２　前項の場合、**会員**は、退会届を提出した日をもって、**会員**の身分を喪失する。 ３　第１項の申出を受けたときは、会長は、当該**正会員**について**正会員**名簿の登録を抹消	第１条（略） （入会の手続） 第２条　会員になろうとする者は、本会の指定する手続きにより、入会の申込みをしなければならない。 ２　会長は、入会の申込み並びに入会金及び当該年度の会費の納入を受けたときは、申込者について定款第５条に定める資格要件を満たしていることを確認したうえで、会員名簿に登録しなければならない。 ３　申込者は、会員名簿に記載された日から会員としての資格を取得するものとする。 ４　定款第９条の規定により除名された者は、総会におけるすべての会員の３分の２以上の同意がなければ、再び会員になることはできない。 （退会の手続） 第３条　会員が退会しようとするときは、本会の指定する手続きにより、会員証を添えて申し出なければならない。 ２　前項の場合、会員は、退会届を提出した日をもって、会員の身分を喪失する。 ３　第１項の申出を受けたときは、会長は、当該会員について会員名簿の登録を抹消しな	**定款改正に伴い、公益法人法上、本会を運営する会員（議決権のある）は「正会員」のみとすることから、定款細則上、これまで「会員」という表記を「正会員」と変更する。**

しなければならない。 第４～５条（略） （入会金） 第６条　**正会員**の入会金の額は、12,000 円とする。 （会費） 第７条　本会の**正会員の**会費は、年額 5,000 円とする。 第８～20 条（略） （役員の選出） 第 21 条　理事及び監事（監事のうち１名を除く。）は、総会において**正会員**の中から**正会員**が選出する。 （選挙管理委員会） 第 22 条　理事及び監事の選挙を公正に執行するため、選挙管理委員会を設置する。 ２　議長は、総会において、**正会員**の中から次年度における選挙管理委員３人を定める。 ３　選挙管理委員会の委員長は、委員の互選による。 （役員候補者） 第 23 条　理事及び監事に立候補しようとする者は、**正会員**５名以上の推薦を受けて選挙管理委員会が告示した受付期間内に届け出なければならない。 ２　第 31 条に定める推薦委員会は、**正会員**の中から同一役職について改選数以上の候補者を推薦するものとし、その推薦名簿を選挙管理委員会に通常総会の２か月前までに送付しなければならない。 ３　選挙管理委員会は、前２項の役員の立候補者と推薦名簿を通常総会の１か月前までに**正会員**に告示しなければならない。 第 24～26 条（略） （当選） 第 27 条　**正会員**会員の過半数の賛成を得た者から得票の多い順に員数の枠に達するまでの者を当選人とする。なお、得票数が同じであるときは、議長がくじでこれを定める。 第 28～30 条（略）	ければならない。 第４～５条（略） （入会金） 第６条　会員の入会金の額は、12,000 円とする。 （会費） 第７条　本会の会費は、年額 5,000 円とする。 第８～20 条（略） （役員の選出） 第 21 条　理事及び監事（監事のうち１名を除く。）は、総会において会員の中から会員が選出する。 （選挙管理委員会） 第 22 条　理事及び監事の選挙を公正に執行するため、選挙管理委員会を設置する。 ２　議長は、総会において、会員の中から次年度における選挙管理委員３人を定める。 ３　選挙管理委員会の委員長は、委員の互選による。 （役員候補者） 第 23 条　理事及び監事に立候補しようとする者は、会員５名以上の推薦を受けて選挙管理委員会が告示した受付期間内に届け出なければならない。 ２　第 31 条に定める推薦委員会は、会員の中から同一役職について改選数以上の候補者を推薦するものとし、その推薦名簿を選挙管理委員会に通常総会の２か月前までに送付しなければならない。 ３　選挙管理委員会は、前２項の役員の立候補者と推薦名簿を通常総会の１か月前までに会員に告示しなければならない。 第 24～26 条（略） （当選） 第 27 条　出席会員の過半数の賛成を得た者から得票の多い順に員数の枠に達するまでの者を当選人とする。なお、得票数が同じであるときは、議長がくじでこれを定める。 第 28～30 条（略）	

（推薦委員会の設置） 第 31 条　本会に推薦委員会をおく。 ２　推薦委員会は、本会の理事及び監事、推薦委員並びに日本看護協会の代議員及び予備代議員の改選に際し、その候補者の推薦に関する事項をつかさどる。 ３　推薦委員会は、９名をもって構成する。 ４　推薦委員は、総会において**正会員**から選任する。 ５　推薦委員の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。 ６　推薦委員のうち１名を委員長とし、推薦委員の互選によって、これを選任する。 ７　推薦委員会は、候補者を推薦しようとするときは、予め本人の承諾を得て推薦しなければならい。 ８　通常総会のために候補者を推薦しようとするときは、少なくとも総会の２か月前までに候補者名簿を会長に送付しなければならない。 （法人会員及び正会員） 第 32 条　本会は、日本看護協会の法人会員となるものとする。 ２　本会の**正会員**は、本会を通じて日本看護協会の正会員となる。 **なお、名誉会員で日本看護協会に正会員として加入を申請する者についても、本会を通じて日本看護協会の正会員となる。（但し、日本看護協会名誉会員は除く。）** 第 33～38 条（略） **附則** **１　この細則は、令和５年６月 16 日から施行する。※名誉会員及び賛助会員の創設**	（推薦委員会の設置） 第 31 条　本会に推薦委員会をおく。 ２　推薦委員会は、本会の理事及び監事、推薦委員並びに日本看護協会の代議員及び予備代議員の改選に際し、その候補者の推薦に関する事項をつかさどる。 ３　推薦委員会は、９名をもって構成する。 ４　推薦委員は、総会において会員から選任する。 ５　推薦委員の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。 ６　推薦委員のうち１名を委員長とし、推薦委員の互選によって、これを選任する。 ７　推薦委員会は、候補者を推薦しようとするときは、予め本人の承諾を得て推薦しなければならい。 ８　通常総会のために候補者を推薦しようとするときは、少なくとも総会の２か月前までに候補者名簿を会長に送付しなければならない。 （法人会及び正会員） 第 32 条　本会は、日本看護協会の法人会員となるものとする。 ２　本会の会員は、本会を通じて日本看護協会の正会員となる。 第 33～38 条（略）	

報　告　事　項　1

令和４年度　事業報告

※事業内容の【重】は重点事業、【新】は新規事業

1　教育・研修等による看護の質の向上に関する事業（公益目的事業）

事　業　項　目	実　　績
1)新人看護教育に関する事業	
(1) 新人看護職員卒後臨床研修	
①多施設合同研修	・7 研修　8 日間 延 582 名
②新人助産師他施設研修	・1 研修　5 日間 延 102 名
③新任保健師研修	・1 研修　1 日間 7 名
④新人看護職員研修責任者研修	・1 研修　3 日間 延 36 名
⑤新人看護職員指導者研修	
・教育担当者研修	・1 研修　3 日間 延 121 名
・実地指導者研修	・1 研修　4 日間 延 140 名
2)継続教育に関する事業	
(1) 継続教育研修	
①新入看護職員研修	・1 研修 1 日間　　オンデマンド配信視聴 121 回
②ブラッシュアップ教育研修	
a)皮膚・排泄ケア	・1 研修　4 日間 延 415 名
ストーマケア	・1 研修　1 日間　45 名
b)感染看護（基礎編）	・1 研修　2 日間 延 210 名
感染管理（実践編）	・1 研修　2 日間 延 182 名
c)救急看護【重 1-1】	・1 研修　1 日間 延 1,385 名
d)看護研究Ⅰ	・1 研修　1 日間　25 名
看護研究Ⅱ	・1 研修　2 日間 延 30 名
看護研究Ⅲ	・1 研修　1 日間　11 名
e) 摂食嚥下	・1 研修　1 日間　40 名
f)患者からの暴言・暴力への対応	・1 研修　1 日間　622 名
g)心不全看護	・1 研修　1 日間　649 名
h)高齢者の特徴を捉えた暮らしの支援	・1 研修　1 日間　638 名
i)がん化学療法を受ける患者の看護	・1 研修　1 日間　630 名
j)看護職の為のストレスマネジメント	・1 研修　1 日間　621 名
k)アドバンス・ケア・プランニング	・1 研修　1 日間　643 名
l)看取りの看護	・1 研修　1 日間　666 名
m)いまこそ学ぼう！看護師と法の関係	・1 研修　1 日間　645 名
n)多職種協働でおこなう入退院支援	・1 研修　1 日間　674 名
o)論理的なレポート・論文・看護記録の書き方【重 1-1】	・1 研修　1 日間　717 名
p)高齢者のｴﾝﾄﾞ･ｵﾌﾞ･ﾗｲﾌを支える包括的研修【重 1-1】	・1 研修　2 日間 延 80 名
q)事例検討会ファシリ技術と保健師記録の情報開示（中堅期保健師研修）	・1 研修　1 日間　14 名
r)ファシリテーション研修【重 1-1・新】	・1 研修　1 日間　663 名
s)看護管理者のためのデータ管理と活用術	・1 研修　1 日間　616 名
t)看護管理者導入講座　ﾘｰﾀﾞｰｼｯﾌﾟ研修【重 1-1】	・2 研修　2 日間 延 715 名
u)看護倫理・理論・ケアリング【重 1-1・新】	・1 研修　1 日間　53 名
v)特定行為研修修了者のスキルアップ研修ー臨床判断力を高める特定行為ー【重 1-4・新】	・1 研修　1 日間　11 名
w)特定行為研修修了者の活躍を支える仕組み	・1 研修　1 日間　9 名

ー看護管理者に求められるｻﾎﾟｰﾄー【重 1-4・新】	
x)2022 年度ｼﾞｪﾈﾗﾘｽﾄ育成ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ【新】	・8 研修　9 日間 延 283 名
y)オンデマンドセット配信【新】	・15 研修　推定 延 9,163 名
(2) 資格認定教育研修【重 1-3】	
①ファーストレベル研修	・1 研修　22 日間　1 回 85 名
②セカンドレベル研修	・1 研修　36 日間　1 回 35 名
③サードレベル研修	・1 研修　36 日間　1 回 15 名
④認定看護管理者フォローアップ研修	
a)ファーストレベル	・1 研修　1 日間　42 名
b)セカンドレベル	・1 研修　1 日間　21 名
c)サードレベル	・1 研修　2 日間 延 43 名
(3) その他資格研修	
①実習指導者講習会	・1 研修　17 日間 延 1,586 名
②実習指導者講習会特定分野	・1 研修　7 日間 延 83 名
③実習指導者講習会フォローアップ研修	・1 研修　1 日間　28 名
④茨城県看護職員認知症対応力向上研修	・3 研修　5 日間 延 271 名
⑤認知症高齢者の看護実践に必要な知識	・1 研修　2 日間 延 154 名
⑥精神科訪問看護基本療養費算定要件研修会	・1 研修　3.5 日間 延 65 名
⑦災害支援ナースⅠ	・1 研修　2 日間 延 42 名
⑧災害支援ナースⅡ	・1 研修　1 日間　16 名
⑨災害支援ナースフォローアップ	・1 研修　1 日間　18 名
3)介護施設・在宅ケアの支援に関する事業【重 3-1】	
(1) 訪問看護支援事業	
①訪問看護推進協議会の開催	・3 回開催
②訪問看護入門プログラム	・1 研修　2 日間 延 24 名
③訪問看護師養成講習会	・1 研修 e ラーニング 13 単位　8 日間 延 71 名
④訪問看護ステーション管理者研修、 フォローアップ研修	・1 研修　5 日間 延 34 名 ・1 研修　1 日間　4 名
⑤訪問看護師指導者研修	・1 研修　4 日間 延 24 名
⑥訪問看護専門分野研修	・4 研修　5～6 日間 延 185 名
⑦訪問看護連携研修	・1 研修　6 日間 延 66 名
(2) 高齢者の権利擁護に関する教育研修	
①看護実務者研修	・1 研修　2 日間 延 111 名
4)看護研究の充実に関する事業	
(1) 茨城県看護研究学会	・1/22web 配信　参加者数 284 名・発表演題数 38 題
5)看護の質の保証の推進に関する事業	
(1) 委員会活動・地区活動による看護の質の保証	
①職能委員会活動	
a)保健師職能委員会	**【資料 2】**
b)助産師職能委員会	**【資料 3】**
c)看護師職能委員会Ⅰ	**【資料 4】**
d)看護師職能委員会Ⅱ	**【資料 5】**
②常任委員会活動	
a)看護労働改善事業委員会	**【資料 6】**
b)教育委員会	**【資料 6】**
c)業務委員会	**【資料 6】**
d)広報委員会	**【資料 6】**
e)学会委員会	**【資料 6】**
f)認定看護管理者教育運営委員会	**【資料 6】**
g)医療・看護安全対策推進委員会	**【資料 6】**
h)災害看護委員会	**【資料 6】**
③特別委員会活動	
a)倫理審査委員会	・審査依頼　無し
④地区活動	
a)地区 ・水戸地区	**【資料 7】**

・日立地区	**【資料 7】**
・常陸太田・ひたちなか地区	**【資料 7】**
・鹿行地区	**【資料 7】**
・土浦地区	**【資料 7】**
・つくば地区	**【資料 7】**
・取手・竜ヶ崎地区	**【資料 7】**
・筑西・下妻地区	**【資料 7】**
・古河・坂東地区	**【資料 7】**
⑤委員会企画研修	
a)保健師職能委員会企画研修	
・事例検討会：初級	・新型コロナウイルス感染拡大のため中止
・複雑・多重課題事例検討会	・新型コロナウイルス感染拡大のため中止
b)助産師職能委員会企画研修	
・周産期における意思決定支援	・1 研修　1 日間　12 名
・今さら聞けない分娩介助技術（フリースタイル・手技）と母乳支援	・1 研修　1 日間　23 名
c)看護師職能委員会Ⅰ企画研修	
・新任看護師長フォローアップ研修	・1 研修　1 日間　10 名
d)看護師職能委員会Ⅰ・Ⅱ合同企画研修	
・緩和ケアにおける ACP の考え方	・1 研修　1 日間　15 名
e)看護師職能委員会Ⅱ企画研修	
・魅力的な訪問看護ステーションの運営と人材育成	・1 研修　1 日間　16 名
f)災害看護委員会企画研修（再掲）	**【資料 6】**
(2) 医療・看護安全対策の推進	
①医療事故調査制度支援団体活動	
(3)看護基礎教育機関等との連携【重 1-2】	
①看護教員を対象としたｱｸﾃｨﾌﾞﾗｰﾆﾝｸﾞ研修	・1 研修　1 日間　28 名
②行政・教育機関との意見交換	・9/12「看護師基礎教育を考える会」
③実習生受け入れ（訪問看護・看多機）	【土浦】延べ 154 日間　83 名 【鹿嶋】延べ 18 日間　16 名 【絆】　延べ 43 日間　19 名
(4)准看護師の資質向上のための支援	・1 研修　1 日間　11 名
6)図書室サービスの充実に関する事業	
(1) 図書サービスの充実	・利用者　64 名 ・貸出図書　61 冊 ・受入図書　84 冊 ・蔵書数　8,030 冊 ・雑誌　13 誌 ・メディカルオンライン ﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ数：14 件

2　看護職の労働環境等の改善及び就業促進による県民の健康及び福祉の増進に関する事業（公益目的事業）

事　業　項　目	実　　績
1)看護職の就業支援に関する事業	
(1) ナースセンター事業　【重 2-3】	**【資料 16】**
①無料職業紹介・就業相談	・相談員　1～2 名/日で対応
a)就業斡旋	・求職者数　延 3,251 名
b)就業希望者に対する相談支援	・求人票数　延 8,548 名
c)看護職員確保及び定着促進に関する相談支援	・求人募集人数　延 18,434 名 ・就職者数　延 266 名
d)NCCS システムによる求人・求職情報の登録・管理・支援及びデータ分析	・業務件数（県央のみ） 求職　3,918 件　　求人　3,582 件 進路　16 件　　届出　584 件 研修　423 件　　その他 6,095 件
e)求人・求職実態調査	

f)看護相談員会議の開催	・書面開催
g)関係機関との連絡調整、情報交換	・5 地域合同会議 6/30　16 名、3/20　17 名 ・医療人材課との打ち合わせ 3/6　4 名、3/23　4 名
h)ナースセンター機能強化 ・多様なキャリア支援に対応する相談体制	○出張ナースバンク ・土浦ハローワーク 12 日間　相談者 47 名 ・水戸ハローワーク 2 日間　相談者 14 名 ・筑西・下妻地区会員会 1 日間 ・石岡ハローワーク 1 日間　相談者 4 名 ・神栖市　2 日間　相談者 4 名
②中央ナースセンターとの連携	・都道府県看護協会看護労働担当者会議　2 名 ・ナースセンター事業担当者会議　2 名 ・「広域人材調整事業」情報共有ツールに関する説明会　3 名 ・2022 年「看護の日・看護週間」事業　PR バス企画に関する実施報告会　2 名 ・看護業務の効率化試行支援事業　1 名 ・都道府県ナースセンター就業相談員研修（労働法）2 名 ・コロナ対応相談・研修事業の情報交換会　1 名 ・診療報酬改定オンライン説明会　2 名 ・第 8 次医療計画策定に向けたデータ活用と分析に関する研修会　3 名 ・看護職員の賃金制度の抜本見直しに関する緊急勉強会　3 名 ・「看護業務効率化先行事例アワード 2022」表彰式・事例報告会　4 名 ・地域に必要な看護職確保推進事業 2022 年度事業報告及び 2023 年度事業説明会　2 名 ・看護職員の賃金制度の抜本的見直しに関する勉強会 34 名
③ナースセンター事業の広報強化 ・ナースセンターだより・求人情報発行 ・ナースセンターホームページの活用 ・ナースセンターキャラクター「はぴなちゃん」の活用 ・ラッピングバス ・ソーシャルネットワークサービス（SNS）の活用（Twitter・Facebook・Instagram・YouTube） ・デジタルサイネージ	 ・4 回発行(求人情報同封) ・アクセス数　29,504 件 ・5/10　PR バス出発式 ・5/15　看護の祭典 ・11/6　中外製薬 ・運行中 水戸市内、茨城町、大洗町、城里町、内原町、常陸大宮エリアを日替わりで運行 ・Twitter　58 回、Facebook　64 回 ・Instagram　70 回、YouTube　3 回 ・ＡＤビジョン　JR 水戸駅改札外コンコース
④ナースセンター運営委員会の開催	・第 1 回 11/22　11 名　・第 2 回 3/9　12 名
⑤ナースセンター職員の質の向上	・クレーム電話対応講座オンラインセミナー（一般）2 名 ・クレーム電話対応講座オンラインセミナー(管理者)1 名 ・都道府県ナースセンター就業相談研修※再掲 ・キャリアコンサルティング研修　4 名 ・母性健康管理研修会　2 名 ・オンライン実務者セミナー「医療従事者の働き方を学ぶ」 ・職業紹介責任者講習 ・AED 研修　6 名 ・職業紹介責任者講習　1 名 ・企業人権啓発講演会　1 名

<table>
<tr><td></td><td>・生産性向上支援訓練
「成果を上げる業務改善」　1名</td></tr>
<tr><td>(2) 再就業支援事業
①カムバック支援セミナー</td><td>・講義研修　4日間
県南地域　11名　県央地域　13名
県西地域　中止
・シミュレーション研修　1日間
県南地域　8名　県央地域　11名
・実務研修　2名</td></tr>
<tr><td>②カムバック支援セミナー(フォローアップ研修)</td><td>・1研修　1日　11名</td></tr>
<tr><td>③看護職のセカンドキャリア支援</td><td>・1研修　1日　8名</td></tr>
<tr><td>④シミュレーション教育を活用した就業支援</td><td>※再掲</td></tr>
<tr><td>⑤輸液・採血コーナーの活用</td><td>・実施者22名</td></tr>
<tr><td>⑥潜在看護職員再就業推進事業研修</td><td>※再掲</td></tr>
<tr><td>(3) 魅力ある職場づくり支援事業</td><td></td></tr>
<tr><td>①定着促進コーディネーター派遣事業</td><td>・電話相談　24件　　・施設訪問　23件
・相談件数　6件　　・出前講座　1件</td></tr>
<tr><td>②管理者等研修</td><td>・6研修　9日間　422名</td></tr>
<tr><td>(4) 健康で安全な職場（ヘルシーワークプレイス）の実現に向けた支援【重2-1】
①健康で安全な職場（ヘルシーワークプレイス）普及のための研修
②定着コーディネーターの活用推進
③茨城県医療勤務環境改善支援センターとの連携</td><td>・看護業務の効率化先進事例アワード2022の広報周知
・優良健康企業、団体の取り組み紹介
・茨城カウンセリングセンターの活用
・社会保険労務士の活用
・訪問型ワークショップの開催</td></tr>
<tr><td>(5) タスクシフト／タスクシェアの理解と促進【重2-2・新】
①働き方改革について周知
②地域で働く看護職への支援
・医療的ケア児の生活支援に関わる看護職への支援
③看護補助業務の周知
・ハローワーク、福祉人材センターとの連携
④看護補助者研修</td><td>※再掲
①9/30
②1研修　2日間
・オンライン　71名
・演習　23名
③1研修　1日間　20名

④1研修　1回　29名</td></tr>
<tr><td>(6) 看護職員就業相談員派遣面接事業</td><td>・書面開催</td></tr>
<tr><td>①ハローワークとの連携強化</td><td>・看護の仕事相談会
＊（　）昨年同時期数
<table>
<tr><th>地域</th><th>回数</th><th>相談件数</th></tr>
<tr><td>水戸</td><td>12（12）</td><td>77（80）</td></tr>
<tr><td>日立</td><td>4（4）</td><td>11（11）</td></tr>
<tr><td>筑西</td><td>3（3）</td><td>2（1）</td></tr>
<tr><td>土浦</td><td>12（12）</td><td>59（55）</td></tr>
<tr><td>石岡</td><td>3（3）</td><td>1（5）</td></tr>
<tr><td>常陸大宮</td><td>4（4）</td><td>4（5）</td></tr>
<tr><td>龍ケ崎</td><td>4（4）</td><td>18（6）</td></tr>
<tr><td>高萩</td><td>4（4）</td><td>1（1）</td></tr>
<tr><td>常陸鹿嶋</td><td>2（2）</td><td>0（4）</td></tr>
<tr><td>計</td><td>48（48）</td><td>173（167）</td></tr>
</table>
・連携者:64名（水戸:17名、土浦:47名）</td></tr>
<tr><td>(7) 看護師等届出制度普及事業</td><td>【資料16】
登録者数　505名　追跡調査　回答率27.8%</td></tr>
<tr><td>(8) 地域就業支援事業</td><td>・相談件数
<table>
<tr><th></th><th>求職</th><th>求人</th><th>進路</th><th>届出</th><th>研修</th><th>その他</th><th>計</th></tr>
<tr><td>県北</td><td>226</td><td>78</td><td>7</td><td>0</td><td>0</td><td>133</td><td>444</td></tr>
<tr><td>鹿行</td><td>159</td><td>69</td><td>8</td><td>2</td><td>163</td><td>407</td><td>808</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

(9) 新型コロナウイルス感染症対応 看護職員等人材調整事業（県委託）※県内対象 新型コロナウイルス感染症対応 看護職員等人材調整事業（日看協委託） 「広域人材調整事業」※県外対象 新型コロナウイルス感染症対応 潜在看護職研修・相談事業	※再掲

県南	998	336	8	0	52	392	1,786
県西	219	122	0	2	66	360	769
計	1,602	605	23	4	281	1,292	3,807

2)看護人材養成啓発に関する事業	
(1) 看護人材養成啓発	
①一日看護体験事業	・1回　120日間　56施設　916名
②高等学校進路指導担当者会議	・1回　41校　41名
③看護の出前授業事業	・実施校18校
④いばらき看護職合同進学・就職説明会事業	・1回　　・参加ブース46施設 ・国家試験対策講座　35名 ・説明会参加者　110名
3)看護職員人材確保支援に関する事業	
(1) 助産師出向支援事業の拡大	**【資料20】** ・出向者　3名 ・出向事業参加意向調査 県内助産師在籍施設（分娩取扱いに関わらず）51施設・開業助産師（茨城県助産師会に登録している保健指導・助産所部会会員）66名・県内看護師・助産師等養成機関22校

3　看護業務の調査委研究及び情報収集並びに制度の改善への提言に関する事業（公益目的事業）

事　業　項　目	実　　績
1)看護業務の調査研究・情報収集に関する事業	
(1) 看護業務の調査研究・情報収集　【重4-3】 **・准看護師に関する政策の調査・検討【新】**	・保健師職能委員会（再掲） ・助産師職能委員会（再掲） ・看護師職能委員会Ⅰ（再掲） ・看護師職能委員会Ⅱ（再掲） ・准看護師に関する実態調査 調査対象　本会の准看護師会員929名 有効回答数235名回収率　28.2% ・看護労働改善事業委員会（再掲） ・業務委員会（再掲） ・医療・看護安全推進対策委員会（再掲）
2)看護制度の改善への提言に関する事業	**【資料15】**
(1) 茨城県・関係団体等への要望活動【重4-3】	・いばらき自民党へ要望書7/8提出 ・県議会保健福祉医療委員会による調査　10/13提出 ・茨城県へR5予算要望書　12/7提出
(2) 茨城県（保健医療部）との意見交換【新】	・茨城県（保健医療部）との懇談会開催　8/8　14名

4　健康相談、情報提供等による地域住民の健康と福祉に関する事業（公益目的事業）

事　業　項　目	実　　績
1)健康相談・啓発等の事業	
(1) まちの保健室事業　【重3-2】	○なんでも健康相談の開設(水・木9：30～16：30) ・計測　846件、電話　25件、面談　42件 ○健康教育　シルバーリハビリ体操教室　392名 ○フレイル予防：日本列島縦断の旅YYバーチャルウォーキング　103名、お手玉選手権40名 ○一般市民による作品展示：「端午の節句展」「古布リメイク展」「お歳暮展」「アートフラワー展」「つる

	し雛展」 ○ワークショップ（一般募集）「数珠玉でアクセサリー」「ミニ雛を作ろう」34 名 ○ともに歩む認知症の会　定例：12 回　延 155 名 市民講座：約 300 人 ○広報：まちの保健室ニュースの発行・市民センター掲示・ミニコミ誌・新聞掲載等
(2) 母子保健に関する事業	
①母子保健センター運営事業	**【資料 17】**
a)発達相談事業	・発達相談　12 回　延 54 名 ・個別相談　計 72 回　延 243 名 ・育児相談　149 件 ・発達相談・個別相談の予約について　106 件
b)発達障害児の早期発見・発達支援推進研修	・1 研修　1 回　72 名
c)市町村への巡回相談の実施	・市町村のニーズに応え臨床心理士の派遣　延 10 件
(3) ナースボランティア事業	
2)地域包括ケアシステム推進事業	
(1) 地域連携の実態調査（看→看連携） 【重 3-1・新】	・「令和 4 年度地区意見交換会」において看看連携の実態調査を実施　12/2
3)がん対策推進強化事業	
(1) いばらきがん患者トータルサポート事業	**【資料 18】**
4)広報啓発に関する事業	
(1) 看護いばらき発行	・年 4 回発行
(2) 県民への広報強化	
①ホームページ運営	・アクセス件数　57,632 件
5)「看護の心」普及啓発事業	
(1) 看護の祭典	・5/15 ザ・ヒロサワ・シティ会館 参加者 706 名（来場者 320 名、ライブ配信アクセス数 386 回）
6)災害時の看護支援活動に関する事業	
(1) 災害看護支援体制の充実	
①災害支援ナース登録の推進	・登録者 153 名（有効者）登録施設 59 施設
②茨城県総合防災訓練への参加 ・茨城県との災害支援協定の運用	
③水戸市との災害支援協定の運用	
④ＪＭＡＴ茨城研修会への参画	・1 回　14 名
⑤日本看護協会との災害支援ナース派遣調整合同訓練	・中止
⑥災害パンデミック等に対する支援体制の強化 【重 4-4】	・業務継続計画の周知・訓練

5　地域ケアサービスを実施する訪問看護ステーション等の設置及び運営（公益目的事業）

事　業　項　目	実　　績
1)訪問看護サポートセンター事業	
(1) 県央訪問看護サポートセンター事業	・相談件数　24 件
(2) 県南訪問看護サポートセンター事業	・相談件数　54 件
2)訪問看護ステーション等の設置及び運営に関する事業	
(1) 土浦訪問看護ステーション運営事業	**【資料 21】**
①訪問看護事業	①訪問看護実利用者人数 1,596 名
②居宅介護支援事業	②居宅介護支援ケアプラン　作成件数　235 名
(2) 鹿嶋訪問看護ステーション運営事業	**【資料 22】**
①訪問看護事業	①訪問看護実利用者人数　1,084 名
②居宅介護支援事業	②居宅介護支援ケアプラン作成件数　1,193 名
(3) 看護小規模多機能型居宅介護事業所絆 ・訪問看護ステーション絆運営事業	**【資料 23】【資料 24】**

①訪問看護ステーション　絆	①訪問看護実利用者人数　361 名
②居宅介護支援事業	②居宅介護支援ケアプラン作成件数　219 名
③看護小規模多機能型居宅介護事業所　絆	③看多機実利用者人数　236 名
(4) 協会立看護小規模多機能型居宅介護事業所等の運営・経営【重 4-2】	・2 回開催

6　その他本会の目的を達成するために必要な事業（法人管理事業）

事　業　項　目	実　　績
1)円滑な組織運営	
(1) 総会	
①通常総会	・6/17 ザ・ヒロサワ・シティ会館大ホール ・会員総数 14,760 名（6/1 現在会員数） 出席会員数　179 名、委任状　11,719 名 役員数　　21 名、合計　11,919 名 ・提出議題 3 題
②職能集会	・6/18　3 職能合同集会 ・場所オンライン（zoom）開催 職能委員　27 名（会場）、　オンライン 53 名
(2) 理事会	
①理事会	・7 回
②常務理事会	・3 回
(3) その他諸会議	
①常任委員会委員長会議	・１回
②推薦委員会	・3 回
③選挙管理委員会	・1 回
④新理事オリエンテーション	・1 回
(4) 職員福利厚生	
①福利厚生事業	
②職員研修事業	・12 研修　73 名
(5) 協会内防災対策の整備	・避難訓練 1 回 31 名
(6) 教育環境の整備・拡充	・館内の電子掲示板の交換　（故障により）
(7) 諸費	・愛の募金など
2)会員に対する福利厚生等事業	
(1) 福利厚生事業	
①会員に対する情報提供及び意見収集体制の充実	・「地区意見交換会」9 地区を 1 回にまとめ、本部、web 参加にて開催　延 159 名
②会員相互の親睦の促進	・新型コロナウイルス感染症拡大予防のため中止
③会員及び当協会関係者に対する慶弔見舞	・会員弔慰金 7 名,名誉会員 1 名　計 8 名
④茨城県看護協会長表彰等事業	・52 名(保 5 名、助 3 名、看 44 名)
(2) 看護職賠償責任保険制度の加入促進・相談事業	・日本看護協会会員を対象として任意加入制度
①医療安全・医療事故に係る相談対応	
②医療安全に係る情報提供等、医療事故予防啓発活動	
③看護職賠償保険制度への対応	・入会・再入会会員への送付　480 部
(3) 新会員情報管理体制の普及啓発	・入会・再入会希望者に日看協発行カードを同封
3) 組織力強化	
(1)会員の入会率 50%以上の保持【重 4-1】 ①看護学生に向けた看護協会事業の PR ②非会員施設への訪問【新】 ③退職後の入会継続 ④会員特典	※再掲 ・看護学生版　2/16 発行 ・施設退職者を個人会員へ変更し継続案内送付 441 名 ・退職者へ協会から切れ目のない案内をする体制づくり
(2)看護政策を推進するための組織基盤の強化【重 4-3】 ①委員会活性化 ②医療関連団体等との看護政策の調査・検討	※再掲

③准看護師に関する政策の調査・検討 **④地区会員のネットワークの構築**	
4)日本看護協会等との連携	
(1) 諸会議への参加	
①総会・職能別交流会	・6/8　通常総会 ・6/9　全国職能交流集会
②理事会	・6回
③法人会員会（中央）	・5回
④代議員及び予備代議員研修会	・5/20　28名
⑤全国職能委員長会	・2回
⑥地区別法人会員会・地区別職能委員長会	・1回　4名
⑦都道府県看護協会政策責任者会議	・1回　2名
⑧都道府県看護協会看護労働担当者会議	・1回　4名
⑨都道府県看護協会事務担当者会議	・1回　3名
⑩新会員情報管理体制担当者会議	・1回
⑪訪問看護連絡協議会全国会議	・1回　1名
⑫全国准看護師制度担当役員会議	
⑬ナースセンター事業担当者会議	・1回　2名
⑭ナースセンター相談員研修	・1回　2名
⑮都道府県看護協会教育担当者会議	
⑯都道府県看護協会広報担当役員会議	・1回　1名
⑰医療安全推進会議	
⑱都道府県看護協会災害看護担当者会議	
⑲災害支援ナース派遣調整合同訓練	・中止
⑳全国看護基礎教育担当役員会議	・1回　1名
(2) 会員登録に関する業務	・各変更申請2,964件　・口座情報不備の返送165名
5)施設の貸与に関する事業	
(1) 茨城県保健衛生会館貸与事業	・医療連携4団体に事務室等として賃貸
(2) 「看護研修センター」研修室の貸出	○貸出 ・日本看護協会　6回 ・茨城県看護連盟　48回 ・茨城県栄養士会　18回 ・NPO法人ともに歩む認知症の会　12回 ・いきいきヘルス体操 21回 ・ひと・まちねっとわーく　97回 ・スピリチュアルケアワーカー協会　4回 ・茨城県介護福祉士会　2回 ・茨城県作業療法士会　1回 ・茨城県理学療法士会　6回 ・リハビリテーションケア学会　7回 ・茨城県保健医療部　1回 ・介護労働安定センター茨城支部　1回 ・茨城県訪問看護事業協議会　3回 ○空調リニューアル　5月31日完了

令和４年度　事業方針・重点事業
事業報告　（４月～3月）

重点政策：

〇専門職としてのキャリア継続の支援と
生涯学習の推進

〇看護職の働き方改革の推進

〇地域における看護提供体制の強化

〇組織基盤の強化

重点事業：

1　専門職としてのキャリア継続の支援と生涯学習の推進
1)質の高いジェネラリストナースの育成とキャリア発達を促進する教育の充実
2)看護基礎教育機関等との連携・課題解決に向けた取り組み
3)質の高い看護実践を推進する認定看護管理者教育の充実
4)特定行為研修修了者のビジョンの明確化と活躍の推進

2　看護職の働き方改革の推進
1)働き続けられる職場環境の実現に向けた支援
2)タスクシフト／タスクシェアの理解と促進
3)地域における看護職の就業及び復職支援

3　地域における看護提供体制の強化
1)住み慣れた地域で暮らすことへの支援
2)在宅医療を担う人材の育成・活用

4　組織基盤の強化
1)入会率50%以上の維持
2)協会立看護小規模多機能型居宅介護事業所等の運営・経営
3)看護政策を推進するための組織基盤の強化
4)災害・パンデミック等に対する支援体制の強化

1　専門職としてのキャリア継続の支援と生涯学習の推進

実　施　内　容

1　質の高いジェネラリストナースの育成とキャリア発達を促進する教育の充実

(1)教育研修によりあらゆる分野で活動する看護職の実践力の向上を図り、看護職のキャリア成熟（関心性、自律性、計画性）につながる支援をする。

(2)「看護管理者導入講座」・「論理的なレポートの書き方」等の研修の開催

2　看護基礎教育機関等との連携・課題解決に向けた取り組み

(1)教育機関・行政との意見交換の実施

3　質の高い看護実践を推進する認定看護管理者教育の充実

(1)ファースト・セカンド・サードレベル3教育課程の推進

(2)看護管理実践後のフォローアップ研修

4　特定行為研修修了者のビジョンの明確化と活躍の推進

(1)特定行為研修修了者の働き方や役割、院内の体制整備に関する研修

結果（成果）

1（1）今年度新たにジェネラリスト育成プログラムとオンデマンドセット配信を計画した。看護職の生涯学習の推進に努める。ジェネラリスト育成プログラム修了者は25名。
（2）「看護管理者導入講座」は、10/5（リーダーシップ研修）及び11/7（キャリアデザイン研修）に開催し、リーダーシップ研修は集合で81名、キャリアデザイン研修は集合で38名、オンデマンド形式で596名が受講した。「論理的なレポート」は、7/21に開催し、集合で99名、オンデマンド形式で619名が受講した。

2（1）「看護師基礎教育を考える会」を9/12に開催し、会場とZoom併せて101名が参加した。

3（1）ファーストレベルは、6/1に開講し、9/6に閉講（修了者84名）した。セカンドレベルは、6/10に開講し、10/19に閉講（修了者35名）。サードレベルは、9/15に開講し、12/23に閉講（修了者15名）。
（2）ファーストレベルフォローアップ研修は1/21に開催予定。セカンドレベルフォローアップ研修は12/21に開催し21名が受講した。サードレベルフォローアップ研修は7/20及び7/30に開催し、計43名が受講した。

4（1）「特定行為研修修了者の活躍を支える仕組み」を12/7からオンデマンド配信で開催し9名が受講した。「特定行為研修修了者のスキルアップ研修」を10/6に実施し集合で11名が受講した。

事業概要

●重点事業とした理由・背景

看護職を取り巻く変化の一つに、地域包括ケアシステムの構築が進み、医療も「病院完結型」から「地域完結型」へ移行している。看護の質の保証を目的とした看護職のキャリアに応じた継続教育に更に取り組んでいく必要がある。新たな社会のニーズに対応できる質の高い看護を提供していくためには、様々な場で勤務する看護職のキャリアアップのための支援を強化する必要があることから、本会としては、質の高いジェネラリストの看護師の育成を図っていく。看護の本質ともいえる「ケアリング」や「看護理論」の看護への適応を目的とした質の高いジェネラリストの看護師を育成するプログラムを開発し、職業キャリアを成熟させる支援が重要である。

また、特定行為に係る研修制度は2015年に開始したが、各施設で、その人材を活かしきれていない状況がある。特定行為研修修了者が自身の能力を発揮し、自組織において役割を遂行できるように自組織の環境を整え、特定行為研修終了後の継続学習の支援と知識・技術・態度のブラッシュアップのための支援を継続して行う必要がある。

看護基礎教育については教員としてのキャリアが描きにくいことや看護教員向けの研修など自己研鑽していくことが難しい環境であることから本協会としては「茨城型看護教員ラダー」の作成・活用へ向け、取り組んでいく。

看護管理者については、一昨年にサードレベルを開講して、コロナ禍おいてもオンラインを活用し、受講者の教育効果が下がらないように工夫しながら全課程を修了している。引き続き、多様なヘルスケアニーズを持つ個人・家族・地域住民に対して、質の高い組織的看護サービスを提供できるよう、認定看護管理者の育成に努める。また、看護管理者は課題解決のため幅広い研修へのニーズに対応する認定看護管理者教育課程の教育内容を補完する多くの研修の企画が必要である。

●実施内容

1)質の高いジェネラリストナースの育成とキャリア発達を促進する教育の充実
(1)教育研修によりあらゆる分野で活動する看護職の実践力の向上を図り、看護職のキャリア成熟（関心性、自律性、計画性）につながる支援をする。
(2)「看護管理者導入講座」・「論理的なレポートの書き方」等の研修の開催
2) 看護基礎教育機関等との連携・課題解決に向けた取り組み
(1)教育機関・行政との意見交換の実施
3)質の高い看護実践を推進する認定看護管理者教育の充実
(1)ファースト・セカンド・サードレベル3教育課程の推進
(2)看護管理実践後のフォローアップ研修
4)特定行為研修修了者のビジョンの明確化と活躍の推進
(1)特定行為研修修了者の働き方や役割、院内の体制整備に関する研修

2　看護職の働き方改革の推進

実　施　内　容

1　働き続けられる職場環境の実現に向けた支援
(1)健康で安全な職場（ヘルシーワークプレイス）推進の研修及び情報提供
(2)定着促進コーディネーターの活用推進
(3)茨城県医療勤務環境改善支援センターとの連携

2　タスクシフト／タスクシェアの理解と促進
(1)働き方改革について周知
(2)地域で働く看護職への支援　①医療的ケア児の生活支援に関わる看護職への支援
(3)看護補助業務の周知　①ハローワーク・福祉人材センターとの連携
(4)看護補助者研修

3　地域における看護職の就業及び復職支援
(1)ナースセンター相談体制の充実（県内5か所）　①求人施設訪問によるマッチング強化
(2)人生100年時代のキャリアプラン支援
(3)潜在看護師の就業支援　①未就業看護職への復職支援・相談（ワクチン接種業務にあたった看護職等）

結果（成果）

1（1）管理者等研修「看護職の健康と安全に配慮した労働安全衛生について学ぶ」（7/20会場4名、オンライン41名、計45名）Youtube35回再生
（2）・定着促進に向けた施設訪問及び電話相談、出前講座（施設訪問23件、電話相談24件、出前講座1件）
・看護職のための新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽに関する電話相談　6件
・定着促進ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀによる感染予防、ﾊﾗｽﾒﾝﾄ対策に取り組む施設への支援及び管理者研修（5/31会場6名、オンライン38名　計44名）
（3）10/21オンライン実務者セミナー「医療従事者の働き方改革を学ぶ」オンライン　1名

2（1）・病院訪問（施設23件）　・ホームページやSNS（Twitter・Facebook・Instagram）での情報提供
（2）医療的ケア児の受け入れ研修　11/24オンライン講習（参加者71名）　12/9演習（参加者23名）茨城県立医療大学
（3）・管理者等研修「看護補助者の活用推進のための研修」県央地区：6/28会場49名,7/5会場43名、県南地区：6/21会場49名 計141名
・ハローワーク連携「看護助手のお仕事セミナー」6/23　20名
・管理者等研修「これからのﾁｰﾑ医療と看護におけるﾀｽｸｼﾌﾄ･ﾀｽｸｼｪｱの理解」9/13会場8名、オンライン48名　計56名
（4）・日看協主催「補助者を対象とした標準研修」の周知　・看護補助者の質の向上研修　2/10（教育担当者12名、看護補助者17名）

3（1）・5地域合同会議（事例検討及び情報交換）・定着促進コーディネータとの施設訪問・地区会員会での周知・出張ナースバンク18回
・職員研修　・中央ナースセンターとの連携
（2）セカンドキャリア支援研修　3/2（参加者8名）
（3）・再就業支援研修（講義研修4日間、シミュレーション研修1日、実務研修、試用研修）参加者　県央13名、県南11名
・新型コロナウイルス感染症対応看護職の研修（医療安全・感染管理）　県央10/21　5名　　県南9/2　3名
・ｅ-ラーニングの活用8月～3月　64名　・基本的看護技術再研修（輸液・採血）15名

事業概要

●重点事業とした理由・背景

少子高齢社会になり人口減少が進んでいるなか、看護職数の減少も視野に入れなければならない。そのためには定年後も働き続けられる職場の開拓と支援、さらには看護職を目指そうとする中高生への職業紹介等の周知活動に取り組む。

タスクシフト／シェアの推進されているなか、看護職の業務負担が大きくならないような対策が求められている。その一つとして、かねてからから看護補助者へのタスクシフト／シェアに取り組んできた。しかし、看護の現場は看護補助者不足のため、本来の看護業務と周辺業務（清掃、片付け等）を担っている現状であった。今後は看護職と看護補助者が協働して看護を提供できるよう、看護補助者の研修と人材確保の支援をしていく。

令和2年から2年間は、すべての医療職が一丸となって新型コロナウイルス感染症の対策・対応に当たった。特に看護職へのワクチン接種等の役割期待は大きく、臨床から離れていた潜在看護職の就業支援に結び付いた。今後も新型感染症への対策は続くことを踏まえ体制整備をしていく。

●実施内容

1)働き続けられる職場環境の実現に向けた支援
(1)健康で安全な職場（ヘルシーワークプレイス）推進の研修及び情報提供
(2)定着促進コーディネーターの活用推進
(3)茨城県医療勤務環境改善支援センターとの連携
2)タスクシフト／タスクシェアの理解と促進
(1)働き方改革について周知
(2)地域で働く看護職への支援
①医療的ケア児の生活支援に関わる看護職への支援
(3)看護補助業務の周知
①ハローワーク・福祉人材センターとの連携
(4)看護補助者研修
3)地域における看護職の就業及び復職支援
(1)ナースセンター相談体制の充実（県内5か所）
①求人施設訪問によるマッチング強化
(2)人生100年時代のキャリアプラン支援
(3)潜在看護師の就業支援
①未就業看護職への復職支援・相談（ワクチン接種業務にあたった看護職等）

3　地域における看護提供体制の強化

実　施　内　容

1　住み慣れた地域で暮らすことへの支援

(1)まちの保健室の新たな展開
(2)地域連携の実態調査
　①看→看連携等

2　在宅医療を担う人材の育成・活用

(1)訪問看護支援事業の継続
(2)専門家活用の推進

結果（成果）

1（1）保健衛生会館内における「まちの保健室」開館（水・木9：30～16：30）地域住民へ「まちの保健室ニュース」広報を1回/月配布
・なんでも健康相談：電話・面談相談延67人　・まちの保健室利用者（ヘルスチェック）等：延789人
・日本列島YYバーチャルウォーキング開始（8/1～1/31）参加者103名
・ワークショップ「数珠玉でアクセサリー」参加者12名　「ミニ雛つくり」参加者22名　・古布リメイク展（先祖の想いを次世代に引き継ごう）・アートフラワー展・9月は循環器疾患予防月間（協力：茨城県栄養士会）（減塩を見直そう）
（2）現在調整中
①「令和4年度地区意見交換会」時の事前アンケート中で「看看連携について」実態調査を行い、12/2当日、好事例を発表

2（1）県委託事業の訪問看護支援事業の実施（訪問看護入門プログラム集合研修にて11名修了、訪問看護ステーション管理者フォローアップ研修　集合研修にて4名修了。訪問看護師養成講習会9名修了、訪問看護連携研修11名修了、訪問看護専門分野研修については小児・重症心身障がい児8名修了、難病11名修了、終末期10名修了、精神6名修了、
訪問看護管理者研修7名修了、訪問看護指導者研修6名修了）
（2）専門・認定看護師については訪問看護支援事業の研修に講師依頼、また、各施設から専門・認定看護師の依頼があったときは連携し派遣に繋げている。

事業概要

●重点事業とした理由・背景

2025年の医療・介護のニーズに対応する体制の構築は進んでおり、これまで以上に在宅医療を担う人材の育成に積極的に取り組んでいく必要がある。

更に2040年の社会情勢は、生産年齢人口の減少、高齢人口割合の上昇、一人暮らし等の孤立化などが進むと予想される。このような社会状況下で、看護職が地域の人々の健康と生活をどのように支えるかという視点で、看護提供体制のあり方をより一層強化していく取り組みが必要となる。地域包括ケアシステムは、すべての人々の生活を地域で支えるものであるとの考えであり、地域包括ケアシステムの推進により人々が疾病や障害を持って暮らすことになってもできるだけ生活の質を維持し、尊厳を持ってその人らしく生活できるよう、引き続き取り組み、また高齢者だけでなく、子どもを産み育てる人々、子ども、障害のある人々、すべての人々の生活を地域で支援する体制が必要である。そのためには地域における看看連携等の実態調査を行い、地域における保健師、助産師、訪問看護師等を育成し、他職種とも連携しながらその力を十分に発揮していく体制の構築を図る。

また、本会では、地域において「まちの保健室」を実施してきたが、このコロナ禍で開催できなかった現状をふまえ、地域性を重視した健康寿命の延伸、疾病予防、子育て支援ができるよう「まちの保健室」の新たな展開を検討していく。

●実施内容

1)住み慣れた地域で暮らすことへの支援
　(1)まちの保健室の新たな展開
　(2)地域連携の実態調査
　　①看→看連携等
2)在宅医療を担う人材の育成・活用
　(1)訪問看護支援事業の継続
　(2)専門家活用の推進

4　組織基盤の強化

実　施　内　容

1　入会率50%以上の維持

(1)看護学生に向けた看護協会事業のＰＲ
(2)退職後の入会継続の推進
(3)会員特典

2　協会立看護小規模多機能型居宅介護事業所等の運営・経営

(1)業務効率化に向けたICT活用等
①土浦訪問看護ステーション　②鹿嶋訪問看護ステーション
③訪問看護ステーション　絆　④看護小規模多機能型居宅介護事業所　絆

3　看護政策を推進するための組織基盤の強化

(1)委員会の活性化
(2)医療関連団体等との看護政策に係る連携強化
(3)准看護師に関する政策の調査・検討
(4)地区会員のネットワークの構築

4　災害・パンデミック等に対する支援体制の強化

(1)業務継続計画（BCP）の周知・訓練

結果（成果）

1．3/31現在　会員数　16,031名　前年比+32名　目標会員数15,875名（+156名）
（1）看護いばらき（機関誌）の「看護学生版」の発行　2月16日
（2）常務理事会において名誉会員制度創設に向けた検討（R5通常総会へ議題提出）、退職者の個人会員移行手続き　441名
（3）賛助会員制度創設に向けた検討（R5通常総会へ議題提出）

2（1）訪問看護ステーション・管理者経営会議開催　・第1回8/25、第2回9/28開催

3（1）常任委員会でのアンケート調査やマニュアルを作成する際、助言機関である職能委員会と連携を図りながら実施。
（2）7/8　いばらき自民党へ要望書提出　8/8　茨城県との懇談会開催　8/30　茨城県医療労働組合連合会との懇談会
12/7　茨城県へR5予算要望書提出
（3）准看護師の働き方、処遇等に係るアンケート調査実施（本会の准看護師会員929名対象）　回収率　28.2%
（4）地区活動のあり方、メーリングリスト導入も含め、地区理事と調整していく

4（1）新型コロナウイルス感染症５類移行後の対応や新たな感染症への対策準備も含め、国の方針に沿って随時ブラッシュアップしていく。

事業概要

●重点事業とした理由・背景

業務の効率化や会員入会促進に向けた取り組みは、本会全体を支える組織強化の基盤となるものである。重点政策を着実かつ円滑な実施をし、看護職への更なる周知を図るとともに、看護学生から組織への認知度を高め、入会促進につなげていく必要がある。

今般、医療が地域完結型へと移行が進められるなか、地域に根づき、継続的な看護の提供が可能な拠点として、訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護事業所は有力な場となり得る。一方で病院領域から在宅領域へ流れる看護職は少なく、在宅領域の人材不足は深刻である。協会立の事業所として、このような現状をふまえ、在宅領域を支える看護の拠点としての機能強化を図るとともに、業務の効率化に向けてICTを導入し、在宅領域の人材不足に対応できる環境を構築していく。

また、看護政策を推進していくうえで、委員会の役割が重要であることから、委員会の横のつながりを強化し、活性化に向けた取り組みをさらに図るとともに、行政や医療関連団体等との連携強化にも取り組んでいく。

災害・パンデミック等に対する支援体制の強化として、令和3年度に作成した業務継続計画（BCP）に沿った訓練を行い、業務継続計画（BCP）内容の検証・修正を行っていく。

●実施内容

1)入会率50%以上の維持
(1)看護学生に向けた看護協会事業のＰＲ
「看護職の多様なキャリアと働き方」とし、自身のライフステージに合わせた働き方のご紹介、「看護師としてのキャリアアップ」では、専門看護師、認定看護師など、自身のキャリアについて考えていただけるような記事を作成し、看護学生が安心して具体的に、未来の姿を描くことができるようになることを目的に発行。（2/16県内看護師養成機関27校　1,885部発送）
(2)退職後の入会継続の推進
施設より届いた、退職者についての通知を基に、個人会員ご自宅へ会報を送付し、継続的な会員登録をご案内。
(3)会員特典・図書サービス「メディカルオンライン」利用開始・「名誉会員制度、賛助会員制度等導入について」　10/21第1回常務理事会、2/17第3回常務理事会にて検討し、次年度総会の議案として提出予定。
2)協会立看護小規模多機能型居宅介護事業所等の運営・経営
(1)業務効率化に向けたICT活用等
①土浦訪問看護ステーション　②鹿嶋訪問看護ステーション
③訪問看護ステーション　絆　④看護小規模多機能型居宅介護事業所　絆
3)看護政策を推進するための組織基盤の強化
(1)委員会の活性化
常任委員会でのアンケート調査やマニュアルを作成する際、助言機関である職能委員会と連携を図りながら実施。
(2)医療関連団体等との看護政策に係る連携強化
常任委員会でのアンケート調査結果や地区意見交換会等において会員からいただいた意見・要望をふまえ、県政策・予算要望活動へつなげた。
(3)准看護師に関する政策の調査・検討
准看護師に関する実態調査を行った結果、看護師との役割分担・業務範囲が明確になっていないことが不満の要因であることがわかり、本会としては、看護管理者等に対して、ナースセンターを中心に「看護師との役割分担・業務範囲が明確化の推進」を図るとともに、准看護師のニーズに沿った研修企画もしっかり取り入れていく。
(4)地区会員のネットワークの構築
このコロナ禍でまちの保健室等地区活動ができない状態が長く続いた。また、地区会員会や地区研修をオンラインでの開催するなど、地区活動の変化が見られたことから、今後、新たな地区活動のあり方について、地区理事と調整していく。
4)災害・パンデミック等に対する支援体制の強化
(1)業務継続計画（BCP）の周知・訓練
新たな感染症発生時に備え、今回の新型コロナウイルス感染症の対応を教訓にBCPを随時ブラッシュアップしていく。

報　告　事　項　２

令和５年度　重点政策・重点事業

新型コロナウイルス感染症は人々の「生活様式」や「経済活動」等に影響をもたらし、既存の生活様式や働き方等の転換の必要性が高まりました。医療環境においても看護職の働き方や病院経営への影響、また、2025 年、2040 年問題をも内包されていたことが、このコロナ禍で一気に表に現れました。

このような現状をふまえ、本会といたしましては、コロナ禍からの新たな変革期として捉え、以下の 3 項目をベースとして令和 5 年度の重点政策・重点事業を計画いたしました。

1. コロナ禍でますます必要とされるデジタル化による経営改善
2. 地域包括ケアにおける看護機能強化
3. 人生 100 年時代を見据えたナースセンターの機能強化

その具体として、デジタル環境の構築においては、教育研修環境の整備や協会運営の効率化（ICT 活用等）に取り組むとともに、加えて、デジタル環境を用いた会員サービスの充実について検討を図ってまいります。

また、地域活動の中心であった「まちの保健室」がコロナ禍で開催できなかった現状をふまえ、「まちの保健室」の新たな展開を検討していくとともに、災害等における多職種協働の推進、地域のネットワークの構築(看－看連携)等、地域性を重視した事業展開を図ってまいります。

2025 年、2040 年問題への対応に加え、人生 100 年時代を見据え、ナースセンター事業の拡充を図り、看護職の復帰・復職支援の充実、魅力ある看護の仕事発信、臨床と教育の連携等を通した看護職への支援に取り組んでまいります。

本会は社会の変化を捉え、本会の目的を達成するために定款第 4 条に 6 つの事業を掲げ、事業展開を図っております。今後も日本看護協会との連携のもと、会員の皆様からの声を反映しながら職能団体としての責務を果たしてまいります。

■重点政策

1　専門職としてのキャリア継続の支援と生涯学習の推進
2　看護職の働き方改革の推進
3　地域における看護提供体制の強化
4　組織基盤の強化

■重点事業

1　専門職としてのキャリア継続の支援と生涯学習の推進
　1)質の高いジェネラリストナースの育成とキャリア発達を促進する教育の充実
　　(1)教育研修によりあらゆる分野で活動する看護職の実践力の向上を図り、
　　看護職のキャリア成熟（関心性、自律性、計画性）につながる支援をする。
　2) 看護基礎教育機関等との連携・課題解決に向けた取り組み
　　(1)教育機関・行政との意見交換等の実施
　3)質の高い看護実践を推進する認定看護管理者教育の充実
　　(1)ファースト・セカンド・サードレベル 3 教育課程の開催
　　(2)看護管理実践後のフォローアップ研修
　4)特定行為研修修了者のビジョンの明確化と活躍の推進
　　(1)特定行為研修修了者の働き方や役割、院内の体制整備に関する研修や
　　研修修了者のスキルアップ研修の開催
2　看護職の働き方改革の推進
　1)働き続けられる職場環境の実現に向けた支援
　　(1)健康で安全な職場（ヘルシーワークプレイス）推進の研修及び情報提供
　　(2)定着促進コーディネーターの活用推進
　　(3)茨城県医療勤務環境改善支援センターとの連携

2)タスクシフト／タスクシェアの理解と促進
(1)働き方改革について周知
(2)看護補助業務の周知
①ハローワーク・福祉人材センターとの連携
(3)看護補助者研修
3)地域における看護職の就業及び復職支援
(1)ナースセンター相談体制の充実（県内5か所）
①求人施設訪問によるマッチング強化
(2)人生100年時代のキャリアプラン支援
(3)潜在看護師の就業支援
①未就業看護職への復職支援・相談

3　地域における看護提供体制の強化
1)住み慣れた地域で暮らすことへの支援
(1)まちの保健室の充実
(2)地域連携の実態調査
①看→看連携等
2)在宅医療を担う人材の育成・活用
(1)訪問看護支援事業の継続と活用
(2)専門家活用の推進（広報）

4　組織基盤の強化
1)入会率50%以上の維持
(1)看護学生に向けた看護協会事業のＰＲ
(2)退職後の入会継続の推進（名誉会員制度の導入検討）
(3)会員特典（賛助会員制度の導入検討）
2)フレキシブルな組織運営体制の構築
(1)組織設計にあわせた経営管理や人事制度の見直し及びITインフラの整備
3)看護政策を推進するための組織基盤の強化
(1)委員会の活性化
(2)医療関連団体等との看護政策に係る連携強化
(3)看護教員に関する政策の調査・検討
(4)地区会員のネットワークの構築
4)災害・パンデミック等に対する支援体制の強化
(1)メーリングリスト導入の検討

[令和5年度事業計画]

当協会は、公益社団法人日本看護協会との連携のもと、公衆衛生の向上を目的とする公益目的事業並びに、その公益目的事業の推進に資するための事業等を、以下のとおり実施する。

●事業計画は、定款第４条に掲げる６つの事業を掲載

1　教育・研修等による看護の質の向上に関する事業
2　看護職の労働環境等の改善及び就業促進による県民の健康及び福祉の増進に関する事業
3　看護業務の調査研究及び情報収集並びに制度の改善への提言に関する事業
4　健康相談、情報提供等による地域住民の健康と福祉に関する事業
5　地域ケアサービスを実施する訪問看護ステーション等の設置及び運営
6　その他本会の目的を達成するために必要な事業

※事業内容の【重】は重点事業、【新】は新規事業

1　教育・研修等による看護の質の向上に関する事業（公益目的事業）　[64,683千円]

事業内容		予算（千円）
1)新人看護教育に関する事業		**5,485**
(1) 新人看護職員卒後臨床研修		
①多施設合同研修	・7研修　延べ8日間 1,030名	2,972
②新人助産師多施設研修	・1研修　5日間1回　30名	704
③新任保健師研修	・1研修　1日間1回　30名	84
④新人看護職員研修責任者研修	・1研修　3日間1回　50名	387
⑤新人看護職員指導者研修		1,338
・教育担当者研修	・1研修3日間1回　70名	
・実地指導者研修	・1研修4日間1回　70名	
2)継続教育に関する事業		**31,197**

(1) 継続教育研修		
①新入看護職員研修	・1研修1日間1回　300名	110
②ブラッシュアップ教育研修		
a)皮膚・排泄ケア	・1研修4日間1回　100名	2,281
ストーマケア	・1研修1日間1回　100名	
b)感染看護（基礎編）	・1研修2日間2回　170名	2,187
感染管理（実践編）	・1研修2日間1回　100名	
c)救急看護【重1-1】	・1研修1日間2回　200名	437
d)看護研究Ⅰ	・1研修1日間1回　50名	399
看護研究Ⅱ	・1研修2日間1回　50名	
看護研究Ⅲ	・1研修1日間1回　30名	
e)摂食・嚥下	・1研修1日間1回　40名	199
f)患者からの暴言・暴力への対応	・1研修1日間1回　100名	183
g)腎不全看護	・1研修1日間1回　100名	212
h)高齢者の特徴を捉えた暮らしの支援	・1研修1日間1回　100名	250
i)がん化学療法を受ける患者の看護	・1研修1日間1回　100名	285
j)看護職の為のストレスマネジメント	・1研修1日間1回　100名	227
k)アドバンス・ケア・プランニング	・1研修1日間1回　100名	233
l)看取りの看護	・1研修1日間1回　100名	237
m)いまこそ学ぼう！看護師と法の関係	・1研修1日間1回　100名	227
n)多職種連携で関わる入退院支援	・1研修1日間1回　100名	243
o)論理的なレポート・論文の書き方【重1-1】	・1研修1日間1回　100名	231
p)高齢者のエンド・オブ・ライフを支える包括的研修【重1-1】	・1研修2日間1回　42名	440
q)事例検討会、健康教育ファシリテーター技術（中堅期保健師研修）	・1研修1日間1回　30名	84
r)教育（看護）ファシリテーション研修【重1-1】	・1研修1日間1回　100名	291
s)看護管理者のためのデータ管理と活用術	・1研修1日間1回　80名	231
t)看護管理者導入講座　リーダーシップ研修【重1-1】	・2研修2日間1回　180名	437
u)看護倫理・理論・ケアリング【重1-1】	・1研修1日間1回　50名	205
v)特定行為研修修了者のスキルアップ研修ー臨床判断力を高める特定行為ー【重1-4】	・1研修1日間1回　50名	99
w)特定行為研修修了者の活躍を支える仕組みー看護管理者に求められるサポートー【重1-4】	・1研修1日間1回　50名	110
x)ポケットエコー入門講座【新】	・1研修1日間2回　32名	32
y)訪問看護連携研修	・1研修6日間（うち実習3日間）1回　30名	
(2) 資格認定教育研修【重1-3】		
①ファーストレベル研修	・1研修22日間1回　50名	3,429
②セカンドレベル研修	・1研修36日間1回　30名	5,181
③サードレベル研修	・1研修36日間1回　30名	3,553
④認定看護管理者フォローアップ研修		347
a)ファーストレベル	・1研修1日間1回　84名	
b)セカンドレベル	・1研修1日間1回　35名	
c)サードレベル	・1研修1日間1回　15名	
(3) その他資格研修		
①実習指導者講習会	・1研修17日間1回　70名	5,684
②実習指導者講習会（特定分野）	・1研修7日間1回　30名	
実習指導者運営部会	・運営部会3回予定	
③実習指導者講習会フォローアップ研修	・1研修1日間1回　65名	138
④茨城県看護職員認知症対応力向上研修	・3研修5日間1回　280名	1,751
⑤認知症高齢者の看護実践に必要な知識	・1研修2日間1回　50名	153
⑥精神科訪問看護基本療養費算定要件研修会	・1研修3.5日間1回　50名	472
⑦医療安全管理者養成研修	・1研修1日間1回　50名	132
⑧医療安全管理者養成研修フォローアップ講座	・1研修1日間1回　30名	147
⑨災害支援ナースⅠ	・1研修2日間1回　50名	108
⑩災害支援ナースⅡ	・1研修1日間1回　50名	125
⑪災害支援ナースフォローアップ	・1研修1日間延べ2回　50名	107
3)介護施設・在宅ケアの支援に関する事業【重3-2】		**16,341**
(1) 訪問看護支援事業		15,837
①訪問看護推進協議会の開催	・3回	
②訪問看護入門プログラム	・1研修2日間1回　30名	

③訪問看護師養成講習会	・1研修eラーニング13単位 8日間（うち実習3日間） 1回　40名	
④訪問看護ステーション管理者研修、 訪問看護ステーション管理者フォローアップ研修	・1研修5日間 （うち実習2日間）1回　10名 ・1研修1日間1回　　10名	
⑤訪問看護師指導者研修	・1研修4日間 （うち実習2日間）1回　20名	
⑥訪問看護専門分野研修	・4研修5～6日間 （うち実習2日間）各1回20名	
⑦訪問看護連携研修（再掲）	・1研修6日間 （うち実習3日間）1回　30名	
(2) 高齢者の権利擁護に関する教育研修		
①看護実務者研修	・1研修2日間1回　　60名	504
4)看護研究の充実に関する事業		**1,196**
(1) 茨城県看護研究学会		1,196
5)看護の質の保証の推進に関する事業		**9,284**
(1) 委員会活動・地区活動による看護の質の保証		
①職能委員会活動		
a)保健師職能委員会	・委員会・研修会・調査、情報収集	269
b)助産師職能委員会	・委員会・研修会・調査、情報収集	453
c)看護師職能委員会Ⅰ	・委員会・研修会・調査、情報収集	344
d)看護師職能委員会Ⅱ	・委員会・研修会・調査、情報収集	268
②常任委員会活動		
a)看護労働改善事業委員会	・委員会・調査、情報収集	434
b)教育委員会	・委員会	383
c)業務委員会	・委員会・調査、情報収集	306
d)広報委員会	・委員会	281
e)学会委員会	・委員会	212
f)認定看護管理者教育運営委員会	・委員会	181
g)医療・看護安全対策推進委員会	・委員会・調査、情報収集	207
h)災害看護委員会	・委員会・調査、情報収集	317
③特別委員会活動		
a)倫理審査委員会	・委員会	198
④地区活動		
a)地区 ・水戸地区 ・日立地区 ・常陸太田・ひたちなか地区 ・鹿行地区 ・土浦地区 ・つくば地区 ・取手・竜ヶ崎地区 ・筑西・下妻地区 ・古河・坂東地区	各地区共通 ・地区委員会の開催 ・地区研修会の開催 ・地区会員会の開催 ・地区意見交換会の開催 ・「まちの保健室」活動 ※常設・イベント ・地域活動への参加	4,165
⑤委員会企画研修		
a)保健師職能委員会企画研修		164
・基礎から学ぶ個別支援の方法と事例検討会	・1研修1日間1回　　30名	
・複雑・多重課題事例から地域の課題抽出、 事業化・施策化へ	・1研修1日間1回　　30名	
b)助産師職能委員会企画研修		280
・周産期における意思決定支援	・1研修1日間1回　　40名	
・今さら聞けない母乳育児支援と分娩介助技術	・1研修1日間1回　　40名	
c)看護師職能委員会Ⅰ企画研修		134
・活き活きと輝きながら看護をしよう（仮）	・1研修1日間1回　　50名	
d)看護師職能委員会Ⅰ・Ⅱ合同企画研修		294
・調整中	・1研修1日間1回　　50名	
e)看護師職能委員会Ⅱ企画研修		
・魅力的な訪問看護ステーションの運営と人材育成	・1研修1日間1回　　50名	
f)災害看護委員会企画研修（再掲）		
(2) 医療・看護安全対策の推進		
①医療事故調査制度支援団体活動		

(3)看護基礎教育機関等との連携【重 1-2】 **①看護実践力を育成するための臨床と基礎教育の共同**	・1 研修 1 日間 1 回　　50 名	171
②行政・教育機関との意見交換		170
③実習生受け入れ（訪問看護・看多機）		
(4)准看護師の資質向上のための支援	・1 研修 1 日間 1 回　　30 名	53
(5)茨城県看護協会中期教育研修計画策定【新】	・人口減少社会、少子高齢社会等の影響やこれまで実施してきた各委員会（職能、常任、地区）及び各部署（研修部、事業部、在宅支援推進部）の研修や調査・分析結果をふまえ、政策的要素を取り入れながら、本会の中期的視点に立った教育研修計画を策定する。	
6)図書室サービスの充実に関する事業		**1,180**
(1) 図書サービスの充実	・文献検索システムの運用 ・メディカルオンラインの運用 ・図書の貸出し ・郵送返却サービス ・文献複写サービス ・蔵書点検・所蔵目録 ・図書の購入 ・新刊図書案内 ・蔵書一覧ホームページ掲載	1,180

2　看護職の労働環境等の改善及び就業促進による県民の健康及び福祉の増進に関する事業（公益目的事業）［57,555 千円］

事業内容		
1)看護職の就業支援に関する事業		**50,063**
(1) ナースセンター事業　【重 2-3】 ①無料職業紹介・就業相談 a)就業斡旋 b)就業希望者に対する相談支援 c)看護職員確保及び定着促進に関する相談支援 d)NCCS システムによる求人・求職情報の登録・管理・支援及びデータ分析 e)求人・求職実態調査	・月～金　9:00～17:00 （土、日、祭日、年末年始を除く。）	18,291
f)看護相談員会議の開催	・1 回／年	
g)関係機関との連絡調整、情報交換	・随時	
h)ナースセンター機能強化 ・多様なキャリア支援に対応する相談体制		
i)茨城県央地域定住自立圏連携事業 看護師等確保事業（水戸市委託事業）		
②中央ナースセンターとの連携		
③ナースセンター事業の広報強化 ・ナースセンターだより・求人情報発行 ・ナースセンターホームページの活用 ・ナースセンターキャラクター「はぴなちゃん」の活用 ・SNS の活用（Twitter・Facebook・Instagram）	・4 回発行 ・随時更新 ・県内イベント等への貸し出し ・キャラクターを用いた啓発物品等の配布 ・ラッピングバス	
④ナースセンター運営委員会の開催	・2 回/年	
(2) 再就業支援事業		8,689
①カムバック支援セミナー	・講義研修　3 地域　各 4 日間 ・シミュレーション研修　1 日間 3 地域（県央・県西・県南） ・実務研修　5 日～10 日間程度	
②カムバック支援セミナー(フォローアップ研修)	・1 回/年	
③看護職のセカンドキャリア支援 ・セカンドキャリア研修 **・プラチナナース活用に関する検討・周知【新】**	・1 回/年 ・プラチナナース活用に向けた検討	
④シミュレーション教育を活用した就業支援	・3 回/年	
⑤基本的看護技術再研修 （輸液・採血コーナーの活用）	・月～金　9:00～17:00 （土、日、祭日、年末年始、夏季休暇	

	を除く。）	
⑥潜在看護職員再就業推進事業研修	・実務研修　1か月以内 人数　9人程度	3,200
(3) 魅力ある職場づくり支援事業		
①定着促進コーディネーター派遣事業	・相談窓口の設置 ・施設訪問 ・出前講座 ・派遣日数　年25日程度	4,809
②管理者等研修	・6テーマ　7回/年	2,182
(4) 健康で安全な職場（ヘルシーワークプレイス）の実現に向けた支援【重 2-1】 **①健康で安全な職場（ヘルシーワークプレイス）普及のための研修** **②定着コーディネーターの活用推進** **③茨城県医療勤務環境改善支援センターとの連携**	・優良健康企業、団体の取り組み紹介 ・茨城カウンセリングセンターの活用 ・社会保険労務士の活用 ・訪問型ワークショップの開催	
(5) タスクシフト／タスクシェアの理解と促進【重 2-2】 **①働き方改革について周知** **②地域で働く看護職への支援** **・医療的ケア児の生活支援に関わる看護職への支援** **③看護補助業務の周知** **・ハローワーク、福祉人材センターとの連携** **④看護補助者研修**	・「看護におけるタスクシフト・タスクシェアの理解」企画、研修実施 ・医療的ケア児研修（講義・演習） ・看護補助者の業務紹介をハローワークと企画・実施 ・看護補助者研修企画・研修実施	
(6) 看護職員就業相談員派遣面接事業		279
①ハローワークとの連携強化	・ハローワーク9か所　48回開催 ・連携事業2か所　水戸・土浦	
(7) 看護師等届出制度普及事業	・届出制度の普及啓発強化 ・ラッピングバス　※再掲 ・登録者への支援 ・看護学生への周知 ・ホームページ運営	3,036
(8) 地域就業支援事業【重 2-3】	・就職アドバイザー4地域に週2日2名配置 ・4地域(県西・県北・鹿行・県南)における就業相談支援、求人施設の開拓 ・再就業支援研修企画、実施	9,577
2)看護人材養成啓発に関する事業		**4,587**
(1) 看護人材養成啓発		
①一日看護体験事業	・1回/年 ・県内の高等学校生徒対象 ・参加者進路状況調査	2,568
②高等学校進路指導担当者会議	・1回/年	77
③看護の出前授業事業	・15回程度 ・小中高等学校生に対しての看護の出前講座	95
④いばらき看護職合同進学・就職説明会事業	・1回/年	1,847
3)看護職員人材確保支援に関する事業		**2,905**
(1) 助産師活用推進事業	・助産師偏在の解消や助産実践能力向上のための助産師出向支援	2,905

3　看護業務の調査委研究及び情報収集並びに制度の改善への提言に関する事業（公益目的事業）　[311千円]

事業内容		予算（千円）
1)看護業務の調査研究・情報収集に関する事業		**181**
(1) 看護業務の調査研究・情報収集　【重 4-3】	**・看護教員に関する政策の調査・検討【新】** ・保健師職能委員会（再掲） ・助産師職能委員会（再掲） ・看護師職能委員会Ⅰ（再掲） ・看護師職能委員会Ⅱ（再掲） ・看護労働改善事業委員会（再掲） ・業務委員会（再掲） ・医療・看護安全推進対策委員会（再掲）	

2)看護制度の改善への提言に関する事業		**130**
(1) 茨城県・関係団体等への要望活動【重 4-3】	・日本看護協会との連携 ・茨城県、政治団体等への 要望書の提出 ・関連審議会等への意見反映	
(2) 茨城県・関係団体等との意見交換【重 4-3】	・看護政策推進のための行政及び各関係団体との意見交換	

4 健康相談、情報提供等による地域住民の健康と福祉に関する事業（公益目的事業） **[51,326 千円]**

事業内容		予算（千円）
1)健康相談・啓発等の事業		**7,626**
(1) まちの保健室事業 【重 3-1】	・地区における「まちの保健室」 （再掲）7 地区 9 箇所 ・保健衛生会館における 「まちの保健室」 ・なんでも健康相談 （水）（木）9：30～16：30 （土日祭日、お盆、年末年始除く） ・フレイル予防事業 ・市民と共に～作品展・ワークショップの開催 ・まちの保健室ニュース発行 ・「ともに歩む認知症の会・茨城」等関係団体との連携 ・他団体連携による共催事業 ※理学療法士会、歯科衛生士会等）	3,100
(2) 母子保健に関する事業		
①母子保健センター運営事業		4,355
a)発達相談事業	・延べ 110 回程度	
b)発達障害児の早期発見・発達支援推進研修	・1 回	
c)市町村への巡回相談の実施	・延べ 20 回程度	
(3) ナースボランティア事業		171
2)地域包括ケアシステム推進事業		
(1) 地域連携の実態調査（看→看連携）【重 3-1】		
(2) 一般社団法人茨城県訪問看護事業協議会との連携【重 3-1・重 3-2】	・茨城県訪問看護事業協議会と連携しながら、県内の地域包括ケアシステムを推進し、効果的・効率的な訪問看護の提供に貢献できる体制整備や地域で働く訪問看護師の支援を行う。	
(3) 茨城県後期高齢者医療広域連合との事業連携（市町村との連携）【重 3-1】	・医療費の適正化や高齢者の健康の保持増進に向けた取組を推進。	
3)がん対策推進強化事業		**36,828**
(1) いばらきがん患者トータルサポート事業	・「いばらき　みんなのがん相談室」 電話相談および面談 月～金　9：00～16：00 (8/13～8/15、12/29～1/3 除く) ・医療機関等との連携によるがん療養生活支援体制の促進 ・サポートセンターの事業内容の広報 ・社会参加ｻﾎﾟｰﾄ事業 ・若年患者療養生活ｻﾎﾟｰﾄ事業 ・妊孕性温存療法助成事業 ・患者会支援	36,828
4)広報啓発に関する事業		**3,895**
(1) 看護いばらき発行	・年 4 回発行	3,229
(2) 県民への広報強化		
①ホームページ運営	・一般県民及び看護職対象事業の広報	666
5)「看護の心」普及啓発事業		**2,193**
(1) 看護の祭典 「看護の日、看護週間」記念事業（県との共催）	・5/14　ｻﾞ・ﾋﾛｻﾜ・ｼﾃｨ会館	
6)災害時の看護支援活動に関する事業		**784**
(1) 災害看護支援体制の充実		

①災害支援ナース登録の推進	・調査・情報収集（災害看護委員会）	631
②茨城県総合防災訓練への参加 ・茨城県との災害支援協定の運用	・災害支援活動傷害保険加入	79
③水戸市との災害支援協定の運用		
④ＪＭＡＴ茨城研修会への参画		74
⑤日本看護協会との災害支援ナース派遣調整合同訓練		
⑥災害パンデミック等に対する支援体制の強化【重 4-4】	・メーリングリスト導入に向けた検討 ・災害支援ナース研修に係る準備体制の検討	

5　地域ケアサービスを実施する訪問看護ステーション等の設置及び運営（公益目的事業）　[315,511 千円]

事業内容		予算（千円）
1)訪問看護サポートセンター事業		
(1) 県央訪問看護サポートセンター事業	・各種相談への対応 ・窓口開設：月～金（土、日、祭日、年末年始を除く。） ・訪問看護の広報、利用促進	
(2) 県南訪問看護サポートセンター事業		
2)訪問看護ステーション等の設置及び運営に関する事業		
(1) 土浦訪問看護ステーション運営事業		100,189
①訪問看護事業	・年間延べ利用人員 1,800 人	
②居宅介護支援事業	・年間延べ利用人員　540 人	
(2) 鹿嶋訪問看護ステーション運営事業		85,348
①訪問看護事業	・年間延べ利用人員 1,320 人	
②居宅介護支援事業	・年間延べ利用人員 1,320 人	
(3) 看護小規模多機能型居宅介護事業所絆 ・訪問看護ステーション絆運営事業		129,974
①訪問看護ステーション　絆	・年間延べ利用人員　420 人	
②居宅介護支援事業	・年間延べ利用人員　480 人	
③看護小規模多機能型居宅介護事業所　絆	・年間延べ利用人員　300 人	
(4) 難病患者レスパイト支援事業【新】	・協会立の 3 訪問看護ステーションにおいて、難病患者レスパイト支援事業を実施	

6　その他本会の目的を達成するために必要な事業（法人管理事業）　[12,293 千円]

事業内容		予算（千円）
1)円滑な組織運営		**6,522**
(1) 総会		
①通常総会	・6/16　ｻﾞ・ﾋﾛｻﾜ・ｼﾃｨ会館	2,563
②職能集会	・1 回	589
(2) 理事会		
①理事会	・6 回以上	1,485
②常務理事会	・適宜	134
(3) その他諸会議		
①常任委員会委員長会議	・1 回	54
②推薦委員会	・適宜	265
③選挙管理委員会	・適宜	77
④新理事オリエンテーション	・1 回	46
(4) 職員福利厚生		
①福利厚生事業	・水戸市勤労者福祉サービスセンター等	
②職員研修事業	・県関連団体研修、協会主催研修	281
(5) 協会内防災対策の整備		
(6) 教育環境の整備・拡充	・研修システム「マナブル」機能充実に向けた改修 ・研修機器の充実（大研修室プロジェクター入れ替え等）	996
(7) 諸費	・愛の募金など	32
2)会員に対する福利厚生等事業		**1,870**
(1) 福利厚生事業		
①会員に対する情報提供及び意見収集体制の充実	・1 回	974
②会員相互の親睦の促進	・1 回（新年の集い）	267
③会員及び当協会関係者に対する慶弔見舞		

④茨城県看護協会長表彰等事業		529
(2) 看護職賠償責任保険制度の加入促進・相談事業		
①医療安全・医療事故に係る相談対応		
②医療安全に係る情報提供等、医療事故予防啓発活動		
③看護職賠償保険制度への対応	・保険制度拡充に係る周知強化	
(3) 新会員情報管理体制の普及啓発		100
3) 組織力強化		**1,052**
(1)会員の入会率 50%以上の保持【重 4-1】 **①看護学生に向けた看護協会事業の PR** **②退職後の入会継続の推進** **③会員特典**	 **・名誉会員制度導入検討【新】** **・賛助会員制度導入検討【新】**	
(2)看護政策を推進するための組織基盤の強化【重 4-3】 **①委員会活性化** **②医療関連団体等との看護政策の調査・検討** **③看護教員に関する政策の調査・検討【新】** **④地区会員のネットワークの構築**	 ①委員会の横のつながりを意識した委員会運営及び事務的作業の効率化を図る ②一般社団法人茨城県訪問看護事業協議会との連携（再掲） ③看護教員の働き方や学生・医療機関等との関係性等の実態調査を行い、看護教員の働き方改革、人材確保につなげる。（再掲） ④茨城県後期高齢者医療広域連合との事業連携(市町村との連携)(再掲)	
(3)フレキシブルな組織運営体制の構築【重 4-2・新】	・組織設計にあわせた経営管理や人事制度の見直し及び IT インフラの整備	
4)日本看護協会等との連携		**102**
(1) 諸会議への参加		
①総会・職能別交流会	・6/7・8　千葉幕張メッセ	
②理事会	・6 回程度	
③法人会員会（中央）	・6 回程度	
④代議員及び予備代議員研修会	・5/19AM（調整中）	
⑤全国職能委員長会	・2 回程度	
⑥地区別法人会員会・地区別職能委員長会	・10/26・27（栃木）	
⑦都道府県看護協会政策責任者会議	・9/21	
⑧都道府県看護協会看護労働担当者会議	・5/24	
⑨都道府県看護協会事務担当者会議	・1 回程度	
⑩会員情報管理情報交換会	・7/5	
⑪都道府県看護協会・都道府県訪問看護連絡協議会合同会議	・11/17	
⑫全国准看護師制度担当役員会議	・1 回程度	
⑬ナースセンター事業担当者会議	・6/2	
⑭ナースセンター相談員研修	・1 回程度	
⑮都道府県看護協会教育担当者会議		
⑯都道府県看護協会広報担当役員会議	・11/6	
⑰医療安全推進会議		
⑱都道府県看護協会災害看護担当者会議	・1 回程度	
⑲災害支援ナース派遣調整合同訓練	・1 回程度（3 日間）	
(2) 会員登録に関する業務		
5)施設の貸与に関する事業		**2,747**
(1) 茨城県保健衛生会館貸与事業	・茨城県看護連盟、茨城県理学療法士会ほか 3 団体に賃貸	
(2) 「看護研修センター」研修室の貸与	・関係団体等の研修等に貸与	2,747

令和５年度　事業方針・重点事業

重点政策：

１　専門職としてのキャリア継続の支援と生涯学習の推進

２　看護職の働き方改革の推進

３　地域における看護提供体制の強化

４　組織基盤の強化

重点事業：

1　専門職としてのキャリア継続の支援と生涯学習の推進

1)質の高いジェネラリストナースの育成とキャリア発達を促進する教育の充実
2)看護基礎教育機関等との連携・課題解決に向けた取り組み
3)質の高い看護実践を推進する認定看護管理者教育の充実
4)特定行為研修修了者のビジョンの明確化と活躍の推進

2　看護職の働き方改革の推進

1)働き続けられる職場環境の実現に向けた支援
2)タスクシフト／タスクシェアの理解と促進
3)地域における看護職の就業及び復職支援

3　地域における看護提供体制の強化

1)住み慣れた地域で暮らすことへの支援
2)在宅医療を担う人材の育成・活用

4　組織基盤の強化

1)入会率50%以上の維持
2)フレキシブルな組織運営体制の構築
3)看護政策を推進するための組織基盤の強化
4)災害・パンデミック等に対する支援体制の強化

1　専門職としてのキャリア継続の支援と生涯学習の推進

実　施　内　容

1　質の高いジェネラリストナースの育成とキャリア発達を促進する教育の充実

(1)教育研修によりあらゆる分野で活動する看護職の実践力の向上を図り、看護職のキャリア成熟（関心性、自律性、計画性）につながる支援をする。

2　看護基礎教育機関等との連携・課題解決に向けた取り組み

(1)教育機関・行政との意見交換等の実施

3　質の高い看護実践を推進する認定看護管理者教育の充実

(1)ファースト・セカンド・サードレベル3教育課程の開催
(2)看護管理実践後のフォローアップ研修

4　特定行為研修修了者のビジョンの明確化と活躍の推進

(1)特定行為研修修了者の働き方や役割、院内の体制整備に関する研修や研修修了者のスキルアップ研修の開催

事業概要

●重点事業とした理由・背景

看護職を取り巻く変化の一つに、地域包括ケアシステムの構築が進み、医療も「病院完結型」から「地域完結型」へ移行している。看護の質の向上を目的とした看護職のキャリアに応じた継続教育に更に取り組んでいく必要がある。新たな社会のニーズに対応できる質の高い看護を提供していくためには、様々な場で勤務する看護職のキャリアアップのための支援を強化する必要があることから、本会としては、質の高いジェネラリストの看護師の育成を図っていく。看護の本質ともいえる「ケアリング」や「看護理論」の看護への適応を目的とした質の高いジェネラリストの看護師を育成するプログラムを評価・修正し、職業キャリアを成熟させる支援が重要である。

また、特定行為に係る研修制度は2015年に開始したが、各施設で、その人材を活かしきれていない状況がある。特定行為研修修了者が自身の能力を発揮し、自組織において役割を遂行できるように自組織の環境を整え、特定行為研修終了後の継続学習の支援と知識・技術・態度のブラッシュアップのための支援を継続して行う必要がある。

看護管理者については、コロナ禍おいてもオンラインを活用し、受講者の教育効果が下がらないように工夫しながら全課程を修了している。引き続き、多様なヘルスケアニーズを持つ個人・家族・地域住民に対して、質の高い組織的看護サービスを提供できるよう、認定看護管理者の育成に努める。また、看護管理者は課題解決のため幅広い研修へのニーズに対応する認定看護管理者教育課程の教育内容を補完する多くの研修の企画が必要である。

●実施内容

1)質の高いジェネラリストナースの育成とキャリア発達を促進する教育の充実
　(1)教育研修によりあらゆる分野で活動する看護職の実践力の向上を図り、看護職のキャリア成熟（関心性、自律性、計画性）につながる支援をする。
2) 看護基礎教育機関等との連携・課題解決に向けた取り組み
　(1)教育機関・行政との意見交換等の実施
3)質の高い看護実践を推進する認定看護管理者教育の充実
　(1)ファースト・セカンド・サードレベル3教育課程の開催
　(2)看護管理実践後のフォローアップ研修
4)特定行為研修修了者のビジョンの明確化と活躍の推進
　(1)特定行為研修修了者の働き方や役割、院内の体制整備に関する研修や研修修了者のスキルアップ研修の開催

2　看護職の働き方改革の推進

実　施　内　容

1　働き続けられる職場環境の実現に向けた支援

(1)健康で安全な職場（ヘルシーワークプレイス）推進の研修及び情報提供
(2)定着促進コーディネーターの活用推進
(3)茨城県医療勤務環境改善支援センターとの連携

2　タスクシフト／タスクシェアの理解と促進

(1)働き方改革について周知
(2)看護補助業務の周知
　①ハローワーク・福祉人材センターとの連携
(3)看護補助者研修

3　地域における看護職の就業及び復職支援

(1)ナースセンター相談体制の充実（県内5か所）
　①求人施設訪問によるマッチング強化
(2)人生100年時代のキャリアプラン支援
(3)潜在看護師の就業支援
　①未就業看護職への復職支援・相談

事業概要

●重点事業とした理由・背景

少子高齢社会になり人口減少が進んでいるなか、看護職数の減少も視野に入れなければならない。そのためには定年後も働き続けられる職場の開拓と支援、さらには看護職を目指そうとする中高生への職業紹介等の周知活動に取り組む。

タスクシフト／シェアの推進されているなか、看護職の業務負担が大きくならないような対策が求められている。その一つとして、かねてからから看護補助者へのタスクシフト／シェアに取り組んできた。しかし、看護の現場は看護補助者不足のため、本来の看護業務と周辺業務（清掃、片付け等）を担っている現状であった。今後は看護職と看護補助者が協働して看護を提供できるよう、看護補助者の研修と人材確保の支援をしていく。

令和2年から3年間に渡り、全ての医療職は新型コロナウイルス感染症の対策・対応に当たった。国及び日本看護協会は、今後の新興感染症拡大時に緊急的に人材確保できるよう「新型コロナウイルス感染症対応看護職員等人材調整事業」の体制を整備した。当協会では94名の看護職が登録している。

●実施内容

1)働き続けられる職場環境の実現に向けた支援
　(1)健康で安全な職場（ヘルシーワークプレイス）推進の研修及び情報提供
　(2)定着促進コーディネーターの活用推進
　(3)茨城県医療勤務環境改善支援センターとの連携
2)タスクシフト／タスクシェアの理解と促進
　(1)働き方改革について周知
　(2)看護補助業務の周知
　　①ハローワーク・福祉人材センターとの連携
　(3)看護補助者研修
3)地域における看護職の就業及び復職支援
　(1)ナースセンター相談体制の充実（県内5か所）
　　①求人施設訪問によるマッチング強化
　(2)人生100年時代のキャリアプラン支援
　(3)潜在看護師の就業支援
　　①未就業看護職への復職支援・相談

3　地域における看護提供体制の強化

実　施　内　容

1　住み慣れた地域で暮らすことへの支援

(1)まちの保健室の充実
(2)地域連携の実態調査
　①看→看連携等

2　在宅医療を担う人材の育成・活用

(1)訪問看護支援事業の継続と活用
(2)専門家活用の推進（広報）

事事業概要

●重点事業とした理由・背景

2025年の医療・介護のニーズに対応する体制の構築は進んでおり、これまで以上に在宅医療を担う人材の育成に積極的に取り組んでいく必要がある。

更に2040年の社会情勢は、生産年齢人口の減少、高齢人口割合の上昇、一人暮らし等の孤立化などが進むと予想される。このような社会状況下で、看護職が地域の人々の健康と生活をどのように支えるかという視点で、看護提供体制のあり方をより一層強化していく取り組みが必要となる。地域包括ケアシステムは、すべての人々の生活を地域で支えるものであるとの考えであり、地域包括ケアシステムの推進により人々が疾病や障害を持って暮らすことになってもできるだけ生活の質を維持し、尊厳を持ってその人らしく生活できるよう、引き続き取り組み、また高齢者だけでなく、子どもを産み育てる人々、子ども、障害のある人々、すべての人々の生活を地域で支援する体制が必要である。そのためには地域における看看連携等の実態調査を行い、地域における保健師、助産師、訪問看護師等を育成し、他職種とも連携しながらその力を十分に発揮していく体制の構築を図る。

また、本会では、地域において「まちの保健室」を実施してきたが、このコロナ禍で開催できなかった現状をふまえ、地域性を重視した健康寿命の延伸、疾病予防、子育て支援ができるよう「まちの保健室」の新たな展開を検討していく。

●実施内容

1)住み慣れた地域で暮らすことへの支援
　(1)まちの保健室の充実
　(2)地域連携の実態調査
　　①看→看連携等
2)在宅医療を担う人材の育成・活用
　(1)訪問看護支援事業の継続と活用
　(2)専門家活用の推進（広報）

4　組織基盤の強化

実　施　内　容

1　入会率50%以上の維持

(1)看護学生に向けた看護協会事業のＰＲ
(2)退職後の入会継続の推進（名誉会員制度の導入検討）
(3)会員特典（賛助会員制度の導入検討）

2　フレキシブルな組織運営体制の構築

(1)組織設計にあわせた経営管理や人事制度の見直し及びITインフラの整備

3　看護政策を推進するための組織基盤の強化

(1)委員会の活性化
(2)医療関連団体等との看護政策に係る連携強化
(3)看護教員に関する政策の調査・検討
(4)地区会員のネットワークの構築

4　災害・パンデミック等に対する支援体制の強化

(1)メーリングリスト導入の検討

事業概要

●重点事業とした理由・背景

業務の効率化や会員入会促進に向けた取り組みは、本会全体を支える組織強化の基盤となるものである。重点政策を着実かつ円滑な実施をし、看護職への更なる周知を図るとともに、看護学生から組織への認知度を高め、入会促進につなげていく必要がある。

現在、本会の会員は看護職のみとなっているが、賛助会員制度を設け、本会の事業運営に賛同していただける企業・団体・個人等を募り、本会の事業運営の更なる推進を図っていく。

今般、医療が地域完結型へと移行が進められるなか、地域に根づき、継続的な看護の提供が可能な拠点として、訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護事業所は有力な場となり得る。一方で病院領域から在宅領域へ流れる看護職は少なく、在宅領域の人材不足は深刻である。このような現状をふまえ、在宅領域を支える看護の拠点としての機能強化を図るために、協会立の事業所を含めた本会事務局組織設計を行い、業務の効率化に向けて組織設計にあわせた経営管理や人事制度の見直し及びITインフラの整備を行い、新型コロナウイルス感染症対応等さまざまな危機に対応できるフレキシブルな組織運営を図っていく。

また、看護政策を推進していくうえで、委員会の役割が重要であることから、委員会の横のつながりを強化し、活性化に向けた取り組みをさらに図るとともに、行政や医療関連団体等との連携強化にも取り組んでいく。

なお、令和5年度は、このコロナ禍において、オンライン授業への対応、臨地実習調整及び学生のメンタルヘルス対応等、看護教員の業務過多が浮き彫りになってきていることから、看護教員の働き方に関する実態調査を行うとともに、看護師基礎教育4年制に向けた情報共有も行うこととする。

さらに、災害・パンデミック等に対する支援体制の強化として、災害・パンデミック等発生時に地区理事を中心とした情報共有を行うことを目的にメーリングリストの導入を検討する。

●実施内容

1)入会率50%以上の維持
　(1)看護学生に向けた看護協会事業のＰＲ
　(2)退職後の入会継続の推進（名誉会員制度の導入検討）
　(3)会員特典（賛助会員制度の導入検討）
2)フレキシブルな組織運営体制の構築
　(1)組織設計にあわせた経営管理や人事制度の見直し及びITインフラの整備
3)看護政策を推進するための組織基盤の強化
　(1)委員会の活性化
　(2)医療関連団体等との看護政策に係る連携強化
　(3)看護教員に関する政策の調査・検討
　(4)地区会員のネットワークの構築
4)災害・パンデミック等に対する支援体制の強化
　(1)メーリングリスト導入の検討

報　告　事　項　３

令和５（2023）年度収支予算　　別冊

資　　料

■事業報告添付資料

資料１　理事会報告　・・・

資料１

理 事 会 報 告

会長　白川　洋子

■第１回理事会　開催日：令和４年５月 20 日（金）
会場：看護研修センター　大研修室　　出席者：理事 17 名　監事２名

【協議事項】
1)　令和３年度事業報告について　承認
2)　令和３年度決算報告（案）について　承認
3)　令和４年度職能委員会委員の選任（案）　承認
4)　令和４年度常任委員会委員の選任（案）　承認

■第２回理事会　開催日：令和４年６月 17 日（金）
会場：ザ・ヒロサワ・シティ会館　集会室　　出席者：理事 19 名　監事２名

【協議事項】
1)　役員の選定について（案）　承認
2)　会長代行の優先順位について（案）　承認
3)　業務執行理事の業務分担について（案）　承認
4)　地区委員会委員の選任について（案）　承認
5)　鹿嶋訪問看護ステーション管理者について（案）　承認
6)　令和４年度地区意見交換会について（案）　承認
7)　認定看護管理者教育課程細則の改正について(案)　承認

■第３回理事会　開催日：令和４年８月 19 日（金）
会場：看護研修センター　大研修室　　出席者：理事 15 名　監事２名

【協議事項】
1)　令和４年度第１・四半期事業報告（4～6 月）について　承認
2)　茨城県看護協会個人情報保護規程の改正（案）について　承認
3)　茨城県看護協会看護研修センター研修室利用規程の改正（案）について　承認
4)　茨城県看護協会非常勤職員等給与規程の改正（案）について　承認

■第４回理事会　開催日：令和４年 10 月 21 日（金）
会場：看護研修センター　大研修室　　出席者：理事 16 名　監事２名

【協議事項】
1)　茨城県看護協会育児・介護休業等に関する規程の改正（案）について　承認

■第 5 回理事会　開催日：令和 4 年 12 月 16 日（金）
会場：看護研修センター　大研修室　　出席者：理事 17 名　監事 2 名

【協議事項】
1) 令和 4 年度重点政策・重点事業（案）について　承認
2) 事業報告（4 月～9 月）　承認
3) 上期監査報告　承認
4) 予算執行状況について　承認
5) 令和 5 年度見込み会員数（案）について　承認
6) 令和 5 年度日本看護協会長表彰候補者の推薦（案）について　承認
7) 令和 5 年度日本看護協会名誉会員候補者の推薦（案）について　承認
8) 看護小規模多機能型居宅介護事業所絆（兼訪問看護ステーション絆）管理者について　承認
9) 茨城県看護協会倫理審査委員会（案）の選任について　承認

■第 6 回理事会　開催日：令和 5 年 2 月 17 日（金）
会場：看護研修センター　大研修室　　出席者：理事 17 名　監事 2 名

【協議事項】
1) 事業報告（10 月～12 月）　承認
2) 令和 5 年度事業計画（案）について 継続審議
3) 令和 5 年度教育計画（案）について 承認
4) 予算執行状況について 承認
5) 令和 5 年度予算（案）について 継続審議
6) 令和 5 年度優良看護職員表彰候補者の推薦について（案）　承認
   ①茨城県知事表彰
   ②茨城県看護協会長表彰
7) 令和 6 年度日本看護協会代議員及び予備代議員理事会推薦枠について（案）　承認

■第 7 回理事会　開催日：令和 5 年 3 月 17 日（金）
会場：看護研修センター　大研修室　　出席者：理事 17 名　監事 2 名

【協議事項】
1) 令和 5 年度事業計画（案）について 承認
2) 令和 5 年度通常総会プログラム（案）について 承認
3) 令和 5 年度職能集会プログラム（案）について 承認
4) 令和 5 年度収支予算（案）について 承認
5) 令和 5 年度資金調達及び設備投資見込み（案）について 承認
6) 新たな会員制度の創設（案）について 承認
7) 茨城県看護協会職員給与規程及び非常勤職員等給与規程の改正（案）について　承認
8) 「愛の募金」を活用した寄附金の支援について 承認
9) 看護小規模多機能型居宅介護事業所絆
（兼訪問看護ステーション絆）管理者の選任（案）について 承認

資料２

保健師職能委員会活動報告

委 員 長　　小野村　順子
副委員長　　光畑　桂子
委　　員　　松崎　容子、岩田　江里子、榎戸　翠、園部　律子、大場　宏美

１　活動目標

保健師の専門性を発揮するための資質の向上及び活動領域における保健師活動の活性化
１）研修会等を通して保健師の専門性と資質の向上を図る
２）保健師の連携強化・ネットワークの推進を図る
３）組織の強化を図る

２　実施状況

委員会　　6 回開催
・保健師職能委員会活動計画
・研修会等の企画運営の検討及び評価
・研修内容及び当日の運営の協議
・保健師記録のガイドライン作成
・日本看護協会会議及び理事会報告
・保健師関連団体会議について
・ニュースレター作成
・今年度委員会活動振り返り
・情報交換　など

4 回開催　＊オンライン会議
・保健師記録ガイドライン作成会議

研修会　　12 月 23 日　　受講者 10 名
「複雑・多重課題事例から　地域の問題解決のための事業化・施策化」
講師　佐藤　由美（群馬大学大学院）
　　川上　智美（茨城県保健医療部）
　　森　　陽子（下妻市保健福祉部）
　　光畑　桂子（筑波メディカルセンターつくば総合健診センター）

その他　　6 月 18 日　3 職能合同集会
参加者　職能委員 27 名（会場）、オンライン 53 名
「寄り添い、共に歩む保健師活動～well-being を支える看護職の対人スキル」
講師　合同会社ヴィーヴォ保健師事務所　　代表　岸　美帆

○保健師研修に関する県との意見交換　　2回
3名（委員長、副委員長、県保健医療部健康推進課課長）

○茨城県内各保健師職能団体との意見交換（訪問）
茨城県市町村保健師連絡協議会会長
茨城県職員保健師会会長
茨城県在宅保健師の会会長
全国保健師長会会長
健康保険組合連合会茨城連合会保健師・看護師連絡協議会会長

○10月14日　保健師関連団体会議
参加者　会場6名　オンライン4名

3　結果

・保健師の専門性と資質の向上を図るため、茨城県人材育成研修計画との整合性を鑑み、研修内容の充実を図った。
・保健師記録の質の向上を目指し「保健師記録のガイドライン」を作成した。
・茨城県内各保健師団体との意見交換会及び保健師関連団体会議を開催し、保健師の連携強化・ネットワークの推進を図った。
・11/14事例検討会（初級）を予定していたが、参加希望が2名のため中止とした。

【課題】
・研修内容をより充実したものとし、受講者数の増加を目指す。
・茨城県看護協会発「保健師記録のガイドライン」の普及に努める。
・茨城県内保健師団体との連携を強化し、茨城県内保健師のニーズを把握し、職能団体としての役割の明確化を図る必要がある。

資料３

助産師職能委員会活動報告

委 員 長（代理）　樫谷　厚子
副委員長　　山波　真理
委　　員　　植野　美奈子、鯉渕　久子、増子　くに子、仲田　幸、浅野　智恵

１　活動目標

１）助産師の専門性を高めるための支援
　(1) 助産実践能力強化支援
　(2) CLoCMiP レベルⅢ認証申請・更新の支援
　(3) 新人助産師研修の支援
２）母子のための地域包括ケアの推進
３）妊娠期から子育て期における切れ目ない支援に向けた地域活動

２　実施状況

委員会　　6 回開催

研修会 1　　10 月 14 日　　受講者 12 名
【周産期における意思決定支援】
講師：茨城県立中央病院　齋藤 誠（医師）
筑波大学付属病院　本多 裕子（助産師）

研修会 2　　10 月 31 日　　受講者 23 名
【今さら聞けない母乳育児支援と分娩介助技術】
＜母乳育児支援（※CLoCMiP 必須研修対応）＞
講師：総合病院土浦協同病院　高橋 憲子（助産師）
＜分娩介助技術＞
講師：まつばらウィメンズクリニック　島田 純子（助産師）

新人助産師研修（研修支援）　①7 月 8 日　　受講 21 名
【クリニカルラダー・キャリアパス】
講師：総合病院土浦協同病院　遠藤　香織（助産師）
【コミュニケーションスキル】
講師：つくばセントラル病院
　　ラクテ―ションコンサルタント　高橋　弥生（助産師）
②8 月 24 日　　受講者 19 名
【ＣＴＧ】
講師：水戸済生会総合病院　中村　佳子（医師）
【母乳育児支援】

講師：水戸済生会総合病院　栗田　弥代（助産師）
③9 月 13 日　　受講者 21 名
【母子と薬剤】
講師：総合病院土浦協同病院　原信田　信子（薬剤師）
【リラクゼーション】
講師：総合病院土浦協同病院　黒澤　みか（助産師）
④9 月 29 日　　受講者 20 名（午後 18 名）
【新生児のフィジカルイグザミネーション】
講師：茨城西南医療センター病院　居城　絢子（看護師）
【全身のフィジカルイグザミネーション】
講師：あびこ助産院　　米丸　充咲（院長／助産師）
⑤11 月 8 日　受講 21 名
【臨床推論】
講師：茨城県立医療大学　助産学専攻科教授　島田　智織
【産科救急】
講師：日立総合病院　救急・集中治療科医師　小山　泰明

交流会　　11 月 22 日　参加者　　11 名
産科中間管理者交流会（対象：茨城県内分娩施設の看護管理者）
・「母子のための地域包括ケア病棟」に関するアンケート調査結果
・グループディスカッション

その他　　6 月 18 日　3 職能合同集会
参加者　職能委員 27 名（会場）、オンライン 53 名
「寄り添い、共に歩む保健師活動～well-being を支える看護職の対人スキル」
講師　合同会社ヴィーヴォ保健師事務所　　代表　岸　美帆

3　結果

＜国際助産師の日のイベント＞

・9/10 に予定していた【国際助産師の日のイベント】はコロナ感染第 7 波の急速な拡大の為中止となった。

＜研修＞

・助産実践能力強化のための研修を 2 企画および新人助産師研修 5 回コースを実施した。今年度も助産師職能委員企画研修の 2 企画について CLoCMiP レベルⅢ認証申請・更新に向けた研修として日本助産評価機構の承認を受け、修了証を発行できた。今後も継続した支援をしていきたいと考える。
・今年度は分娩介助研修を新人助産師研修ではなく職能委員の企画研修として広い年代を対象に実施した。分娩介助技術のスキルアップだけでなく、対面での技術演習を含んだ研修内容が受講者間の交流の場にもなり、コロナ禍で助産業務に専念できない助産師が多い中、日々の業務のストレス緩和やモチベーションの強化にも役立った。

・新卒で産科以外に配属されるケースもあることから、新卒助産師以外にも新人助産師研修の受講ニーズがあることが分かり、次年度からは、新人助産師研修の対象者を卒後3年目までに拡大することとした。
・次年度以降、対面研修による県内助産師の交流にもさらに力を入れていきたい。

＜中間管理者交流会＞

・前年度に実施した「母子のための地域包括ケア病棟」に関するアンケートの結果をもとに、中間管理者交流会では母子のための地域包括ケア病棟の推進に向けて、県内各施設の現状と課題についての情報共有ができた。ディスカッションにより、日看協の「4つの機能」の定義にとらわれすぎず、まずは各施設の状況に合わせて、母子への切れ目ない支援のための取り組みを継続、拡大していくことの重要性を再確認でき、今後の各施設の取り組みの方向性を見出す一助となった。

【課題】

・今年度の前半は新型コロナウイルス感染症の影響で地域活動が制限されたため、国際助産師の日などの地域住民に向けた活動を十全に実施することができなかった。次年度はCOVID-19の感染症分類も変更になる予定であり、地域活動の制限が大きく緩和されることが期待されるため、本目標については次年度への繰り越しの課題としたい。

資料４

看護師職能委員会Ⅰ活動報告

委 員 長　　檜山　千景
副委員長　　猪瀬　明美
委　　員　　藤本　恵美子、萩谷　真琴、佐藤　智恵、佐藤　久子、柴田　早苗、
　　高橋　夕子、大竹　和歌子

１　活動目標

地域包括ケアシステムの中における病院看護師の職務上の課題の検討と取り組み

1）病院における看護師長の教育・支援への取り組み
2）病院と訪問看護ステーション・他施設連携の取り組み
3）その他、看護職の抱えている課題の検討と取り組み
・クリニカルラダーの推進（県協会との協働：実態調査・施設支援）

２　実施状況

委員会　　5回開催（Ⅰ・Ⅱ合同で2回）

研修会１　　2月22日　　受講者10名
「新任看護師長研修フォローアップ研修」
（活き活きと輝きながら看護管理をしよう）
講師：茨城キリスト教大学　教授　池袋　昌子

研修会２　　3月11日　　受講者16名
看護Ⅰ・Ⅱ合同研修会
「緩和ケアにおけるＡＣＰの考え方」
講師：水戸済生会総合病院　医師　高久　秀哉
　　水戸済生会総合病院　認定看護師　疋田　督子

調　査　　対象：新任師長フォローアップ研修受講者10名
期間：2/22研修会当日にGoogleフォーム回答先を配布し回答を得た。
回答率30%（3名／10名）

その他　　6月18日　3職能合同集会
参加者　職能委員27名（会場）、オンライン53名
「寄り添い、共に歩む保健師活動～well-beingを支える看護職の対人スキル」
講師　合同会社ヴィーヴォ保健師事務所　　代表　岸　美帆

3　結果

＜各施設との情報交換＞

○看護の日イベントの状況

各病院で認定看護師の紹介、病院の食事形態等の工夫、看護の見える風景等の写真展示等縮小して実施

○コロナ対策、教育等の情報交換

新型コロナウイルス感染症対策を実施した多くの病院でも看護職員の感染による業務縮小や勤務体制の変更、応援体制など新たな問題が発生した。浮上した課題を県内の病院で共有、協力し合える体制を構築することが必要。今後も自然災害を含めた緊急時の対応を職能Ⅰ活動として検討する。また、新人看護師のリアリティショックの対応、社会人基礎力の育成などが今後も続く課題となり、各病院での具体的な対応を共有した。

○看護職員等処遇改善事業補助金について

各病院の現況を情報収集・共有。病院による差があることを理事会へ報告し処遇改善について引き続き情報収集し、看護師の現場の声を集めていく。

○新任師長フォローアップ研修は、3 年間の計画で今年度をもって終了となる。今回、参加者が少なかったのは、新型コロナウイルス（第 8 波）の事情もあったが研修会開催の情報は発信方法については課題となる。

○職能Ⅰ・Ⅱ合同研修は ACP の考え方を共有できた。非常に価値ある研修内容であったが参加人数が少なく発信方法に課題が残った。

人数が少なく発信方法に課題が残った。

【課題】

○令和 5 年度の目標や目指すものについて、他県の状況を参考に職能Ⅰとして行うべき取り組みを検討していく。以前から課題にあげられている、看護管理者同士のネットワークや繋がりを具体化できるように検討する。主に自然災害・新興感染症対応時の看・看連携、病・病連携を強化する具体策を考えていきたい。

○次年度はコロナ対策を経験した看護職が新たな目標を得られるような新しい企画研修を検討していく。

資料５

看護師職能委員会Ⅱ活動報告

委 員 長　福惠　節子
副委員長　西連寺　信枝
委　　員　寺門　登美恵、伊藤　章子、田中　晴美、小野寺　郁子、大都　英恵

1　活動目標

看護師職能Ⅱ領域で働く看護職の持つ問題を把握し課題を提示する。

1）訪問看護、介護・福祉施設、診療所等で働く看護職の課題発見と分析。

2）看護師職能Ⅱ領域における看護管理者に対するＪＮＡラダーなど継続教育支援に関する研修会の計画及び開催

2　実施状況

委員会　　7回開催（Ⅰ・Ⅱ合同で2回）

研修会1　12月24日　　受講者16名
「魅力的な訪問看護ステーションの運営と人材育成
－新人看護師も訪問看護師になろうー」
講師：ケアプロ株式会社　代表取締役　川添　高志

研修会2　3月11日　　受講者16名
看護Ⅰ・Ⅱ合同研修会
「緩和ケアにおけるＡＣＰの考え方」
講師：水戸済生会総合病院　医師　高久　秀哉
水戸済生会総合病院　認定看護師　疋田　督子

その他　　○医療・看護安全対策推進委員会への参加協力
委員2名（訪問看護ステーション安全管理マニュアル内容に関すること）

○6月18日　3職能合同集会
参加者　職能委員27名（会場）、オンライン53名
「寄り添い、共に歩む保健師活動～well-beingを支える看護職の対人スキル」
講師　合同会社ヴィーヴォ保健師事務所　　代表　岸　美帆

3　結果

・コロナウイルス感染症の状況を鑑みながら、看Ⅱ領域における情報収集や研修会などを行った。
・ラダーなど継続教育に関するアンケート調査を昨年度実施し今年度に引継ぎ、研修会開催を検討した。昨年のアンケート調査結果をみるとクリニカルラダーの研修の希望%が低かったため、運営や人材育成といった大きな枠組みでの研修を企画した。

・12/24　看Ⅱの研修会を実施した。コロナウイルス第８波のさなかで、かつ年末の多忙な時期も重なり参加者が少なかった。ハイブリット方式での開催となったが特にトラブルなく行えた。

・3/11 にⅠ、Ⅱ合同研修会をオンラインで実施した。昨年度からの懸案であったＡＣＰに関する研修でとても興味深い内容であったが、これも年度末の多忙な時期と重なってしまったためか、参加者が少なく、とてももったいないと感じた。
・医療・看護安全対策推進委員会が、策定に取り組んでいる「訪問看護ステーションの医療安全管理マニュアル」について、看護Ⅱの委員２名が医療・看護安全対策推進委員会に参加し、アドバイスや意見交換をした。（２回）

【課題】
・委員7 名のうち、4 名が新任の委員だったこともあり、研修の企画も新年度になってから、一から検討した状況だった。その結果、周知と参加募集の期間が短くなり、参加者をあまり集められなかったので、来年度は早めに検討し企画できるよう行動していきたい。
・県内全体の看Ⅱ領域勤務看護職の状況を把握するためには、各地域、各領域からまんべんなく委員を選出して頂く必要がある。各施設長の方々に理解して頂き気持ちよく職員を送り出してもらえたらと思う。
・今年度研修の申し込みがマナブルに変わったことでスムーズに申込ができない事例があった。

資料６

常任委員会活動報告

看護労働改善事業委員会

委員：◎大槻　勝明　○大高　房子
鶴見　幸子、須藤　礼子、安田　優子
小原　富美枝、植田　良子、木村　昌子

1. 活動目標

看護職の働き続けられる労働環境等の改善及び就業促進の支援

2. 結果

2022 年度の委員会活動として「看護職員の新型コロナウイルス感染症対応に関する実態調査」結果のまとめ、および「時間外労働に対する実態調査(管理者･看護職員)」の実施とまとめを行った。

１)「看護職員の新型コロナウイルス感染症対応に関する実態調査」について

・「看護いばらき」に一部抜粋を掲載、茨城県看護協会ホームページに公表した。

２)「時間外労働に関する実態調査（管理者・看護職員)」について

回収率：看護管理者 105 件/173 件（60.7%)、看護職員 553 件/1730 件（31.9%）であった。

・時間外労働時間数については「10 時間未満」が 65%程度であり、「45 時間以上」は 1%程度に止まっていた。時間外労働の要因としては「看護記録」59.5%、「患者ケアおよび処置」38.8%、「医師の指示確認や報告」31.7%、「委員会・会議・係等の業務」30.8%であった。就業前の出勤時間については、日勤では「30 分未満」40%、「45 分未満」22%であり、夜勤では「30 分未満」47.9%、「60 分未満」41.2%であり、夜勤の方が早く出勤している傾向にあった。就業前業務としては、「情報収集」89.5%、「点滴・内服準備」57%、「自分のペースで業務を進めたい」30.6%等であり、主な業務は「点滴・内服準備」等であることが分かった。就業前業務の時間外申請については、91.7%が申請していなかった。一方、少数ではあるが申請が認められている業務として「緊急入院・急変対応」、「リーダー業務：30 分のみ」、「手術・内視鏡等の処置対応」、「情報収集」等が挙げられた。自宅への持ち帰り業務については、32%が「ある」と回答しており、内容としては「委員会の業務」60.9%、「担当の係の業務」44.4%、「看護師の指導に関連したもの」26.6%であった。持ち帰り業務が時間外労働として認められているのは２%に止まっていた。時間外労働として認められている研修については 32%が「ある」と回答しており、安全・感染・褥瘡等以外で認められている研修としては、「ラダー研修」33 件（6.3%)、「病棟研修」7 件（1.3%)、「委員会主催研修」6 件（1.1%）であった。

【課題】

１)「看護職員の新型コロナウイルス感染症対応に関する実態調査」について

・「看護いばらき」に一部抜粋を掲載、茨城県看護協会ホームページに公表したが、タイムリーな報告が行えなかったのが課題である。調査から一年が経過し、現在第 8 波も終息し、令和 5 年 5 月 8 日から 5 類感染症の位置づけとなることが決定している。このような中、コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関の拡充がされつつあり、感染症対策についても調査時より整備されてきていると思われる。

・令和 4 年度の診療報酬改定により 10 月以降から、新型コロナウイルス感染症医療に関わる医療機関においては看護師職員処遇改善評価料が新設され、一部であるが処遇改善が図られている。一方で、職員自身の新型コロナウイルス感染症への罹患もしくは濃厚接触者となることでの就業制限により、臨床現場では人員不足による過重労働、安全確保、ストレス過多、メンタルヘルス等の問題が浮き彫りとなっている。そのため、各施設における感染管理における BCP

の策定、見直し等が急務であると言える。

2)「時間外労働に関する実態調査（管理者・看護職員)」について

・今回の調査結果から就業時間前労働、自宅への持ち帰り業務、勤務時間外での研修参加等、可視化されていない時間外労働の実態が明らかとなった。厚労省でもこれらの問題を防止するため、時間外管理のための具体的な措置をガイドラインで示している。時間外労働が可視化されないままでは膨大な業務を担う看護職の労働実態が明らかにならず根本的な時間外労働の削減対策を行っていくことが困難になる。

・就業前時間外業務についてのシフト対策および業務整理、持ち帰り業務内容の把握および所定労働時間への取り込みの検討が必要である。

教育委員会

委員：◎木村　加代子　○葉山　まつえ
篠崎　まゆみ、安達　さゆり
猪谷　智恵子、山本　美帆子
森永　美智子、吉田　和美、
佐井川　まさ子、寺門　さおり

1. 活動目標

1) 県内看護職のキャリアアップを支援し看護の質の向上を図る
2) 社会のニーズに対応した研修を企画する
3) 研修評価を元に次年度の課題抽出を図る

2. 結果

・COVID-19 感染拡大により研修会開催が危惧されたが、12 月までの研修会は計画通り進めることができた。

・集合研修のアンケートも今年度から電子化され、紙媒体のアンケートの時に比べ回答率が低く全体評価が難しい状況にあった。

・研修準備費用が増大したものもあり、次年度の企画見直しが必要となるものもあった。

【課題】

・集合研修およびオンデマンド研修でアンケートの有効回答が得られるよう、受講生に向けたアナウンスを強化していく。

・研修受講率の向上と学習に効果的な企画立案と修正に取り組んでいく。

業務委員会

委員：◎石井　満美　○大西　惠子
高橋　恵美、大谷　勝枝、濱田　智子
平根　ひとみ、大川　裕二、安島　美樹

1. 活動目標

タスクシフトの観点からより質の高い看護の提供とチーム医療推進のため、看護師が本来の業務が行える環境の構築のために看護補助者の人材確保・育成を図る。また、昨年度実施したアンケート調査結果の分析を行い、特定行為者の診療報酬加算につなげていく。

2. 結果

＜特定行為研修修了者＞

・「看護職の処遇改善への取り組み・診療報酬改定などに係る調査」として、特定行為研修修了者・管理者の実態調査を行い結果は集計・分析し、ホームページに掲載した。

・看護いばらき№140（3 月発行）にもホームページに掲載のお知らせ欄を設けた。

（回収率）

特定行為研修修了者　64.1%（59/92 名）
管理者　20.2%（35/173 施設）

・特定行為研修修了者は、患者・利用者、家族への看護ケアの提供として有効であると感じており、さらなる活動の範囲の拡大を求めている。しかし、組織の体制や、医師との連携に対する不足を感じており、公的な支援を求めていると推察した。また、費用や人員の問題で育成ができないなど、課題が明らかになった。

・2022 年の診療報酬改定の施設基準の研修要件

に特定行為研修が多く含まれ、社会的認知度は向上してきている。

＜看護補助者＞

①看護補助者の増員・雇用定着を目的とし、看護補助者の働く現状を把握するための調査報告として、茨城県内の病院を対象として、アンケート実施し 1202 名の回答が得られた。アンケート結果から、病院における賃金の低さや、看護補助者自体の認知度の低さ、役割の重圧などの原因が、明らかになった。

②看護補助者の認知度の向上を目的とし、高校生向けの職業パンフレット、「シミジミ看護」の配布を実施した。

③看護補助者の PR 動画の作成。完成後は、茨城県看護協会のホームページにて掲載予定。

【課題】

＜特定行為研修修了者＞

・組織の体制や、医師との連携に対する不足を感じており、公的な支援を求めている。
・費用や人員の問題で育成ができないなど、課題が明らかになった。特定行為研修修了者が活躍している組織を紹介して自施設での活用をイメージできるように周知していきたい。
・特定行為の実施状況は継続して調査する。

＜看護補助者＞

・看護補助者の働く現状の分析を更にすすめることで、増員につながるための改善策を検討していく。また、若手の看護補助者の増員のため、今後は「シミジミ看護」パンフレットの配布について、保護者等に認知度のアンケートを取っていけるとよい。PR 動画の掲載にて、宣伝方法を検討し、一般の方に周知していきたい。

広報委員会

委員：◎岩崎　智英　○猪野　美穂
大金　智子、宮澤　久美子
池田　真由美、小口　奈保美

1. 活動目標

1）興味・関心のある「旬」の話題を提供する
2）美しく見やすい機関誌「看護いばらき」を作成する
3）県内の看護に関する学会や研修など現地取材を通し参加者の声を反映した記事を提供する
4）看護協会会員入会率アップにつながる興味・関心のある話題を提供する

2. 結果

・従来の研修取材は実施した結果だけを掲載していたが、今年度からは一歩踏み込んだ取材活動として、研修修了者に研修前後の成長、自施設での展開等の成果についての取材を実施。実習指導者講習会の受講者の声や上席者の意見等の記事を掲載した。
・看護いばらきに掲載して欲しい記事で、リクエストの多かった「料理」に関する新企画の記事で「突撃 11 月 11 日のお昼ご飯　これがわたしのリアル飯」を看護いばらき№139 に掲載。次号よりシリーズで掲載予定。

【課題】

・今後、社会情勢やコロナ対策、医療者の意識の変化に応じた企画の検討が必要。

学会委員会

委員：◎小野寺　郁子　○宍戸　正子
平賀　紀子、角　智美、大芦　恵美
鶴見　三代子、池袋　昌子

1. 活動目標

1）茨城県内看護職の看護研究を支援し看護の質の向上を図る
2）茨城県看護研究学会の充実と円滑な運営を図る
3）茨城県看護研究学会の参加促進を図る

2. 結果

・ポスター、チラシは会員施設、個人会員へ郵送および協会館内掲示。

・学会テーマ「未来につなげる看護の挑戦」
・講演テーマ「タスク・シフト／シェア推進に関する日本看護協会の方針」
・シンポジウムテーマ「特定行為修了者の活用と展望」、サブテーマ「特定行為を修了した看護師の現状と課題」
・シンポジスト5名(それぞれの領域の立場から)
・在宅領域から参加の推進については、茨城県訪問看護事業協議会会員への周知により演題申込、学会申込につながっている。
・学会申込はマナブルを利用する。
・一般参加 284 名申込、抄録のみ 7 名申込

【課題】
・優秀演題賞等、表彰について
・学会委員会での検討事項についてロードマップを検討

認定看護管理者教育運営委員会

委員：◎渡邊　葉月　○高麗　美智子
菊地　里子、池袋　昌子、高橋　泰子
氏家　みどり、須藤　礼子、村田　誠幸
長山　一恵、福田　淑江

1. 活動目標

認定看護管理者教育課程の企画・運営及び改善のための検討を行う。

2. 結果

＜ファーストレベル＞
・50 名定員のところ応募者多数のため増員し、85 名が受講した。コロナ禍ではあったが、会場の感染対策の徹底と ZOOM などを活用した結果、受講生の中でアウトブレイクを起こすことなく全課程修了した。修了要件に満たない受講生が 1 名いたため、84 名が修了となった。

＜セカンドレベル＞
・30 名定員のところ 36 名の応募があったが、1 名の受講辞退があり、35 名が受講した。プログラムも順調に進み、35 名が修了した。

＜サードレベル＞
・30 名定員のところ 14 名の応募と令和3 年度の受講予定者 1 名の計 15 名が受講し、全員全課程修了した。

【課題】
・認定看護管理者教育課程のアウトカムが、今後の課題である。この教育課程の目標は、質の高い看護サービスを提供できる組織づくりをめざす看護管理者の育成し、保健医療福祉の向上に貢献することである。そのため、教育課程を修了した人数だけがアウトカムで良いか、他の KPI も必要かなど検討課題とする。

医療・看護安全対策推進委員会

委員：◎木村　しつ子　○木上　春美
飛田　一則、青木　由美、三上　淑子
笠井　良子、前田　聖子、影山　幸子

1. 活動目標

1)茨城県看護協会における医療安全体制を構築する。
①訪問看護ステーションの安全管理マニュアルを作成し支援する。
②各施設内の医療安全担当者の活動上の課題や悩みを抽出し、支援方法を検討する。
③地区の医療安全活動の推進を図る。

2. 結果

・兵庫県看護協会の「訪問看護ステーションにおける安全管理マニュアル」を基に全体を見直し、さらなる内容の充実をはかり茨城県看護協会の「訪問看護ステーションにおける安全管理マニュアルを作成した。作成にあたり、看護師職能Ⅱ委員のご協力とご支援をいただいた。
・各施設内の医療安全担当者の活動上の課題や悩みを抽出し支援方法を検討した。

【課題】
・看護師職能Ⅱ委員の協力を得ながら「訪問看護ステーション安全管理マニュアル」の浸透を図る。
・「訪問看護ステーション安全管理マニュアル」の活用状況や内容について調査を行なう。
・各施設内の医療安全担当者の活動上の課題や悩みを抽出し、支援方法を検討する。

災害看護委員会

委員：◎福嶋　隆　○沼田　知之
河尾　眞美、曽我　朝子、青木　建二
林田　彩子、中里　明子、澤田　幸子

1. 活動目標
1）災害支援ナースの登録を目指し、個人の意思で災害時に活動できる看護師を育成する
2）看護専門職として、被災者に支援できる能力を育成する
3）災害支援ナースとして、他者との協働、自律的な活動の重要性が認識できる人材を育成する

2. 結果
1）災害支援ナースⅠ・Ⅱ研修
【結果】
・今年度の災害支援ナースⅠ研修の受講者は21名、災害支援ナースⅡ研修の受講者は16名であった。昨年度は新型コロナウイルスの感染拡大により災害支援ナースⅡ研修が中止となったが、今年度実施する事ができた。
・年度内に災害支援ナースⅡ研修の受講者16名が新規登録をする事ができた。
・災害支援ナースⅡ研修では、昨年度に引き続き、水戸市で実際の避難所運営に使用されるテントと段ボールベッドを展示した。また感染対策と並行してグループワークも実施する事ができ、アンケート結果からも受講者にとって満足度の高い研修となった。
【課題】
・災害支援ナースⅠ研修はDVDになってから3年目となった。コロナ禍にある事から、受講者から集合研修ではなくWeb研修を望む声が多くあった。来年度以降Webでの実施について日本看護協会から許可は下りているが、研修成果を考慮すると集合研修の方が望ましいと考える。
・研修は1日目・2日目ともに講義日程が詰まっている為、プログラムの中に委員側で企画した受講者間の話し合いの時間を設けるのは困難である。来年度は受講者へ集合研修の必要性を十分に説明し、理解を得られるようにしたい。
・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う災害支援ナースⅡ研修開催の可否について、災害支援ナースⅠ研修の最後に、県看護協会のホームページのお知らせを注意して見るよう案内した。しかし、今年度から導入された「研修申込サイトmanaable」との兼ね合いから、受講者の約半数が日時を間違えて研修センターに来てしまった事は大きな反省点である（災害支援ナースⅡ研修開催日に個人・全体に謝罪した）。来年度以降は同様の事態が起こらないよう対応していく。
2）災害支援ナースフォローアップ研修
【結果】
・今年度は受講者の数を分散させる為、2度に分けての研修開催を予定していたが、申込人数が少なく1度の開催であった。受講者は18名であり、昨年度（24名）を下回った。その背景にはコロナ禍である事に加え、今年度から「JMAT茨城研修会」への参加もって更新可能となった事も関係していると考える。今後、更新要件の中に代替可能となる研修の数が増えれば、当研修の受講者が伸び悩む状況が予測される。
・実際の研修では、水戸市で実際の避難所運営に使用されるテントと段ボールベッドの組み

立てを受講者達に体験してもらう事を初めて試みた。また委員側で非常時用のポータブルトイレや、あると便利な個人装備を準備して共有した。加えてハザードマップの閲覧を個人の電子端末で行ってもらう参加型にした。新型コロナウイルス感染症が落ち着きを見せていた為、グループワークの内容量を増やして受講者間の意見交換や共有の時間を増やした。その結果、アンケート結果からも受講者にとって満足度の高い研修となった。

・研修後、協会職員の協力を得て県看護協会のInstagramに研修風景を投稿できた。来年度も可能な限り投稿し、SNSも活用して研修の良さを伝えていきたい。

【課題】

・来年度以降も集合研修へ参加する事の意義を感じてもらえるような研修の企画・運営に努めていく。

3）災害支援ナースの実態調査

【結果】

・令和元年度を最後に実施できていなかった災害支援ナースが所属する各施設の看護部長と災害支援ナース個人を対象にした調査用紙を今年度内に発送した。

4）災害支援マニュアル改訂

【結果】

・昨年度に引き続き災害支援マニュアルの改訂作業を実施し、委員側で行う範囲の改定案は完成した。来年度以降の全面改訂（全面改訂が困難であれば部分改定）へ向けて看護協会、今年度から名簿管理を担う事になったナースセンター（各申請用紙の改訂作業を実施中）と連携しながら進めていく。

5）ポケットマニュアル改訂

【課題】

・現在配布しているもの（平成29年作成）の残数が50部程度となっている事から、内容を見直し改訂作業を実施した。近年の災害支援ナースⅡ研修の受講者数から、あと2年は残数で賄えると思われるが、どのタイミングで発行・配布とするか協会側と連携しながら進めていく。

6）JMAT茨城研修会

【結果】

・今年度は集合研修として茨城県医師会で開催。委員５名と協会職員３名が研修スタッフとして参加。
・災害支援ナース６名が受講生として出席。
・災害＋感染の両方に対応、GWや実技演習を取り入れ実践的な研修が実施された。
・来年度以降も災害支援ナースが参加できるよう情報提供していきたい。

7）茨城県総合防災訓練

・新型コロナウイルスの影響が続き、災害看護委員として、また災害支援ナースとして参加可能な総合防災訓練は実施されなかった。来年度以降、地域の災害支援ナースが参加可能な総合防災訓練が行われる事を期待したい。

8）水戸市福祉避難所設営訓練

・今年度は開催されなかったが、来年度以降、開催される機会があるならば災害看護委員に加えて地域の災害支援ナースも共に参加できるよう働きかけたい。

資料７

地区活動報告

水戸地区

理事：川又　光子

委員：礒崎　登志江、和田　俊彦

1　活動テーマ

水戸地区会員間の情報共有と連携強化を図る。

2　活動目標

1)「まちの保健室」を通して、地域住民の健康な生活を支援する

2) 会員相互の交流を図り、情報や課題の共有と地区活動への関心を高める

3) 看護専門職として新しい知識・技術を習得し実践に活用できる

3　活動状況

・地区委員会３回

・地区会員会２回
会場17名　オンライン21名

・地区意見交換会（9地区）１回
会場34名　オンライン 125名

・研修会１回「天気と暮らしの話」
会場７名　WEB 42名

・まちの保健室（イベント）２回
来場者　92名

・イベントでの救護対応２日間
救護対応６件

4　結果

・5/5,11/6まちの保健室は、屋外開催で感染対策をしながら実施した。また、相談時間は10分以内と掲示して実施。相談者への受診の必要性を伝えられ予防に繋げられたこと、看護協会の活動を地域に伝えられる機会であることは有意義な活動である。

・会員会ではコロナ感染症における各施設の患者受け入れ、面会、新卒者、職員の出勤状況について情報共有することができた。

・コロナ禍における「常設まちの保健室」の開催は難しく、2年間行っていなかったが、会員会で話し合い、回数を減らし、まず12月に常設まちの保健室（イオンモール水戸内原）実施予定で担当者も決まり進めていたが、コロナ感染拡大のため中止とした。

・看護ケアの質向上のため専門知識の持った看護師から技術指導等を受けたいとの希望があったため「茨城県内の専門領域を持つ看護職（認定看護師・専門看護師・特定行為研修修了者 分布一覧）」を開示し派遣の調整は、施設間で行う事とした。

【課題】

・現在の医療状況を鑑み水戸地区会員会の情報交換が重要であることから開催回数の検討を行い会員間の情報の共有を図って行きたい。

・「まちの保健室」の開催については、感染対策を行い地域住民の健康な生活を支援するための方法を検討する必要がある。

日立地区

理事：菅澤　裕子

委員：川見　季子、寺田　直子

1　活動テーマ

「会員間で情報共有と連携を図り、コロナに備えた地区活動を実施する」

2　活動目標

1) 新しい研修方法を活かし、看護専門職としての資質向上を図る

2) まちの保健室活動は感染予防対策を徹底して行い、地域住民の健康な生活を支援する

3　活動状況

・地区委員会２回

・地区会員会２回
会場16名　オンライン７名
・地区意見交換会（9地区）１回
会場34名　オンライン 125名
・看護研究発表会（日立、常陸太田・ひたちなか）
＊オンライン併用
講師１名 座長３名 発表者９名
地区委員６名　一般参加47名（オンライン）
・研修会１回「天気と暮らしの話」
会場７名　WEB 42名
・まちの保健室（イベント）１回
来場者　30名

4　結果

・11月の「おっぱいライフ」は、対象がママ、赤ちゃんのため、開催は難しいため中止となった。
・10/9「百年塾フェスタ」は３年ぶりのイベント開催で午前中だけで 3,000 人来場と発表しており大盛況だった。当協会のブースでは、病院に行くほどでもないが相談したい、無料で相談できるのがよい等の来場者の声を得られた。
・コロナ感染症第７波の渦中につき、各施設とも第６波より厳しい状況の中、ぎりぎりで稼働している。
・看護研究発表会は、オンライン併用だったがスムーズに進行することができた。会場からも講評者を中心に活発な質疑応答があった。
・３地区研修会の講師が、水戸に馴染みのある気象予報士で、参加者は興味深く拝聴したとの声が聞かれた。

【課題】

・コロナ感染が３年目の今年、ウィズコロナでオンラインの普及は高まったが、人材不足、物資不足で勤務はおろか地区活動にも余裕がない状況。学生を育てたい思いと、コロナの中、必死で働いても、患者・家族に罵声を浴びせられ、辛い状況が交錯している。意見交換会など地域の連携を強化したいため、地区会員の増減を意識しながらコロナ禍でもできる研修や活動をしていく。
・看護研究発表会の質疑応答の時間は限られていることもあるが、オンライン参加者も気軽に、かつ積極的に発言できるための工夫をしたい。
・会員会は、クリニック所属会員は参加しにくい。オンラインでも参加できていない状況であるため、もっと多くの会員が参加できる体制を整えたい。
・協会の入会者を増やすためには若い人が入会できるような盛り上げ方が必要であり、例えば管理者が声掛けをすることも大事である。
・3地区研修は会員のリフレッシュのねらいもあり、参集、オンライン双方で目的を果たせる研修を継続する。

常陸太田・ひたちなか地区

理事：三本松　まゆみ
委員：佐藤　智恵、羽川　大次朗

1　活動テーマ

地域住民の保健・医療・介護への意識向上を図り、健康の保持・増進を支援する

2　活動目標

1）地域住民の健康への支援
・常設「まちの保健室」活動を通して、住民の健康の保持増進、疾病の予防および早期発見に貢献する。また、在宅療養に関わる方々を支援する
・多職種と協同し、地域住民の健康意識の向上を図る
2）看護職間の連携を図るとともに、専門職としての看護の質向上に努める
・研修会の開催
・地区委員会における情報交換

・地域における施設間の連携

3　活動状況

・地区委員会1回（オンライン）
・地区会員会（書面）1回
・地区会員会（オンライン）1回　12名
・地区意見交換会（9地区）1回
会場34名　オンライン 125名
・看護研究発表会（日立、常陸太田・ひたちなか）
＊オンライン併用
講師1名 座長3名 発表者9名
地区委員6名　一般参加47名(オンライン)
・研修会1回「天気と暮らしの話」
会場7名　WEB 42名

4　結果

・地区会員会では、人員不足、クラスター発生、面会制限・行動制限による職員の疲弊、クラスター発生部署の管理者のメンタルケアの必要性等、各施設で現在の問題点や工夫点の共有と意見交換が出来た。今後も施設間で情報共有を行うことで合意を得た。
・今年度も常設まちの保健室は、中止とした。今後、感染状況を鑑みてから自治体への声掛け、市報での広報を検討していく。
・看護研究発表会は、会員のアンケート結果から指導者にとっても発表者にとっても、講評者の研究を進めるにあたっての注意点などわかりやすい内容と高評価であった。WEBでの参加を続けてほしい意見もあった。

【課題】

・「まちの保健室」の代替となるイベントの企画（自治体とのコラボなど連携予定）
・コロナ5類への移行を機に、会員会やイベント参加など感染に留意して対面で実施するための対策を共有。
・看護研究発表会や研修会、意見交換会の開催方法は次年度もハイブリットを希望する意見が多かったため、継続の予定だが、これらが会員のネットワーク構築に繋げられるか、検討が必要である。

鹿行地区

理事：小原　一也
委員：仲田　美佐子、岩間　由起子

1　活動テーマ

現状の生活様式に即した地域住民への健康管理啓発と、医療機関、介護施設、訪問看護ステーションとの連携強化

2　活動目標

1）専門職としての資質向上を図り、地域のニーズに応じた保健活動を推進する
2）施設間・関係団体との連絡を充実させ、組織の強化を図る
※会員会に参加されない施設への、支援ネットワークの構築強化

3　活動状況

・地区委員会3回
・地区会員会（書面）1回
・地区意見交換会（9地区）1回
会場34名　オンライン 125名
・看護体験イベント（神栖市キャリア教育セミナー）2日間　　来場者523名

4　結果

・まちの保健室は、新型コロナウイルス感染者が増加傾向にあること、また開催場所であるチェリオの事務局長との話し合いの中で、「会場の提供については、今後のコロナ患者の動向を見ながら慎重に考えたい」との言葉もあり7～10月は中止としていたところであるが、その後の話し合いでも、引き続き令和4年3月まで中止と決定した。
・8/5に会員会を予定していたが、コロナ感染拡

大により中止とし、参加予定者に資料送付による書面会員会とした。
・キャリア教育セミナーは、県内初のイベントだったが、当地区ブース内の担当者がそれぞれ臨機応変に迅速な対応をしてくれて無事に終える事ができた。また、妊婦体験においては、来場者親子のコミュニケーションが深められたと感じる様子が伺えた。
・第1回研修会はテーマと講師も決定しているため、新型コロナウイルス感染者の増加傾向と感染対策を十分に考えたうえで、タイミングをつかみ開催できるよう検討してきたが、クラスター等の発生により開催することができなかった。

【課題】
・新型コロナウイルス感染症が5月より5類感染症になるが、病院・施設でもクラスターは発生しており、今後も油断のできない状況は続くと考える。
・「まちの保健室」開催においては、鹿行地区会員および開催場所責任者の協力・理解をどのように得ていくかが課題と考える。

土浦地区

理事：平賀　京子
委員：谷萩　哲也、大関　良美

1　活動テーマ

地域住民の生活に根ざした看護活動の充実と連携強化

2　活動目標

1）地域の会員の連携強化（医療と福祉、病院と施設や訪問看護ステーション等）
2）地域住民が安心して過ごせる健康生活（くらし）の支援

3　活動状況

・地区委員会2回
・地区会員会2回
　会場6名　オンライン17名
・地区意見交換会（9地区）1回
　会場34名　オンライン 125名

4　結果

・まちの保健室は、昨年度に引き続き、新型コロナウイルスの感染状況を考え、今年度も開催することができなかった。
・研修会に関して土浦地区会員施設31件宛て、アンケートを実施したところ、18件（回収率58%）の回答を得た。メンタルヘルスの研修希望が多く、また人員確保に対して苦慮しているようである。この結果を踏まえて次年度の研修会の講師を検討していく。
・会員会は、病院・看護学校・訪問看護ステーション・個人会員の情報共有の場となった。

【課題】
・「まちの保健室」地域住民の健康維持・推進に必要な役割であるので、今後どのように実施していくかが課題である。
・ネットワークの構築、メーリングリストの作成、情報の共有等

つくば地区

理事：山下　美智子
委員：髙崎　芳江、飯田　育子

1　活動テーマ

地区包括ケア推進に向けて地区会員の連携を目指す

2　活動目標

1）地域のネットワークの推進
2）新たな生活様式に応じた看護の提供体制と地域包括ケアの推進

3 活動状況

・地区委員会3回

・地区会員会２回
会場26名　オンライン22名
・地区意見交換会（9地区）１回
会場34名　オンライン 125名
・研修会２回
①「看護実践の中で身体拘束を無くして行くために」
会場15名　オンライン24名
②「つくば医療圏の現状把握と看護ネットワークについて」
会場16名　オンライン８名

4　結果

・会員会で各施設のCOVID-19に対する各施設の取り組みと現状について、情報を共有した。訪問看護においては、介護職員も含め、「ガウンテクニック」の実践状況の確認を行うことで、「感染が起きても、職員は慌てることなく対応することが出来た」との意見があり、また、他の施設では、「第７波で職員のクラスターが発生し、人員調整に苦労した。」「病院でクラスターが発生し、診療に影響が生じた。」「職員が感染または濃厚接触者となることで、人員不足となった。」という厳しい状況の意見も多く出された。
・11月研修会では、講師の所属病院での身体拘束に関する法的側面と「身体拘束ゼロ」の具体的対応と取り組み経緯を学習し、大変刺激を受け自施設でも取り組むことができるのではないかと考えさせられた。2～3年のスパンで計画することを教授され、地道に進めることの重要性と課題が明確になった。研修内容は、即実践に活用できるものであるため、県内にも普及させたらどうかと考えた。

【課題】

・「まちの保健室」は実施できていない現状。医療従事者が地域に出ていく事は施設側の了承も得にくく、難しい状況である。感染状況を見ながら検討していく。
・つくば地区医療圏の現状から私たちが行える課題を明確にし、次年度の目標につなげ、地域のネットワーク推進していく。
・つくば地区の管理者から、臨地実習指導者講習会の定員と研修機会を増やして欲しいという要望が事前にあり、代表して意見交換会で意見を述べた。茨城県からは、予算の設定もあるので、変更は直ぐにできないが、今後の検討課題としたい旨の回答があった。
・つくば地域の医療の現状を知ることができる講義内容であった。GWで他施設の現状と情報を共有することができて大変有意義だった。地域包括ケアの実現や地域ネットワークのづくりに向けて、管理者が顔の見える関係で、話し合いをすることは大変重要である。今後もこのような機会を期待したい。

取手・竜ヶ崎地区

理事：桑田　今日子
委員：木樽　京子、氏家　みどり

1　活動テーマ

保健・医療・福祉の分野で活動する看護職と連携を図り、地域のニーズに応える地区活動を推進する。

2　活動目標

1) 専門職としての質の向上を図り、組織の強化を図る
2) 地域会員会を通し、災害時のネットワークの強化を図る
3) まちの保健室活動を通し、地域住民の健康の維持増進を支援する

3　活動状況

・地区委員会３回
・地区会員会３回

会場30名　オンライン23名

・地区意見交換会（9地区）1回

会場34名　オンライン 125名

・研修会2回

①「伝えること」から「分かり合うこと」

そして「対話力（管理）」へ

会場13名　オンライン14名

②「地域医療連携」

会場14名　オンライン49名

4　結果

・研修はシリーズとして同じ講師の希望があったため、次回も同講師に依頼する。

・オンライン併用研修でのグループワークであったが、自己の振り返りができ、今後の管理に活かすことが出来るとの意見が多く、有意義な研修となった。

・次年度の「まちの保健室」は、前期を中止し、後期開催は、状況を見ることとなった。また、開催は月4回から1回とした。

・地域住民の健康の維持増進を支援するための「まちの保健室」の活動が新型コロナウイルス感染症のため開催できない状況の中、どのように地域のニーズに応える地区活動を推進していくか、検討となっていた守谷地区の場所の目安が立ったこと。

【課題】

・「まちの保健室」再開に向けた感染対策。

・守谷地区での「まちの保健室」の開催場所変更に伴う担当病院および施設の現地での諸手続きや場所等の確認作業確認会および勉強会の実施。

・オンライン併用研修のグループワークの急な不参加者に調整がしづらく、広い会場の参集で開催ができるようになること。

・新型コロナウイルス5類変更に伴う会員会や研修会の開催方法の検討（以前の参集だけでなく、ハイブリットでの開催の継続をするか）。

筑西・下妻地区

理事：鈴木　和子

委員：野澤　幸子、大吉　美智子

1　活動テーマ

会員相互の連携を深めるとともに、保健、医療、福祉分野の方々と協力して地区活動の活性化を図る

2　活動目標

1）会員間の連携を深める

2）保健、医療、福祉分野の方々と協力して、地域保健活動の充実を図る

3）新入会員を増やし、組織の強化を図る

3　活動状況

・地区委員会2回

・地区会員会1回　12名

・研修会1回

（茨城県結城看護専門学校と合同）

「地域で必要な看護職員を地域で育てる組織的支援～看護師に応じたキャリア形成を支援するために～」

会場20名　オンライン32名

動画閲覧回数　119回

・地区意見交換会（9地区）1回

会場34名　オンライン 125名

4　結果

・常設まちの保健室イオンモール下妻）は、令和5年3月まで中止とする。

・協会まちの保健室発行の「まちの保健室ニュース」を参考に作成したものを情報提供活動として各施設で掲示・配布した。

・包括支援センターが行っている教室やサロン等に参加させてもらう。先ず先行して結城市東部包括支援センターたけだで実施し、状況を見て他地域への拡大を試みる。（まちの保健室）

・地区災害支援活動にかかわるアンケートを

実施し、地区災害活動等にかかわる情報用紙を作成した。この用紙を情報共有の基盤とする。

・10月結城看護専門学校との共催で合同研修会をオンライン併用で開催した。人材育成・キャリア支援という日頃から苦慮している課題でもあることから参加率の向上に繋がっていると感じる。参加者からは「テーマの内容が奥深いだけに、もっと掘り下げた内容を希望する」「引き続き同じ講師でお願いしたい」との声が聞かれた。

・コロナ感染症の波が何度も押し寄せ、様々な制限により通常の活動がまったくできない年であったが、その中でも委員会、会員会、合同研修会が開催できたことは、組織連携を維持する成果につながった。

・コロナ禍により生活様式が変化しＷＥＢ等を活用したが、やはり顔の見える関係は重要であると再認識した。

【課題】

・災害発生が増えていく中、災害支援における地域連携は重要であり、顔の見える関係づくりには、今回得た基礎となる情報をどのように活用していくかの検討を深める事が大切である。

・コロナが 5 類移行に伴って地区活動も本来の活動に近い状況に戻るように思われる。しかし、具体的な活動内容を、今までのままで踏襲してよいのかは疑問が残る。

・施設との連携強化や情報共有を考えると、地区会員会の在り方（開催回数等）についても検討が必要。

古河・坂東地区

理事：佐伯　久美

委員：鈴木　久美子、野本　麻里

1　活動テーマ

当該地区における施設間の連携促進（オンラインシステム活用を含む）

2　活動目標

1）地区の活性化に向けた各施設における取り組み事例等の情報共有

2）地区の看護サービスの質向上にむけた学びの共有

3）新たな「まちの保健室（常設）」の模索

3　活動状況

・地区委員会 2 回

・地区会員会 3 回

会場 9 名　オンライン 19 名

・研修会 3 回

①「個人と組織で取り組むメンタルヘルス」

会場 3 名　オンライン 53 名

②「アサーションの基本」

会場 3 名　オンライン 43 名

③「こんなときどうする？人事労務管理」

会場 3 名　オンライン 40 名

・地区意見交換会（9 地区）1 回

会場 34 名　オンライン 125 名

・常設まちの保健室（道の駅まくらがの里）

2 回　来場者 20 名

・臨時まちの保健室（ワクチン接種会場）

6 回　来場者 79 名

4　結果

＜まちの保健室＞

・常設「まちの保健室」開催が難しい中で、ワクチン接種会場での開催を企画し「血圧測定・健康相談・酸素飽和度測定・グリッターバグを使用した手洗い評価」を実施した。

・古河総合病院では、「血圧測定・体脂肪測定・健康相談・介護相談・血糖測定」を実施。診察時に医師に相談しにくい内容を相談される方も多く、気軽に相談できる役割（場所）が担えたのではないだろうかという担当者

の声があった。
・感染収束までの期間は、臨時「まちの保健室」で対応していく。また、ZOOM 等を活用した産後うつ相談対応について検討した。
・11/23 ふくしまつりでの「まちの保健室」開催に向け準備していたが、主催者側より悪天候により中止との連絡があり開催無し。
・12/17 まくらがの里での「常設」まちの保健室では、コロナ感染第 8 期中の実施であったため、利用者への検温・コロナ問診・手指消毒励行・導線の工夫など、感染対策を留意した。また、血中酸素飽和度測定も項目に入れて実施した。

＜研修会＞
・第 1 回目はメンタルヘルスについて実施し、昨年度よりも多くの参加者を得ることができた。
・12/7 地区会員からの要望の多かった「アサーション」についてｵﾝﾗｲﾝで実施した。今回は、勤務の都合で参加が叶わなかった会員への対応として、講師の同意の下、ｵﾝﾃﾞﾏﾝﾄﾞ配信を行った。
・2/1 研修会は地区会員の強い要望により企画した。管理者対象で事前に寄せられた疑問・質問に対し、講師が答える形式で進行した。正しい知識を持ってスタッフならびに業務管理をしなければいけないと痛感した研修であった。

＜その他＞
・各施設における取り組み事例の共有について、会員会で意見交換を行った。施設の負担にならない形で共有を図ることとした。

【課題】
・再開した常設「まちの保健室」の在り方について（実施回数、感染対策のあり方、必要物品等）の再検討
・看護職員の妊産婦や助産師・栄養士との情報交換の場を ZOOM 活用で検討していく。

資料８

令和４年度　研修総括

■研修Ⅰ　新人看護職研修

連番	研修No.	日付	研修名	開催方法	定員	応募数	受講決定数	受講者
1	1		新入看護職研修 看護協会の役割・事業(オンデマンド配信)	HP配信	121(視聴)			
2	2	10月21日(金)	新任保健師研修	集合	35	4	4	4
				ZOOM		3	3	3
3	3	7月8日(金)	新人助産師研修（5日間） ※新人看護職員研修ガイドラインに基づく研修 【県委託研修】	集合	30	23	23	21
		8月24日(水)						19
		9月13日(火)						21
		9月29日(木)						20
		11月8日(火)						21
4	4	6月21日(火)	新人のための接遇 ー新たな環境にスムーズに適応するー ※新人看護職員研修ガイドラインに基づく研修 【県委託研修】	集合	70	20	20	20
				オンデマンド	70	47	47	46
5	5	7月11日(月)	新人のための看護倫理 ー新人看護職員に求められる倫理ー ※新人看護職員研修ガイドラインに基づく研修 【県委託研修】	集合	70	37	37	36
				オンデマンド	70	44	44	44
6	6	5月30日(月)	新人のためのフィジカルアセスメント ※新人看護職員研修ガイドラインに基づく研修 【県委託研修】 研修No.7と同研修	集合	50	46	46	46
7	7	7月4日(月)	新人のためのフィジカルアセスメント ※新人看護職員研修ガイドラインに基づく研修 【県委託研修】 研修No.6と同研修	集合	65	36	36	32
				オンデマンド	65	29	29	27
8	8	7月20日(水)	新人のための救急看護 ー私にもできる！急変時の対応ー ※新人看護職員研修ガイドラインに基づく研修 【県委託研修】	集合	70	66	66	64
				オンデマンド	70	22	22	20
9	9	5月23日(月)	新人のための感染看護 ー患者さんとあなたを守る感染予防の基礎知識ー ※新人看護職員研修ガイドラインに基づく研修 【県委託研修】	集合	70	29	29	27
				オンデマンド	70	46	46	46
10	10	6月24日(金)	新人のための医療安全 ー安全な看護を行う第１歩ー ※新人看護職員研修ガイドラインに基づく研修 【県委託研修】	集合	70	41	41	40
				オンデマンド	70	57	57	56
11	11	6月27日(月)	新人のためのメンタルヘルス ※新人看護職員研修ガイドラインに基づく研修 【県委託研修】	集合	70	35	35	35
				オンデマンド	70	43	43	43
							合計	691

■研修Ⅱ　看護職の教育者を育成する研修

12	12	10月27日(木) 10月28日(金) 11月24日(木) 11月25日(金)	新人看護職員実地指導者研修（4日間） ※新人看護職員研修ガイドラインに基づく研修 【県委託研修】	集合	70	36	36	36 36 34 34
13	13	9月15日(木) 9月21日(水) 9月22日(木)	新人看護職員教育担当者研修（3日間） ※新人看護職員研修ガイドラインに基づく研修 【県委託研修】	集合	70	41	41	40 40 41
14	14	11月4日(金) 11月15日(火) 12月2日(金)	新人看護職員研修責任者研修（3日間） ※新人看護職員研修ガイドラインに基づく研修 【県委託研修】	集合	50	12	12	12 12 12
15	15	6月1日(水)～ 9月20日(火)	実習指導者講習会 ※県委託研修		70	92	69	69
16	16	10月7日(金)～ 12月11日(日)	実習指導者講習会(特定分野) ※県委託研修	集合	30	14	13	11
17	17	9月9日(金)	実習指導者フォローアップ研修 教える人としての私を育てる ～実習指導におけるリフレクション～	集合	50	29	29	28
18	18	10月1日(土) 11月26日(土)	訪問看護師指導者研修 （実習2日を含む4日間） ※県委託研修		20	6	6	6 6
19	19	9月3日(土)	看護教員を対象としたアクティブラーニング研修 ※県委託研修	オンデマンド	50	28	28	28
							合計	436

■研修Ⅲ　ジェネラリストを育成する研修

20	20	9月30日(金)	中堅期保健師研修 事例検討会ファシリテーターの技術と保健師記録の情報	集合 ZOOM	35	2 12	2 12	2 12
21	21	8月5日(金)	患者・家族からの暴言暴力 ー組織で取り組む院内暴力への対応策を学ぶー	集合	50	17	17	16
22	22	8月10日(水) 8月22日(月) 8月30日(火)	茨城県看護職員認知症対応力向上研修 （3日間） ※県委託研修	集合	80	134	83	83 78 76
23	23	8月5日(金) 12月3日(土)	茨城県看護職員認知症対応力向上研修（施設等） ※県委託研修	ZOOM	100	40 78	40 78	29 69
24	24	12月8日(木) 12月9日(金)	【DVD研修】 認知症高齢者の看護実践に必要な知識（2日間） ※県委託研修	集合	50	78	78	77 77
25	25	9月5日(月)	慢性心不全看護	集合	50	40	40	35
26	26	10月4日(火)	がん化学療法を受ける患者の看護	集合	50	29	29	26

■研修Ⅲ　ジェネラリストを育成する研修

27	27	5月18日(水) 5月19日(木)	感染看護：基礎編（2日間） ※県委託研修	集合	60	17	17	16
				オンデマンド	50	57	57	56
				集合	60	17	17	17
				オンデマンド	50	57	57	56
28	28	5月27日(金) 6月2日(木)	感染看護：基礎編（2日間） ※県委託研修　研修№27と同内容	集合	60	33	33	33
								32
29	29	6月20日(月) 6月23日(木)	感染管理：実践編（2日間） ー組織で取り組む感染管理ー ※県委託研修	集合	50	36	36	36
				オンデマンド	50	56	56	56
				集合	50	36	36	34
				オンデマンド	50	56	56	56
30	30	12月14日(水)	看護研究Ⅰ ー始めてみよう看護研究ー	集合	50	33	33	25
31	31	2月7日(火)	看護研究Ⅱ ー看護研究につなげるプロセスー	集合	50	19	19	15
		2月8日(水)						15
32	32	1月6日(金)	看護研究Ⅲ ー看護研究を支援するー	集合	30	11	11	11
33	33	11月30日(水)	高齢者の特徴を捉えた暮らしの支援	集合	50	35	35	23
34	34	11月13日(日)	摂食嚥下 食べさたい、食べさせたい！誤嚥リスクのある患者への効果的な食事ケア	集合	40	46	46	40
35	35※	9月1日(木)	救急看護 ～変化を見逃さず、適切な処置をするために～	集合	50	108	108	98
36	36※	10月13日(木)	救急看護 ～危機的状態にある患者の救急対応～	集合	50	62	62	58
37	37	9月10日(土)	皮膚・排泄ケア（4日間） -褥瘡・失禁管理から患者・家族支援まで- ※県委託研修	集合	50	62	60	53
				オンデマンド		51	51	51
		9月13日(火)		集合		62	60	52
				オンデマンド		51	51	51
		9月21日(水)		集合		62	60	53
				オンデマンド		51	51	51
		9月30日(金)		集合		62	60	53
				オンデマンド		51	51	51
38	38	10月7日(金)	ストーマケア -ストーマにおける術前・術後にケア 患者・家族支援まで-　※県委託研修	集合	50	27	27	27
				オンデマンド	50	18	18	18
39	39	6月29日(水)	看護職の為のストレスマネジメント -怒りと上手に付き合う方法をひも解く-	集合	50	24	24	22
40	40	11月2日(水)	アドバンス・ケア・プランニング（ACP）	集合	50	29	29	27
41	41	11月10日(木)	看取りの看護	集合	50	47	47	37
42	42	11月9日(水)	多職種連携で関わる入退院支援	集合	50	47	47	45

■研修Ⅲ　ジェネラリストを育成する研修

43	43 ※	7月21日(木)	論理的なレポート・論文・看護記録の書き方 ～なぜ書くことに対して苦手意識が消えないのか～	集合	50	107	107	98
44	44	1月13日(金)	いまこそ学ぼう！看護師と法の関係 ー患者の安全と自身の安全を守るために知っておきたい法律のコトー	集合	50	19	19	16
45	45 ※	2月11日(土)	高齢者のエンド・オブ・ライフを支える包括的研修（ELNEC-J）2日間	集合	42	64	44	41
		2月12日(日)						40
46	46	6月24日(金)	看護実務者研修研修（2日間） 茨城県権利擁護推進研修 ※県委託研修	集合	50	62	62	55
		6月28日(火)						56
47	47	10月6日(木)	特定行為研修修了者のスキルアップ研修 -臨床判断力を高める特定行為実践-	集合	50	11	11	11
48	48 ※	10月10日(月)	臨床看護における倫理的ジレンマとケアリング理論の具現化 -ケアリングの概念を通して自己の看護を振り返る-	集合	50	56	56	53
49	49 ※	9月28日(水)	リーダー看護師のためのファシリテーション研修	集合	50	53	53	48
50	50 ※	10月5日(水)	看護管理者導入講座 ～リーダーシップ研修～	集合	50	85	85	81
51	51 ※	11月7日(月)	看護管理者導入講座 ～キャリアデザイン研修～	集合	50	42	42	38
※2022年度ジェネラリスト育成プログラム応募者・受講決定者・受講者を含む							合計	2,385

■研修Ⅲ　訪問看護に関する研修

52	52	11月19日(土)	精神科訪問看護基本療養費算定要件研修 （3.5日間）	集合	50	17	17	17
		12月15日(木)						16
		12月19日(月)						16
		12月20日(火)						16
53	53	5月28日(土)	訪問看護入門プログラム ～訪問看護未経験の方、興味のある方～ （2日間） ※県委託研修	集合	30	12	12	12
		5月29日(日)						11
54	54	6月3日(金)	訪問看護師養成講習会 ～訪問看護の学びと体験～ （eラーニング、講義5日、実習3日） ※県委託研修	ZOOM 集合	40	9	9	9
		6月23日(木)						9
		7月13日(水)						9
		8月5日(金)						9
		12月7日(水)						8
55	55	6月28日(火)	訪問看護連携研修 ～病院から在宅へつなぐ～ （講義4日、実習2日） ※県委託研修	ZOOM 集合	30	11	11	11
		7月8日(金)						11
		7月15日(金)						11
		10月19日(水)						11
56	56	7月16日(土)	訪問看護専門分野研修 （小児・重症心身障がい児） ～小児・障がい児の生活を支える～ （講義4日、実習2日） ※県委託研修	ZOOM 集合	20	8	8	8
		7月19日(火)						8
		8月23日(火)						8
		11月1日(火)						8

■研修Ⅲ　訪問看護に関する研修

57	57	9月5日(月)	訪問看護専門分野研修（難病） ～難病でも在宅で～ （講義3日、実習2日） ※県委託研修	ZOOM 集合	20	12	11	11
		9月14日(水)						11
		12月5日(月)						11
58	58	8月3日(水)	訪問看護専門分野研修（終末期看護） ～終末期の生活を支える～ （講義3日、実習2日） ※県委託研修	集合	20	12	11	11
		8月10日(水)						11
		11月16日(水)						11
59	59	7月11日(月)	訪問看護専門分野研修（精神） ～精神科疾患の訪問看護の理解を深める～ （講義3日、実習2日） ※県委託研修	ZOOM 集合	20	7	7	6
		7月26日(火)						6
		11月2日(水)						7
							合計	293

■研修Ⅴ　管理者を育成する研修

60	60	10月26日(水)	医療安全管理者養成研修		50	48	45	45
61	61	12月6日(火)	医療安全管理者養成研修フォローアップ研修		30	18	17	16
62	62	9月3日(土)	訪問看護ステーション管理者研修(6日間) ※県委託研修	集合	10	8	8	7
		10月8日(土)						7
		12月3日(土)						5
63	63	8月20日(土)	訪問看護ステーション管理者フォローアップ研修 ※県委託研修	集合	10	5	5	4
64	64	6月21日(火)	【管理者研修】 看護補助者の活用推進のための研修(県南地区)	集合	40	84	50	49
65	65	6月28日(火)	【管理者研修】 看護補助者の活用推進のための研修(県央地区)	集合	40	100	52	49
	65-2	7月5日(火)	【管理者研修】 看護補助者の活用推進のための研修(県央地区)	集合	40	49	43	43
66	66	5月31日(火)	【管理者研修】 理想の職場づくりのためのハラスメント予防研修	集合	40	7	6	6
				ZOOM		39	38	38
67	67	7月20日(水)	【管理者研修】 看護職の健康と安全に配慮した労働安全衛生について学ぶ	集合	40	5	5	4
				ZOOM		49	48	41
68	68	9月13日(火)	【管理者研修】 これからのチーム医療と看護におけるタスクシフト･タスクシェアの理解～看護師と看護補助者の協働推進に向けて～	集合	40	11	10	8
				ZOOM		49	49	48
69	69	10月18日(火)	【管理者研修】 看護業務効率化への取り組み　～事例を通して～	集合	40	13	13	13
				ZOOM		49	47	47
70	70	11月16日(水)	【管理者研修】 看護サービスにおける経済性	集合	40	11	10	9
				ZOOM		39	37	37
71	71	6月10日(金)	看護管理者のためのデータ管理と活用術 ～マネジメントのためのデータ収集と作成～	集合	30	13	13	13
72	72	9月27日(火)	特定行為研修修了者の活躍を支える仕組み ー看護管理者に求められるサポートー	オンデマンド	50	9	9	7

■研修Ⅴ　管理者を育成する研修

73	73	6月1日(水) ～9月6日(火)	認定看護教育課程ファーストレベル		50	89	85	85
74	74	6月10日(金)～ 10月19日(水)	認定看護教育課程 セカンドレベル		30	37	35	35
75	75	9月15日(木)～ 12月23日(金)	認定看護教育課程サードレベル		30	15	15	15
76	76	1月21日(土)	認定看護管理者フォローアップ研修 ファーストレベル		89	43	43	42
77	77	12月21日(水)	認定看護管理者フォローアップ研修 セカンドレベル		25	22	22	21
78	78	7月20日(水)	認定看護管理者フォローアップ研修 サードレベル		30	23	23	21
		7月30日(土)						22
							合計	743

■研修Ⅵ　災害支援ナースを育成する研修

79	79	7月28日(木)	【DVD研修】 災害支援ナースⅠ(2日間)		50	21	21	21
		7月29日(金)						21
		9月22日(木)	災害支援ナースⅡ			22	22	16
80	80		災害支援ナースフォローアップ研修		中止			
		10月20日(木)			25	19	19	18
							合計	76

■研修Ⅶ　進学・復職支援研修

81	81	9月2日(金)	准看護師研修 ・スキルアップ研修 ～感染症を持つ患者とその家族～ ※進学相談あり	集合	30	12	12	11
82	82	8月30日（火） ～9月2日（金） sim9月10日（土）	再就業支援研修（講義・シュミレーション） 【県南地区】	講義	30	12	11	11
				sim		12	11	8
		10月4日（火） ～10月7日（金） sim10月8日（土）	再就業支援研修（講義・シュミレーション） 【県西地区】	講義	30	0	0	0
				sim		0	0	0
		10月18日（火） ～10月21日（金） sim10月22日（土）	再就業支援研修（講義・シュミレーション） 【県央地区】	講義	30	14	13	13
				sim		14	13	11
83	83	11月14日～18日 11月22日～25日 11月28日～12月2日	再就業支援研修 カムバック支援セミナー(実務研修)	施設	10	4	2	2
84	84		潜在看護職員再就業推進事業研修（試用研修）	施設	8	0	0	0
85	85	2月24日(金)	再就業支援研修 （カムバック支援セミナーフォロアップ研修）	講義	15	13	12	11
	85-2	4月1日～3月31日	新型コロナウイルス感染症対応潜在看護職研修 【e-ラーニング】	オンデマンド	99	65	65	65
86	86	2月4日(金)	セカンドキャリア支援研修	講義	20	10	10	8
							合計	140

■研修Ⅷ　委員会企画研修

87	87		【保健師職能委員会企画研修】 事例検討会：初級		中止			
88	88	12月23日(金)	【保健師職能委員会企画研修】 複雑・多重課題事例検討会	ZOOM	35	10	10	10
89	89	10月14日(金)	【助産師職能委員会企画研修】 周産期における意思決定支援	集合	50	12	12	12
90	90	10月31日(月)	【助産師職能委員会企画研修】 今さら聞けない母乳育児支援と分娩介助 (フリースタイル・手技)	集合	50	24	24	23
91	91	2月22日(水)	【看護師職能委員会Ⅰ企画研修】 新任看護師長研修フォローアップ研修 活き活きと輝きながら看護をしよう	集合	50	11	11	10
92	92	12月24日(土)	【看護師職能委員会Ⅱ企画研修】 魅力的な訪問看護ステーションの運営と人材育成	集合	50	5	5	3
				ZOOM		14	14	13
93	93	3月11日(土)	【看護師職能委員会Ⅰ・Ⅱ合同企画研修】 緩和ケアにおけるACPの考え方	ZOOM	50	16	16	15
							合計	86

■研修Ⅸ　看護研究学会

94	94	1月22日(土)	茨城県看護研究学会(Web学会)	ZOOM オンデマンド				284
							合計	284

■オンデマンド配信

95	100	7月1日(金) ～4月27日(木)	オンデマンドセット配信 ※オンデマンドセット配信には、オンデマンド研修を個別で申込・受講した人数を含む	オンデマンド		963	963	928
							合計	928

■2022年度ジェネラリスト育成プログラム(再掲)

96	101	7月21日(木) ～2月12日(日)	2022年度ジェネラリスト育成プログラム	集合	25	34	34	33
							合計	33

資料９

令和４年度認定看護管理者教育課程ファーストレベル報告

１　教育理念

社会環境の変化と多様なヘルスニーズに応えるために、質の高い看護サービスを提供できる組織づくりをめざす看護管理者を育成し、保健医療福祉の向上に貢献する。

２　教育目的

看護専門職として必要な管理に関する基本的知識・技術・態度を習得する。

３　到達目標

１）ヘルスケアシステムの構造と現状を理解できる。

２）組織的看護サービス提供上の諸問題を客観的に分析できる。

３）看護管理者の役割と活動を理解し、これからの看護管理者のあり方を考察できる。

４　教育期間　：　令和４年６月１日（水）～9 月６日（火）

５　教育時間　：　110 時間

６　受講者数　：　85 名　　51 施設

７　受講者背景

１）年齢別　　平均年齢　　43.9 歳

項目	31～35 歳	36～40 歳	41～45 歳	46～50 歳	51～55 歳	56 歳以上	計
人数(名)	6	17	30	23	7	2	85
(%)	(7.1)	(20.0)	(35.3)	(27.1)	(8.2)	(2.4)	(100)

２）職位別

項目	看護師	副看護師長・主任等	看護師長・課長等	副看護部長	計
人数(名)	12	46	26	1	85
(%)	(14.1)	(54.1)	(30.6)	(1.2)	(100)

３）実務経験年数　　平均年数　19.0 年

年数	5～10 年	11～15 年	16～20 年	21～25 年	26～30 年	31～35 年	計
人数(名)	5	21	22	28	7	2	85
(%)	(5.9)	(24.7)	(25.9)	(32.9)	(8.2)	(2.4)	(100)

４）地区別

地区	水戸	日立	常陸太田 ひたちなか	鹿行	土浦	つくば	取手 竜ヶ崎	筑西 下妻	古河 坂東	県外	計
受講者 (名) (%)	19 (22.4)	6 (7.1)	8 (9.4)	4 (4.7)	10 (11.8)	12 (14.1)	17 (20.0)	3 (3.5)	6 (7.1)	0 (0)	85 (100)
施設数 (%)	10 (19.6)	4 (7.8)	7 (13.7)	2 (3.9)	4 (7.8)	7 (13.7)	11 (21.6)	3 (5.9)	3 (5.9)	0 (0)	51 (100)

８　修了者数　：　84 名

資料10

令和４年度認定看護管理者教育課程セカンドレベル報告

１　教育理念

社会環境の変化と多様なヘルスニーズに応えるために、質の高い看護サービスを提供できる組織づくりをめざす看護管理者を育成し、保健医療福祉の向上に貢献する。

２　教育目的

看護管理者として基本的責務を遂行するために必要な知識・技術・態度を習得する。

３　到達目標

１）組織の理念と看護部門の理念の整合性を図りながら担当部署の目標を設定し、達成に向けた看護管理過程を展開できる。

２）保健・医療・福祉サービスを提供するための質管理ができる。

４　教育期間　：　令和４年６月 10 日（金）～令和４年 10 月 19 日（水）

５　教育時間　：　180 時間

６　受講者数　：　35 名　　24 施設

７　受講者背景

１）年齢別　　平均年齢　　47.8 歳

項目	36～40 歳	41～45 歳	46～50 歳	51～55 歳	56 歳～	計
人数(名)	2	9	15	7	2	35
(%)	(5.7)	(25.7)	(42.9)	(20.0)	(5.7)	(100)

２）職位別

項目	看護副部長	看護師長・課長	副看護師長・主任・係長等	計
人数(名)	4	26	5	35
(%)	(11.4)	(74.3)	(14.3)	(100)

３）実務経験年数　　平均年数　24.5 年

年数	5～10 年	11～15 年	16～20 年	21～25 年	26～30 年	31～35 年	計
人数(名)	0	2	3	16	11	3	35
(%)	(0)	(5.7)	(8.6)	(45.7)	(31.4)	(8.6)	(100)

４）地区別

地区	水戸	日立	常陸太田 ひたちなか	鹿行	土浦	つくば	取手 竜ヶ崎	筑西 下妻	古河 坂東	県外	計
受講者 (名) (%)	11 (31.4)	2 (5.7)	4 (11.4)	2 (5.7)	2 (5.7)	4 (11.4)	5 (14.3)	3 (8.6)	2 (5.7)	0 (0)	35 (100)
施設数 (%)	8 (33.3)	1 (4.2)	3 (12.5)	1 (4.2)	1 (4.2)	3 (12.5)	3 (12.5)	3 (12.5)	1 (4.2)	0 (0)	24 (100)

８　修了者数　：　35 名

資料11

令和４年度認定看護管理者教育課程サードレベル報告

１　教育理念

社会環境の変化と多様なヘルスニーズに応えるために、質の高い看護サービスを提供できる組織づくりをめざす看護管理者を育成し、保健医療福祉の向上に貢献する。

２　教育目的

多様なヘルスケアニーズをもつ個人、家族、地域住民及び社会に対して、質の高い組織的看護サービスを提供するために必要な知識・技術・態度を習得する。

３　到達目標

１）保健医療福祉の政策動向を理解し、それらが看護管理に与える影響を考えることができる。

２）社会が求めるヘルスケアサービスを提供するために、看護現場の現状を分析し、データ化して提示することができる。

３）経営管理の視点に立ったマネジメントが展開できる。

４　教育期間　：　令和４年９月15日（木）～令和４年12月23日（金）

５　教育時間　：　180時間

６　受講者数　：　15名　　15施設

７　受講者背景

１）年齢別　　平均年齢　53.1歳

項目	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56歳以上	計
人数(名) (%)	0 (0)	1 (6.7)	11 (73.3)	3 (20.0)	15 (100)

２）職位別

職位	看護師長・看護課長	副看護部長等	看護部長等	計
人数 (%)	2 (13.3)	9 (60.0)	4 (26.7)	15 (100)

３）実務経験年数　　平均年数　30.4年

年数	21～25年	26～30年	31～35年	36年以上	計
人数(名) (%)	2 (13.3)	6 (40.0)	6 (40.0)	1 (6.7)	15 (100)

４）地区別

地区	水戸	日立	常陸太田 ひたちなか	鹿行	土浦	つくば	取手 竜ヶ崎	筑西 下妻	古河 坂東	県外	計
受講者 (名) (%)	4 (26.7)	0 (0)	1 (6.7)	1 (6.7)	1 (6.7)	2 (13.3)	2 (13.3)	2 (13.3)	1 (6.7)	1 (6.7)	15 (100)
施設数 (%)	4 (26.7)	0 (0)	1 (6.7)	1 (6.7)	1 (6.7)	2 (13.3)	2 (13.3)	2 (13.3)	1 (6.7)	1 (6.7)	15 (100)

８　修了者数　：　15名

資料12

令和４年度実習指導者講習会報告

１．目的

保健師・助産師・看護師学校養成所もしくは准看護師養成所の実習施設で実習指導の任にある者又は将来これらの施設の実習指導者となる予定の者に対して、看護教育における実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し、効果的な実習指導ができるよう、必要な知識・技術を習得させる。

２．実施内容

1）研修期間　：　令和4年6月1日（水）～9月20日（火）

2）教育時間　：　213時間
3）受講申込　：　87名　　施設数　52施設（病院51、診療所1）
4）受講者数　：　69名　（女性59名　男性10名）
　免許取得　　看護師　65名　　助産師　3名　　保健師　1名

３．受講者背景

１）地区別参加者

地区	水戸	日立	常陸太田 ひたちなか	鹿行	土浦	つくば	取手 竜ヶ崎	筑西 下妻	古河 坂東	計
受講者数	18 (26.1)	9 (13.0)	6 (8.7)	3 (4.3)	6 (8.7)	7 (10.1)	12 (17.4)	5 (7.2)	3 (4.3)	69 (100)
施設別	13 (25.5)	6 (11.8)	5 (9.8)	2 (3.9)	5 (9.8)	5 (9.8)	8 (15.7)	4 (7.8)	3 (5.9)	51 (100)

２）年齢別　　平均年齢　38.6歳

項目	25歳以下	26～30歳	31～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51歳以上	計
人数 (%)	1 (1.4)	7 (10.1)	16 (23.2)	16 (23.2)	18 (26.1)	10 (14.5)	1 (1.4)	69 (100)

３）職位別

職位	看護師長	副看護師長	主任	副主任・主幹	スタッフ	合計
人数 (%)	1 (1.4)	3 (4.3)	21 (30.4)	4 (5.8)	40 (58.0)	69 (100)

４）臨床経験年数

経験年数	3年未満	3～4年	5～9年	10～19年	20年以上	合計
人数 (%)	0 (0.0)	5 (7.2)	15 (21.7)	36 (52.2)	13 (18.8)	69 (100)

４．修了者数　：　65名

資料13

令和４年度実習指導者講習会（特定分野）報告

１．目的

保健師・助産師・看護師学校養成所もしくは准看護師養成所の実習施設で実習における特定の分野の実習を行う病院以外の実習施設で実習指導の任にある者又は将来これらの施設の実習指導者となる予定の者に対して、看護教育における実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し、効果的な実習指導ができるよう、必要な知識・技術を習得させる。

２．実施内容

1）教育期間　：　令和4年10月7日（金）～12月11日（日）
2）教育時間　：　39
3）受講申込　：　14名　　施設数　13施設
4）受講者数　：　13名　（女性13名）
　免許取得　　看護師　9名　　助産師　2名　　保健師　2名

地区別参加者

地区	水戸	日立	常陸太田 ひたちなか	鹿行	土浦	つくば	取手 竜ヶ崎	筑西 下妻	古河 坂東	合計
受講者数 （%）	1 (7.7)	0 (0.0)	3 (23.1)	0 (0.0)	1 (7.7)	0 (0.0)	3 (23.1)	3 (23.1)	2 (15.4)	13 (100)
施設別 （%）	1 (8.3)	0 (0.0)	3 (25.0)	0 (0.0)	1 (8.3)	0 (0.0)	3 (25.0)	2 (16.7)	2 (16.7)	12 (100)

平均年齢　44.8歳

項目	24歳以下	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～59歳	50歳以上	合計
人数 （%）	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (7.7)	4 (30.8)	3 (23.1)	1 (7.7)	4 (30.8)	13 (100)

職位別

職位	管理者	看護師長	主任	スタッフ	合計
人数 （%）	2 (15.4)	1 (7.7)	3 (23.1)	7 (53.8)	13 (100)

臨床経験年数

経験年数	2年未満	2～3年	4～5年	6～10年	11～15年	16～20年	21年以上	合計
人数 （%）	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (15.4)	4 (30.8)	3 (23.1)	4 (30.8)	13 (100)

３．修了者数　：　11名

資料14

令和４年度　准看護師に関する実態調査報告

公益社団法人茨城県看護協会　政策企画室

■**調査目的**　准看護師の業務や処遇等に関する実情を把握し、本会事業の推進や関連団体等への政策・要望活動を行うための基礎資料の収集を目的としています。
■**調査日時**　令和 4 年 10 月 3 日（月）～　令和 4 年 10 月 31 日（月）
■**調査対象**　令和 4 年度茨城県看護協会員　准看護師資格登録者　929 名
■**調査方法**　質問紙による選択式（一部記述式）
■**回 収 率**　28.2%　262/929 名（正看護師取得済 6 名・登録住所宛先不明で返却 21 名含む）
■**有効回答数**　235 名
■**調査結果**

1　年代

年代	人数
10 代	0
20 代	17
30 代	32
40 代	79
50 代	65
60 代	38
70 代	3
未回答	1
計	235

2　勤務場所

種別	人数
①病院（～99 床）	32
②病院（100～499 床）	135
③病院（500 床～）	5
④診療所	20
⑤老健	15
⑥特養	6
⑦介護系事業所	6
⑧訪問看護	8
⑨現在勤務していない	4
⑩その他	4
計	235

3　准看護師を選んだ理由について【複数回答】n=235

准看護師を選んだ理由は、「働きながら資格取得ができる」が 150 名で一番多い回答であった。このような結果の背景には、家庭環境の影響により准看護師を選択したケースが多かったと推測される。特に、40 代以上の方の割合は 65%を超えており、その時代の影響（制度・景気等）を受けていることも推測される。

また、3 年課程の看護専門学校不合格や看護師国家試験不合格という方も准看護師のまま働いているケースもある。

理由	人数(割合)
①資格取得にかかる費用	56（23.8%）
②資格取得にかかる年数	48（20.4%）
③試験の難易度	31（13.2%）
④働きながら資格取得ができる	150（63.8%）
⑤その他	39（16.6%）

※その他の理由
・すぐに働きたかった（生活資金を得るため）
・家庭との両立ができる
・看護師国家試験に合格できなかったため
・看護専門学校を受験したが不合格であった。早く資格を取りたかった。
・結婚して子供がいたから
・高校の先生の勧め
・入職した際に看護の長に「准看護師だけで良い」と言われた
・中卒だったため
・母が准看護師だったから

【年代別】④働きながら資格取得できると回答した方

年代	人数（割合）
20 代	5/17（29.4%）
30 代	15/32（46.9%）
40 代	52/79（65.8%）
50 代	48/65（73.8%）
60 代	27/38（71.1%）
70 代	2/3（66.7%）
未回答	1/1（100 %）

4　看護師との役割分担・業務範囲について

「現在の職場では看護師との役割分担・業務範囲は明確になっているか」の問いに全体の 72.1%が「明確になっていない」との回答であった。介護系事業所については、明確になっているが、病院（特に 500 床以上）が明確になっていない施設が多い。

【勤務先別】看護師との役割分担・業務範囲の明確化になっているか n=226　※（　）内は割合

	①病院（～99 床）	②病院（100～499 床）	③病院（500 床～）	④診療所	⑤老健	⑥特養	⑦介護系事業所	⑧訪問看護	⑩その他	計
はい	10（31.3%）	39（29.1%）	0（0.0%）	3（15.8%）	2（13.3%）	1（20.0%）	4（80.0%）	3（37.5%）	1（33.3%）	63（27.9%）
いいえ	22（68.7%）	95（70.9%）	5（100.0%）	16（84.2%）	13（86.7%）	4（80.0%）	1（20.0%）	5（62.5%）	2（66.7%）	163（72.1%）
計	32	134	5	19	15	5	5	8	3	226

注）「自施設では看護師を採用していない方」「現在就業していない方」　「未回答」を除く

5　処遇について

「現在のご自身の処遇に満足しているか」の問いに全体の 62.4%が「満足していない」との回答であった。勤務先別では 100 床未満の病院勤務者の 76.5%、年代別では、20 代から 40 代にかけて 70%以上の方が自身の処遇に満足していない回答であった。

【勤務先別】現在のご自身の処遇に満足しているか n=229　※（　）内は割合

	①病院（～99 床）	②病院（100～499 床）	③病院（500 床～）	④診療所	⑤老健	⑥特養	⑦介護系事業所	⑧訪問看護	⑩その他	計
はい	7（21.9%）	47（35.1%）	3（60.0%）	13（65.0%）	4（26.7%）	3（50.0%）	4（66.7%）	4（57.1%）	1（25.0%）	86（37.6%）
いいえ	25（78.1%）	87（64.9%）	2（40.0%）	7（35.0%）	11（73.3%）	3（50.0%）	2（33.3%）	3（42.9%）	3（75.0%）	143（62.4%）
計	**32**	134	5	**20**	15	6	6	7	4	229

注）「現在就業していない方」「未回答」を除く

【年代別】現在のご自身の処遇に満足しているか n=229　※（　）内は割合

	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	不明	計
はい	4（23.5%）	8（25.0%）	20（26.7%）	32（50.0%）	19（51.4%）	3（100.0%）	0（0.0%）	86（37.6%）
いいえ	13（76.5%）	24（75.0%）	55（73.3%）	32（50.0%）	18（48.6%）	0（0.0%）	1（100.0%）	143（62.4%）
計	17	**32**	**75**	64	**37**	3	1	229

注）「現在就業していない方」「未回答」を除く

5-1　処遇に満足していない理由について【複数回答】n=143

現在の処遇に満足していない理由としては「賃金が安い」が 126 名で最も多く、次いで「看護師と業務が区分されていない」が 73 名の回答であった。「看護師と同じ業務を行っているが賃金の差がある。賃金の差をつけるのであれば、役割分担・業務範囲を明確に区別してほしい。」との声が多数あり、看護師との待遇面差別に不満がある方が多い。

理由	人数（割合）
①賃金が安い	126/143（88.1%）
②昇進の機会がない	25/143（17.5%）
③スキルアップの機会が無い（与えてもらえない）	23/143（16.1%）
④看護師と業務が区分されていない	73/143（51.0%）
⑤医師や上司に自分の意見を聞いてもらえない	12/143（ 8.4%）
⑥その他	20/143（14.0%）

※その他の理由

- 55 歳過ぎたらほぼ昇給がない。
- 介護業務を行うことがあるが、処遇改善手当は対象外とされている。
- 看護師と同じ業務だが、賃金差がある。准看護師は低賃金で雇える都合の良い職種であると感じる。
- 仕事量が多すぎる。
- 資格以上の業務を行っているが、それを当たり前とみなされ、評価されない。
- 自由に有給休暇が取れない。ボーナスが安い。
- 准看護師だからと下に見られているが、仕事内容は全部一緒。
- 奨学金の額が少ないので看護師資格取得の際に自己負担が大きい。
- 正看護師と同じ知識・技術を求められる。委員会も 2 つも入っており、求められることに対応する知識や技術が備わっていないため。
- 同じ業務、仕事内容なのに夜勤手当も基本給も看護手当もすべての賃金において、看護師より安い賃金で働いている。

6　看護師資格取得の意思確認について　n=235

「今後、看護師資格の取得を考えているか。」の問いに全体の 27.7%が「取得を考えている」との回答であり、また「現在教育課程受講中」が 11.1%であった。

勤務先別の割合で見ると、取得の意思については、勤務先で変化はあまりないが、 老健・特養・介護系事業所の介護系では「現在教育課程受講中」の方は 0%であった。

勤務先	取得を考えている	取得は考えていない	現在教育課程受講中	未回答
①病院（～99 床）	10/32（31.3%）	17/32（53.1%）	5/32（15.6%）	0/32（ 0.0%）
②病院（100～499 床）	42/135（31.1%）	74/135（54.8%）	15/135（11.1%）	4/135（ 3.0%）
③病院（500 床～）	1/5（20.0%）	3/5（60.0%）	1/5（20.0%）	0/5（ 0.0%）
④診療所	3/20（15.0%）	16/20（80.0%）	1/20（ 5.0%）	0/20（ 0.0%）
⑤老健	2/15（13.3%）	12/15（80.0%）	0/15（ 0.0%）	1/15（ 6.7%）
⑥特養	3/6（50.0%）	3/6（50.0%）	0/6（ 0.0%）	0/6（ 0.0%）
⑦介護系事業所	2/6（33.3%）	4/6（66.7%）	0/6（ 0.0%）	0/6（ 0.0%）
⑧訪問看護	2/8（25.0%）	5/8（62.5%）	1/8（12.5%）	0/8（ 0.0%）
⑨現在勤務していない	0/4（ 0.0%）	2/4（50.0%）	1/4（25.0%）	1/4（25.0%）
⑩その他	0/4（ 0.0%）	2/4（50.0%）	2/4（50.0%）	0/4（ 0.0%）
計	65/235（27.7%）	138/235（58.7%）	26/235（11.1%）	6/235（ 2.6%）

7　現在の職場での看護師資格取得にあたっての奨学金制度について n=231

「現在の職場で看護師資格取得にあたり奨学金制度はあるか。」の問いに全体の 59.7%の施設・事業所で「奨学金制度がある」と回答があった。一方で「特養」「訪問看護」では奨学金制度がある施設・事業所は 0%であった。

勤務先	①ある	②ない	未回答
①病院（～99 床）	23/32（71.9%）	9/32（28.1%）	0/32（ 0.0%）
②病院（100～499 床）	100/135（74.1%）	28/135（20.7%）	7/135（ 5.2%）
③病院（500 床～）	2/5（40.0%）	3/5（60.0%）	0/5（ 0.0%）
④診療所	6/20（30.0%）	14/20（70.0%）	0/20（ 0.0%）
⑤老健	4/15（26.7%）	8/15（53.3%）	3/15（20.0%）
⑥特養	0/6（ 0.0%）	6/6（100.0%）	0/6（ 0.0%）
⑦介護系事業所	2/6（33.3%）	4/6（66.7%）	0/6（ 0.0%）
⑧訪問看護	0/8（ 0.0%）	7/8（87.5%）	1/8（12.5%）
⑨その他	1/4（25.0%）	3/4（75.0%）	0/4（ 0.0%）
計	138/231（59.7%）	83/231（35.9%）	11/231（ 4.8%）

注）「現在就業していない方」「未回答」を除く

8　日本看護協会の 2 年課程（通信制）進学者に対する奨学金について n=235

「日本看護協会の 2 年課程（通信制）進学者に対する奨学金は知っているか。」の問いに全体の 43.8%の方が「知っている」と回答があった。

項目	人数
①知っている	103
②知らない	126
未回答	6
計	235

9　ご自身のスキルアップのためどのような研修を希望いたしますか（一部抜粋）

コーチング
モニター心電図を見るポイント、人工呼吸器の知識
医療事故（特に訴訟に至ってしまった事例をもとに）
感染対策
看護技術やアセスメントに関する研修が増えてほしい。
看護問題点の記入方法
看取り（患者とその家族との関わり方を学びたい）
救急対応。クレーム対応。
在宅医療
産科、小児科に役立つ研修
産休・育休を取得した。実働が数年で基本的な技術を受けていない（プリセプター等がいない）ため、当病院だけでなく他でゆっくり確実に技術指導していただきたい。
施設・デイサービス等を利用しながらの看取りについて
施設での急変時の対応、急変の予兆に気づくための観察やアセスメントについての研修。
准看護師でも中小規模の病院の場合、副主任や管理者、指導者になることもあり、現在の若い人への指導の仕方、管理業務とは・・・等の研修
認知症患者への対応について。BLS に対する知識。看護記録について。身体拘束を含む安全対策。
内視鏡関係の研修会（EMR、PEG、ERCP など）
褥瘡評価
スキルアップしても准看護師だからと差別されるのではないでしょうか。

10　看護協会へのご要望・ご意見等がございましたら記入願います（一部抜粋）

准看護師ですがリーダー業務や看護計画の立案を行っています。正看護師と同じ内容の仕事をするならリーダー手当や賃金アップなどしてもらわないと割合わない。賃金安いのに責任だけ負わされるのは納得できない。介護の処遇改善手当はあるが。看護でも介護の仕事をしているのに処遇改善手当が付かないのは不平等だと思う。
准看護師と正看護師を区別するなら、仕事においても区別してほしい。なぜ、賃金だけ区別するのか。だから患者にも馬鹿にされる。
准看護師の方が正看護師資格を取りやすくするための情報発信をもっとしてほしい。
新型コロナ注射の手伝いが「看護師のみ」にされてしまうのは気持ち的に悲しい。協力したいのに「准看護師だからできない」と制限されてしまうのは、わかっているが、切ない気持ちになってしまう。
正看護師と全く同じ仕事なのに賃金が安い。責任はあるが、昇進はせず、ラダーにしても頭打ち。法律では同じ仕事でしたら同じ賃金がもらえるはずです。
体力、精神面も大変なのに賃金が安すぎる（夜勤やらないと安い）。看護師以外の職種で現在と同じくらいの賃金をもらえるなら看護師やらない。
通信制に進学したいと思いますが、年齢・環境にて難しい。現在の生活レベルを下げずに進学できる方法を知りたい。
通信制の学校に通っているが、仕事との両立が厳しい。有給休暇ももらえず、勤務先へ対する対策をしてもらえると良いなと思います。
年齢が高いナースの働き方。他職場ではどのような仕事をしているか知りたい。
母子家庭で子供たちの養育費を考えるとなかなか進学する決断がつかない。「准看」「准看」と言われてストレスがある。くやしいし、もっと頑張りたいと思うが、自分に費用を使うなら子供たちの学費に充てたいと考えてしまう。
有給休暇もあまり取得できていないため、人員配置、有給取得率、満足度等確認調査をしてほしい。
来年スキルアップのため、通信制へ入学予定です。今まで何度か進学を考えていましたが、子育てと仕事の両立や学費のことも考えるとなかなか踏み切りませんでした。子育ても一段落するので子供と一緒に挑戦しようかと思います。
労働組合並みに雇用・法律の専門家に気軽に相談できるようにしてほしい。
看護師との役割分担・業務範囲を明確にしていただきたい。看護助手に処遇改善手当が付くと准看護師の給与を上回ります。准看護師免許を取得したのに看護助手として働いている方もいます。
協会主催の研修は、ほぼ看護師の研修が多く、准看護師であっても自身のスキルアップのために研修に参加していますが、参加不可能な研修が多い。
施設で働く看護師・准看護師の処遇改善を検討してほしい。看護師資格取得を考えているが、金銭的に余裕がなく現状難しい。協会の奨学金制度があることは知っているが、進学してからの生活に不安がある。学費を抑え、働きながら資格取得を目指せる学校があればと思う。
准看護師から正看護師になれる条件を緩和してほしい。終日学校に通うことができなかったりするのに「進学しろ」と言われるのは辛い。
介護の職場で働いているが、ヘルパーには支援金があるのに看護師には無いのはなぜでしょうか。これでは、不満・やる気が出ないとみんな訴えている。
経験値をもとに患者様の医療やケアにあたる日々ですが、年齢がいくと自分の物差しで行動しがちです。患者様に寄り添った立場がとれるようにガイドライン的な情報発信をしてほしいです。

■所感

実態調査結果全体的にみると、看護師との役割分担・業務範囲が明確になっていないことが不満の要因であり、本会としては、看護管理者等に対して、ナースセンターを中心に「看護師との役割分担・業務範囲が明確化の推進」を図るとともに、准看護師のニーズに沿った研修企画もしっかり取り入れ、准看護師会員の満足度を高めていく必要があると考える。

資料15

令和５年度予算編成に伴う茨城県への要望・回答

１　新型コロナウイルス感染症等健康危機管理体制の強化

１）県民への感染症予防対策・検査体制等についての情報発信の強化

【感染症対策課】【薬務課】

限りある医療資源を有効に活用するため、県民に対し、基本的な感染対策の徹底、ワクチンの速やかな接種、薬局等における無料検査事業、陽性判明後の流れや相談先、医療機関の受診等について、定期的・継続的にあらゆる手段を通じて情報発信されたい。

【回答要旨】　【感染症対策課】【薬務課】

○　県では、基本的な感染対策の徹底について、県ホームページや広報誌「ひばり」への掲載、県公式ＳＮＳなどで情報発信を行うとともに、知事記者会見を通して県民へメッセージを送っています。
　ワクチンについては、これらの媒体を活用し、接種状況や有効性・安全性に関する情報を提供し、速やかな接種を呼びかけています。

○　また、薬局無料検査については、県内４８２か所の実施薬局等の市町村別の一覧や受検要件などを県ホームページで分かりやすく公表するとともに、診療・検査医療機関については地図上に表記して可視化を図るなど、受検希望者や発熱者等が薬局や医療機関へアクセスしやすい工夫を行い情報発信しています。

○　さらに、陽性判明後の流れや留意点、相談先などをお知らせするチラシを作成して医療機関で利用いただくとともに、県ホームページでも当該チラシの配信や、陽性者や濃厚接触者となった場合の対応について情報提供しているところです。

○　今後、新型コロナウイルス感染症の５類移行などにより制度が大きく変わることから、引き続き様々な媒体を通して適時適切な情報発信に努めてまいります。

２）在宅・介護施設等における感染予防対策支援の継続・強化

【長寿福祉課】【感染症対策課】

介護事業所の利用者は重症化リスクの高い高齢者であり、またクラスターも多数発生している現状を鑑み、介護事業所における感染予防対策支援を継続・強化されたい。また、施策の実施に際しては、小規模事業所等外部の研修会参加が困難な事業所がある現状を考慮し、感染症の専門知識を有した人材を事業所に派遣し、感染予防対策やゾーニング等感染拡大防止策を指導する等の仕組みを検討されたい。

【回答要旨】　【長寿福祉課】

○　介護施設の感染予防策支援については、感染者や濃厚接触者が発生した施設等に対して、消毒や清掃費用、衛生用品の購入費用、感染対策によって生じた割増賃金や手当のほか、施設内療養に要する費用について、支援を行っております。

【参考】

○介護施設等感染拡大防止事業【長寿福祉課】

(R5当初予算額：1,244,062千円)

１　サービス継続に係るかかり増し経費

補助先	・感染者・濃厚接触者が発生した施設等 ・居宅訪問し代替サービスを提供した通所系サービス事業所
事業内容	・消毒・清掃費用、割増賃金・手当、宿泊費等 ・衛生用品の購入費用等1,000千円（必要経費の見積額）
補助基準額	施設種別ごとに設定 ・デイサービス1 事業所あたり462 千円 ・特別養護老人ホーム 38 千円×入居定員　等

２　施設内療養費

補助先	施設内療養を行った介護サービス施設（入所系）
補助額	施設内療養者一人あたり10万円 ※無症状の場合は、一人あたり７万円

【回答要旨】【感染症対策課】
○　感染管理認定看護師等で構成するクラスター対策班を設置し、事業所の規模を問わず福祉施設等へ派遣して、ゾーニングや感染管理指導を行うとともに、施設職員等を対象とした感染防止対策のための研修会を各医療圏において開催しております。
○　引き続き、感染管理認定看護師等をクラスター対策班として福祉施設等へ派遣し、感染防止対策を指導していくとともに、感染防御に必要な知識や技能を習得できる研修会を開催してまいります。

３）保健所の体制強化

【保健政策課】

緊急時における保健所の役割・機能の見直し、また、平時においても保健師の増員による保健所の人員体制の整備を行い、総合的な保健所機能強化を図られたい。併せて、平時から保健所と医療機関、市町村等が協働して対応する仕組みづくりを推進されたい。

【回答要旨】
○　保健所の保健師の確保については、年齢や役職のバランスを考慮し、ここ数年、例年より採用数を増やすなど、計画的に採用を行ってきたところです。引き続き、新興感染症対策などにも対応できるよう、保健師の確保・育成に取り組んでまいります。
○　併せて、新型コロナウイルス感染症が急速に感染拡大した際などには、市町村から保健師を保健所へ派遣をいただくなど、協働して対応してきたことから、引き続き、連携して取り組んでまいります。

４）自然災害及びパンデミック複合型災害発声時に備えた支援体制の構築

【保健政策課】

自然災害及びパンデミック複合型災害発生に備え、複合型災害発生時の対策マニュアルを整備し、市町村や医療機関、関係団体等と共有するとともに、指揮命令系統の明確化、情報共有体制の強化及び医療物品、医薬品、食料等の備蓄体制のさらなる強化を図られたい。

【回答要旨】　【保健政策課】
○　県では、災害対応として、「茨城県地域防災計画」を策定し、災害時における指揮命令系統や情報共有の方法などを定めておりますが、当計画は、令和３年３月に新型コロナウイルス感染症の対策を踏まえた内容に改定しました。
○　各種物品や食料等については、災害時の県への優先供給について関係団体と協定を締結しているほか、県においても一定数の備蓄に努めているところです。
　また、医薬品、医療機器等については、医薬品卸業組合等と協定を結び、医薬品等の供給体制を整えるとともに、備蓄も行うとし、部災害対策マニュアルに規定しているところです。

２　持続可能な医療提供体制の構築

１）特定行為研修修了者等専門的知識を有する看護職の活用推進

【医療人材課】【感染症対策課】

地域における専門知識を持つ看護職（特定行為研修修了者・認定看護師・専門看護師）の活用促進のための派遣調整窓口（コーディネーター）の設置、派遣等にかかる報酬等の財源確保を支援されたい。

【回答要旨】　【医療人材課】

○　県では、特定行為看護師養成を図るため、特定行為研修を受講する看護職の所属施設に対し、受講料や代替職員の人件費等を補助しております。

○　また、特定行為研修修了者の活用に関しては、訪問看護ステーションや病院の管理者及び看護師等を対象とした説明会を実施し、その活動実績や活用事例の周知を図ることで、活躍促進に努めております。

○　なお、特定行為研修修了者の派遣調整窓口の設置等につきましては、その必要性について県内の医療機関等の動向を注視してまいります。

【回答要旨】　【感染症対策課】

○　主に県内の感染管理認定看護師等で構成するクラスター対策班を設置し、医療機関や福祉施設等へ派遣して、ゾーニングや感染管理指導を行うとともに、医療従事者や施設職員を対象とした感染防止対策のための研修会を開催しております。

○　引き続き、クラスター対策班を活用し、専門知識を持つ感染管理認定看護師等の派遣を行ってまいります。

２）医療機関内で患者の生活を補助する者（介護業務含む）の確保・教育体制構築支援の強化

【医療人材課】【福祉政策課】

このコロナ禍において、病棟スタッフ自身が感染または濃厚接触者となり、出勤できるスタッフ人数が減少し、看護職が療養生活上の世話（食事、清潔、排泄、入浴、移動等）のほか、病室内の環境整備やベッドメーキング、看護用品及び消耗品の整理整頓まで行わなければならず、看護職の本来業務である患者の全身状態を観察し、変化や反応をとらえながら、患者にとって最も負担が少なく、最良の看護を提供することが困難なケースが見受けられた。 また、医師の働き方改革に伴い、看護職に対し、タスクシフト/タスクシェアを特に推進するとした業務が複数例示されており、看護職が看護業務に専念できる環境を整備する必要がある。 県内医療機関では「患者の生活を補助する人材確保が困難」という声が多数上がっているが、本会で開設している看護師等無料職業紹介所（厚生労働大臣認可）では、看護職（保健師・助産師・看護師・准看護師）以外の就業斡旋が行えない現状がある。 また、介護関係で働きたい人材が介護系施設及び事業所に（医療機関と介護系施設との賃金差や就業先の認知度等により）流れる傾向が多々みられることから、このような現状をふまえ、福祉人材センター等において、医療機関で働ける人材の確保について強化を図られたい。 さらに、医療機関内で患者の生活を補助する者は、医療人材と介護人材の間に挟まれ、教育研修等の受講機会も十分でなく、また、医療機関での業務は介護系施設及び事業所の介護業務と異なることから、教育体制の構築も重要である。 ついては、医療従事者がそれぞれの専門性を発揮し、チーム医療を推進できるよう、福祉人材センター等における、医療機関内で患者の生活を補助する者の確保・教育体制の構築に向け、財源的な支援措置を講じられたい。

【回答要旨】　【医療人材課】

○　看護職の業務は多岐にわたっており、看護職が最良の看護を提供するために、タスクシフト/タスクシェアを推進する必要があると考えております。

○　その中で、看護補助者については医療関係職種ではないことから、現在県としましては、医療機関内で患者の生活を補助する者（看護補助者）を対象とした研修は行っておりませんが、チーム医療と看護におけるタスクシフト/タスクシェア推進の観点から、看護管理者研修の中で「看護補助者の活用について」の講義を行うとともに、看護補助者の活用について、引き続き全国的な動向等を注視してまいります。

【回答要旨】　【福祉政策課】

○　福祉人材センターは、原則として、社会福祉事業従事者及び社会福祉事業に従事しようとする者の就業を支援しており、福祉人材無料職業紹介事業等を行っております。
ただし、医療機関におかれましても、福祉人材に関する求人情報を登録していただければ、当該求人情報を求職者にご案内する対応も可能です。

３）周産期医療体制の充実

【医療政策課・医療人材課】

日立医療圏域においては、周産期医療の集約化が図られ、今年度から日立総合病院で周産期母子医療センターが完全再開された。その一方で、北茨城市、高萩市、日立北部の分娩を担っている県北医療センター高萩協同病院では、本格的な医師不足により、また、前述の動向により産科医・麻酔科医の確保が困難であり、産科の維持が困難な状況である。
ついては、産科・麻酔科の医師確保対策を含め、今後も継続的に周産期医療体制の充実を支援されたい。

【回答要旨】　【医療政策課】

○　高度で専門的な周産期医療を提供するため、引き続き、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターが安定的に運営できるよう支援してまいります。
○　また、夜間における周産期医療の受入体制を強化するため、引き続き、当直勤務において非常勤医師を確保した際の経費への補助を行ってまいります。

【回答要旨】　【医療人材課】

○　県では、地域医療を守るため、救急、小児、周産期などの政策医療を担う地域の中核的な医療機関の医師を確保することが最も重要であると考えています。
○　このため、医師が不足する地域の実情を詳細に分析した上で、周産期も含めて住民に欠かすことのできない政策医療を提供する地域の拠点病院の中から、「最優先で医師確保に取り組む医療機関・診療科」を選定し、重点的な医師確保に取り組んでいるところです。
○　また、政策医療を担う医療機関の主体的な医師確保を支援する仕組みとして、令和２年度から、県地域医療対策協議会において、大学・医療機関・関係団体等との調整を図り政策医療に必要な医師を派遣する「医師配置調整スキーム」に取り組んでおります。
○　なお、県北医療センター高萩協同病院の産婦人科については、今年度の「医師配置調整スキーム」において、医師派遣の必要性が高いものとして、大学に対して医師派遣の協力要請を行ったところです。

４）第８次医療計画、地域医療構想等検討の場への看護職の参画

【医療政策課】

看護職があらゆる領域で県民の医療を支えている状況を踏まえ、県及び各医療圏における第８次医療計画、地域医療構想等の検討・取り組み推進のための推進協議の場に、看護職が参画できるよう配慮されたい。

【回答要旨】

○　県では、茨城県医療審議会や県内各地域の協議の場における、有識者からの意見を踏まえたうえで、２０１６年に茨城県地域医療構想を策定するとともに、２０１８年に第７次保健医療計画を策定したところですが、この第７次保健医療計画については、計画期間が２０２３年度までとなっていることから、来年度中に第８次保健医療計画の策定を進める予定としております。
○　これらの計画策定にあたっては、医療現場における看護職の果たす役割の重要性を鑑み、県看護協会の会長や各地域の理事を委員に任命・委嘱することで、貴重なご意見をいただいており、県内の医療提供体制の構築に貢献いただいております。
○　今後とも、医療現場を支える看護職の皆様に、協議の場等へ参画いただくことで、人口減少・少子高齢化の進展や、医療需要の変化にも対応できる医療提供体制の構築を目指してまいります。

３　看護職の確保・定着促進及び質の向上

１）新人看護職員研修事業の継続・強化

【医療人材課】

新型コロナウイルス感染症の流行の長期化により、実習経験不足の新人看護職が増えていることから、現在実施している新人看護職員研修事業の充実を図るとともに、フォローアップ体制を強化されたい。

【回答要旨】　【医療人材課】

○　県では、看護の質の向上や早期離職防止を図るため、厚生労働省の定める「新人看護職員研修ガイドライン」に基づき、新人看護職員研修を実施する病院等を支援しているところです。また、地域の小規模施設については貴会と連携しながら、更なる新人研修の充実を検討してまいります。

○　また、フォローアップ体制については、県内看護学校の要望等を踏まえつつ、フォローアップ研修等の実施を検討してまいります。

２）准看護師の就学支援

【医療人材課】

本県における就業看護職員に占める准看護師の割合は 21.6%（令和２年度就業状況調査結果）であるが、県北地域等医療資源の乏しい地域においては、その割合はさらに高く、地域における看護師確保、看護の質向上を図るためには准看護師の就学支援が重要な課題である。

ついては、准看護師の多くが人員の余裕が無い診療所や中小規模の病院に勤務している現状に鑑み、代替となる人件費の一部を所属施設に補助する等の仕組みを検討されたい。

【回答要旨】　【医療人材課】

○　准看護師数は年々減少しているものの、看護職員の不足が続く中で、様々な施設で就業している准看護師のキャリアアップ支援は重要であると考えております。

○　そのため、県では、就業しながら看護師を目指すことができる課程を有する看護師養成所への運営費補助を行うとともに、それら課程に在籍する学生に対して、修学資金貸与制度による支援を行っております。

３）看護師等養成機関への支援の充実

【医療人材課】

看護師等養成機関において、臨地実習が開始されると、６名以上の教員が実習の場に出るため、学内の演習や実習では４０名の学生に対し教員１名が対応しているのが現状である。このように、指定規則では、教員数は８名以上との規定となっているものの、最低基準の８名での学校運営は教育の質を維持することは困難な状況である。

また、本年度より、看護師基礎教育は「地域・在宅看護論」などの単位数が引き上げられ、総単位は９７単位から１０２単位とされ、地域の多様な場においての教育・学びの支援が求められているものの在宅・地域看護を専門にしている専任教員が在籍していないのが現状である。

ついては、看護師等養成機関の勤務環境の改善と教授方法の向上に向けた専任教員の確保を支援されたい。

【回答要旨】　【医療人材課】

○　養成機関の体制については、指定規則で定める配置基準の見直しなどにより、充実・強化できるよう国への要望を検討してまいります。

○　また、「地域・在宅看護論」の教育にあたる専任教員に対しては、「訪問看護入門プログラム」研修受講を推進するなど、貴会とも連携して支援してまいります。

４）看護師基礎教育の４年制化についての検討

【医療人材課】

看護師基礎教育は、社会のニーズに応じて改正を重ねており、２０２０年１０月には保健師助産師看護師学校養成所指定規則及び「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」が一部改正され、２０２２年度から改正カリキュラムが適用されることとなった。今回の改正では、総単位数は現行の９７単位から１０２単位となり、これらのカリキュラムを学ぶには、３年間という期間では、すでに過密な状態であり、そのしわ寄せとして１科目当たりの実習時間は２０年前の約半分になっている。 また、疾病構造の変化や少子超高齢社会の進展など医療をめぐる状況は大きく変わり、その中で、看護師には、対象者の複雑性・多様性に対応したより総合的な看護ケアの提供が求められる。このような現状をふまえ、これからの社会・医療に対応できる看護師を育成できるよう、看護師基礎教育の４年制化に向けた検討を図られたい。

【回答要旨】　【医療人材課】

○　県では、昨年度「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」と「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」の改正を受け、看護師等養成所の教育課程等に係る変更申請の審査を実施し、その作業の中で、看護師基礎教育４年制化のニーズ調査を行ったところ、教員の確保や施設整備等に係る課題があることを理由に、現時点では、全ての看護師養成所から４年制化は考えていないとのご意見を頂いております。

○　今後、対象者の複雑性・多様性に対応した、より総合的な看護ケアが提供できる看護師の養成が図られるよう、他県の状況や大学志向等のニーズを見極めながら、引き続き、４年制化の必要性を注視してまいります。

4　地域包括ケアシステムの深化・推進

1）訪問看護総合支援事業の制度化

【健康推進課・長寿福祉課】

超高齢・多死社会の到来を控え、住み慣れた地域で長期的に在宅療養を支え、看取りを行う体制整備が急務である一方、訪問看護ステーションの半数以上は看護職員５人未満の小規模事業所である。そのため、訪問看護の提供体制拡充に向けては、人材確保・育成の継続とともに、訪問看護ステーションの運営大規模化支援が求められており、全国的に支援事業が実施されている。ついては、本県においても訪問看護の総合支援機能の制度化を実現されたい。

【回答要旨】　【長寿福祉課】

○　訪問看護事業所の新規開設や体制拡充を支援するため、訪問看護で使用する医療機器購入の補助（地域ケア基盤整備推進事業）を行っております。

【参考】

○地域ケア基盤整備推進事業【長寿福祉課】

令和３年度までは事業主体が市町村であり、予算化できる限られた市町村でのみ取組可能な事業となっていたため、令和４年度については事業主体を市町村から訪問看護事業所に変更し、より広く事業の活用ねらうとともに、訪問看護事業所を対象としたモデル事業の成果を踏まえ、患者情報を共有する際に活用するモバイル端末や、生体モニタリングシステム等の導入経費にも補助を拡充している。

(R4当初予算額：10,500千円)

事業実施主体	訪問看護事業所
事業内容	地域包括ケア推進のための基盤整備事業 ●実施主体：訪問看護事業所 ・訪問看護事業所が在宅診療等で使用する医療機器への補助 ・患者情報を共有する際に活用する電子機器端末（タブレット等） ・生体モニタリングシステム ・人工呼吸器使用者患者が使用する簡易自家発電装置等
補助基準額	1,000千円（必要経費の見積額）
補助率	1/2（事業所負担1/2）

※在宅サービスで使用する機器等の例

機　器	用途	価格（千円）
ポータブルエコー	人の内部を可視できる検査機器	６２６
ポータブルレントゲン	〃	１，６２０
内視鏡	〃	９１６
心電計	心電図を測る機器	３６３
パルスオキシメーター	動脈血の酸素飽和度を簡便に計測する機器	４５
生体モニタリングシステム	在宅療養者の生体情報を計測、データ送信する機器	４５０

【回答要旨】　【健康推進課】

○　在宅医療の推進のために、訪問看護ステーションも含めた複数の医療機関等のグループ化を推進しております。

【参考】

○医療提供施設等グループ化推進事業（令和４年度当初予算　21,718 千円）

■実施主体（取組医療機関）

郡市医師会（少なくとも同一法人以外の２以上の医療機関及び訪問看護ステーション等）

■取組内容

地域で支え合う医療機関等の連携体制を構築するため必要な３つの取組みを行う。

・グループ化した医療機関等を支える取組
・患者・家族を中心とした在宅医療を推進するための取組
・在宅医療についての普及啓発活動等を行う取組

■補助要件
　在宅医療への参入又は拡充に取り組む医療機関で、少なくとも同一法人以外の２以上の医療機関及び訪問看護ステーションが協定を締結。
■補助額
　新規グループ化した病院・診療所及び連携機関への補助：100 万円/１Ｇ
　既存グループの病院・診療所及び連携機関への補助　　：　30 万円/１Ｇ
■取組状況
　40 グループ（187 医療機関、37 訪問看護ステーション：H29～R４）

２）地域包括支援センター機能強化支援及び住民主体の介護予防活動の推進

【長寿福祉課】

地域住民の総合支援等を担う地域包括支援センターにおいては、ニーズ・相談内容の複雑化・多様化が見られ、業務負担が大きくなっている。また、新型コロナ感染症影響下、高齢者の閉じこもり生活による体力・筋力の低下が懸念されており、高齢者が身近な地域で介護予防活動に参加できる「通いの場（フレイル予防・対策の場）」の重要性が益々高まっている。 ついては、県においても地域包括支援センターの機能強化及び住民主体の介護予防活動の推進施策を継続・強化されたい。

【回答要旨】　【長寿福祉課】
- ○　地域包括支援センターの職員向けに、基礎知識の習得を図る初任者研修や、多職種連携等の事例を学ぶ現任者研修を実施し、地域包括支援センターの人材育成支援を行っております。（介護予防総合支援事業）
- ○　また、市町村の地域ケア会議、介護予防教室及び通いの場等に、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を派遣し、困難事例への技術的助言や介護予防活動に資する取組を行っており、令和３年度は 24 市町村、延べ 420 回派遣しております。（介護予防リハビリテーション専門職派遣事業）
- ○　さらに、地域住民同士の支え合いの推進を目的とする生活支援体制整備事業の一層の推進にむけ、生活支援コーディネーターの活動強化やネットワーク構築、新任者への研修など、広域な支援を引き続き行っていきます。

３）医療的ケア児の教育体制確保のための幼稚園・学校等における看護職の配置の推進及び教育体制の構築

【障害福祉課・子ども未来課】

医療的ケア児支援法が令和３年に施行され、全国各地で相談対応や交流の拠点となる支援センターの整備、幼稚園や学校への看護師の配置が進んでいる。 ついては、県内においても幼稚園・学校等以外に医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の設置が進んでいるところであることから、医療的ケア児を支援している事業所等への看護職の配置を推進し、勤務する看護職のネットワークの構築を支援するとともに、研修等教育体制を構築されたい。

【回答要旨】　【障害福祉課・子ども未来課】
- ○　児童発達支援事業所等への看護師配置に対する障害福祉サービス等報酬の引き上げや保育所への看護師配置経費に対する助成制度等について周知することにより、医療的ケア児が利用する事業所等への看護師の配置を促進してまいります。
- ○　昨年１２月に国立病院機構茨城東病院内に設置した茨城県医療的ケア児支援センターにおいて、児童発達支援事業所などの支援機関の看護師を含む多くの関係者間での情報共有や意見交換等を行っていくことにより、連携を推進してまいります。
- ○　児童発達支援事業所や保育所等で医療的ケア児への直接的な支援に従事する職員等を対象に支援に必要な基礎的知識に関する研修を実施するとともに、今年度から保育所等の看護職員を対象に実践的な医療的ケアに関する実技演習などケア児への対応力向上研修を実施しております。

４）５歳児健診の全県的な推進及びフォロー体制の整備推進

【少子化対策課】

発達障害の早期発見・早期支援、就学前児童の発達状況の把握・支援が重要であることから、５歳児健診に取り組む市町村の好事例を県内他市町村に普及し、５歳児健診の全県的な導入を支援されたい。あわせて、教育機関と行政、医療機関等の連携体制を強化されたい。

【回答要旨】　【少子化対策課】

○　令和３年度の県の調査によると、県内 12 市町で５歳児健診または健康相談を行っております。

○　県少子化対策課では、令和３年度に５歳児健診を実施している市町村と実施を検討している市町村の情報交換の場として、５歳児健診・相談事業に係る情報交換会を開催致しました。

○　発達相談事業については、母子保健センターに委託しており、令和３年度に「５歳児健診後の就学に向けて」というテーマで研修会を開催しております。令和５年度からは、母子保健センター主催で５歳児健診・相談事業に係る情報交換会を実施してまいります。

「ライン

５）メンタルヘルス対策の強化

【医療人材課】

日本医労連の調査によると40%弱の施設でコロナ前より職員のメンタル不全が増加し、離職にもつながっており、厚生労働省が推奨しているとおり、メンタルヘルス・ケアは「セルフケア」のほか、「ラインによるケア」「事業場内産業保健スタッフなどによるケア」「事業場外資源によるケア」の４つの柱で取り組むことが重要である。

その中で看護管理者は、相談窓口としての役割を果たしているケースが多いが、メンタルヘルス相談対応以外に勤務シフト調整、行政との連絡調整等、コロナ対応で看護管理者自身が疲弊し、「ラインによるケア」がうまく機能していない現状がある。

このような状況をふまえ、組織のメンタルサポート体制整備につながる労働環境改善などにも、精神看護専門看護師やメンタルヘルスの専門家たちが介入できるよう、サポート体制の構築及び財源的な支援措置を講じられたい。

【回答要旨】　【医療人材課】

○　県では、新型コロナウイルス感染症に関連した医療従事者の風評被害や心理的ストレスにおける看護職のメンタルヘルス対策として、県看護協会に委託する「魅力ある職場づくり支援事業」の定着促進コーディネーターによる電話相談窓口を開設し、対応しております。

○　また、「ヘルシーワークプレイス推進事業」の実施を貴会に委託しており、その　事業の一環として、看護管理者や看護師長を含めた看護職員就労環境改善支援研修の実施及び定着促進コーディネーターによる施設派遣等でも、職場の相談に対応しているところです。

○　さらに、県から茨城県医師会に委託しております医療勤務環境改善支援センターでも、医療職全般の御相談に対応しております。

○　引き続き、貴会と連携しながら、研修や職場の相談を通して、組織のメンタルサポート体制整備に繋がる労働環境改善に取り組んでまいります。

６）母子のための地域包括ケア病棟

【少子化対策課】【医療政策課】

家族形態の変化や新型コロナ感染症の影響により、母親が孤立しやすい状況が継続しており、産後うつ予防の観点からも妊娠期からの切れ目ない支援が求められている。また、アドバンス助産師を活用した助産師外来や院内助産は医師の働き方改革の一助にもなることから、県内における母子のための地域包括ケア病棟の開設の推進を支援されたい。

【回答要旨】　【少子化対策課】

○　産後ケア事業は、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行うものです。

○　産後ケア事業は市町村が実施主体であり、全ての市町村で実施しております。実施方法は、宿泊型、アウトリーチ型、デイサービス型の３種類があります。病院、診療所、助産所等において、助産師等の看護職が中心となり、母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援することを目的としています。

○　また、産後ケア事業は、子育て世代包括支援センターにおける困難事例や、新型コロナウイルスに対して不安を抱いている妊産婦等への対応強化の受け皿としても活用できます。

○　県としては、市町村の実施状況や課題・効果的な取り組みを調査し、情報を共有するなど、産後ケアが有効に活用されるよう支援してまいります。

【回答要旨】　【医療政策課】

○　県では、医療機関が院内助産所や助産師外来を開設する際、増改築・改修に要する経費や体制整備に必要な備品の購入経費を必要に応じて支援しているところです。

○　他自治体の設置状況や今後の県内医療機関による開設の意向等を把握してまいります。

資料16

令和４年度　茨城県ナースセンター事業報告

１　ナースバンク事業（無料職業紹介所）

１）　求職者

各年度内（4/1～3/31）に求職活動状態が有効になった求職者を集計対象とした。
※表中の数値はすべて延べ人数である。

表 1-1　年度別求職者数　（人）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
新規登録求職者数	214	283	531	163
継続登録求職者数	2,003	2,927	6,487	3,088
計	2,217	3,210	7,018	3,251

※新規登録とは、初めてナースセンターに登録した求職者
※継続登録とは、過去にナースセンターに一度でも登録した事のある再登録者
○新規登録求職者数は 163 人で、登録者の約 5.0％である。

表 1-2　年度別求職者就業状況　（人）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
未　就　業	1,455	2,195	4,105	1,834
就　業　中	751	996	2,823	1,403
不　　明	11	19	90	14
計	2,217	3,210	7,018	3,251

※未就業には「未就業または看護職以外で就業中」と「学生」も含まれる。
○未就業の登録者数は 1,834 人で、登録者の約 56.4％である。

表 1-3　職種別の求職者数【医療圏別】　（人）

居住地（医療圏別）	保健師	助産師	看護師	准看護師	計
日立	8		85	11	104
常陸太田・ひたちなか	17	10	250	35	312
水戸	43	7	591	69	710
筑西・下妻		4	25		29
古河・坂東	7		9	2	18
つくば	29	3	147	6	185
土浦	11	6	122	12	151
取手・竜ヶ崎	15	3	175	9	202
鹿行	10		130	11	151
県外	106	25	1,153	105	1,389
計	246	58	2,687	260	3,251

○医療圏別では、水戸 51.1％、常陸太田・ひたちなか 22.5％、取手・竜ヶ崎 14.5％の順で多い。

２）　求人施設

各年度内（4/1～3/31）に求人活動状態が有効になった施設を集計対象とした。
※表中の数値はすべて延べ数である。

表 2-1　年度別求人施設数　（施設）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
新規登録施設数	95	96	112	80
継続登録施設数	6,783	6,908	7,851	8,468
計	6,878	7,004	7,963	8,548

※新規登録とは、初めてナースセンターに登録した求人施設。
※継続登録とは、過去にナースセンターに一度でも登録した事のある再登録施設。
○新規登録施設は 80 施設で、登録施設の約 0.9％である。

表 2-2　年度別募集人数　（人）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
募集人数	14,861	15,739	18,725	18,434

※募集人数とは、求人施設が募集している看護職の人数。

表 2-3　職種別の求人募集人数【医療圏別】　（人）

勤務先（医療圏別）	保健師	助産師	看護師	准看護師	計
日立	25		652	140	817
常陸太田・ひたちなか	18	13	703	74	808
水戸	65	60	2,097	271	2,493
筑西・下妻	6		466	94	566
古河・坂東	9	15	335	19	378
つくば	34		661	41	736
土浦	30	8	723	137	898
取手・竜ヶ崎	59		1,010	40	1,109
鹿行	24	12	567	140	743
計	270	108	7,214	956	8,548

○医療圏別では、水戸 29.2%、取手・竜ヶ崎 13.0%、土浦 10.5%の割合で多い。

３）　相談・就職

表 3-1　年度別求人・求職等業務対応件数（県央）　単位：件

		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
求　　職	来　所	298	188	269	191
	電　話	907	1,406	2,358	1,567
	メール	1,167	4,049	2,081	2,158
	訪問	－	1	40	0
	ＦＡＸ	20	1	0	0
	その他	9	765	34	2
求　　人	来　所	58	40	53	64
	電　話	872	963	1,387	1,775
	メール	693	1,057	1,237	1,689
	訪問	－	30	10	24
	ＦＡＸ	33	37	21	18
	その他	2	4	2	12
進路相談	来　所	17	9	10	5
	電　話	22	22	20	10
	メール	0	3	4	1
	訪問	－	0	0	0
	ＦＡＸ	0	1	0	0
	その他	1	1	3	0
その他	来　所	28	27	82	112
	電　話	743	814	1,267	813
	メール	567	4,373	2,740	5,776
	訪問	－	5	0	3
	ＦＡＸ	2	2	21	0
	その他	131	777	647	398
計		5,570	14,575	12,106	14,618

○相談件数のその他に届出と研修も計上した。

表 3-2　年度別就職実績　（人）

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
就職者総数	280	223	462	266

表 3-3　年度別求人倍率

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
求職者数	2,217	3,210	7,018	3,251
募集人数	14,861	15,739	18,725	18,434
求人倍率	6.70	4.90	2.67	5.67

2　再就業支援事業

1）再就業支援研修（県央）

（1）講義研修

実施時期	開催場所	人数	研修内容
4日間 令和4年10月18日 令和4年10月19日 令和4年10月20日 令和4年10月21日	看護研修センター	実13名 （延49名）	○茨城県の看護職の動向、グループワーク、摂食嚥下・口腔ケア ○皮膚・排泄ケア、輸液ポンプ・採血の演習 ○フィジカルアセスメント、救急看護（吸引含む） ○医療安全、感染管理

（2）シミュレーション研修

実施時期	開催場所	人数	研修内容
1日間 令和4年10月22日	看護研修センター	11名	○排泄時の安全な看護について ○初期評価（ABCDE）と対応

（3）実務研修

実施時期	実施施設	実施人数
令和4年 11月14日～18日（4日間） 11月22日～25日（3日間） 11月28日～12月2日（4日間）	3施設 ひたち医療センター 村立東海病院 アイビークリニック	2名（延べ3名）

（4）試用研修

実施時期	実施施設	実施人数
実施なし	0施設	0名

2）　カムバック支援セミナー（フォローアップ研修）

実施時期	開催場所	人数	研修内容
令和5年2月24日	看護研修センター	11名	○認知症の理解を深め看護ケアにいかす ○就業相談、輸液採血の実技研修

3）　セカンドキャリア支援セミナー

実施時期	開催場所	人数	研修内容
令和5年3月2日	看護研修センター	8名	○働く私たちの年金と生活設計

4）　輸液・採血技術練習コーナー

開 設 日：月～金（祝祭日除く）10：00～16：00　事前予約制
申込条件：看護職の方でナースセンターへご登録の方（当日登録可）
参 加 者：

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
参加人数（延）	35名	16名	24名	22名

※平成30年10月より開設

3　地域就業支援事業（県北・鹿行・県南・県西地域）

1）求人・求職等相談件数

単位：件

項目		県北	鹿行	県南	県西
求職関係	来所	24	16	154	6
	電話	114	118	614	128
	メール	88	16	238	85
	訪問	0	0	0	0
	ＦＡＸ	0	0	0	0
	その他	0	9	0	0

求人関係	来所	2	7	9	1
	電話	76	62	237	43
	メール	0	0	87	78
	訪問	0	0	3	0
	ＦＡＸ	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
進路相談	来所	2	1	5	0
	電話	5	1	2	0
	メール	0	4	1	0
	訪問	0	0	0	0
	ＦＡＸ	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
その他	来所	1	11	9	0
	電話	120	127	254	152
	メール	8	30	180	266
	訪問	0	0	0	0
	ＦＡＸ	0	4	0	0
	その他	4	1	1	10
計		444	407	1,794	769

２）再就業支援事業（4 地域）

（１）講義研修

実施時期	開催場所	受講者数	研修内容
【県西】4 日間 令和 4 年 10 月 4 日～ 令和 3 年 10 月 7 日	県西生涯学習センター	定員割れのため県央に統合	○茨城県の看護職の動向、グループワーク、摂食嚥下・口腔ケア ○皮膚・排泄ケア、輸液ポンプ・採血の演習 ○フィジカルアセスメント、救急看護（吸引含む） ○医療安全、感染管理
【県南】4 日間 令和 4 年 8 月 30 日～ 令和 4 年 9 月 2 日	厚生連 研修センター	実 13 名 （延 49 名）	

（２）シミュレーション研修

実施時期	開催場所	人数	研修内容
【県西】1 日間 令和 4 年 10 月 8 日	県西生涯 学習センター	定員割れのため県央に統合	○排泄時の安全な看護について ○初期評価（ABCDE）と対応
【県南】1 日間 令和 4 年 9 月 10 日	東京医科大学 茨城医療センター	8 名	

４　看護の心普及事業

１）一日看護体験事業

病院受入調査	申込	決定	実施	中止
56 施設(延べ 120 日) 916 名	111 校 2,588 名	56 施設(延べ 117 日) 102 校　899 名	34 施設(延べ 70 日) 88 校　400 名	24 施設 （延べ 50 日）

※中止：新型コロナウイルス感染状況により病院側判断で実施を中止したもの

２）看護の出前授業

区分	小学校	中学校	高校	合計
学校	1	2	15	18
参加数	48	196	2,118	2,362

３）高等学校進路指導担当者会議

日時　：令和４年５月 26 日（木）　14：00～15：30
方法　：ZOOM ミーティングで開催　※ナースセンター公式 YouTube で後日録画を配信
内容　：茨城県の看護職の現状について、看護教育制度について、看護職の仕事について
参加　：41 校

４）いばらき看護職合同進学就職説明会

日時　：令和５年３月４日（土）　【第１部】11：00～12：00　【第２部】12:30～15:30
会場　：つくば国際会議場
内容　：１部　看護師国家試験対策　　２部　進学就職説明会
参加　：【第１部】35 名　【第２部】参加ブース 46 施設
来場者：110 名（看護学生 89 名、看護師 13 名、一般８名）

５）いばらき看護の祭典

日時　：令和４年５月 15 日（日）　【ステージ】13：00～16：00【ロビー】11：00～16：00
会場　：ザ・ヒロサワ・シティ会館
内容　：キャンドルサービス（茨城県立中央看護専門学校）、茨城県優良看護職知事表彰（７名）、
　　交通安全啓発コンサート（茨城県警察音楽隊）、特別講演（栗山　洋一氏）
来場　：706 名（来場者 320 名、ライブ配信アクセス数 386 回）

５　ヘルシーワークプレイス推進事業

１）看護職員定着促進コーディネーター施設派遣事業

（１）看護職員定着促進コーディネーターによる相談及び施設派遣事業

ア相談窓口の設置状況

窓口開設期間	開設日数	開設時間	担当者（職種・人数）
令和４年４月～令和５年３月	週５日	9：00～17：00	看護職　２名

イ施設派遣

実施時期	派遣施設数	派遣延回数	指導助言内容
令和４年４月～ 令和５年３月	23 施設	23 回	○看護職員確保に関すること ○職場環境に関すること ○出前講座の紹介、実施 ○カンゴサウルス賞の表彰　等

ウ看護職員定着促進に向けた出前講座

実施時期	開催施設	派遣回数	実施内容
令和４年４月～ 令和５年３月	１施設１回	１回	○理想の職場づくりのためのパワハラ予防研修 ○自己理解/他者理解　等

エ看護職員定着促進に向けた電話相談及び事例検討

実施時期	開催回数	メンバー	検討内容
令和４年４月～ 令和５年３月	電話相談 24 件 事例検討 ２件	常任理事 センター長 定着促進 ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ	○職場の人間関係に関すること ○ハラスメントに関すること ○雇用、勤務に関すること ○看護職の離職状況 ○職場復帰に関すること ○新型コロナウイルスに関する情報 ○看護師が行う業務の範囲について　等

オ看護職員のための新型コロナウイルスに関する相談窓口

実施時期	相談件数	参加者数	実施内容
令和４年４月～ 令和５年３月	電話相談 ６件	看護師　５件 一般　　１件	○クラスター発生時の処遇について ○濃厚接触発生時によるメンタル面の不調 ○感染防護具の不足について ○感染後の予防接種の時期 ○看護師と飲食後の感染について　等

２）管理者等研修

実施時期	開催場所	対象	研修内容
令和４年６月 21 日 10:00～16:15	霞ケ浦環境科学センター	看護管理者・事務局長 49 名	【DVD 視聴による講演】 看護補助者の活用に関する制度の理解等について 【演習】 看護補助者体制整備に関する課題に対する対策案の作成
令和４年６月 28 日 10:00～16:15	看護研修センター	看護管理者・事務局長 49 名	
令和４年７月５日 10:00～16:15	看護研修センター	看護管理者・事務局長 43 名	
令和４年５月 31 日 13：30～16：30	看護研修センター	看護管理者・事務局長 会場　　7 名 オンライン　39 名	「理想の職場づくりのためのハラスメント予防研修」 山口社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士　山口　栄一　氏
令和４年７月 20 日 13：30～16：30	看護研修センター	看護管理者・事務局長 会場　　5 名 オンライン　49 名	「看護職の健康と安全に配慮した労働安全衛生について学ぶ～自己理解・他社理解に焦点をあて～」 NPO 法人看護職キャリアサポート フリージア・ナースの会　伊藤　清子　氏
令和４年９月 13 日 13：30～16：30	看護研修センター	看護管理者・事務局長 会場　　11 名 オンライン　49 名	「これからのチーム医療と看護におけるタスクシフト・タスクシェアの理解～看護師と看護補助者の協働推進に向けて～」 東京医療保健大学医療保健学部看護学科 教授　佐々木　美奈子　氏
令和４年 10 月 18 日 13：30～16：30	看護研修センター	看護管理者・事務局長 会場　　13 名 オンライン　49 名	「看護業務効率化への取り組み～事例を通して～」 日本看護協会労働政策部労働政策課 塩津　麻美子　氏 事例発表施設：3 施設
令和４年 11 月 16 日 13：30～16：30	看護研修センター	看護管理者・事務局長 会場　　11 名 オンライン　39 名	「看護サービスにおける経済性」 茨城県キリスト教大学看護学部看護学科 教授　池袋　昌子　氏

６　看護師等届出制度普及事業

１）登録件数　505 件（R4/4/1～R5/3/31）

２）「とどけるん」届出者への支援

(1) 6 か月経過後、登録者に対し往復はがきによる就業状況調査を実施し、切れ目のない就業支援を行っている。（平均回答率　28.4%）

３）看護学校訪問

(2)訪問を希望する看護学校の卒業生を対象に届出制度や看護協会、ナースセンターについて説明を行い、周知活動を行う。（YouTube にて限定公開配信）

申込:13 校　623 名（YouTube 視聴数 86 回）

７　看護職員就業相談員派遣面接事業

県内 13 か所のハローワークと連携を図り、9 か所で相談会を実施

１）「看護の仕事相談会」ハローワークでの開催状況

場所	水戸	日立	筑西	土浦	石岡	常陸大宮	龍ヶ崎	高萩	常陸鹿嶋	計
回数	12	4	3	12	3	4	4	4	2	48
相談件数	77	11	2	59	1	4	18	1	0	173

２）ナースセンター・ハローワーク連携事業

場所	ハローワーク水戸	ハローワーク土浦	計
連携者数	17	47	64
就職者数	13	20	33

３）出張ナースバンク
全 18 回　参加者 138 名

８　広報

１）リーフレットの作成及び配布

２）ナースセンターだよりの発行（年４回）

３）ナースセンターオリジナルグッズの作成
ポケットティッシュ、ウエットティッシュ、クリアファイル、付箋、フリクションペン、ノート、不織布バッグ、カレンダー　等

４）ナースセンターキャラクターはぴなちゃんの貸し出し　3 回

５）ラッピングバス
運航エリア：水戸市内、茨城町、大洗町、城里町、内原町、常陸大宮エリア
運航期間　：令和 3 年 10 月 1 日～3 年間

６）デジタルサイネージ
場所：JR 水戸駅改札外コンコース

７）ソーシャルネットワークサービス（SNS）の活用
Instagram、Twitter、Facebook、YouTube にて情報の発信

８）ホームページの活用
閲覧数：29,504 件

９　新型コロナウイルス感染症対応看護職員等の人材確保事業

１）看護職員離職防止相談事業（日看協委託事業）
新型コロナウイルス感染症に関する業務に従事する看護職からの離職等に関する相談窓口を設置し、相談業務を行う。
期間：令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日（土日祝祭日等除く）9 時から 17 時まで
配置人数：2 名～3 名程度　　相談方法：来所、電話、メール　等

２）潜在看護職研修事業（日看協委託事業）
ワクチン接種等の新型コロナウイルス感染症対応に従事した潜在看護職等に対するスキルアップ研修を実施。
①再就業支援研修「潜在看護職等のスキルアップ研修」【県南地区】
期間：8 月 30 日～9 月 10 日（5 日間）　　受講者 11 名（延べ受講者 50 名）
②再就業支援研修「潜在看護職等のスキルアップ研修」【県南地区】
期間：10 月 18 日～10 月 22 日（5 日間）　受講者 13 名（延べ受講者 59 名）
③新型コロナウイルス感染症対応潜在看護職研修【e-ラーニング】
期間：4 月 1 日～3 月 31 日　受講者 65 名
結果　実受講者 89 名（内就業者数 10 名）

３）広域人材調整事業（日看協委託事業）
新型コロナウイルス感染症に対応する看護職員の不足により、都道府県内での看護職員の人材調整が困難となり、都道府県間での広域における緊急的な調整が必要な場合、速やかな人材調整を行うとともに、平時より必要な看護職員の人材確保の体制の構築を実施。
①潜在看護職員の応援派遣者リストの作成
広域人材登録者 94 名（県内 82 名，広域人材 12 名）

４）新型コロナウイルス感染症対応看護職員等県内人材調整事業委託（県委託事業）

新型コロナウイルス感染症により、看護職が不足し医療機関等での看護職の人材調整が困難になった際、速やかに人材調整を行えるよう、平時より必要な看護職の人材確保体制の構築を図る。

①県内派遣協力者のリスト作成、管理及び県との情報共有

実施期間　令和４年６月１日～令和５年３月31日　　協力者82名

10　医療的ケア児受け入れのための研修

医療的ケア児に対し適切な支援を行えるよう、県内の保育所等に勤務する看護師等の基礎能力向上のための研修を実施

１）講義研修（オンライン）

実施時期	参加人数	実施内容
令和４年 11月24日	71名	○福祉分社の基本的な枠組みや支援体制の概要などについて、医療的ケア児の成長と発達の特徴・疾病の基本的特徴について、医療的ケア児の基本的特徴を踏まえた看護、保育現場での医療的ケア児の支援について、本人・家族の思いに寄り添った支援体制の整備

２）実務研修

実施時期	開催場所	参加人数	実施内容
令和４年 12月９日	茨城県立 医療大学	23名	○ミニ講義、映像視聴、実技演習（救急時の対応、経管栄養、導尿）、本人・家族の思いの理解、受け入れにあった心構えと体制整備（グループワーク）

11　その他事業

１）看護職員の賃金制度の抜本的見直しに関する勉強会

実施時期	開催場所	受講者数	研修内容
令和５年２月７日	看護研修センター	13施設 14名	○国家公務員医療職俸給表(三)改正内容、医療職俸給表（三）見直しを契機とした処遇改善に対する本会の取組について、賃金制度の見直しにおける看護管理者の役割の重要性について ○国家公務員医療職俸給表（三）の見直しの意義 ○賃金制度見直しに必要な自施設の賃金に関する現状分析のポイント ○グループワーク
令和５年３月８日	看護研修センター	17施設 17名	

２）看護補助者の質の向上研修

実施時期	開催場所	受講者数	研修内容
令和５年２月20日	看護研修センター	教育担当 12名 看護補助者 17名	○安全管理 ○感染管理 ○食事介助

資料17

令和４年度茨城県母子保健センター運営事業報告

１　事業目的

1）身体的、精神・運動機能の発達に問題を持つ乳幼児とその保護者等に対して小児神経科医師・心理専門員・保健師等の専門職による育児相談を実施、疾病の早期発見及び適切な指導を行う。

2）市町村で発達障害支援に携わる保健師や心理専門員、保育士等の専門職に対して技術的支援による人材育成を行うことで、児童の健全な育成を図る。

２　事業内容

1）発達相談

(1) 発達相談　専門医師と心理専門員による相談結果に基づき、個別指導を毎月１回実施。
個別指導終了時は、専門医師の意見を確認し終了または、養育に繋ぐ。
専門医師と心理専門員による相談　毎月１回　　年 12 回
心理専門員による相談　　毎月６回　　年 72 回
対象：市町村等の乳幼児健康診査・保健師等による個別指導の対象者の中で、身体・精神・運動機能の発達に問題を持つ乳幼児とその保護者

(2) 電話相談　乳幼児の健康や子育てに関する相談や悩みを受け、必要に応じ関連機関を案内。

2）発達障害児指導者研修会の開催
発達障害に関する知識と早期の支援についてのスキルアップを図る。

3）市町村に対する巡回相談
日本臨床発達心理士会茨城支部と連携し、市町村のニーズに応じた巡回相談を実施。
相談内容　・個別ケースの発達相談及び発達検査の実施
・困難ケースの支援方法についての助言・指導
・保健師・心理専門員・保育士等への勉強会・カンファレンス　等

３　実績

1）相談回数・相談者数

区分	医師・心理専門員による診察・相談	心理専門員による個別指導・相談	電話相談	市町村巡回相談	計
回数	12	72	271	10	365
人数（延）	54	243	271	－	568

2）相談者の年齢

年齢	0～3 歳	4～6 歳	7～9 歳	不明	計
診察・個別相談	0	57	0	－	57
電話相談	－	－	－	310	271

※電話相談以外は実人数とし、電話相談は匿名希望者等がいることから延べ人数とす

3）発達相談後の診断（重複あり）

診断	人数	診断	人数
自閉症スペクトラム障害（ASD）	14	学習障害特性リスク	11
注意欠如・多動性障害（ADHD）	10	構音障害	23
学習障害（LD）	11	就学後フォロー	6
計			75

4）心理専門員による個別指導状況 （令和 4 年度指導ケース）

相談指導の期間（回数）	人数
１回限り	6
６か月以上で１年未満	23
1 年以上	2
2 年以上	0
その他（電話相談・紹介状のみ）	6
合計	37

終結後の状況（重複あり）	人数
地域の小学校へ入学（終了）	24
発達相談後養育申請	0
他機関へつないで終結	6
幼稚園・保育園・市の療育機関	18
特別支援学校へ入学	1
合計	49

5）市町村に対する巡回相談：心理専門員　10 回

相談内容	件数	相談内容	件数
個別ケースの相談及び発達検査実施	4	保健師・保育士根戸への研修会	1
言語の発達を促すなどの助言	4	保育園訪問・カンファレンス	1

6）発達障害児の早期発見・発達支援推進研修会（オンライン）

目　的：児童の健全な発達を図るため、発達支援に携わっている専門職・職員により早期発見（気づき）と発達支援サポート体制の強化を目的として開催する。

対　象：市町村において母子・精神および児童福祉等を担当する保健師
保健所・児童相談所において相談事業に関わる保健師、心理職等

日　時：令和 4 年 12 月 12 日（月）10：00～12：00

演　題：「検査結果から発達支援への実践と対応」　～WISC-Ⅳ、WISC-Ⅴ知能検査を中心に～

講　師：日本臨床発達心理士茨城県支部長　大六一志氏

出席者：33 施設 77 名　事務局 8 名（専任心理士 3 名含む）

7）母子保健センター相談事業担当者会議開催（オンライン）

日　時：10 月 29 日（木）　10：00～12：00　　参加施設：45 施設　　参加人数：72 名

議　題：①茨城県母子保健センター運営事業報告②茨城県少子化対策課よりＲ5 年度保健所発達相談事業の縮小・終了と母子保健センター事業拡充について・市町村の要望について③Ｒ5 年度茨城県母子保健センター相談事業について-市町村に対する巡回相談、5歳児健診・相談事業の拡充・市町村の検診の仕方～発達障害のスクリーニング方法

8）茨城県発達障害児支援連絡協議会（乳幼児期部会）への参加（オンライン）

・主催：茨城県発達障害者支援センター「あい」　日時：令和 4 年 12 月 9 日　10：00～13：00

・参加施設：14 施設　参加者：24 名

・議題：各施設の活動報告と課題、関係機関同士の連携について

9)令和 4 年度発達障害支援セミナーへ参加（オンライン）

・日時：令和 4 年 12 月 20 日　10：00～12：00　参加者：140 名

・講師：島根県立大学人間文化学部　園山繁樹氏

・演題：場面緘黙支援

資料18

令和４年度いばらきがん患者トータルサポート事業報告

1. 目的

県民のがんに関する様々な不安や悩みに対応していくため，「いばらき みんなのがん相談室」を設置し，がん患者や家族等の治療や療養生活に係る相談への対応や，県民及び医療関係者等に対するがんに関する情報提供、がん患者向けの助成事業の実施などを行う。

2. 事業主体　公益社団法人茨城県看護協会（茨城県より委託）

3. 実施期間　令和４年４月１日　～　令和５年３月 31 日

4. 事業内容

（1）「いばらき　みんなのがん相談室」相談窓口の設置

① 窓口開設期日：平成 28 年７月 11 日
② 対象者：がん患者およびその家族、または、がん罹患者以外の人々
③ 実施方法：電話および面談（面談は原則予約）
④ 対応：常時２名体制（リモート含む）
⑤ 開設場所・時間

場所	相談受付
公益社団法人茨城県看護協会　１F 茨城県水戸市緑町３−５−35 （茨城保健衛生会館内）	平日９時～16 時 （土日祝日・8/13～15・12/29～１/3 は休み）

（2）患者会等の支援

① 大切な人を亡くした家族の会へアドバイザー派遣（１回）
② いばらきピアサポート相談&情報交換会（会場提供５回）・乳がんおしゃべりの会 momo（会場提供回）

（3）いばらきがん患者トータルサポート事業運営委員会の開催

回数	２回
日時	令和４年 10 月 19 日（水）　　令和５年３月 22 日（水）
場所	茨城県看護協会　保健衛生会館・WEB ハイブリット形式
出席者	15 名　医師１名、社会福祉士１名、精神保健福祉士１名、緩和ケア認定看護師２名 化学療法認定薬剤師１名、管理栄養士１名、社会保険労務士１名 茨城県健康推進課　２名　茨城県看護協会事務局５名
協議内容	・令和４年度いばらきがん患者トータルサポート事業概要について ・「いばらき　みんなのがん相談室」活動計画および実施報告

5. 事業実績

（1）普及啓発

①約 65,000 部のリーフレット、カード、コースター作成・配布（県内医療施設、薬局、販売店等）
②広報媒体へ掲載（新聞、内原イオンモールデジタルサイネージ）
③がん教育・講演会及び患者会での広報活動

（2）相談件数：1,364 件

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月	計
電話(メール含む)	105	97	116	108	93	92	114	116	105	113	112	143	1314
面談	2	2	5	8	1	7	3	7	1	5	4	5	50
合計	107	99	121	116	94	99	117	123	106	118	116	148	1364

（3）相談者

本人	家族	その他	計
846	344	174	1364

（4）相談内容（国立がん研究センターカテゴリー参考）

国立がん研究センター カテゴリー参考	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
01. がんの治療	9	7	24	14	10	7	9	9	12	15	18	20	154
02. がんの検査	4	10	2	0	1	1	2	5	3	5	4	2	39
03. 症状・副作用・後遺症	7	4	10	12	3	16	16	21	9	9	12	16	135
04. セカンドオピニオン	1	1	0	3	2	3	1	1	5	5	2	4	28
05. 医療施設の治療実績	0	1	1	0	0	1	0	1	0	2	0	2	8
06. 臨床試験・先進医療	0	0	2	0	0	1	1	0	0	1	0	0	5
07. 受診. 入院方法	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	0	0	4
08. 転院	1	0	3	6	0	3	0	2	0	0	1	0	16
09. がん予防・検診	2	0	2	1	0	1	1	0	1	2	0	0	10
10. 在宅医療	0	0	0	1	2	3	0	1	3	1	1	0	12
11. ホスピス・緩和ケア	0	0	2	5	8	4	1	4	3	5	2	1	35
12. 食事・服薬・入浴・運動・外出など	2	2	1	1	2	6	1	2	4	1	2	1	25
13. 介護・看護・教育	0	1	0	1	1	1	1	3	0	1	1	3	13
14. 社会生活	0	1	0	1	3	1	1	1	2	5	2	1	20
15. 医療費・社会保障	0	2	3	5	5	5	6	3	5	10	8	6	60
16. 補完代替療法	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
20. 生きがい、価値観	4	1	6	3	0	2	1	3	1	2	1	3	27
21. 不安・精神的苦痛	22	5	26	23	23	22	24	24	38	25	21	26	279
22. 告知	0	0	0	1	1	0	3	1	4	0	2	2	14
23. 医療者との関係・ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ	7	7	7	14	4	5	5	5	8	10	4	5	81
24 患者・. 家族間の関係・ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ	5	9	8	14	9	5	5	6	17	7	10	14	109
25. 友人・知人・職場の人間関係・ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ	0	2	2	2	3	1	3	1	0	2	2	0	18
26. 患者会	0	1	0	0	0	6	4	5	2	2	2	1	23
27. グリーフケア	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	0	1	5
28. その他	5	4	11	8	3	4	5	9	10	11	5	4	79
29. 不明	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
30. 補助事業について	71	58	79	69	61	58	64	71	53	77	80	112	853
計	141	116	190	187	141	157	155	182	181	198	180	224	2052

（5）助成事業実績

①社会参加サポート事業

種別	交付件数	性別		年齢別						
		男	女	20 未満	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 歳以上
ウィッグ	730 件	16	714	2	6	36	142	174	199	171
乳房補整具	75 件	／	75	0	0	6	19	17	15	18

②若年患者療養生活サポート事業（リクライニングベッドなど）

交付件数　1 件　男性　1 名（貸与＋購入）

③妊孕性温存療法助成事業　　交付件数件

交付件数	性別		年齢別				
	男	女	乳児	10 代	20 代	30 代	40 代
43	11	32	0	2	4	34	3

④温存後生殖補助医療

交付件数　1 件　男性　1 名（凍結胚移植）

資料19

令和４年度　訪問看護支援事業報告

１ 目的

病院完結から地域完結型の医療・介護にシフトしていく中で、医療ニーズが高い等の療養者が、住み慣れた地域・居宅で必要な医療・介護サービスを受けつつ、安心して生活することを支援できる質の高い訪問看護師の確保に資する研修及び訪問看護の普及啓発を図る。

２ 事業主体

公益社団法人茨城県看護協会（県より受託）

３ 事業成果

訪問看護師養成確保事業

（1）訪問看護に関する研修参加者数・背景

研修名	参加者数（名）	訪問看護経験年数（名）		現在の職場・勤務科（名）	
訪問看護入門プログラム	12	経験なし	10	訪問看護ステーション	0
		１年未満	2	医療機関	8
		１～３年未満	0	その他（看護教員）	0
		３～１０年未満	0	未就業	1
		１０年以上	0	未記載	3
訪問看護師養成講習会	9	経験なし	3	訪問看護ステーション	5
		1年未満	0	医療機関	2
		１～３年未満	1	その他	0
		３～１０年未満	0	未就業	1
		１０年以上	1	未記載	1
		未記載	4		
訪問看護ステーション管理者研修	8	経験なし	2	訪問看護ステーション	5
		1年未満	2	医療機関	2
		１～３年未満	3	その他	1
		３～１０年未満	1		
		１０年以上	0		
訪問看護ステーション管理者フォローアップ研修	4	1年未満	0	訪問看護ステーション	4
		１～３年未満	1	医療機関	0
		３～１０年未満	3	その他	0
		10年以上	0		
訪問看護師指導者研修	6	経験なし	0	訪問看護ステーション	5
		1年未満	0	医療機関	1
		１～３年未満	4	その他	0
		３～１０年未満	1		
		それ以上	1		
訪問看護専門分野研修（小児・重症心身障がい児）	8	経験なし	3	訪問看護ステーション	4
		1年未満	3	医療機関	2
		１～３年未満	1	その他	1
		３～１０年未満	0	未就業	1
		未記載	1		
訪問看護専門分野研修（難病）	11	経験なし	1	訪問看護ステーション	10
		1年未満	0	医療機関	0
		1～3年未満	3	その他	0
		3～10年未満	7	未就業	1
訪問看護専門分野研修（終末期看護）	11	経験なし	2	訪問看護ステーション	6
		1年未満	0	医療機関	4
		１～３年未満	6	その他	1
		３～１０年未満	3		
		それ以上	0		
		未記載	0		
訪問看護専門分野研修（精神）	7	経験なし	3	訪問看護ステーション	0
		1年未満	1	医療機関	5
		１～３年未満	1	その他	1
		３～１０年未満	2	未就業	1
訪問看護連携研修	11	経験なし	8	訪問看護ステーション	0
		1年未満	0	医療機関	11
		１～３年未満	0	その他	0
		３～１０年未満	0		
		未記載	3		

(2) 訪問看護普及啓発事業

・本事業の研修の周知

「令和4年度茨城県看護協会教育計画」の作成・配布（訪問看護ステーション・医療機関・看護学校等）看護協会ホームページ・広報誌への掲載

・茨城県看護協会HPに、研修受講者や訪問看護管理者からのメッセージ動画の掲載継続

・いばらき看護職合同進学就職説明会参加（来訪者への対応・参加施設との情報交換・本事業の紹介など）

茨城県訪問看護推進協議会の開催

1)　第1回　８月２日（Zoom）
　　R4年度訪問看護支援事業について

2)　第２回　１１月２９日（Zoom）
　　R4年度訪問看護支援事業研修について
　　R5年度訪問看護支援事業について

3)　第３回　２月１６日（Zoom）
　　R４年度訪問看護支援事業実施報告
　　R５年度訪問看護支援事業及び研修の変更した内容について

資料20

令和４年度　助産師出向支援導入事業報告

１　目的

茨城県内の助産師就業の偏在把握や助産師出向の検討等を行い、茨城県における助産師就業の偏在解消、助産実践能力の強化等を図る。

２　事業主体

公益社団法人茨城県看護協会（茨城県より受託）

３　事業内容

１）助産師就業の偏在等の実施把握
２）助産師出向の対象施設の調査、調整並びに事業の計画、実施、評価
３）出向助産師の受け入れ施設における助産学生等の受け入れ促進、業務マニュアル策定等の支援
４）出向助産師への支援

４　事業実績

１）助産師出向支援導入事業参加意向の確認
対象：県内産科関連施設（分娩取扱いまたは助産師が在籍する施設）51 施設
在宅・開業助産師（県助産師会に登録している保健指導・助産所部会会員）76 名
県内看護師・助産師養成施設　23 校
回答：産科関連施設　18 施設（回答率 35.3%）、在宅・開業助産師　40 名（回答率 52.6%）、
看護師・助産師養成施設　5 校（回答率 21.7%）
出向元希望：産科関連施設　1
出向先希望：産科関連施設　5
検討中　　：産科関連施設　1、在宅・開業助産師　1、看護師・助産師養成施設　1
※回答のあった施設より出向希望内容の聞き取り、マッチングを開始

２）事業広報活動　事業紹介リーフレットの配布

３）助産師出向支援協議会の開催（ハイブリット形式）
委員：医師、学識経験者、助産学科教務主任、看護管理者、助産師、行政等 8 名

開催日	参加人数	協議内容
令和 4 年 9 月 7 日	委員 8 名（オブザーバー2 名） 事務局 3 名	・事業実施計画について ・助産師就業の偏在等の実態把握と参加希望施設の調査結果について ・出向助産師の成果と今後の課題
令和 5 年 2 月 28 日	委員 8 名（オブザーバー2 名） 事務局 3 名	・出向進捗状況報告 ・次回の参加意向調査の変更について ・令和 4 年度事業評価 ・5 年度事業計画

４）助産師出向状況
出向①　応援出向
期間：R4.4.1～R5.3.31（12 ヶ月）
出向元：助産院ふじた(開業助産師)　　出向先：日立製作所日立総合病院
出向②　応援出向
期間：R4.4.1～6.30(3 ヶ月)
出向元：川上綾子(開業助産師)　　出向先：江幡産婦人科病院
出向③　応援出向
期間：R4.4.16～R5.3.31（12 ヶ月）
出向元：Fuerza de mujer(開業助産師)　出向先：龍ヶ崎済生会病院

資料21

土浦訪問看護ステーション事業報告

業務概要

1. 介護保険・医療保険制度

・訪問看護事業

対象年齢　：10～107 歳

対 象 者　：　脳卒中、循環器、運動器、悪性新生物、難病、精神疾患、老衰、医療機器装着、終末期・在宅看取り等

提供地域　：　土浦市・かすみがうら市・つくば市・阿見町

24 時間オンコール体制、在宅療養支援診療所との連携

看護協会訪問看護サポートセンターとの連携

指示連携医療機関：64 ヶ所、医師数：107 人

・介護支援事業（介護予防ケアマネジメントの委託を含む）

・要介護認定調査

2. 臨地実習・指導

・筑波大学、茨城県立医療大学、つくば国際大学、土浦協同病院附属看護専門学校、土浦医師会准看護学院、東京衛生看護学校　7 校

3. 訪問看護ステーション定例カンファレンス

・定例カンファレンスの実施　（毎週水曜日）

4. 各種研修会の参加

・茨城県看護協会・茨城県訪問看護ステーション協議会等の各種研修・研究会

・地域の事例検討会、カンファレンス、勉強会

・介護支援専門員各種研修

5. 委員会協力・参加

・茨城県精神福祉審議会・土浦市地域包括支援センター運営協議会

・土浦市地域密着型サービス運営協議会

6. 講義・講師活動

・ 茨城県シルバーリハビリ体操指導士養成研修指導

・ 看護養成校等在宅看護講師

・ たん吸引 3 号指導者研修等

・ 訪問看護養成にかかわる研修等の講師

・ 訪問看護管理者養成講習講師

職員状況

・ 管理者　　1 人

・ 係長　1 人

・ 訪問看護師　13 人

・ 介護支援専門員（訪問看護師兼務）　6 人

・ 事務職　　1 人　　計 16 人

○保険別　実利用者数　（人）

区　　分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護保険利用者	89	89	89	90	86	84	85	82	83	78	79	74	1008
（内介護予防訪問看護）	14	14	14	13	13	14	13	14	14	13	13	14	163
医療保険利用者	48	46	48	53	51	53	54	51	50	48	45	44	589
介護保険・医療保険利用者	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	136	135	137	143	137	137	138	133	133	126	124	118	1596

○保険別　延訪問回数　（回）

区　　分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護保険利用者	421	418	453	420	439	373	373	358	362	334	333	376	4678
介護予防利用者	45	45	50	46	47	48	49	50	44	43	42	43	469
医療保険利用者	253	241	271	296	317	293	282	276	268	274	246	283	3320
介護保険・医療保険利用者	0	0	0	0	0	15	14	0	0	0	0	0	29
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	719	704	774	762	803	729	718	684	674	649	620	701	8537

○居宅介護支援・介護予防支援のケアプラン作成件数　（件）

区　　分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
申請中	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	3
要支援1	2	2	2	3	3	2	2	2	3	3	3	3	32
要支援2	1	0	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	20
要介護度1	6	6	5	7	5	6	6	7	5	5	5	5	68
要介護度2	9	9	10	7	5	6	6	8	7	4	5	5	78
要介護度3	5	4	4	4	3	4	4	3	3	4	2	2	44
要介護度4	2	2	2	3	3	2	2	6	4	4	6	6	42
要介護度5	1	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5
ケアプラン数	26	25	26	26	20	21	23	28	24	23	23	23	292

資料22

鹿嶋訪問看護ステーション事業報告

業務概要

1. 介護保険制度・医療保険制度における業務

・訪問看護事業
対象者：　0～103 才
対象疾患：小児（新生児含む）、脳血管障害、循環器、筋骨格系、呼吸器、消化器、皮膚形成
腎、泌尿器、悪性新生物、難病、精神疾患、医療機器装着、終末期、在宅看取り等
提供地域：鹿嶋市、潮来市、神栖市、鉾田市、行方市
24 時間オンコール体制・訪問診療医・在宅支援診療所との連携
指示連携医療機関：24 カ所　指示連携医師数：72 人
・居宅介護支援事業（ケアマネジメント・介護予防ケアマネジメント委託・介護認定調査委託）
・介護保険要介護認定調査

2. 臨地実習・指導

・看護専門学校 1 校
（白十字専門学校　9 名（1 日実習 10 日間）
・セカンドレベル看護管理地域実習　2 名　3 日間
・筑波大学　医学部 4 年生　2 名　半日
・自治医科大学　医学部 5 年生　2 名　半日
・介護支援専門員実務実習　1 人　3 日間

3. 定例カンファレンスの実施（毎週火曜日）

4. 各種研修会の参加

・訪問看護 e ラーニング研修
・訪問看護新任管理者研修会
・災害時の対応　BCP 作成の研修
・在宅現場における暴力・ハラスメントの実態と対応
・小児訪問看護研修　～呼吸すること～
・在宅緩和ケアに関する研修会
・緩和ケア領域における意思決定支援と多職種連携
・在宅医療における泌尿器科診療の実際
・特定機能研修を知ろう！考えよう！つながろう！
・茨城県地域包括ケア学会
・茨城県看護職員認知症対応力向上研修
・鹿行地域在宅医・関係者との緩和ケア症例検討会
・重症心身障害児の対応・急変時の心構え
・医療的ケア児について
・在宅医療関連講師人材養成事業研修
・成果を上げる業務改善
・茨城県における医療的ケア児の災害対策
・虐待研修
・地域 BCP のススメ
・在宅人工呼吸器に関する講習会　e ラーニング

5. 委員会協力・参加

・要介護認定審査会
・かしまケマネジャーの会役員
・茨城県訪問看護ステーション協議会　「災害対策委員会」
・鹿嶋市地域包括ケアシステム推進協議会

6. 講義・講師活動

・訪問看護連携研修　講師

・介護職員、看護師指導者等によるたん吸引等の実施研修講師
・鹿嶋准看護学院　講師
・鹿嶋市在宅医療介護連携推進事業　懇談会　症例発表
・鹿行地域在宅医・関係者との緩和ケア症例検討会　症例発表

職員状況

・管理者　1名
・介護支援専門員専任　3名（うち1名主任介護支援専門員）
・看護師、介護支援専門員兼務　2名
・訪問看護師専任　6名
・事務職　1名　　計13名

○保険別　実利用者数

区　　分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護保険利用者	54	54	56	56	54	51	48	49	52	53	52	56	635
(内介護予防訪問看護)	(15)	(15)	(13)	(13)	(14)	(13)	(10)	(12)	(13)	(15)	(12)	(11)	(156)
医療保険利用者	35	34	38	37	39	41	38	36	36	38	36	41	449
介護保険・医療保険利用者	0	0	0	1	0	1	1	0	0	1	0	2	6
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	89	88	94	93	93	92	86	85	88	91	88	97	1,084

○保険別　延訪問回数　　（回）

区　　分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護保険利用者	196	213	214	209	210	203	176	195	195	172	203	232	2,418
介護予防利用者	51	49	46	44	63	46	36	42	54	55	47	44	577
医療保険利用者	231	210	232	232	306	237	233	250	271	224	236	274	2,936
介護保険・医療保険利用者				9		13	19			14		22	77
その他													
計	478	472	492	485	579	486	445	487	520	451	486	550	5,931

○居宅介護支援・介護予防支援のケアプラン作成件数　　（件）

区　　分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
要支援1	12	12	13	13	13	11	11	10	9	10	9	8	131
要支援2	3	3	4	4	5	5	5	5	5	5	6	6	56
要介護度1	37	37	34	31	32	31	30	30	31	31	27	26	377
要介護度2	21	21	21	20	19	20	19	20	18	17	17	19	232
要介護度3	19	18	19	20	19	18	20	20	24	24	23	26	250
要介護度4	16	15	17	19	19	20	17	15	21	19	20	20	218
要介護度5	11	8	8	9	11	10	10	9	12	10	8	10	116
ケアプラン数	119	114	116	116	118	115	112	109	120	116	110	115	1,380

資料23

訪問看護ステーション絆 事業報告

業務概要

1. 介護保険制度・医療保険制度における業務

・訪問看護事業
対象年齢：　乳幼児　～　高齢者まで
対 象 者：悪性新生物（ターミナル含）、内分泌疾患、脳血管疾患、新生児仮死、認知症、褥瘡、医療機器装着者、在宅看取り、神経難病、心疾患、老衰
提供地域：水戸市、笠間市
24 時間オンコール体制、在宅療養支援診療所との連携
訪問看護サポートセンターとの連携
指示連携医療機関：　20 ヶ所　　指示連携医師数：32 名
・居宅介護支援事業（ケアマネジメント）
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護連携事業（ナザレ園サポート 24 水戸）

2. 臨地実習・指導

・看護学校１校・看護大学１校（実人数４名　実日数12.日）
・認定看護師教育課程「摂食嚥下認定看護師」臨地実習（実人数３名、実日数６日）

3. 訪問看護ステーションカンファレンス

定例カンファレンスの実施
・月/1 回：看護職（17：30～19：00）

4. 各種研修会の参加

・水戸市介護支援専門員支援事業ケアマネ技術向上セミナーⅦ研修会
・茨城県看護協会の研修会
・茨城県医師会、茨城県訪問看護ステーション協議会ブロック研修会
・地域の事例検討会、行政機関主催研修会
・介護支援専門員各種研修会（地域の事例検討会）
・介護初任者研修
・認知症介護実践者研修

5. 委員会協力・参加

・常磐大学実習連絡協議会
・県 CM 協会水戸地区会

6. 講義等

・茨城県立中央看護専門学校「在宅看護論」講師
・高齢者支援センター
・水戸市介護支援専門員研修会

職員状況

・管理者	1 名
・訪問看護師　※看護小規模多機能型居宅介護事業所　絆　兼務	8 名（常勤換算　6.6 人）
・作業療法士	1 名（常勤換算　1 人）
・主任介護支援専門員	1 名（常勤換算　1 人）

○保険別　実利用者数　　（人）

区　　分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護保険利用者	14	14	16	16	16	14	14	13	12	13	13	13	168
(内介護予防訪問看護)	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	17
医療保険利用者	18	19	19	18	17	15	14	14	14	13	13	13	187
介護・医療保険利用者	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	5
(内生保・自費等)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
定期巡回利用者	7	8	7	6	6	6	6	4	4	3	3	3	63
看多機利用者	21	21	20	21	21	21	20	19	19	18	17	18	236
計	60	62	62	61	60	56	54	50	49	47	46	47	654

○保険別　延訪問回数　　（回）

区　　分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護保険利用者	36	36	60	53	61	59	52	54	53	56	53	66	639
介護予防利用者	16	14	16	15	15	9	8	9	9	9	8	7	135
医療保険利用者	171	189	169	157	133	125	104	113	105	112	100	120	1,598
定期巡回	11	12	12	11	10	11	4	4	4	3	3	3	88
看多機(介護保険分)	38	33	31	30	32	34	41	38	32	33	28	39	409
看多機（医療保険分）再掲	66	95	50	50	39	29	19	18	19	13	12	16	426
計	272	284	288	266	251	238	209	218	203	213	192	235	2,781

○居宅介護支援・介護予防支援のケアプラン作成件数　　（件）

区　　分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業対象者	0	0	0	0	3	2	2	2	2	2	2	3	18
要支援1	0	0	0	0	1	2	2	2	5	7	9	9	37
要支援2	0	0	0	0	2	3	4	4	3	6	7	5	34
要介護度1	0	0	0	0	1	0	5	5	6	9	8	8	42
要介護度2	0	0	0	1	4	5	4	4	7	5	6	7	43
要介護度3	0	0	0	0	0	1	1	3	3	3	3	3	17
要介護度4	0	0	0	0	2	2	2	2	3	5	5	5	26
要介護度5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
ケアプラン数	0	0	0	1	13	15	20	22	29	37	40	42	219

資料24

看護小規模多機能型居宅介護事業所 絆 事業報告

活動内容

1　職員体制

・管理者　　1名
・看護職員　　8名（常勤換算　6.6人）
・作業療法士　　1名（常勤換算　1人）
・介護支援専門員　2名（常勤換算　1.86人）
・介護職員　　11名（常勤換算　8.63人）
・調理職員　　1名（常勤換算　0.53人）
・事務職員　　2名（常勤換算　1.3人）

2　事業内容

1)登録実績　　（人）

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
利用者数		21	21	20	21	21	21	20	19	19	18	17	18	236
新規登録者数		0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	1	4
短期利用者		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利用終了	入院	0	1	0	0	1	1	0	1	1	1	0	0	6
	死亡	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	事業所変更	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1

2)利用実績　　（　）:利用実人数　　（人）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
通い	224	214	199	210	204	191	163	187	220	192	212	222	2,438
	(18)	(18)	(17)	(18)	(18)	(18)	(17)	(16)	(17)	(15)	(15)	(16)	(203)
宿泊	63	62	46	62	61	58	32	53	69	70	76	75	727
	(12)	(13)	(10)	(12)	(11)	(10)	(12)	(12)	(13)	(12)	(11)	(12)	(140)
看護	104	128	81	80	71	63	60	56	51	46	40	55	835
	(20)	(21)	(17)	(19)	(21)	(21)	(19)	(18)	(19)	(17)	(17)	(16)	(225)
介護	154	147	175	154	159	102	117	143	126	98	93	136	1,604
	(12)	(14)	(12)	(12)	(12)	(11)	(10)	(9)	(9)	(8)	(8)	(11)	(128)

3)要介護度別利用実績　（人）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
要介護1	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	**56**
要介護2	4	4	3	4	4	5	5	4	5	6	5	6	**55**
要介護3	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	3	3	**54**
要介護4	3	3	3	3	3	2	2	2	1	1	1	1	**25**
要介護5	4	4	4	4	4	4	3	3	4	4	4	4	**46**

3　推進運営会議の開催　4回（3か月ごと／年）

第1回6月23日
第2回令和4年9月21日
第3回令和4年12月21日
第4回令和5年3月22日

4　教育

＜研修等受講＞

・茨城県看護協会の研修会
・茨城県医師会、茨城県訪問看護ステーション協議会ブロック研修会
・地域の事例検討会、行政機関主催研修会
・介護支援専門員各種研修会（地域の事例検討会）
・認知症介護実践者研修

5　実習生の受け入れ・研修受け入れ

・「訪問看護ステーション絆報告」参照

6　連携

・医療機関の地域連携室（退院調整看護師、ソーシャルワーカー等）・訪問看護ステーションとの連携
・高齢者支援センター、介護老人保健施設、居宅介護支援事業所との連携

7　広報・講師等

・水戸市高齢者支援センター（東部、南部、中央）にて開催される事例検討会への事例提供と出席
・連携病院との事例検討会（ウェブ開催）
・水戸市介護支援専門員事例検討会

資料25

令和４年度　日本看護協会会議等への出席

会　　議　　名	開　催　日	出席者名	役　　職
日本看護協会理事会	年6回	白川　洋子	会長
法人会員会	年5回	白川　洋子	会長
JNA　DVD研修Web説明会	4/27	村田　誠幸	次長
		長山　一恵	係長
		漆谷　美穂	主任
		大森　理乃	主任
都道府県看護協会看護労働担当者会議	5/19	橋本　泉	次長
		福地　佑	係長
		青木　妙子	定着促進コーディネーター
		青木　章子	定着促進コーディネーター
ナースセンター事業担当者会議	5/20	橋本　泉	次長
認定看護管理者教育機関担当者会議	5/27	長山　一恵	係長
		福田　淑江	研修部職員
日本看護協会通常総会	6/7	白川　洋子	会長
		中島　貞子	専務理事
		樫谷　厚子	常任理事
		須藤　礼子	常任理事
都道府県看護協会図書担当者研修	7/21	菊池　健太郎	次長
都道府県看護協会母子のための地域包括ケアシステム推進会議	7/27	中島　貞子	専務理事
		樫谷　厚子	常任理事
都道府県看護協会会員情報管理情報交換会	8/24	菊池　健太郎	次長
		成田　靖子	主任
全国職能委員長会	9/8	小野村　順子	保健師職能委員長
		樫谷　厚子	助産師職能委員長代行
		檜山　千景	看護師Ⅰ職能委員長
		福惠　節子	看護師Ⅱ職能委員長
都道府県看護協会政策責任者会議	9/29	白川　洋子	会長
		樫谷　厚子	常任理事
日本看護協会地区別法人会	10/27	白川　洋子	会長
		中島　貞子	専務理事
地区別職能委員長会	10/28	小野村　順子	保健師職能委員長
		樫谷　厚子	助産師職能委員長代行
		猪瀬　明美	看護師Ⅰ職能委員長代行
		福惠　節子	看護師Ⅱ職能委員長
公益法人運営に関する勉強会	11/9	成井　公伸	事務局長
		冨永　彰	チーフマネジャー
		菊池　健太郎	次長
		竹川　美枝	係長
都道府看護協会広報担当役員会議	11/10	中島　貞子	専務理事
訪問看護連絡協議会合同会議	11/18	中島　貞子	専務理事
全国看護基礎教育担当役員会議	11/30	須藤　礼子	常任理事
看護職員の賃金制度の抜本的見直しに関する緊急勉強会	12/22	白川　洋子	会長
		樫谷　厚子	常任理事
		橋本　泉	次長
		福地　佑	係長
看護業務の効率化先進事例アワード2022	1/19	樫谷　厚子	常任理事
		橋本　泉	次長
		青木　妙子	定着促進コーディネーター
		青木　章子	定着促進コーディネーター
地域に必要な看護職確保推進事業実施報告会	2/1	樫谷　厚子	常任理事
		橋本　泉	次長
災害支援ナース養成研修に関する勉強会	3/29	樫谷　厚子	常任理事

資料26

令和4年度各種審議会並びに主な委員会等への参画

出席役員名	審議会等	委員委嘱団体名
白川洋子会長	茨城県医療審議会委員（茨城県地域医療構想調整会議合同）	茨城県保健福祉部
	茨城県心神喪失者等医療観察制度運営連絡協議会	水戸保護観察所
	茨城県総合リハビリテーションケア学会理事	茨城県総合リハビリテーションケア学会
	地域ケア推進センター運営協議会	茨城県医師会
	茨城県認知症施策推進会議委員	茨城県保健福祉部
	筑波大学附属病院病院経営協議会	筑波大学附属病院
	茨城県保険者協議会委員	茨城県保険者協議会
	茨城県地域医療対策協議会委員	茨城県保健福祉部
	筑波大学附属病院看護師特定行為研修管理委員会	筑波大学附属病院
	茨城県地方薬事審議会委員	茨城県保健福祉部
	茨城県要保護児童対策地域協議会保健・医療部会	茨城県保健福祉部
	茨城県地域医療対策協議会周産期医療部会	茨城県保健福祉部
	茨城県地域医療対策協議会小児医療部会	茨城県保健福祉部
	茨城県社会福祉協議会評議員	茨城県社会福祉協議会
	茨城県合同輸血療法委員会世話人	茨城県薬務課
	土浦市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進会議委員	土浦市
	土浦市防災会議委員	土浦市
	茨城県へき地医療支援計画策定会議構成員	茨城県へき地医療支援機構
	茨城県勤務環境改善支援センター運営協議会	茨城県医療勤務環境改善支援センター
	地方独立行政法人茨城県西部医療機構評価委員会	筑西市保健福祉部
	茨城がんフォーラム運営委員会	茨城県保健福祉部
中島貞子専務理事	茨城県がん診療連携協議会部会員	茨城県立中央病院
	茨城県立医療大学看護師特定行為研修管理委員会	茨城県県立医療大学
	水戸保健医療福祉協議会委員	茨城県中央保健所
	水戸地域医療構想調整会議委員	茨城県中央保健所
	水戸市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会委員	水戸市福祉部
	保健師人材育成推進検討会に係る委員	茨城県保健福祉部
	地域医療連携推進懇談会運営委員会委員	茨城県立中央病院
	日常生活自立支援事業に係る「契約締結審査会」委員	社会福祉法人　茨城県社会福祉協議会
	健康いばらき推進協議会に係る委員	茨城県保健福祉部
	いばらき高齢者プラン21推進委員	茨城県保健福祉部
	医療安全対策委員会委員	茨城県保健福祉部
	総務会計委員	公益財団法人日立メディカルセンター
	茨城県立医療大学認定看護師教育課程教員会	茨城県立医療大学
	茨城県専任教員養成講習会運営委員	茨城県立医療大学
	茨城県入退院連携マニュアル（仮）作成ワーキンググループ会議	茨城県医師会
	茨城県福祉人材センター運営委員会委員	社会福祉法人茨城県社会福祉協議会
樫谷厚子常任理事	茨城県社会福祉審議会委員	茨城県保健福祉部
	茨城県難病相談支援センター運営委員	茨城県難病相談支援センター
	院内事故調査委員会	茨城県医師会
	水戸市防災会議委員	水戸市
	救急・災害医療委員会	茨城県医師会
	茨城県医療事故調査等支援団体連絡協議会委員	茨城県医師会
	茨城県在宅医療の連携体制構築に関する検討委員会委員	茨城県保健福祉部
	茨城県国民保護協議会委員	茨城県知事
	つくば市自立支援型個別ケア会議委員	つくば市保健福祉部
	茨城県防災会議委員	茨城県知事
	茨城県水防協議会委員	茨城県水防協議会
	茨城県難病医療連絡協議会委員	茨城県保健医療部
	茨城県献血推進協議会委員	茨城県薬務課
	茨城県障害者施策推進協議会委員	茨城県保健福祉部
須藤礼子常任理事	茨城県アレルギー疾患医療連絡協議会委員	茨城県保健福祉部
	茨城県総合リハビリテーションケア学会学術集会実行委員	茨城県総合リハビリテーションケア学会

資料27

保健師職能委員会活動計画

1　活動目標

保健師の専門性を発揮するための資質の向上及び活動領域における保健師活動の活性化

(1)研修会等を通して保健師の専門性と資質の向上を図る

(2)保健師の連携強化・ネットワークの推進を図る

(3)組織の強化を図る

2　活動計画

	開　催　日	場　所	内　容
職能集会	令和５年６月 17 日	茨城県看護研修センター ＊オンライン併用	テーマ：「強い心、弱い心　～心にふれるリハビリを求めて～」 講師：茨城県立健康プラザ 管理者　大田　仁史
委員会	６回予定	茨城県看護研修センター	・委員会活動の検討 ・研修会企画・準備・評価 ・記録ガイドライン（保存版）の普及 ・保健師関連団体との連携強化 ・日本看護協会会議及び理事会報告 ・委員会活動の評価、実施報告作成 ・次年度計画立案、計画書作成
研修会	令和５年９月 令和６年１月	茨城県看護研修センター 茨城県看護研修センター ＊オンライン併用	基礎から学ぶ個別支援の方法と事例検討会 対象：保健師経験１～５年目保健師および新任期指導保健師 複雑・多重課題事例から地域の問題解決のための事業化・施策化 対象：中堅期・管理期・管理職保健師
その他	令和５年７月以降 令和５年 10 月 令和６年 ３月	茨城県看護研修センター ＊オンライン併用	茨城県保健師関係団体会議の開催 対象：茨城県保健師関係団体の長 茨城県看護協会保健師職能委員会活動についての説明 対象：県内行政統括保健師等 委員会ニューレター作成（看護いばらき掲載）

資料28

助産師職能委員会活動計画

1　活動目標

1）助産師の専門性を高めるための支援

（1）助産実践能力強化支援

（2）CLoCMiP レベルⅢ認証申請・更新の支援

（3）新人助産師研修の支援

2）妊娠期から子育て期における切れ目ない支援に向けた地域活動

（1）ウィメンズヘルスケア促進に向けての体制づくり

3）母子のための地域包括ケア病棟の推進

2　活動計画

	開　催　日	場　所	内　容
職能集会	令和5年6月17日	茨城県看護研修センター ＊オンライン併用	テーマ：「強い心、弱い心　～心にふれるリハビリを求めて～」 講師：茨城県立健康プラザ 管理者　大田　仁史
委員会	6回予定	茨城県看護研修センター ＊オンライン併用	・委員会活動計画 ・研修企画・評価 ・重点事業との連動 ・委員会活動評価、実施報告書作成 ・次年度活動計画、予算書作成 ・アンケート分析、まとめ
研修会	令和5年8月28日	茨城県看護研修センター	「今さら聞けない母乳育児支援と分娩介助技術」 講師：株式会社日立製作所日立総合病院 産婦人科医・IBCLC　所　恭子 講師：まつばらウィメンズクリニック 助産師・看護師長　島田　純子
	令和5年9月29日	茨城県看護研修センター	「周産期における意思決定支援」 講師：茨城県立中央病院 小児科部長/遺伝子診療部部長／ 筑波大学茨城県地域臨床教育センター 准教授　医師　齋藤　誠 講師：東京医科大学茨城医療センター 母性看護専門看護師　小林　由美

その他	令和5年度 令和5年　調整中	 茨城県看護研修センター	国際助産師の日イベント （R6年度再開に向けての準備等） 産科中間管理者交流会 (仮)ウィメンズヘルスケア促進に向けて／母子のための地域包括ケア病棟の推進について
新人助産師研修	令和5年 ①7月 12日（水） ②8月 22日（火） ③9月 22日（金） ④10月 6日（金） ⑤11月 8日（水）	茨城県看護研修センター	新人助産師研修① 【クリニカルラダー・キャリアパス】 講師：総合病院土浦協同病院 看護師長　助産師　遠藤 香織 【ＣＴＧ】 講師：水戸済生会総合病院 医師　中村 佳子 新人助産師研修② 【母乳育児支援】 講師：水戸済生会総合病院 助産師　栗田 弥代 【コミュニケーションスキル】 講師：ラ・レーチェ・リーグ 稲葉 信子 本郷 寛子 新人助産師研修③ 【母子と薬剤】 講師：総合病院土浦協同病院 薬剤師　　原信田　信子 【リラクゼーション】 講師：総合病院土浦協同病院 助産師　　黒澤　みか 新人助産師研修④ 【新生児のフィジカルイグザミネーション】 講師：茨城西南医療センター病院 新生児集中ケア認定看護師　居城　絢子 【全身のフィジカルイグザミネーション】 講師：あびこ助産院 院長　助産師　米丸　充咲 新人助産師研修⑤ 【臨床推論】 講師：茨城県立医療大学　助産学専攻科 教授　助産師　島田　智織 【産科救急】 講師：日立総合病院　救急集中治療科 医師　小山　泰明

資料29

看護師職能委員会Ⅰ活動計画

1　活動目標

「地域包括ケアシステムの中における病院看護師の職務上の課題の検討と取り組み」

1）病院における看護師長の教育・支援への取り組み

2）病院と訪問看護ステーション・施設との連携の取り組み

3）その他、看護職の抱えている課題の検討と取り組み

・クリニカルラダーの推進（県協会との協働：実態調査・施設支援）

2　活動計画

	開　催　日	場　所	内　容
職能集会	令和 5 年 6 月 17 日	茨城県看護研修センター ＊オンライン併用	テーマ：「強い心、弱い心　～心にふれるリハビリを求めて～」 講師：茨城県立健康プラザ 管理者　大田　仁史
委員会	6 回予定	茨城県看護研修センター	・合同委員会（職能Ⅰ・Ⅱ） ・研修会、合同研修会（職能Ⅰ・Ⅱ）準備 ・研修会、合同研修後アンケート集計・課題抽出 ・アンケート内容検討、集計、課題抽出 ・次年度計画立案、計画書作成 ・今年度の評価、実施報告書作成
研修会	調整中 調整中	茨城県看護研修センター 茨城県看護研修センター又はオンライン併用	新任看護師長研修 (仮)「～活き活きと輝きながら看護をしよう～」 講師：調整中 看護師職能Ⅰ・Ⅱ合同研修会 テーマ：調整中 講師：調整中
その他	アンケート調査	調整中	アンケート内容検討中

資料30

看護師職能委員会Ⅱ活動計画

1　活動目標

1）介護・福祉施設で働く看護職の実態調査を行い課題の明確化を図る

2）訪問看護師に対する継続教育支援の研修会を通して質の向上を図る

2　活動計画

開　催　日		場　所	内　容
職能集会	令和5年6月17日	茨城県看護研修センター ＊オンライン併用	テーマ：「強い心、弱い心　～心にふれるリハビリを求めて～」 講師：茨城県立健康プラザ 管理者　大田　仁史
委員会	8回予定	茨城県看護研修センター	・研修会等の企画運営の検討・調査の検討 ・職能Ⅰ・Ⅱ合同委員会 ・研修会等の評価 ・介護福祉施設のアンケート内容 ・アンケートの集計と分析 ・次年度活動計画・予算編成 ・今年度実施報告書作成
研修会	令和5年8月5日	茨城県看護研修センター ＊オンライン併用	「魅力的な訪問看護ステーションの運営と人材育成」 講師：ケアプロ株式会社 代表取締役　川添　高志
	調整中	茨城県看護研修センター又はオンライン	看護師職能Ⅰ・Ⅱ合同研修会 テーマ：調整中 講師：調整中
その他	令和5年10月頃		アンケート調査、ヒアリング調査

資料31

常任委員会活動計画

看護労働改善事業委員会

1　活動目標

看護職の働き続けられる労働環境等の改善及び就業促進の支援

2　委員会開催 8回

3　内容

・看護職の WLB 推進の普及に関することの検討
・令和 6 年度活動計画、予算書作成
・令和 5 年度実施報告書作成

教育委員会

1　活動目標

1）県内看護職のキャリアアップを支援し看護の質の向上を図る
2）社会のニーズに対応した研修を企画する
3）研修評価を元に次年度の課題抽出を図る

2　委員会開催 6回

3　内容

・令和 5 年度教育研修の実施
・令和 5 年度教育研修の評価・課題抽出
・令和 6 年度教育研修企画の見直し・計画立案
・令和 6 年度教育研修の計画書作成
・令和 6 年度委員会活動計画、予算書作成
・令和 5 年度委員会実施報告書作成

業務委員会

1　活動目標

タスクシフト・シェアの観点からより質の高い看護の提供とチーム医療推進のため、看護師が本来の業務が行える環境の構築に向けて看護補助者の人材確保・育成を図る。また、継続して特定行為者の現状を把握、計画的育成につなげていけるよう情報を発信していく。

2　委員会開催 7回

3　内容

・アンケート内容検討、集計、分析
・アンケート分析結果による要望作成
・看護補助者 PR 動画作成
・令和 6 年度活動計画書・予算書の作成
・令和 5 年度活動報告書の作成
・リーフレット（シミジミ看護）を配布。また、配布した高校生・その保護者に向けての看護補助者という仕事の認知度確認アンケート
・特定行為研修修了者の現状の調査継続

広報委員会

1　活動目標

1）興味・関心のある「旬」の話題を提供する
2）美しく見やすい機関紙「看護いばらき」を作成する
3）県内の看護に関する学会や研修など現地取材を通し、参加者の声を反映した記事を提供する
4）看護協会会員入会率アップにつながる興味・関心のある話題を提供する

2　委員会開催 5回

3　内容

・年間活動計画
・看護いばらき 141 号～144 号企画、発行
・令和 6 年度活動計画、予算書作成
・令和 5 年度実施報告書作成

4 その他

・取材活動　3 回
※事業計画書・教育計画書により検討

学会委員会

1　活動目標

1）茨城県内看護職の看護研究を支援し看護の質の向上を図る
2）茨城県看護研究学会の充実と円滑な運営を図る
3）茨城県看護研究学会の参加促進を図る

2 委員会開催　5 回

3 内容

・学会ﾃｰﾏ・特別講演ﾃｰﾏ・講師の検討
・研究演題の選考
・実施状況の把握・問題点と課題の抽出
・アンケート結果の把握
・運営評価
・次年度研究学会運営に関する検討
・令和 6 年度委員会活動計画、予算書作成
・令和 5 年度委員会実施報告書作成

認定看護管理者教育運営委員会

1 活動目標

認定看護管理者教育課程の企画・運営及び改善のための検討を行う。

2 委員会開催　5 回

3 内容

1）教育課程の企画・運営に関すること
2）教育課程の受講者の決定に関すること
3）教育課程の履修・評価に関すること
4）修了に関すること
5）その他教育運営委員会が必要と認める事項

医療・看護安全対策推進委員会

1　活動目標

茨城県看護協会における医療安全体制を構築する。

1）訪問看護ステーションの安全管理マニュアルの活用を図り支援する。
2）各施設内の医療安全担当者の育成及び安全管理活動を支援する。

2 委員会開催　9 回

3 内容

・「訪問看護ステーションにおける医療安全管理マニュアル」の浸透を図る。
・各施設内の医療安全担当者の活動上の課題や悩みを抽出するためアンケート調査を行う。
・医療安全管理者養成研修会へファシリテーターとして参加する。
・「マニュアル」の活用状況や内容についてアンケート内容を検討する。
・令和 6 年度　事業計画書、予算書作成
・令和 5 年度委員会実施報告書作成

災害看護委員会

1　活動目標

1）災害支援ナースの登録を目指し、新興感染発生時や災害時の応援派遣活動に対応できる看護師を育成する。

2）看護専門職として、被災者に支援できる能力を育成する。

3）災害支援ナースとして、他者との協働、自律的な活動の重要性が認識できる人材を育成する。

2 委員会開催 6回

3 内容

・研修会の企画・準備・運営・評価
・災害支援マニュアルの見直し
・災害支援ナース実態調査アンケート検討
・令和6年度活動計画、予算書作成
・令和5年度委員会実施報告書作成

4 研修

1）オンデマンド研修（講義）：20時間（4日間）

2）集合研修（演習）：10時間（2日間）

5 その他

1）会議・訓練への参加

・都道府県看護協会災害看護担当者会議
・茨城県総合防災訓練
・JMAT茨城研修会
・水戸市防災訓練
・その他災害に関わる研修、訓練、会議等

資料32

地区活動計画

水戸地区

1 活動テーマ

水戸地区会員間の情報共有と連携強化を図る

2 活動目標

1)「まちの保健室」を通して、地域住民の健康な生活を支援する

2) 会員相互の交流会を定期的に開催し、情報や課題の共有を図る

3) 看護専門職として新しい知識・技術を習得し実践に活用できる

3 活動計画

1) 地区委員会　3回

2) 地区研修会　1回

3) 地区会員会　3回

4) 地区意見交換会　1回

5) まちの保健室

※新型コロナウイルス感染症の状況により開催検討（イベントは主催者の状況による）

①常設　イオンモール水戸内原

毎月第４日曜日　13:30～16:00

②読書フェスティバル

③健康フォーラム

④水戸市産業祭

⑤いばらき県産品まつり

6) 看護の出前授業

日立地区

1 活動テーマ

「会員間の連携で組織の強化を図り、継続した地区活動を実施する」

2 活動目標

1) 研修の継続を図り、看護専門職としての資質向上を図る

2) まちの保健室活動を感染予防対策を徹底して行い、地域住民の健康な生活を支援する

3 活動計画

1) 地区委員会　3回

2) 地区研修会　2回

3) 地区会員会　2回

4) 地区意見交換会　1回

5) まちの保健室

①「快適お産・おっぱいライフｉｎ日立」

②百年塾フェスタ

常陸太田・ひたちなか地区

1 活動テーマ

地域住民の保健・医療・介護への意識向上を図り、健康の保持・増進を支援する

2 活動目標

1) 地域住民の健康への支援

・常設「まちの保健室」活動を通して、住民の健康の保持増進、疾病の予防および早期発見に貢献する。また、在宅療養に関わる方々を支援する。

・多職種と協同し、地域住民の健康意識の向上を図る。

2) 看護職間の連携を図り情報を共有し、専門職としての看護の質向上に努める

・地区会員会等における情報交換

・地域における施設間の看護職連携

3 活動計画

1) 地区委員会　2回

2) 地区研修会　2回

3) 地区会員会　2回

4) 地区意見交換会　1回

5) まちの保健室

※新型コロナウイルス感染症の状況によ

り開催検討（イベントは主催者の状況による）

① 常設　道の駅ひたちおおた
毎月第3土曜日 13:30～16:30
他団体（理学療法士会、歯科衛生士会等）とのコラボ

② 元気アップいばらき！健康づくりキャンペーン

③ 健康スポーツフェスティバル
・まちの保健室
・健康に関するレクチャー

鹿行地区

1　活動テーマ

現状の生活様式に即した地域住民への健康管理啓発と、医療機関、介護施設、訪問看護ステーションとの連携強化

2 活動目標

1）専門職としての資質向上を図り、地域のニーズに応じた保健活動を推進する

2）施設間・関係団体との連絡を充実させ、組織の強化を図る

※会員会に参加されない施設への支援ネットワークの構築強化

3 活動計画

1）地区委員会　3回
2）地区研修会　2回
3）地区会員会　3回
4）地区意見交換会　1回
5）まちの保健室

※新型コロナウイルス感染症の状況により開催検討（イベントは主催者の状況による）

①常設　鹿嶋市ショッピングセンター「チェリオ」
毎月第4木曜日 13：00～16：00

※他団体（理学療法士会、歯科衛生士会等）とのコラボ

② 神栖市主催ワークショップコレクション

③ かみす舞っちゃげ祭り

土浦地区

1　活動テーマ

地域住民の生活に根ざした看護活動の充実と連携強化

2　活動目標

① 地域の会員の連携強化（医療と福祉、病院と施設や訪問看護ステーション等）

② 地域住民が安心して過ごせる健康生活（くらし）の支援

3 活動計画

1）地区委員会　2回
2）地区研修会　2回
3）地区会員会　2回
4）地区意見交換会　1回
5）まちの保健室

※新型コロナウイルス感染症の状況により開催検討（イベントは主催者の状況による）

①常設　土浦ピアタウン
毎月第3木曜日 13：00～15：00

②石岡市介護予防

③土浦市健康まつり

④土浦JAまつり

つくば地区

1　活動テーマ

つくば地区のネットワークを円滑にして、各施設間の連携を強化することで地域包括ケアシステムの構築を図る

2 活動目標

1）つくば地区の管理者間連携を強化して、地域ネットワークを推進する

2）地区研修を通して、施設間で協働できる関係を形成し、業務の質改善を図る
3）地区会議でのコミュニケーションにより相互理解を深め、地域包括ケアシステムの構築を図る

3 活動計画

1）地区委員会　3回
2）地区研修会　2回
3）地区会員会　3回
4）地区意見交換会　1回
5）まちの保健室
※新型コロナウイルス感染症の状況により開催検討（イベントは主催者の状況による）
① 常設　イオンモールつくば
奇数月第3火曜日 11：00～15：00
②つくば市産業フェスタ

取手・竜ヶ崎地区

1　活動テーマ

保健・医療・福祉の分野で活動する看護職と連携を図り、地域のニーズに応える地区活動を推進する

2　活動目標

1）専門職としての質の向上を図り、組織のの強化を図る
2）地域会員会を通し、災害時のネットワークの強化を図る
3）まちの保健室活動を通し、地域住民の健康の維持増進を支援する

3 活動計画

1）地区委員会　3回
2）地区研修会　2回
3）地区会員会　3回
4）地区意見交換会　1回
5）まちの保健室
※新型コロナウイルス感染症の状況により開催検討（イベントは主催者の状況による）
① 常設
イトーヨーカ堂　竜ヶ崎店
月1回 13：00～16：00
イオンタウン守谷
月1回 13：00～16：00
② 地区イベント
・取手地区、竜ヶ崎地区、美浦地区、守谷地区、牛久地区、阿見地区
6）その他
・取手竜ケ崎保健医療福祉協議会
・地域災害保健医療連携会議
・地域・職域連携推進協議会
・地域医療構想調整会議
・取手市認知症施策推進委員会

筑西・下妻地区

1　活動テーマ

会員相互の連携を深めるとともに、保健、医療、福祉分野の方々と協力して地区活動の活性化を図る

2　活動目標

1）会員間の連携を深める
2）保健、医療、福祉分野の方々と協力して、地域保健活動の充実を図る
3）新入会員を増やし、組織の強化を図る

3 活動内容

1）地区委員会　2回
2）地区研修会　2回
3）地区会員会　2回
4）地区意見交換会　1回
5)まちの保健室
※新型コロナウイルス感染症の状況により開催検討（イベントは主催者の状況による）
①常設　イオンモール下妻
第3水曜日　13:30～16:00
②まつり結城（結城市）

③みんなの生活展（筑西市）
6）看護の出前授業

古河・坂東地区

1 活動テーマ

当該地区における施設間の連携促進（オンラインシステム活用を含む）

2 活動目標

1）地区の活性化に向けた各施設における取り組み事例等の情報共有
2）地区の看護サービスの質向上にむけた学びの共有
3）常設・イベント「まちの保健室」の再開に向けた体制整備

3 活動内容

1）地区委員会　3回
2）地区会員会　3回
3）地区研修会　2回
4）地区意見交換会　1回
5）まちの保健室
※新型コロナウイルス感染症の状況により開催検討（イベントは主催者の状況による）
①常設　まくらがの里こが
第1土曜日　13：00～16：00
開催月：6月、7月、8月、2月
②坂東市健康まつり
③古河市健康まつり

資料33

令和５年度　教育研修計画一覧

■研修Ⅰ　新人看護職研修

研修No	研　修　名	日程	レベル	会場（定員）	目的
1	新入看護職研修 看護協会の役割･事業	4/18(火)	Ⅰ	13:00～HP上で配信	看護協会の組織と機能の理解を深めるとともに専門職業人としての在り方、看護への姿勢を考え活用する。
2	基礎から学ぶ健康教育と記録	12/18(月) 10:00～16:00	―	集合･zoom併用 （35名）	健康教育の方法と参加型健康教育のつくりかた、個別支援･健康教育･健康教室の記録の基礎を学ぶ
3	新人助産師研修(5日間) ※新人看護職員研修ガイドラインに 基づく研修【県委託研修】	7/12(水) 8/22(火) 9/22(金) 10/6(金) 11/8(水) 10:00～16:00	Ⅰ	看護研修センター 集合研修:30名	新人助産師研修を自施設単独で完結出来ない施設等の新人助産師を対象として、病院等で行う新人看護職員研修ガイドラインに沿った新人助産師研修（新人助産師が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修）を補完する研修を実施することにより、看護師の質の向上及び早期離職防止を図る
4	新人のための接遇 ～自律型人材へ～ ※新人看護職員研修ガイドラインに 基づく研修【県委託研修】	6/19(月) 10:00～16:00	Ⅰ	看護研修センター 集合研修:70名 オンデマンド配信:70名	社会人に求められる基本的な知識･考え方を学ぶ 自ら考え、未知のことに主体的にチャレンジする自信を培う
5	新人のための看護倫理 －新人看護職員に求められる倫理－ ※新人看護職員研修ガイドラインに 基づく研修【県委託研修】	6/30(金) 10:00～16:00	Ⅰ	看護研修センター 集合研修:70名 オンデマンド配信:70名	新人看護職に必要な看護倫理の基礎について学ぶ
6	新人のためのフィジカルアセスメント ※新人看護職員研修ガイドラインに 基づく研修【県委託研修】	5/30(火) 10:00～16:00	Ⅰ	つくば研究支援センター 集合研修:60名	身体のアセスメントをするための基礎的な観察の知識と技術を学ぶ
7	新人のためのフィジカルアセスメント ※新人看護職員研修ガイドラインに 基づく研修【県委託研修】	6/20(火) 10:00～16:00	Ⅰ	看護研修センター 集合研修:65名 オンデマンド配信:65名	身体のアセスメントをするための基礎的な観察の知識と技術を学ぶ
8	新人のための救急看護 －私にもできる！急変時の対応－ ※新人看護職員研修ガイドラインに 基づく研修【県委託研修】	7/14(金) 10:00～16:00	Ⅰ	看護研修センター 集合研修:70名 オンデマンド配信:70名	患者の安全を確保するため早期に異常を発見できる方法を学び、急変の対応方法を学習する
9	新人のための感染看護 －患者さんとあなたを守る 感染予防の基礎知識－ ※新人看護職員研修ガイドラインに 基づく研修【県委託研修】	5/26(金) 10:00～16:00	Ⅰ	看護研修センター 集合研修:70名 オンデマンド配信:70名	新人看護職に必要とされる感染防止に関する基本的な知識･技術を習得する
10	新人のための医療安全 －安全な看護を行う第1歩－ ※新人看護職員研修ガイドラインに 基づく研修【県委託研修】	6/26(月) 10:00～16:00	Ⅰ	看護研修センター 集合研修:70名 オンデマンド配信:70名	1　医療安全の動向や法的根拠を知る 2　医療安全の報告制度を学ぶ 3　重大な事故を起こさないために、薬剤や医療機器の危険性を学ぶ 4　看護師のメンタルヘルスを学ぶ
11	新人のためのメンタルヘルス ※新人看護職員研修ガイドラインに基づく研修【県委託研修】	6/12(月) 10:00～16:00	Ⅰ	看護研修センター 集合研修:70名 オンデマンド配信:70名	新人看護師の離職率は依然として高い状況にある職場環境に適応できるように「職場に溶け込む」スキルを身につける

■研修Ⅱ　看護職の教育者を育成する研修

研修No	研　修　名	日程	レベル	会場(定員)	目的
12	新人看護職員 実地指導者研修(4日間) ※新人看護職員研修ガイドラインに 基づく研修【県委託研修】	10/23(月) 10/24(火) 11/17(金) 11/22(水) 10:00～16:00	Ⅱ～Ⅲ	看護研修センター 集合研修:70名	病院等の実地指導者もしくは将来実地指導となる予定の者に対して、新人看護職員研修ガイドラインに示されている新人看護職員研修の実施に必要な能力を習得し、適切な研修実施体制が確保できるよう、必要な知識・技術を習得する
13	新人看護職員 教育担当者研修(3日間) ※新人看護職員研修ガイドラインに 基づく研修【県委託研修】	9/19(火) 9/25(月) 9/26(火) 10:00～16:00	Ⅲ～Ⅳ	看護研修センター 集合研修:70名	1. 新人看護職員研修における教育担当者の役割を理解する 2. 新人看護職員を育てるということ 教育に必要な基礎知識 の考え方を深める 3. 新人看護職員研修計画の立案・実施・評価方法を理解する
14	新人看護職員 研修責任者研修(3日間) ※新人看護職員研修ガイドラインに 基づく研修【県委託研修】	11/7(火) 11/14(火) 12/7(木) 10:00～16:00	Ⅴ	看護研修センター 集合研修:50名	1. 様々な意見や課題を集約し、新人看護職員に対する研修計画、具体的な研修プログラムを策定できる 2. 研修の進捗管理及び問題解決ができる 3. 研修の結果を評価することができる 4. 研修結果の評価に基づき、研修計画・具体的なプログラムを修正することができる 5. 教育担当者と実地指導者への教育的・精神的支援ができる
15	実習指導者講習会 【県委託研修】	6/1(水) ～ 9/4(月) 9:30～16:30	―	看護研修センター 集合研修:70名	看護教育における実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し、効果的な実習指導ができるように必要な知識・技術を 修得させることを目的とする
16	実習指導者講習会(特定分野) 【県委託研修】	10/17(火) ～ 12/10(日) 9:30～16:30	―	看護研修センター 集合研修:30名	病院以外の実習施設で次にあげる特定分野について実習指導者の任にある者又は将来これらの施設で実習指導者となる予定の者が、実習の意義及び実習指導者としての役割を理解するとともに、特定分野の実習における効果的な指導のために必要な知識・技術を習得することを目的とする ＜特定分野＞ ・保健師養成所における公衆衛生看護学 ・助産師養成所における助産学 ・看護師養成所における老年看護学、小児看護学、母性看護学及び在宅看護論 ・准看護師養成所における老年看護及び母子看護
17	実習指導者講習会フォローアップ研修 教える人としての私を育てる ～実習指導におけるリフレクション～	8/4(金) 9:30～16:30	―	看護研修センター 集合研修:65名	自らの実習指導を振り返り、実習指導者としてのより一層の資質向上を図ることを目的とする
18	訪問看護師指導者研修 【県委託研修】	9/15(金) 9/22(金) 実習(自施設) 11/25(土) 10:00～16:00	―	zoomまたは集合研修 (20名)	訪問看護に携わる看護師等が、管理者とともに職員の教育及び評価ができる能力を習得し、人材育成ができる。
19	看護基礎教育における効果的なカリキュラムの編成・教育方法や評価を探る 【県委託研修】	10/14(土) 10:00～16:00	―	看護研修センター 集合研修:80名	新カリキュラムにおける効果的なカリキュラム編成・教育方法や評価を探る

■研修Ⅲ　ジェネラリストを育成する研修

研修No	研　修　名	日程	レベル	会場(定員)	目的
20	事例検討会、健康教育ファシリテーター技術	7/24(月) 10:00～16:00	―	集合研修 (35名)	事例検討会や健康教育でのファシリテーターの役割を学ぶ。 ファシリテーター技術を習得する。
21	患者・家族との今どきトラブル対応法 ～患者も看護職も安心できる環境を～	8/3(木) 10:00～16:00	Ⅱ～Ⅳ	看護研修センター 集合研修:50名 オンデマンド配信:50名	個人として組織として取り組むトラブル対応法を学ぶ

22	茨城県看護職員認知症対応力 向上研修(3日間) 【県委託研修】 ※3日目は演習中心の講義のため、 200名ずつに分けて2回開催	1日目:9/11(月) 2日目:9/14(木) 3日目①:9/28(木)※ 3日目②:10/2(月)※ 9:30～16:30	―	水戸市民会館 集合研修:400名 (3日目各200名)	認知症の人と接する機会が多い看護職員に対し、入院から退院までのプロセスに沿って、基本的知識や個々の認知症の特徴を踏まえた実践的対応力を習得し、同じ医療機関等の看護職員に伝達することで、医療機関内等での認知症ケアの実施とマネジメント体制を構築する 「認知症ケア加算の施設基準」に対応した研修
23	茨城県看護職員認知症対応力 向上研修(施設等) 【県委託研修】	①9/22(金) ②12/2(土) ①17:30～20:00 ②13:30～16:00	―	ZOOM (①100名) (②100名)	高齢者と日頃から接することが多い、病院勤務以外(診療所、訪問看護ステーション、介護事業所等)の看護師、歯科衛生士等の医療従事者に対し、認知症の人や家族を支えるための研修を実施することにより、認知症の疑いのある人に早期に気づき、地域における認知症の人への支援体制構築の担い手となることを目的とする
24	【JNA収録DVD研修】 認知症高齢者の看護実践に 必要な知識(2日間)	10/30(月) 10/31(火) 9:30～16:30	―	看護研修センター 集合研修:50名	「認知症ケア加算の施設基準」における「認知症患者のアセスメントや看護方法に係る適切な研修」に該当する研修 認知症高齢者の看護実践に必要な知識 1　国の施策や医療の現状を理解することができる 2　入院中の認知症高齢者を適切にケアするための基本的な知識をすることができる
25	慢性腎不全看護	10/19(木) 10:00～16:00	Ⅱ～Ⅲ	看護研修センター 集合研修:50名 オンデマンド配信:50名	慢性心不全患者の特性を理解し、看護の実際を学ぶ 心不全のメカニズムを理解し、心不全患者の看護のポイントを学ぶ
26	がん化学療法を受ける患者の看護	10/5(木) 10:00～16:00	Ⅱ～Ⅲ	看護研修センター 集合研修:50名 オンデマンド配信:50名	がん化学療法の基本的な知識や副作用を理解し、化学療法を受ける患者に必要な看護援助が実践できる
27	感染看護:基礎編(2日間) 【県委託研修】	5/24(水) 5/25(木) 10:00～16:00	Ⅱ～Ⅲ	看護研修センター 集合研修:60名 オンデマンド配信:50名	エビデンスに基づく、感染予防策の最新情報を知り、実践方法を学ぶ
28	感染看護:基礎編(2日間) 【県委託研修】	5/31(水) 6/1(木) 10:00～16:00	Ⅱ～Ⅲ	看護研修センター 集合研修:60名	エビデンスに基づく、感染予防策の最新情報を知り、実践方法を学ぶ
29	感染管理:実践編(2日間) ―組織で取り組む感染管理― 【県委託研修】	6/9(金) 6/15(木) 10:00～16:00	Ⅲ～Ⅳ	看護研修センター 集合研修:50名 オンデマンド配信:50名	感染管理に対するマネジメント能力を高める為、最新の知見を習得し、感染管理と対策、アウトブレイク時の対応を学ぶ
30	看護研究Ⅰ	11/28(火) 10:00～16:00	Ⅱ～Ⅳ	看護研修センター 集合研修:50名	1臨床で取り組む看護研究の意義、看護実践上の問題や課題解決することによる利点を考える 2自身の看護実践上の問題や課題解決に活用できる文献を選択できる 3研究計画書の必要性が理解できる
31	看護研究Ⅱ(2日間)	12/26(火) 12/27(水) 10:00～16:00	Ⅱ～Ⅳ	看護研修センター 集合研修:50名	1臨床で取り組む看護研究の意義が理解できる 2研究計画書の構成が理解できる 3量的、質的研究のデータ収集方法や分析方法を把握できる 4研究結果の発表方法が理解できる
32	看護研究Ⅲ -看護研究を指導するために-	1/19(金) 10:00～16:00	Ⅲ～Ⅳ	看護研修センター 集合研修:30名	臨床における研究の必要性を理解し、効果的な看護研究を支援するための視点を学ぶ 1看護師が研究を行う意義、スタッフへの働きかけ、動機づけができる 2文献クリティ―ク評価の要点にについて理解できる 3研究計画書の評価の要点について理解できる 4研究計画書の作成支援と指導のポイント、指導者の役割が理解できる 5研究論文の全体構成について理解できる

33	高齢者の特徴を捉えた暮らしの支援	11/24(金) 10:00～16:00	Ⅱ～Ⅲ	看護研修センター 集合研修:50名 オンデマンド配信:50名	高齢者の特徴を捉えたケアを選択し、実践することができる知識・技術を学ぶ ・高齢者の特徴を理解できる ・認知症の基礎知識、症状や看護に必要なアセスメントがわかる ・高齢者、認知症患者を尊重した対応方法がわかる
34	摂食嚥下(2日間) 今日から実践できる！誤嚥リスクのある対象者への看護ケア ～やってみよう！摂食嚥下障害のある方への看護ケア～	①11/10(金) ②11/11(土) 10:00～16:00	Ⅱ～Ⅳ	①看護研修センター ②茨城県立医療大学 集合研修:40名	1. 摂食嚥下障害看護の基本的な考え方を理解する 2. アセスメントにアセスメントに基づき、摂食嚥下障害患者の援助を考え実践することができる 3. 安全に食環境を提供するための基本的な食事方法や内服方法について学び実践活用することができる 4. 口腔ケアの目的と方法について学び実践活用することができる
35	救急看護(基礎編) ～変化を見逃さず 適切な処置をするために～	9/8(金) 10:00～16:00	Ⅱ～Ⅳ	看護研修センター 集合研修:50名 オンデマンド配信:50名	救急看護の基礎的知識と院内急変対応の基礎と応用を中心に知識・技術の習得し、看護師が行うべき観察と対応が不安なくできる。 危機的状況にある患者および家族の心理を理解した援助ができる。
36	救急看護(応用編) ～危機的状態にある患者の救急対応～	10/4(水) 10:00～16:00	Ⅲ～Ⅳ	看護研修センター 集合研修:50名 オンデマンド配信:50名	救急領域における観察と臨床推論を中心に知識・技術の習得し、看護師が行うべき観察と対応が不安なくできる。
37	皮膚・排泄ケア(4日間) -褥瘡・失禁管理から 患者・家族支援まで- 【県委託研修】	9/9(土) 9/13(水) 9/27(水) 10/6(金) 10:00～16:00	Ⅱ～Ⅳ	看護研修センター 集合研修:50名 オンデマンド配信:50名	スキンケアの基礎知識、褥瘡等の創傷管理、失禁などの排泄管理と患者・家族のセルフケア支援の方法について理解できる。
38	ストーマケア -ストーマにおける術前・術後のケア 患者・家族支援まで- 【県委託研修】	9/20(水) 10:00～16:00	Ⅱ～Ⅳ	看護研修センター 集合研修:50名 オンデマンド配信:50名	ストーマの基礎知識と適切なケアおよび装具選択の根拠を理解する ・ストーマの基礎知識について理解できる ・ストーマ造設術前のケアについて理解できる ・ストーマ造設術後のケアについて理解できる ・ストーマ合併症について理解できる ・日常生活の援助について理解できる
39	看護職のためのストレスマネジメント -患者の心に寄り添うために-	6/21(水) 10:00～16:00	Ⅱ～Ⅳ	看護研修センター 集合研修:50名 オンデマンド配信:50名	看護は感情労働の面が強く、看護職としてメンタルヘルスケアの意識づけは重要である。自己と他者のストレスマネジメントやアンガーマネジメントを学び、仕事の活力へつなげる。
40	アドバンス・ケア・プランニング(ACP) ～患者の意志決定を共に支援しよう～	11/1(水) 10:00～16:00	Ⅱ～Ⅳ	看護研修センター 集合研修:50名 オンデマンド配信:50名	ACPの成り立ち、効用、問題点を知り、そのプロセスに関わる看護師の役割について理解する
41	看取りの看護 ～患者家族が望む よりよい最期を迎えるために～	11/20(月) 10:00～16:00	Ⅱ～Ⅲ	看護研修センター 集合研修:50名 オンデマンド配信:50名	人生の最終段階において患者・家族に関わるスタッフが命の限りを理解し受け入れて不安や恐怖、悲しみを平穏な時間に変えることができるように看取りの医療の留意点、患者の特徴やケアの基本を学び自らの死生観を養う。
42	多職種連携と入退院支援における看護師の役割　～住み慣れた我が家に帰るために～	11/6(月) 10:00～16:00	Ⅱ～Ⅲ	看護研修センター 集合研修:50名 オンデマンド配信:50名	・入退院支援プロセスや退院調整方法を学び、効果的な退院支援を行う ・ヘルスケアサービスの仕組みや多職種連携の実際を学び、退院支援に活かす
43	論理的なレポート・ 論文の書き方 ～「書くこと」の苦手意識をなくそう～	6/23(金) 10:00～16:00	Ⅲ～Ⅴ	看護研修センター 集合研修:50名 オンデマンド配信:50名	論理的思考や文章表現の基本・スキルを学ぶことで、論理的に展開された文章を書く能力を向上させる

44	いまこそ学ぼう！看護師と法の関係 ～患者の安全と自身の安全を守るために 知っておきたい法律のコト～	12/8(金) 10:00～16:00	Ⅲ～Ⅴ	看護研修センター 集合研修:50名 オンデマンド配信:50名	看護職と法の関係について学び,看護実践場面で活用することができる
45	高齢者のエンド･オブ･ライフを支える 包括的研修(ELNEC-J)2日間	12/16(土) 12/17(日) 9:30～17:00	Ⅲ～Ⅳ	看護研修センター 集合研修:42名	高齢者のエンド･オブ･ライフケアに関して系統的･包括的に看護を学ぶ
46	看護実務者研修(2日間) 茨城県高齢者権利擁護推進研修 【県委託研修】	①6/10(土) ②7/7(金) ①9:00～16:30 ②9:00～16:00	Ⅱ～Ⅳ	看護研修センター 集合研修:50名	介護施設等の看護職員を対象として、講義･演習等を通じて、医療的な観点からの権利擁護の視点に立った介護に関する実践的、専門的手法を修得し、介護現場での権利擁護の為の取り組みを行う人材を養成する
47	特定行為研修修了者のスキルアップ研修 －臨床判断力を高める特定行為実践－	11/21(火) 10:00～16:00	－	看護研修センター 集合研修:50名	研修修了者が安全に特定行為を実践するために必要な知識や情報を提供するとともに実践力向上を目的とし本研修を行う
48	臨床看護における倫理的ジレンマと ケアリング理論の具現化 -看護職の意識の変容をもたらす ケアリング理論-	10/25(水) 10:00～16:00	Ⅲ～Ⅳ	看護研修センター 集合研修:50名	日々、看護業務を遂行する中で、倫理的ジレンマに直面していることも多く、その解決の一助として、ケアリング理論を理解し看護観の再構築の機会とする
49	リーダー看護師のためのファシリテーション研修	9/12(火) 10:00～16:00	Ⅲ～Ⅳ	看護研修センター 集合研修:50名 オンデマンド配信:50名	チームや部署の中で看護師または他職種のリーダーとしてファシリテーションスキルを身につける
50	看護管理者導入講座 ～リーダーシップ研修～	10/5(水) 10:00～16:00	Ⅲ～Ⅳ	看護研修センター 集合研修:80名	リーダーシップ論からリーダーとして基礎知識と行動や課題解決のための戦略について学ぶ
51	看護管理者導入講座 ～キャリアデザイン研修～	11/9(木) 10:00～16:00	Ⅲ～Ⅳ	看護研修センター 集合研修:50名 オンデマンド配信:50名	主体的にキャリアアップに取り組み、豊かな人生を手に入れるための示唆を得る
52	ポケットエコー入門講座 症状の“見える化”で適切な アセスメントをしよう	8/2(水) ①10:00～12:00 ②14:00～16:00	Ⅱ～Ⅳ	看護研修センター 集合研修:①･②各16名	看護現場で手軽に使用できるツールとして手のひらサイズのポケットエコーが登場し、看護師に向けたアセスメントツールの一つとして導入に至る医療施設が増えつつある。利用者に最も身近な存在である看護師がポケットエコーを活用することで、体内の可視化、タイムリーなアセスメントが可能となり、早期発見･早期治療の一助となるよう技術を学ぶ。
53	保育所等における医療的ケア児支援研修	調整中	－	調整中	医療的ケア児に対し適切な支援を行えるよう、県内の保育所等に勤務する看護師等の基礎能力向上のため
54	看護補助者の質の向上研修	調整中	－	調整中	･看護補助者として働く環境を知ることで、チームの一員として役割を理解できる。 ･看護補助業務を遂行するために必要な基本的知識･技術の習得ができる。

■研修Ⅳ　訪問看護に関する研修

研修No	研　修　名	日程	レベル	会場(定員)	目的
55	精神科訪問看護基本療養費 算定要件研修(3.5日間)	①11/25(土) ②12/14(木) ③12/18(月) ④12/20(水) ①9:00～17:00 ②9:30～16:00 ③9:30～16:30 ④9:00～12:00	－	看護研修センター (50名)	精神科訪問看護基本療養費の届出要件を満たす研修
56	訪問看護入門プログラム ～はじめの一歩～ 【県委託研修】	6/3(土) 6/4(日) 10:00～16:00	－	看護研修センター 集合研修:30名	訪問看護に関心のある看護師等が、訪問看護に必要な初歩的知識と技術を理解する 在宅における療養生活と訪問看護についてイメージすることが出来る 訪問看護を身近に感じることが出来る

57	訪問看護師養成講習会 ～訪問看護の学びと体験～ 【県委託研修】	①6/20(火) ②7/4(火) ③8/17(木) ④9/1(金) ⑤実習3日間 ⑥12/4(月) 10:00～16:00	―	eラーニング 集合研修またはzoom・実習 看護研修センター (40名)	訪問看護に必要な基本的知識と技術を習得し、質の高い訪問看護を提供する
58	訪問看護連携研修 ～病院から在宅へつなぐ～ 【県委託研修】	①6/13(火) ②6/23(金) ③7/12(水) ④実習2日間 ⑤10/3(火) 10:00～16:00	―	zoomまたは 看護研修センター (30名)	在宅で訪問看護を利用する療養者及びその家族のもとへ、訪問看護師と同行訪問することにより、在宅療養の理解を深め、入退院支援・調整の推進を図る
59	訪問看護専門分野研修 (小児・重症心身障がい児) ～小児・障がい児の生活を支える～ 【県委託研修】	①7/8(土) ②7/25(火) ③8/22(火) ④実習2日間 ⑤10/23(月) 10:00～16:00	―	zoomまたは 看護研修センター (20名)	小児・重症心身障がい児看護の専門的知識及び技術を習得し、質の高い訪問看護を提供する
60	訪問看護専門分野研修(難病) ～難病でも在宅で～ 【県委託研修】	①8/3(木) ②8/25(金) ③実習2日間 ④11/10(金) 10:00～16:00	―	zoomまたは 看護研修センター (20名)	神経難病看護の専門的知識及び技術を習得し、質の高い訪問看護を提供する
61	訪問看護専門分野研修 (終末期看護) ～終末期の生活を支える～ 【県委託研修】	①6/14(水) ②7/5(水) ③実習2日間 ④10/11(火) 10:00～16:00	―	集合研修・実習 看護研修センター (20名)	終末期にある患者と家族のQOL向上を目指した療養生活を支援する方法と、看取りについて理解する
62	訪問看護専門分野研修(精神) ～精神科疾患の訪問看護の 理解を深める～ 【県委託研修】	①7/19(水) ②8/4(火) ③実習2日間 ④10/17(火) 10:00～16:00	―	zoomまたは 看護研修センター (20名)	精神看護の専門的知識及び技術を習得し、質の高い訪問看護を提供する

■研修Ⅴ　管理者を育成する研修

研修No	研　修　名	日程	レベル	会場(定員)	目的
63	医療安全管理者養成研修	茨城会場 演習日時 10/18(水) 9:30～16:30	―	看護研修センター 集合研修:50名	医療の質の向上と安全確保を目的とした、医療安全管理業務を遂行するための基本的な知識と実践能力を習得する
64	医療安全管理者養成研修 フォローアップ研修(2日間)	12/1(金) 12/2(土) 10:00～16:00	―	看護研修センター 集合研修:30名	インシデント・アクシデントの再発を防止するための分析方法を学ぶ また、より多角的に事象を見てかつ、状況を全体的な視点でおこなう分析方法について学ぶ
65	訪問看護ステーション管理者研修 【県委託研修】	①9/9(土) ②10/7(土) ③実習2日間 (自施設) ④12/2(土) 10:00～16:00	―	zoomまたは 看護研修センター (10名)	訪問看護の経営・マネジメントに必要な知識を習得することにより、管理者の資質の向上を図ることができ、質の高い訪問看護サービスを提供する
66	訪問看護ステーション管理者フォローアップ研修 【県委託研修】	8/19(土) 10:00～16:00	―	zoomまたは 看護研修センター (10名)	訪問看護ステーション管理者研修後の、ステーション管理者としての実践を振り返り、問題点などの解決と資質の向上を図り、訪問看護のステーション全体の質の向上を図ることができる
67	【管理者等研修】 看護補助者の活用推進のための研修【県央】	5/23(火) 10:00～16:15	―	看護研修センター 集合研修:60名	看護補助者の業務範囲や教育および就労環境について理解し、自施設における体制整備の一助とする
68	【管理者等研修】 看護補助者の活用推進のための研修【県南】	5/30(火) 10:00～16:15	―	霞ヶ浦環境科学センター 集合研修:60名	看護補助者の業務範囲や教育および就労環境について理解し、自施設における体制整備の一助とする
69	【管理者等研修】 アンガーマネジメント【県委託研修】	6/27(火) 13:30～16:30	―	zoomまたは 看護研修センター (60名)	自己・他者の理解を深め、人間関係の質を向上させるスキルについて学ぶ

70	【管理者等研修】 労務管理の基礎知識【県委託研修】	7/11(火) 13:30～16:30	―	zoomまたは 看護研修センター (60名)	看護職が働きやすい職場環境づくりを推進するため、労務管理の基礎知識を学ぶ
71	【管理者等研修】 これからのチーム医療と看護におけるタスクシフト･タスクシェアの理解 ～看護師と看護補助者の協働推進に向けて～【県委託研修】	9/5(火) 13:30～16:30	―	zoomまたは 看護研修センター (60名)	チーム医療における看護補助者との協働および適切な業務委譲について学ぶ
72	【管理者等研修】 経営管理について【県委託研修】	10/3(火) 13:30～16:30	―	zoomまたは 看護研修センター (60名)	看護職がより専門性を発揮できる働き方の推進や看護サービスの質向上を図るために看護業務の効率化について学ぶ
73	【管理者等研修】 看護サービスにおける経済性【県委託研修】	11/6(木) 13:30～16:30	―	zoomまたは 看護研修センター (60名)	看護管理者として、施設の経営に参画するために必要な、看護サービスにおける経済性と医療･看護の経営指標を学ぶ
74	看護管理者のための データ管理と活用術 ～マネジメントのためのデータ収集と作成～	7/15(土) 10:00～16:00	Ⅳ～Ⅴ	看護研修センター 集合研修:30名 オンデマンド配信:50名	看護管理に必要なデータの選択や活用術を学び、マネジメント能力を向上させ、臨床のマネジメントに活かす
75	特定行為研修修了者の活躍を支える仕組み ー看護管理者に求められるサポートー	①6/1(木)～ 9/1(金) ②10/1(日)～ 1/1(月)	Ⅳ～Ⅴ	オンデマンド配信 ①･②各50名	特定行為研修修了者の活躍を支える仕組みの理解と院内の体制整備の一助とする
76	認定看護管理者教育課程 ファーストレベル	6/2(金)～ 9/6(水)	―	看護研修センター (50名)	看護専門職として必要な管理に関する基本的知識･技術･態度を習得する。
77	認定看護管理者教育課程 セカンドレベル	6/9(金)～ 10/27(金)	―	看護研修センター (30名)	看護管理者として基本的責務を遂行するために必要な知識･技術･態度を習得する。
78	認定看護管理者教育課程 サードレベル	9/14(木)～ 12/22(金)	―	看護研修センター (30名)	多様なヘルスケアニーズを持つ個人、家族、地域住民及び社会に対して、質の高い組織的看護サービスを提供するために必要な知識･技術･態度を習得する。
79	認定看護管理者フォローアップ研修 ファーストレベル	10/13(金) 10:00～16:00	―	看護研修センター 集合研修:84名	認定看護管理者教育課程受講後の看護管理実践を振り返り、看護管理者としての質の向上を図る
80	認定看護管理者フォローアップ研修 セカンドレベル	12/6(水) 10:00～16:00	―	看護研修センター 集合研修:35名	認定看護管理者教育課程受講後の看護管理実践を振り返り、看護管理者としての質の向上を図る
81	認定看護管理者フォローアップ研修 サードレベル	①7/18(火) 10:00～12:30 ②8/4(金) 13:30～16:00	―	看護研修センター 集合研修:30名	認定看護管理者教育課程受講後の看護管理実践を振り返り、看護管理者としての質の向上を図る

■研修Ⅵ　災害支援ナースを育成する研修

研修No	研　修　名	日程	レベル	会場(定員)	目的
82	災害支援ナースⅠ･Ⅱ(3日間)	調整中	―	調整中	調整中
83	災害支援ナースフォローアップ研修	調整中	―	調整中	調整中

■研修Ⅶ　進学･復職支援研修

研修No	研　修　名	日程	レベル	会場(定員)	目的
84	准看護師研修 ･スキルアップ研修 明日から活かそう！誤嚥性肺炎の予防やリスクを減らす「摂食嚥下ケア」「口腔ケア」のポイント ※進学相談有り	9/2(金) 10:00～16:00	―	看護研修センター 集合研修:30名	准看護師の質向上のための研修及び進学支援
85	再就業支援研修(講義4日間 +シミュレーション1日間) カムバック支援セミナー	調整中	―	調整中 (各地域30名)	未就業の看護職に対し、最近の医療･看護に対する知識や技術など、再就業に料必要な看護実践能力を高める研修の場を提供し、再就業についての不安の解消を図り、職場復帰を円滑にすることを目的とする
86	再就業支援研修(実習) カムバック支援セミナー	随時 県内医療機関	―	県内受入可能施設 (各地域15名)	未就業の看護職に対し、最近の医療･看護に関する知識や技術等、再就業に必要な看護実践能力を高める研修の場を提供し、再就業についての不安の解消を図り、職場復帰を円滑にすることを目的とする
87	潜在看護職員再就業推進事業試用研修	随時 指定された地域の医療機関	―	9名	未就業の看護職に対し、最近の医療･看護に関する知識や技術等、再就業に必要な看護実践能力を高める研修の場を提供し、再就業についての不安の解消を図り、職場復帰を円滑にすることを目的とする
88	再就業支援研修 カムバック支援セミナー　フォローアップ研修	調整中	―	調整中	カムバック支援セミナー受講後の、就業者への就業継続および未就業者への再就業を促進する
89	セカンドキャリア支援研修	調整中	―	調整中	退職後もライフスタイルに合わせた有意義な第二の職業生活を継続できることを目指す

■研修Ⅷ　委員会企画研修

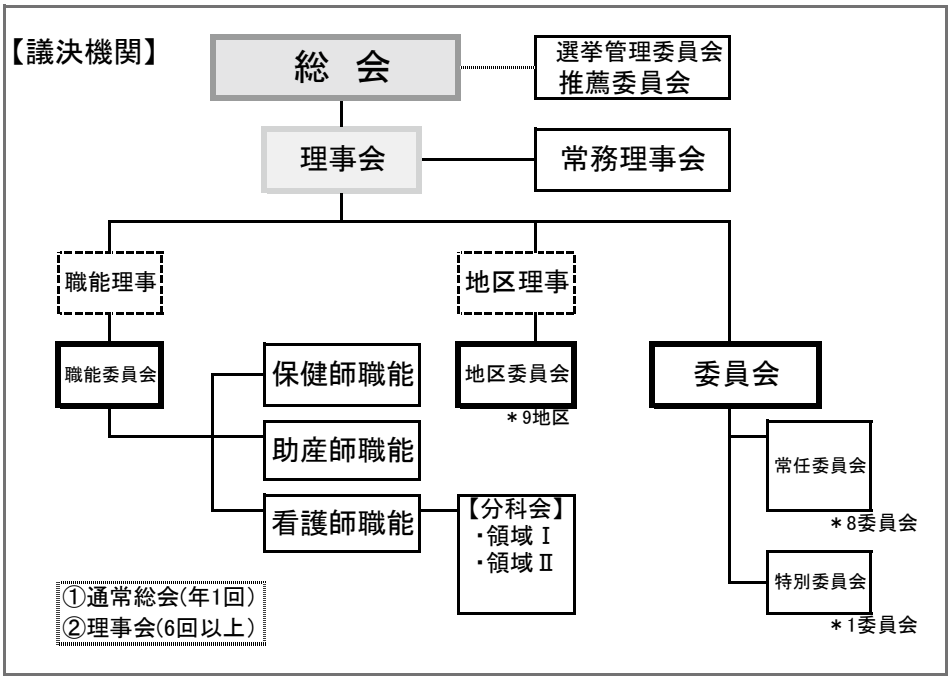
研修No	研　修　名	日程	レベル	会場(定員)	目的
90	【保健師職能委員会企画研修】 基礎から学ぶ個別支援の方法と事例検討会	11/13(金) 10:00～16:00	―	看護研修センター 集合研修:30名	個別支援の基礎を学び、事例への対応技術を身につける。 事例検討会を通して、家族や地域の対象理解を深める。 事例検討会を体験し、事例のとらえ方、事例への支援方法などを学ぶ。
91	【保健師職能委員会企画研修】 複雑･多重課題事例から地域の課題抽出、事業化･施策化へ	1/30(火) 10:00～16:00	―	集合･zoom併用 (35名)	複雑･多重事例を共有し、地域の課題を抽出する。 地域の課題から、事業化するための方法を学ぶ。
92	【助産師職能委員会企画研修】 周産期における意思決定支援	9/29(金) 10:00～16:00	―	看護研修センター 集合研修:40名	周産期における意思決定支援のあり方と助産師に求められる役割について理解する。
93	【助産師職能委員会企画研修】 今さら聞けない母乳育児支援と分娩介助技術(フリースタイル･手技)	8/28(月) 10:00～16:00	―	看護研修センター 集合研修:40名	1.母乳育児支援に関するエビデンスに基づいた実践的知識を習得する。 2.分娩進行を促進する助産技術、フリースタイル分娩における分娩介助の方法が理解できる。
94	【看護師職能委員会Ⅰ企画研修】 活き活きと輝きながら看護をしよう(仮)	調整中 10:00～16:00	―	看護研修センター 集合研修:50名	交流を通してもう一度「看護」を見つめなおし、自分らしい看護が実践できる。
95	【看護師職能委員会Ⅱ企画研修】 魅力的な訪問看護ステーションの運営と人材育成	8/5(土) 10:00～16:00	―	看護研修センター 集合研修:50名	新人看護師も生き生きと働ける訪問看護ステーションの職場環境や人材育成について学ぶ
96	【看護師職能委員会Ⅰ･Ⅱ 合同企画研修】 調整中	調整中 10:00～16:00	―	看護研修センター 集合研修:50名	

■研修Ⅸ　看護研究学会

研修No	研　修　名	日程	レベル	会場(定員)	目的
97	茨城県看護研究学会 キャリアを紡ぐ ～私たちが誇る看護と働き方の多様性～	2/7(水)	―	水戸市民会館	看護職の実践にねざした学術研究の振興を通して看護の質の向上を図る

（参考資料）

1　公益社団法人茨城県看護協会組織図



区　　分	委　員　会　名	任務の対象となる事項
常任委員会	看護労働改善事業委員会	会員の福利厚生に関する事項，看護職の労働条件の改善及び職場環境改善に関する事項
	教育委員会	看護職の教育計画及びその実施に関する事項
	業務委員会	看護職の業務に関する事項
	広報委員会	看護協会の広報に関する事項，機関紙の発行に関する事項
	学会委員会	茨城県看護研究学会等学会の企画及び実施に関する事項
	認定看護管理者教育運営委員会	認定看護管理者教育の企画，実施及び審査に関する事項
	医療・看護安全対策推進委員会	医療及び看護の安全対策の推進に関する事項
	災害看護委員会	災害看護に関する事項
特別委員会	倫理審査委員会	看護職が行う看護研究に関しての倫理審査に関する事項

2　令和５年度日本看護協会長表彰者

保健師	山口　忍	茨城県立医療大学
看護師	野口　美恵子	個人会員
看護師	原田　良子	日立おおみか病院

3 令和５年度優良看護職員茨城県知事表彰者

保健師	小川　英子	土浦保健所
保健師	川上　智美	茨城県保健医療部健康推進課
保健師	佐川　廣子	茨城県総務事務センター
保健師	鈴木　洋子	つくば保健所
保健師	高野　千代	鉾田市役所
助産師	小島　朋子	茨城県立中央看護専門学校
看護師	宍戸　正子	総合病院土浦協同病院
看護師	中島　由美子	訪問看護ステーション愛美園
看護師	長山　一恵	茨城県看護協会
看護師	橋本　泉	茨城県看護協会
看護師	橋本　順子	水戸赤十字病院
看護師	林　啓子	らふえる訪問看護ステーション

4 令和５年度優良看護職員茨城県看護協会長表彰者

保健師	池田　恵美	茨城県中央保健所
保健師	久保　昌代	鉾田市役所
保健師	小林　美智江	JA とりで総合医療センター
保健師	松崎　容子	日立保健所
助産師	鈴木　みわ子	日立総合病院
助産師	棚林　洋子	筑波学園病院
看護師	新井　孝子	三岳荘小松崎病院
看護師	池袋　昌子	茨城キリスト教大学
看護師	池見　亜也子	筑波大学附属病院
看護師	磯崎　哲也	茨城県立こころの医療センター
看護師	稲生　容子	茨城県西部メディカルセンター
看護師	猪谷　智恵子	白十字総合病院
看護師	植田　良子	神栖済生会病院
看護師	海老原　安子	協和中央病院
看護師	大木　悟子	茨城県立こども病院
看護師	大場　めぐみ	総合病院水戸協同病院
看護師	大和田　千恵子	総合守谷第一病院
看護師	小野寺　郁子	住吉クリニック病院
看護師	笠井　良子	ひたちなか総合病院
看護師	川見　季子	聖麗メモリアル病院
看護師	菊池　洋子	いちはら病院
看護師	木村　加代子	茨城西南医療センター病院

看護師	木村　幸枝	古河赤十字病院
看護師	久保谷　美代子	訪問看護ステーション TERMS
看護師	栗原　加代	茨城キリスト教大学
看護師	後藤　則子	ゆうあい訪問看護ステーション
看護師	小林　美和子	きぬ医師会病院
看護師	小森　由美	水戸看護福祉専門学校
看護師	紺野　正人	水戸済生会総合病院
看護師	佐藤　亜由美	茨城県立中央看護専門学校
看護師	佐藤　智恵	勝田病院
看護師	佐藤　祐子	土浦訪問看護ステーション
看護師	島田　淳子	茨城西南医療センター病院
看護師	須加野　幸恵	土浦協同病院附属看護専門学校
看護師	菅原　升子	白十字総合病院
看護師	鈴木　栄子	水戸中央病院
看護師	鈴木　陽子	県北医療センター高萩協同病院
看護師	関　和江	茨城県立医療大学付属病院
看護師	髙野　由美子	水戸赤十字病院
看護師	高橋　夕子	茨城県立中央病院
看護師	竹之内　美樹	総合病院土浦協同病院
看護師	立澤　友子	筑波メディカルセンター病院
看護師	外塚　恵理子	茨城県立中央病院
看護師	林　千晶	水戸赤十字病院
看護師	葉山　まつえ	結城病院
看護師	広瀬　聖子	大成女子高等学校看護科
看護師	廣瀬　智子	訪問看護ステーション愛美園
看護師	廣瀬　博子	筑波メディカルセンター病院
看護師	藤嶋　惠美子	筑波大学附属病院
看護師	宮下　潤子	日立総合病院
看護師	森山　典子	茨城県立こころの医療センター
看護師	矢口　美恵子	まちの看護ステーション
看護師	柳橋　貴子	総合病院土浦協同病院
看護師	谷萩　哲也	豊後荘病院
看護師	吉田　悦子	東京医科大学茨城医療センター
看護師	吉田　千賀子	神栖済生会病院
看護師	吉成　有香	ひたちなか総合病院
准看護師	小佐畑　ひろ子	水戸済生会総合病院

※氏名・職種・所属先は令和５年３月末日時点のもの
※法人名は省略させていただきます

5　令和５年度日本看護協会通常総会代議員及び予備代議員名簿

■代議員 16 名・予備代議員 16 名

区　分	代議員氏名	予備代議員氏名
保健師代表	小野村　順子	光畑　桂子
助産師代表	山波　真理	
看護師代表（看護師職能Ⅰ）	檜山　千景	猪瀬　明美
看護師代表（看護師職能Ⅱ）	福惠　節子	西連寺　信枝
准看護師代表	塚原　優香	藤本　恵美子
理事	山口　忍	沼尻　信子
理事	中島　貞子	川又　光子
理事	須藤　礼子	三本松　まゆみ
理事	樫谷　厚子	橋本　泉
日立地区代表	菅澤　裕子	鈴木　陽子
鹿行地区代表	小原　一也	岩間　由起子
土浦地区代表	平賀　京子	秋山　美保子
つくば地区代表	山下　美智子	田中　久美
取手・竜ケ崎地区代表	桑田　今日子	木樽　京子
筑西・下妻地区代表	鈴木　和子	野澤　幸子
古河・坂東地区代表	野本　麻里	秋葉　はつい

6　令和４年度公益社団法人茨城県看護協会役員名簿

令和 5 年 6 月 16 日現在

◆理事　19 名

役職名	職種	氏名	勤務先
会長	看護師	白川　洋子	茨城県看護協会
副会長	保健師	山口　忍	茨城県立医療大学
副会長	看護師	沼尻　信子	
専務理事	看護師	中島　貞子	茨城県看護協会
常任理事	助産師	樫谷　厚子	茨城県看護協会
常任理事	看護師	須藤　礼子	茨城県看護協会
保健師職能担当理事	保健師	小野村　順子	
助産師職能担当理事	助産師	【代行】 樫谷　厚子	
看護師職能担当理事	看護師	檜山　千景	水戸済生会総合病院
水戸地区担当理事	看護師	川又　光子	水戸看護福祉専門学校
日立地区担当理事	看護師	菅澤　裕子	県北医療センター高萩協同病院
常陸太田・ひたちなか地区担当理事	看護師	三本松　まゆみ	ひたちなか総合病院
鹿行地区担当理事	看護師	小原　一也	鹿島病院
土浦地区担当理事	看護師	平賀　京子	石岡第一病院
つくば地区担当理事	看護師	山下　美智子	筑波メディカルセンター
取手・竜ヶ崎地区担当理事	看護師	桑田　今日子	牛尾病院
筑西・下妻地区担当理事	看護師	鈴木　和子	結城病院
古河・坂東地区担当理事	看護師	佐伯　久美	古河赤十字病院
准看護師理事	准看護師	塚原　優香	ひたち医療センター

◆監事２名

役職名	職種	氏名	勤務先
監事（業務運営に精通）	看護師	宮本　康子	日立メディカルセンター看護専門学校
監事（会計制度に精通）	－	戸島　正巳	（社福）鹿島更生園 法人事務室

7　会員数と入会率

	合計				保健師				助産師			
	05.3.31 現在 会員数	04.3.31 現在 会員数(a)	02.12.31 現在 就業者数(b)	入会率 (a/b)	05.3.31 現在 会員数	04.3.31 現在 会員数(a)	02.12.31 現在 就業者数(b)	入会率 (a/b)	05.3.31 現在 会員数	04.3.31 現在 会員数(a)	02.12.31 現在 就業者数(b)	入会率 (a/b)
	人	人	人	%	人	人	人	%	人	人	人	%
北海道	43,251	43,666	86,331	51	1,176 (82)	1,186 (76)	3,065	39	1,313	1,315	1,620	81
青　森	8,663	8,684	18,902	46	234 (11)	243 (11)	718	34	329	323	336	96
岩　手	7,760	7,726	17,890	43	316 (9)	326 (9)	758	43	336	346	390	89
宮　城	13,065	13,042	27,993	47	269 (11)	296 (12)	1,136	26	657	661	767	86
秋　田	6,950	7,006	15,386	46	179 (12)	188 (12)	619	30	305	307	309	99
山　形	7,976	7,957	15,639	51	350 (10)	367 (10)	662	55	367	371	359	103
福　島	12,501	12,583	25,519	49	369 (34)	382 (32)	1,094	35	419	418	522	80
茨　城	16,031	15,999	32,639	49	369 (19)	363 (18)	1,295	28	591	581	757	77
栃　木	12,561	12,407	24,886	50	510 (14)	525 (18)	968	54	407	398	555	72
群　馬	11,597	11,655	28,402	41	607 (40)	600 (36)	1,031	58	358	363	518	70
埼　玉	25,437	25,827	71,283	36	413 (43)	426 (44)	2,258	19	953	957	1,767	54
千　葉	28,583	28,622	61,122	47	401 (28)	416 (34)	2,124	20	924	898	1,583	57
東　京	45,206	47,228	140,898	34	406 (21)	445 (19)	4,464	10	2,157	2,227	4,322	52
神奈川	37,707	38,273	86,360	44	702 (40)	726 (41)	2,482	29	1,317	1,348	2,384	57
新　潟	16,275	16,370	30,429	54	829 (37)	811 (35)	1,178	69	616	610	759	80
山　梨	5,999	5,957	11,288	53	509 (19)	508 (20)	650	78	192	199	265	75
長　野	14,857	14,762	30,521	48	1,092 (65)	1,107 (59)	1,691	65	712	716	900	80
富　山	8,982	9,059	16,998	53	508 (13)	515 (15)	672	77	407	407	411	99
石　川	9,877	9,849	18,628	53	233 (9)	225 (8)	564	40	308	306	354	86
福　井	6,623	6,652	12,500	53	217 (6)	223 (6)	485	46	220	226	255	89
岐　阜	12,711	12,749	26,119	49	353 (10)	388 (13)	1,061	37	464	474	645	73
静　岡	22,724	22,444	43,216	52	516 (20)	523 (20)	1,727	30	894	872	976	89
愛　知	40,566	40,276	82,973	49	590 (20)	602 (20)	2,848	21	1,637	1,603	2,386	67
三　重	11,934	11,838	23,610	50	144 (9)	155 (9)	798	19	379	374	464	81
滋　賀	9,270	9,238	17,249	54	340 (9)	333 (8)	688	48	314	297	495	60
京　都	17,101	17,441	35,065	50	299 (30)	304 (31)	1,238	25	643	677	897	75
大　阪	54,917	55,427	104,113	53	603 (25)	643 (25)	2,446	26	2,117	2,150	2,896	74
兵　庫	32,094	32,547	70,536	46	655 (21)	659 (22)	1,903	35	1,053	1,045	1,493	70
奈　良	9,667	9,749	16,630	59	122 (2)	118 (1)	555	21	311	318	399	80
和歌山	6,178	6,141	14,845	41	144 (10)	138 (10)	467	30	213	212	235	90
鳥　取	4,375	4,388	10,234	43	108 (2)	104 (2)	354	29	213	217	257	84
島　根	5,927	5,948	12,657	47	271 (9)	283 (9)	536	53	291	284	340	84
岡　山	17,598	17,518	30,013	58	729 (15)	717 (14)	1,069	67	423	425	553	77
広　島	20,387	20,662	45,255	46	357 (17)	401 (18)	1,323	30	512	537	671	80
山　口	10,250	10,315	25,285	41	477 (13)	465 (16)	752	62	321	328	429	76
徳　島	4,815	4,857	13,399	36	128 (1)	131 (1)	396	33	247	252	283	89
香　川	7,714	7,668	16,618	46	212 (5)	215 (4)	605	36	306	296	320	93
愛　媛	10,296	10,330	23,294	44	355 (13)	337 (11)	731	46	236	241	325	74
高　知	6,405	6,403	15,071	42	115 (1)	121 (2)	558	22	158	148	196	76
福　岡	43,409	43,714	83,708	52	696 (27)	720 (28)	2,002	36	1,063	1,046	1,487	70
佐　賀	5,598	5,624	16,455	34	187 (3)	190 (3)	511	37	115	119	256	46
長　崎	9,913	10,090	26,080	39	166 (3)	175 (3)	753	23	212	215	453	47
熊　本	15,745	15,876	35,070	45	472 (13)	499 (14)	1,038	48	393	393	502	78
大　分	10,180	10,064	21,326	47	553 (10)	535 (10)	776	69	219	213	344	62
宮　崎	8,935	8,943	21,464	42	228 (13)	230 (13)	700	33	263	256	351	73
鹿児島	12,446	12,665	33,396	38	461 (9)	464 (10)	1,027	45	391	406	618	66
沖　縄	10,387	10,360	21,740	48	293 (26)	283 (26)	819	35	432	426	536	79
合　計	761,443	766,599	1,659,035	46	19,263 (859)	19,611 (858)	55,595	35	26,708	26,801	37,940	71

注　(1) 就業者数は、『令和2年度　衛生行政業務報告』により計上。
(2) 「入会率」は、令和4年3月31日現在の会員数で算出。
(3) 各都道府県の会員数は、住所変更に伴う他県への移動により、各都道府県の会費納入者数（令和3年度決算報告書）とは異なる。
(4) 「保健師」、「看護師」、「准看護師」欄の（ ）内は男子の再掲。

看護師					准看護師				
05.3.31 現在 会員数	04.3.31 現在 会員数(a)		02.12.31 現在 就業者数(b)	入会率 (a/b)	05.3.31 現在 会員数	04.3.31 現在 会員数(a)		02.12.31 現在 就業者数(b)	入会率 (a/b)	
人	人		人	%	人	人		人	%	
38,928 (3,617)	39,097 (3,549)		66,733	59	1,834 (108)	2,068 (124)		14,913	14	北海道
7,775 (673)	7,773 (666)		13,211	59	325 (23)	345 (23)		4,637	7	青森
6,967 (566)	6,905 (558)		13,922	50	141 (9)	149 (9)		2,820	5	岩手
11,816 (890)	11,722 (875)		20,893	56	323 (17)	363 (20)		5,197	7	宮城
6,383 (653)	6,416 (646)		11,554	56	83 (12)	95 (12)		2,904	3	秋田
7,127 (540)	7,078 (529)		12,067	59	132 (9)	141 (12)		2,551	6	山形
10,970 (996)	10,978 (978)		17,654	62	743 (64)	805 (65)		6,249	13	福島
14,143 (1,370)	14,048 (1,355)		23,523	60	928 (103)	1,007 (99)		7,064	14	茨城
11,059 (1,124)	10,873 (1,086)		17,702	61	585 (51)	611 (54)		5,661	11	栃木
10,066 (1,288)	10,075 (1,294)		19,879	51	566 (71)	617 (70)		6,974	9	群馬
23,521 (2,279)	23,833 (2,248)		54,124	44	550 (40)	611 (41)		13,134	5	埼玉
26,431 (2,341)	26,383 (2,326)		48,391	55	827 (61)	925 (68)		9,024	10	千葉
42,206 (3,157)	44,056 (3,274)		120,049	37	437 (43)	500 (56)		12,063	4	東京
35,248 (3,213)	35,715 (3,268)		73,139	49	440 (32)	484 (31)		8,355	6	神奈川
14,342 (1,466)	14,403 (1,469)		23,390	62	488 (36)	546 (40)		5,102	11	新潟
5,134 (617)	5,073 (603)		8,470	60	164 (8)	177 (8)		1,903	9	山梨
12,802 (1,436)	12,672 (1,408)		23,423	54	251 (28)	267 (28)		4,507	6	長野
7,975 (675)	8,035 (676)		13,075	61	92 (9)	102 (12)		2,840	4	富山
9,084 (672)	9,044 (669)		15,017	60	252 (24)	274 (26)		2,693	10	石川
6,003 (514)	6,004 (503)		9,216	65	183 (4)	199 (7)		2,544	8	福井
11,412 (1,134)	11,366 (1,086)		18,724	61	482 (33)	521 (37)		5,689	9	岐阜
20,697 (1,714)	20,371 (1,671)		34,536	59	617 (29)	678 (34)		5,977	11	静岡
37,660 (3,155)	37,311 (3,083)		64,927	57	679 (30)	760 (29)		12,812	6	愛知
10,960 (975)	10,808 (956)		17,866	60	451 (22)	501 (30)		4,482	11	三重
8,449 (991)	8,416 (969)		14,512	58	167 (13)	192 (15)		1,554	12	滋賀
15,675 (1,467)	15,918 (1,442)		28,555	56	484 (39)	542 (50)		4,375	12	京都
50,776 (3,610)	51,090 (3,577)		84,826	60	1,421 (68)	1,544 (73)		13,945	11	大阪
29,691 (2,316)	30,072 (2,303)		57,521	52	695 (25)	771 (27)		9,619	8	兵庫
8,924 (810)	8,969 (814)		13,702	65	310 (10)	344 (13)		1,974	17	奈良
5,716 (770)	5,677 (768)		11,259	50	105 (14)	114 (14)		2,884	4	和歌山
4,008 (329)	4,019 (326)		7,556	53	46 (3)	48 (4)		2,067	2	鳥取
5,247 (452)	5,261 (443)		9,083	58	118 (11)	120 (10)		2,698	4	島根
15,851 (1,156)	15,743 (1,147)		24,240	65	595 (26)	633 (27)		4,151	15	岡山
18,656 (1,799)	18,771 (1,796)		32,704	57	862 (65)	953 (70)		10,557	9	広島
9,030 (734)	9,045 (745)		17,919	50	422 (36)	477 (37)		6,185	8	山口
4,385 (313)	4,420 (306)		9,295	48	55 (4)	54 (3)		3,425	2	徳島
6,985 (719)	6,945 (701)		11,878	58	211 (30)	212 (25)		3,815	6	香川
9,413 (1,014)	9,444 (987)		17,259	55	292 (25)	308 (28)		4,979	6	愛媛
5,872 (693)	5,841 (677)		11,226	52	260 (39)	293 (43)		3,091	9	高知
39,853 (3,515)	40,011 (3,491)		64,086	62	1,797 (180)	1,937 (191)		16,133	12	福岡
5,052 (709)	5,053 (688)		11,389	44	244 (38)	262 (44)		4,299	6	佐賀
9,243 (956)	9,354 (958)		18,329	51	292 (24)	346 (26)		6,545	5	長崎
13,683 (1,168)	13,682 (1,142)		24,097	57	1,197 (124)	1,302 (124)		9,433	14	熊本
8,803 (771)	8,714 (752)		15,055	58	605 (59)	602 (61)		5,151	12	大分
7,985 (1,061)	7,946 (1,063)		14,631	54	459 (54)	511 (63)		5,782	9	宮崎
11,106 (1,321)	11,237 (1,298)		23,443	48	488 (54)	558 (56)		8,308	7	鹿児島
9,342 (1,748)	9,295 (1,749)		16,861	55	320 (48)	356 (53)		3,524	10	沖縄
692,454 (63,487)	694,962 (62,918)		1,280,911	54	23,018 (1,855)	25,225 (1,992)		284,589	9	合計

8　令和４年度　愛の募金（受入れ）

（敬称略・順不動）
（単位：円）

施設名	金額
株式会社日立製作所日立総合病院	35,461
ヨシダ　ミカ	5,000
医療法人青木医院	5,000
株式会社NursingHome どんぐりの家	50,000
医療法人社団善仁会小山記念病院	10,000
サトウ　エミ	1,000
ひかり訪問看護ステーション	3,000
株式会社佐瀬トータルケアセンター	10,000
JAとりで総合医療センター	16,069
茨城県精神保健福祉センター	394
医療大学付属病院	7,000
佐々木　千夏子	5,000
茨城県立中央看護専門学校	404
茨城県立中央病院	20,000
古河赤十字病院	23,200
瀧病院　看護科	12,201
三岳荘小松崎病院	12,000
友愛記念病院	10,000
白十字総合病院	23,000
公益財団法人鹿島病院	10,000
株式会社日立製作所ひたちなか総合病院	10,000
茨城県立こども病院	21,270
筑波セントラル病院	10,000
医療法人竜仁会牛尾病院	7,000
社会医療法人財団古宿会	12,317
在宅看護センター和音	10,000
土浦協同病院看護部	43,118
筑波学園病院	30,000
日立大みか病院	7,000

施設名	金額
茨城西南医療センター病院	24,905
水戸協同病院	8,654
社会医療法人社団同樹会結城病院	20,000
常陸大宮済生会病院	15,407
水戸済生会総合病院	38,956
いちはら病院看護部	9,327
土浦協同病院なめがた地域医療センター	5,400
土浦協同病院附属看護専門学校	1,500
医療法人桜丘会水戸ブレインハートセンター	5,000
総合守谷第一病院	20,000
龍ヶ崎済生会病院	47,518
東京医科大学茨城医療センター	48,421
水府病院	4,035
日立メディカルセンター看護専門学校	3,657
医療法人社団協栄会大久保病院	9,351
協和中央病院	13,000
筑波大学附属病院	14,162
やすらぎの丘温泉病院	5,317
水戸赤十字病院	27,580
県北医療センター高萩協同病院	8,140
石岡第一病院	3,623
医療法人青潤会青柳病院	2,322
茨城県西部メディカルセンター	9,101
茨城県看護協会	2,049
茨城県看護協会 有志一同	19,358

令和4年度　愛の募金合計金額　　776,217円

9　令和４年度　愛の募金一覧（使用使途）

日付	義援金・寄附金先	金　額 （単位：円）	目　的
3月23日	特定非営利活動法人国境なき医師団	100,000	ウクライナ等紛争地域で活動する医師団への援助
3月30日	トルコ看護師医師会	100,000	2023年2月6日にトルコ南部で発生した大地震に対し、トルコの看護職を含む人々への支援のため。（日本看護協会取りまとめ）
	合計金額	200,000	

10　その他の募金

日付	募金先	金　額 （単位：円）
3月28日	公益財団法人日本盲導犬協会	750

11　令和４年度「一般寄附金」受入れ　一覧

受領日	氏　　名	寄附金額
令和4年5月25日	会員様(氏名非公開希望)	12,000
令和4年7月15日	日立メディカルセンター看護専門学校	ナイチンゲール立像、 台座、ガラスケース一式
令和4年12月8日	常陽銀行寄贈サービス付私募債「医療機関応援債」 (株)日東、常陽銀行下市支店	300,000
令和4年12月15日	東洋羽毛北関東販売株式会社(茨城営業所)	600,000
令和5年3月24日	損害保険ジャパン株式会社　JSA中核会茨城南支部	109,900
令和5年3月31日	損害保険ジャパン株式会社　茨城南支店	10,990
	合計	1,032,890

12　令和４年度「一般寄附金」より使途明細一覧

東洋羽毛北関東販売株式会社(茨城営業所)からの寄附金より

購入品	配布先　　設置場所	金額
新型コロナウイルス 抗原検査キット	看護協会職員用	12,100
手指消毒液	各地区活動「まちの保健室」 9地区へ	198,000
眼鏡型フェイスシー ルド	各地区活動「まちの保健室」 9地区へ	124,200
天吊りプロジェクタ ー	4階大研修室　研修用	173,800
追尾カメラ	オンライン研修用として	67,100

常陽銀行下市支店
寄贈サービス付私募債「医療機関応援債」寄贈元(株)日東様の寄附金より

購入品	設置先	金額
看護研修センター 研修案内 ディスプレイ	看護研修センター　2階(1台)、3階(1台)　計2台	297,000

13　調査その他日本看護協会事業への協力

No.	調査内容	依頼日	依頼元
1	2022年度「看護師養成所と病院の人材交流のモデル構築事業」について	4月5日	日本看護協会 看護開発部 教育制度課
2	2022年度「標準研修を活用した看護補助者の確保モデル事業」について	4月6日	日本看護協会 看護開発部 教育制度課
3	「新型コロナウイルス感染症対応看護職員等の人材確保事業　広域人材調整事業」令和4年度の実施	4月7日	日本看護協会 健康政策部 保健師課
4	看護補助者の活用推進のための看護管理者研修の開催のお願い	6月15日	日本看護協会 医療政策部 医療制度課
5	地域における看護政策力強化に係る情報収集	6月28日	日本看護協会 政策推進部
6	新型コロナワクチンの３回目接種に関する積極的な周知について	7月29日	日本看護協会 健康政策部 保健師課
7	医療機関等への支援に関する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用の再周知及び調査について	7月29日	日本看護協会 健康政策部 保健師課
8	看護補助者の確保・定着に向けた情報発信について	8月29日	日本看護協会 看護開発部 教育制度課
9	令和4年度診療報酬改定（看護職員処遇改善評価料）の周知協力依頼について	8月10日	日本看護協会 労働政策部 看護労働課
10	「院内事故調査に関わる専門家リスト」の更改に伴う専門家候補者の情報提供と専門家派遣実績の情報収集について	11月18日	日本看護協会 看護開発部 看護業務・医療安全課
11	国家公務員医療職俸給表（三）級別標準職務表の改正について	11月18日	日本看護協会 労働政策部 看護労働課
12	日本ナースヘルス研究から調査協力への周知のお願い	3月23日	日本看護協会 総務部 総務１課

14　令和４年度後援名義使用承認事項

No.	主催	後援対象	開催期日
1	一般社団法人がん哲学外来 「水戸黄門記念がん哲学外来まちなかカフェ」	一般社団法人がん哲学外来「水戸黄門記念がん哲学外来まちなかカフェ」開設記念講演会	4月10日
2	一般社団法人茨城県臨床工学技士会	第32回日本臨床工学会及び2022年度公益社団法人日本臨床工学技士会総会	5月14日・15日
3	公益社団法人地域医療振興協会NP・NDC研修センター	特定行為研修修了者の育成配置活用に関するWEBシンポジウム	5月21日
4	一般社団法人日本医療安全学会	第8回日本医療安全学会学術総会	6月11日・12日
5	株式会社日立製作所日立総合病院	肝がん撲滅運動　茨城の会	7月30日
6	公益社団法人茨城県作業療法士会	市民公開講座「目からうろこ！子どもとの日々の生活に役立つ～子どもの発達と作業療法のはなし～」	9月4日
		第14回茨城県作業療法学会	2月12日
		市民公開講座「在宅生活のリアル～想像力を創造力に」	3月10日
7	茨城県	令和4年度茨城県がん検診推進強化月間	10月1日～10月31日
8	一般社団法人土浦市歯科医師会	第21回公開講座	10月2日
9	社会福祉法人茨城県社会福祉協議会	第72回茨城県社会福祉大会	10月19日
		令和4年度地域福祉推進セミナー	2月22日
10	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 茨城県支部	令和4年度高年齢者いきいきワークショップ	10月20日
11	茨城キリスト教大学	第16回IC看護講演会	10月22日
12	特定非営利活動法人ひと・まちねっとわーく	いばらき子ども大学	10月22日～12月10日
13	特定非営利活動法人ともに歩む認知症の会・茨城	認知症は怖くない講演会　～人生を楽しく暮らすために　脳が喜ぶワクワク脳トレ～	10月25日
14	公益社団法人認知症の人と家族の会　茨城県支部	第20回認知症フォーラム in いばらき	10月30日
15	一般社団法人土浦市医師会	市民健康フォーラム2022 in 土浦	10月30日
16	社会福祉法人恩賜財団済生会茨城県済生会 水戸済生会総合病院	市民公開講座2022「健診を受けて防ごう　慢性腎臓病（CKD）」	11月6日
17	茨城県 茨城県老人福祉施設協議会	令和4年度「介護の日」作文コンクール	11月11日
18	日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会 東関東ストーマ・排泄リハビリテーション研究会	第22回東関東ストーマリハビリテーション講習会	12月3日・12月10日
19	茨城県総合リハビリテーションケア学会	第25回茨城県総合リハビリテーションケア学会学術集会	2月4日
20	一般社団法人全国保育園保健師看護師連絡会	第33回全国保育園保健研究大会	2月5日
21	茨城県合同輸血療法委員会	令和4年度茨城県合同輸血療法委員会総会	2月18日
22	茨城県放射線腫瘍研究会	第19回茨城県放射線腫瘍研究会	3月11日

公益社団法人茨城県看護協会定款

第１章　総則（第１条～第２条）
第２章　目的及び事業（第３条～第４条）
第３章　会員（第５条～第１１条）
第４章　総会（第１２条～第２０条）
第５章　役員（第２１条～第３０条）
第６章　理事会（第３１条～第３９条）
第７章　常務理事会（第４０条～第４３条）
第８章　委員会（第４４条～第４５条）
第９章　事務局（第４６条）
第１０章　資産及び会計（第４７条～第５３条）
第１１章　定款の変更，合併及び解散等（第５４条～第５８条）
第１２章　公告（第５９条）
第１３章　補則（第６０条）
附則

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人（以下「本会」という。）は，公益社団法人茨城県看護協会と称する。

（事務所）

第２条　本会は，主たる事務所を茨城県水戸市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　本会は，公益社団法人日本看護協会（以下「日本看護協会」という。）との連携のもと，保健師，助産師，看護師及び准看護師が，教育と研鑽に根ざした専門性に基づき看護の質の向上を図るとともに，看護職が医療の担い手として誇りを持って安心して働き続けられる環境づくりを推進し，併せて地域のニーズに応える保健・医療・福祉の推進を図ることにより，県民誰もが健康で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　本会は，前条の目的を達成するため，次の事業を行う。

(1) 教育・研修等による看護の質の向上に関する事業

(2) 看護職の労働環境等の改善及び就業促進による県民の健康及び福祉の増進に関する事業

(3) 看護業務の調査研究及び情報収集並びに制度の改善への提言に関する事業

(4) 健康相談，情報提供等による地域住民の健康と福祉に関する事業

(5) 地域ケアサービスを実施する訪問看護ステーション等の設置及び運営

(6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

２　前項の事業は，茨城県において行うこととする。

第３章　会員

（種別）

第５条　本会の会員は，次のとおりとする。

(1) 保健師，助産師，看護師又は准看護師（以下「看護職」という。）であって，茨城県内に在住又は勤務する者で本会の目的に賛同して入会した者

(2) 前号の会員であった者で，国内に在住又は勤務せず，本会への加入の継続を希望した者

２　前項の会員をもって，一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

（入会）

第６条　入会しようとする者は，定款細則の入会手続きにより，申し込むものとする。

２　本会の会員は，日本看護協会に正会員として加入を申請するものとする。

３　本会又は日本看護協会を除名されてから３年を経過していない者の入会は，これを認めない。

（入会金及び会費）

第７条　会員は，本会の活動に必要な経費に充てるため，総会において別に定める入会金及び会費（以下「会費等」という。）を納入しなければならない。

（退会）

第８条　会員は，定款細則の退会手続きにより，任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第９条　会員が次の各号の一に該当する場合には，総会の決議によって，当該会員を除名することができる。

(1) 本会の定款又は規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ，又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

２　除名の決議を行う場合，その会員に対し，総会の１週間前までに理由を付してその旨を通知し，総会において弁明の機会を与えなければならない。

３　除名が決議されたときは，会長は，その会員に対して，除名の理由を明らかにし，直ちにその旨を通知しなければならない。

（会員の資格喪失）

第 10 条　前２条の場合のほか，会員は，次の各号の一に該当する場合には，その資格を喪失する。

(1) 看護職の資格を喪失したとき。

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(3) 死亡し，又は失踪宣告を受けたとき。

(4) すべての会員が同意したとき。

(5) 日本看護協会の会員であったものが，その資格を喪失したとき。

(6) 第７条の会費を、その事業年度における３月末日までに納入しなかったとき。

(7) その他会員資格に該当しなくなったとき。

（会員資格喪失に伴う拠出金品の不返還）

第 11 条　本会は，会員資格を喪失した者が既に納入した会費等その他の拠出金品は，これを返還しない。

第４章　総会

（構成及び議決権）

第 12 条　総会は，すべての会員をもって構成する。

２　総会における議決権は，会員１名につき１個とする。

３　第１項の総会をもって，法人法上の社員総会とする。

（権限）

第 13 条　総会は，次に掲げる事項を決議する。

(1) 入会金及び会費の額
(2) 会員の除名
(3) 理事及び監事の選任又は解任
(4) 理事及び監事の報酬等の額
(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
(6) 定款の変更
(7) 本会の解散，残余財産の処分及び公益目的取得財産残額の贈与
(8) 合併，事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
(9) 理事会において総会に付議した事項
(10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（種類及び開催）

第 14 条　本会の総会は，通常総会及び臨時総会の２種とする。

２　総会は，通常総会として，毎年１回，毎事業年度終了後３か月以内に開催するほか，必要がある場合に開催する。

３　前項のほか，総会は，次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
(2) 議決権の 10 分の１以上を有する会員から，会長に対し，総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により，招集の請求があったとき。

（招集）

第 15 条　総会は，法令に別段の定めがある場合を除き，理事会の決議に基づき，会長が招集する。

２　会長は，前条第３項第２号の規定による請求があったときは，遅滞なく，その日から６週間以内の日として総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは，総会の日時，場所，目的である事項その他法令で定める事項を記載した書面をもって，開催の１週間前までに会員に対して通知を発しなければならない。ただし，総会に出席しない会員が書面又は電磁的方法により，議決権を行使することができることとするときは，法令が定める参考書類及び議決権行使書面を添えて２週間前までに通知を発しなければならない。

４　理事は，法人法第 39 条第３項の承諾をした会員に対し同項の電磁的方法による通知を発するときは，前項の規定による総会参考書類及び議決権行使書面の交付に代えて，これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし，会員の請求があったときは，これらの書類を当該会員に交付しなければならない。

（議長）

第 16 条　総会に議長団を置く。

２　議長団は，３名とし，総会においてその都度，出席会員の中から選出する。

３　議長は，議長団がこれを定める。

（決議）

第 17 条　総会の決議は，この定款に別段の定めがある場合を除き，総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し，出席した当該会員の議決権の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

２　前項前段の場合において，議長は会員として決議に加わることはできない。

３　第１項の規定にかかわらず，次の決議は，総会員の半数以上であって，総会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 本会の解散

(5) 事業の一部譲渡

(6) その他法令に定められた事項

４　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては，各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条第１項に定める定数を上回る場合には，過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（委任）

第 18 条　やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は，他の会員又は理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において，表決を委任した者は出席したものとみなす。

（議事録）

第 19 条　総会の議事については，法令で定めるところにより，書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し，総会の日から 10 年間，主たる事務所に備え置かなければならない。

２　前項の議事録には，議長及びその会議において選任された議事録署名人２名以上が，記名押印（電子署名を含む。）をしなければならない。

（総会運営規則）

第 20 条　総会の運営に関し必要な事項は，総会の決議により総会運営規則に別に定める。

第５章　役員

（役員の設置）

第 21 条　本会に次の役員を置く。

(1) 理事　18 名以上 19 名以内

(2) 監事　２名

２　理事のうち，１名を会長，２名を副会長，１名を専務理事，２名以内を常任理事とする。

3　前項の会長をもって法人法上の代表理事とし，専務理事及び常任理事をもって同法第 91 条第１項第２号に規定する業務執行理事とする。

4　監事は，業務運営に精通した者，会計制度に精通した者それぞれ１名とする。

（役員の選任）

第 22 条　理事及び監事は，総会の決議によって選任する。

2　会長，副会長，専務理事及び常任理事は，理事会の決議によって選定及び解職する。

3　前項の会長，副会長を選定する場合において，理事会は，総会の決議により選出された会長候補者及び副会長候補者の中から理事会において会長及び副会長を選定する方法によることができる。

4　第２項の専務理事，常任理事を選定する場合において，理事会は，会長が推薦する専務理事候補者及び常任理事候補者の中から理事会において専務理事及び常任理事を選定する方法によることができる。

5　理事又は監事に異動があったときは，２週間以内に登記し，登記事項証明書等を添え，遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（役員の親族等割合の制限）

第 23 条　本会の理事のうち，理事のいずれか１名及びその親族その他特殊の関係にある者の合計数が，理事の総数（現在数）の３分の１を超えて含まれてはならない。

2　他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）第５条第 11 号の委任を受けて公益法人に準じるものとして政令に定められるものを除く。）の理事又は職員である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として認定法施行令第５条で定められる者である理事の合計数が，理事の総数（現在数）の３分の１を超えて含まれてはならない。監事についても同様とする。

3　本会の監事には，本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会の職員が含まれてはならない。また，各監事は，相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（役員の欠格事由）

第 24 条　次に掲げる者は，本会の役員となることができない。

(1) 法人法第 65 条第１項各号に掲げられた者

(2) 法人法第 65 条第１項第３号に該当する罪刑又は第４号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(3) 認定法第６条第１号に該当する者

(4) 認定法第６条第１号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

（理事の職務及び権限）

第 25 条　理事は，理事会を構成し，法令及びこの定款で定めるところによりその職務を執行する。

2　会長は，法令及びこの定款で定めるところにより，本会を代表し，その業務を執行する。

3　副会長は，会長を補佐する。

4　専務理事及び常任理事は，理事会において別に定めるところにより，本会の業務を分担執行する。

5　会長，専務理事及び常任理事は，毎事業年度４か月を超える間隔で２回以上，自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 26 条　監事は，次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し，法令で定めるところにより，監査報告を作成すること。

(2) 本会の業務及び財産の状況を調査すること。

(3) 総会及び理事会に出席し，必要あると認めるときは，意見を述べること。

(4) 理事が，不正の行為をし，若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき，又は法令若しくは定款に違反する事実関係若しくは著しく不当な事実関係があると認めるときは，遅滞なく，その旨を理事会に報告すること。

(5) 理事が，総会に提出しようとする議案，書類その他法令で定めるものを調査し，法令若しくは定款に違反し，又は著しく不当な事項があると認めるときは，その調査の結果を総会に報告すること。

(6) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

（役員の任期）

第 27 条　理事の任期は，選任後２年以内に終了する事業年度のうち，最終のものに関する通常総会の終結の時までとし，再任を妨げない。

2　前項の規定にかかわらず，理事は，会長，副会長，専務理事，常任理事及びその他の理事として，同一の役職に引き続き就任するときは，選任後６年以内に終了する事業年度のうち，最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて就任することができない。

3　監事の任期は，選任後４年以内に終了する事業年度のうち，最終のものに関する通常総会の終結の時までとし，再任を妨げない。

4　前項の規定にかかわらず，監事は，選任後８年以内に終了する事業年度のうち，最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて就任することができない。

5　理事又は監事は，第 21 条第１項で定めた定数に足りなくなるときは，任期の満了又は辞任により退任した後も，新たに選任された役員が就任するまで，なお役員としての権利義務を有する。

6　補欠として選任された理事又は監事の任期は，前任者の任期の満了する時までとする。

7　増員により選任された理事の任期は，他の現任者の任期の満了する時までとする。

（役員の解任）

第 28 条　理事及び監事は，総会の決議によって解任することができる。

（役員の報酬等）

第 29 条　理事及び監事に対して，その職務執行の対価として，総会において定める総額の範囲内で，報酬等を支給することができる。

２　理事及び監事に対して，その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は，理事会の決議により別に定める報酬等の支給の基準による。ただし，監事の報酬等の支給の基準については，監事の協議により定める。

（役員の責任及び免除）

第 30 条　理事又は監事が，その任務を怠り，本会に対し，これによって生じた損害を賠償する責任を負った場合，当該理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）が善意でかつ重大な過失がない場合には，本会は，法人法第 114 条第１項の規定により，当該理事又は監事の責任を法令の限度において理事会の決議により免除することができる。

第６章　理事会

（設置）

第 31 条　本会に理事会を設置する。

２　理事会は，すべての理事をもって構成する。

（権限）

第 32 条　理事会は，法令及びこの定款に別に定めるもののほか，次に掲げる職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 会長，副会長，専務理事及び常任理事の選定及び解職

２　理事会は，次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額な借財

(3) 重要な職員の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置，変更及び廃止

(5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制をいう。）の整備

(6) 第 30 条の規定に基づく法人法第 111 条第１項の責任の免除

（種類及び開催）

第 33 条　理事会は，定例理事会及び臨時理事会の２種とする。

２　定例理事会は，年６回以上開催する。

３　臨時理事会は，次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会議の目的を記載した書面をもって，会長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から５日以内に，その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に，その請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事から会長に招集の請求があったとき，又は監事が招集したとき。

（招集）

第 34 条　理事会は，会長が招集する。ただし，会長に事故あるときは，あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集する。

２　前項の規定に関わらず前条第３項第３号による場合は，その請求をした理事が，前条第３項第４号後段による場合は，その請求をした監事が理事会を招集する。

３　会長は，前条第３項第２号又は第４号前段に該当する場合は，その請求があった日から５日以内に，その請求があった日から２週間以内の日を開催日とする理事会を招集しなければならない。

４　理事会を招集するときは，開催日の１週間前までに，通知しなければならない。

５　前項の規定にかかわらず，理事及び監事の全員の同意があるときは，招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

（議長）

第 35 条　理事会の議長は，会長がこれに当たる。ただし，会長に事故あるときは，あらかじめ理事会において定めた順序による理事が議長となる。

（決議）

第 36 条　理事会の決議は，この定款に別段の定めがある場合を除き，議決に加わることができる理事の過半数が出席し，その過半数をもって行う。

２　理事会の議事については，特別の利害関係を有する理事は，その議決に加わることができない。

（決議の省略）

第 37 条　理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において，その提案について，議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは，その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし，監事が異議を述べたときは，その限りではない。

（議事録）

第 38 条　理事会の議事については，法令で定めるところにより記載した議事録を作成し，理事会の日から１０年間，主たる事務所に据え置かなければならない。

２　前項の議事録には，出席した会長及び監事が署名又は記名押印しなければならない。

（理事会運営規則）

第 39 条　理事会の運営に関し必要な事項は，法令又はこの定款に定めるもののほか，理事会の決議により別に定める理事会運営規則による。

第 7 章　常務理事会

（設置）

第 40 条　本会に，任意の機関として常務理事会を設置する。

2　常務理事会は，会長，副会長，専務理事，常任理事，職能担当理事によって構成する。

（権限）

第 41 条　常務理事会は，理事会から諮問された事項ついて審議し，理事会へ助言する。

（開催及び召集）

第 42 条　常務理事会は，会長が必要と認めたときに開催する。

2　常務理事会は，会長が召集する。

（運営）

第 43 条　常務理事会の運営に必要な事項は，理事会の決議により別に定める。

第 8 章　委員会

（職能委員会）

第 44 条　本会に，任意の機関として保健師職能委員会，助産師職能委員会及び看護師職能委員会を置く。

2　各職能委員会は，それぞれ職能上の問題を審議し，会長に助言する。

3　各職能委員会の委員長は，保健師職能，助産師職能，看護師職能の職能担当理事をもってこれに充てる。

4　各職能委員会の委員は，理事会においてこれを選任する。

5　各職能委員会の構成及び運営に必要な事項は，理事会の決議により別に定める。

（職能委員会以外の委員会）

第 45 条　この定款及び定款細則に定めるもののほか，本会の事業を推進するため必要があるときは，理事会の決議により，委員会を設置することができる。

2　委員会は，総会，理事会その他の機関の権限を冒さないものとする。

3　委員会の委員は，理事会においてこれを選任する。

4　委員会の任務，構成及び運営に関し必要な事項は，理事会の決議により別に定める。

第 9 章　事務局

（設置等）

第 46 条　本会の事務を処理するため，事務局を設置する。

2　事務局には，所要の職員を置く。

3　事務局長その他の重要な職員は，理事会の決議を経て，会長が任免する。
4　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は，理事会の決議により別に定める。

第 10 章　資産及び会計

（事業年度）

第 47 条　本会の事業年度は，毎年４月１日に始まり，翌年３月 31 日に終わる。

（会計の原則等）

第 48 条　本会の会計は，一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準及びその他会計の慣行に従うものとする。

2　本会の会計処理に関し必要な事項は，理事会の決議により別に定める。

（資産の管理）

第 49 条　本会の資産は，会長が管理し，その方法は，理事会の決議により別に定める。

（事業計画及び収支予算）

第 50 条　本会の事業計画書，収支予算書，資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「予算書等」という。）については，毎事業年度の開始の日の前日までに，会長が作成し，理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も，同様とする。

2　予算書等については，通常総会に報告するものとする。

3　予算書等については，主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き，一般の閲覧に供するものとする。

4　予算書等については，毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

（事業報告及び決算）

第 51 条　本会の事業報告及び決算については，毎事業年度終了後，会長が次の書類を作成し，監事の監査を受けた上で，理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
(6) 財産目録
(7) 資金調達及び設備投資の実績を記載した書類

2　前項の承認を受けた書類のうち，第１号，第３号，第４号及び第６号の書類については，通常総会に提出し，第１号の書類についてはその内容を報告し，その他の書類については承認を受けなければならない。

3　第１項の書類のほか，次の書類を主たる事務所に５年間備え置き，一般の閲覧に供するとともに，定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き，一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告
(2) 理事及び監事の名簿
(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4　第１項各号(第７号を除く。)及び前項各号の書類並びに会員名簿は,当該事業年度経過後,３か月以内に行政庁に提出しなければならない。

5　貸借対照表は，通常総会終結後遅滞なく公告するものとする。

（公益目的取得財産残額の算定）

第 52 条　会長は，認定法施行規則第 48 条の規定に基づき，毎事業年度，当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し，前条第３項第４号に定める書類に記載する。

（株式等に係る議決権）

第 53 条　本会は，保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

第 11 章　定款の変更，合併及び解散等

（定款の変更）

第 54 条　この定款は，総会の決議により変更することができる。

2　認定法第 11 条第１項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは，その事項の変更につき，行政庁の認定を受けなければならない。

3　前項以外の変更を行った場合は，遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

（合併等）

第 55 条　本会は，総会の決議により，他の法人法上の法人との合併又は事業譲渡を行うことができる。

2　前項の行為をしようとするときは，前条第２項又は第３項に準じる。

（解散）

第 56 条　本会は，総会の決議，その他法令で定められた事由により，解散する。

（公益目的取得財産残額の贈与）

第 57 条　本会が，公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において，認定法第 30 条第２項に規定する公益目的取得財産残額があるときは，これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から１か月以内に，総会の決議を経て，認定法第５条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第 58 条　本会が清算する場合において有する残余財産は，総会の決議を経て，国若しくは地方公共団体又は認定法第５条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 40 条第１項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 12 章　公告

（公告方法）

第 59 条　本会の公告は，主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行うものとする。

第 13 章　補則

（委任）

第 60 条　この定款に定めるもののほか，本会の運営に必要な細則は，理事会の決議により別に定める。

附　則

1　この定款は，一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 106 条第１項に定める公益社団法人の設立の登記を行った日（以下「移行登記日」という。）から施行する。

2　整備法第 106 条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と，公益社団法人の設立の登記を行ったときは，第 47 条の定めにかかわらず，解散登記の日の前日を事業年度の末日とし，設立の登記の日を事業年度の開始日とする。なお，この場合において，第 50 条第１項の定めにかかわらず，後段の事業年度の予算書等については，認定法第 21 条第１項かっこ書きの定めを適用する。

3　本会の最初の会長は，村田昌子とする。

4　本会の最初の副会長は，鈴木君江，宮本康子とする。

5　本会の最初の専務理事は，太布和子とする。

6　本会の最初の常任理事は，青山千代子，小角和子とする。

7　この定款は，平成２８年６月２４日から施行する。

ただし，平成２８年度分会員資格における会員資格喪失事由は，改正前定款第１０条を適用する。

公益社団法人茨城県看護協会定款細則

第１章　総則（第１条）
第２章　会員（第２条～第５条）
第３章　会費（第６条～第９条）
第４章　総会（第１０条～第１３条）
第５章　役員（第１４条～第２０条）
第６章　役員の選挙（第２１条～第２８条）
第７章　理事会（第２９条～第３０条）
第８章　推薦委員会（第３１条）
第９章　日本看護協会との関係（第３２条）
第１０章　事務局（第３３～第３５条）
第１１章　会計（第３６条）
第１２章　補則（第３７条～第３８条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この細則は，公益社団法人茨城県看護協会（以下「本会」という。）定款第 60 条の規定に基づき，本会の運営に必要な事項を定める。

第２章　会員

（入会の手続）

第２条　会員になろうとする者は，本会の指定する手続きにより，入会の申込みをしなければならない。

２　会長は，入会の申込み並びに入会金及び当該年度の会費の納入を受けたときは，申込者について定款第５条に定める資格要件を満たしていることを確認したうえで，会員名簿に登録しなければならない。

３　申込者は，会員名簿に記載された日から会員としての資格を取得するものとする。

４　定款第９条の規定により除名された者は，総会におけるすべての会員の３分の２以上の同意がなければ，再び会員になることはできない。

（退会の手続）

第３条　会員が退会しようとするときは，本会の指定する手続きにより，会員証を添えて申し出なければならない。

２　前項の場合，会員は，退会届を提出した日をもって，会員の身分を喪失する。

３　第１項の申出を受けたときは，会長は，当該会員について会員名簿の登録を抹消しなければならない。

（住所及び勤務地の変更届）

第４条　会員は，本会に登録した住所又は勤務地が変更となる場合には，会長が別に定めるところにより変更を届け出なければならない。

（除名の手続）

第５条　会員が定款第９条第１項各号の規定に該当した場合，理事会は，本人の出席を求め，その弁明を聞き，真偽を調査した後，出席理事の３分の２以上の同意により総会に除名を提案することができる。

２　除名された者が再入会の申し出をした場合は，理事会における出席理事の３分の２以上の同意がなければ再び会員になることができない。

第３章　会費

（入会金）

第６条　会員の入会金の額は，12,000 円とする。

（会費）

第７条　本会の会費は，年額 5,000 円とする。

（会費の納入）

第８条　会員は，本会の指定する日までに翌年度分の会費を前納しなければならない。ただし，入会した日の属する年度分の会費については，第２条第１項の定めるところによる。

２　定款第１０条第６号により会員資格を喪失した場合は，会費を徴収しないものとする。

（会費の使途）

第９条　前条の入会金及び会費は，毎事業年度における合計額の 30 パーセント以上を公益目的事業に使用する。

第４章　総会

（開催期日）

第 10 条　通常総会は，毎年６月に開催する。ただし，やむを得ない事情のある場合は，理事会の決議によりこれを変更することができる。

（報告事項）

第 11 条　通常総会の報告事項は，定款第 51 条第２項に定めるもののほか，次のとおりとする。

(1)　理事会報告
(2)　監査報告
(3)　職能委員会報告
(4)　常任委員会報告
(5)　特別委員会報告
(6)　地区活動報告
(7)　ナースセンター事業報告
(8)　母子保健センター事業報告
(9)　公益社団法人日本看護協会（以下「日本看護協会」という。）総会報告

（議決権の代理行使）

第 12 条　定款第 18 条に基づき表決を委任しようとする者は，当該総会の開催日前の会長が指定する日までに，総会を招集した者に委任状（様式第１号）を提出しなければならない。

（総会運営規則）

第 13 条　総会の運営に関し必要な事項は，法令及び定款並びにこの細則に定めるもののほか，総会において別に定める総会運営規則によるものとする。

第５章　役員

（理事の構成）

第 14 条　会長，副会長，専務理事及び常任理事以外の理事のうち，３名を職能担当理事，９名を地区担当理事，１名を准看護師理事とする。

２　職能担当理事は，保健師職能，助産師職能及び看護師職能それぞれ１名とする。

３　地区担当理事は，別表に掲げる地区からそれぞれ１名とする。

（改選時期）

第 15 条　会長，副会長１名，常任理事１名，保健師職能理事，地区担当理事５名，准看護師理事及び監事１名は，奇数年次（西暦）に開催される通常総会において改選する。

２　副会長１名，専務理事，常任理事１名，助産師職能理事，看護師職能理事，地区担当理事４名及び監事１名は，偶数年次（西暦）に開催される通常総会において改選する。

３　地区担当理事は，常陸太田・ひたちなか地区，土浦地区，つくば地区，筑西・下妻地区及び古河・坂東地区は奇数年次（西暦）に，水戸地区，日立地区，鹿行地区及び取手・竜ヶ崎地区は，偶数年次（西暦）に開催される通常総会においてそれぞれ改選する。

（役員の選出）

第 16 条　理事及び監事の選任方法は，選挙によるものとする。

（忠実義務）

第 17 条　理事は，法令及び定款並びに総会の決議を遵守し，本会のため忠実にその職務を行わなければならない。

（競業及び利益相反取引の制限）

第 18 条　理事は，次に掲げる場合には，理事会において当該取引につき重要な事実を開示し，その承認を受けなければならない。

(1)　理事が自己又は第三者のために本会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

(2)　理事が自己又は第三者のために本会と取引をしようとするとき。

(3)　本会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2　前項の取引をした理事は，当該取引後，遅滞なく，当該取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（理事の報告義務）

第 19 条　理事は，本会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは，直ちに，監事に報告しなければならない。

（監事への委任）

第 20 条　監事について必要な事項は，法令並びに定款及びこの細則に定めるもののほか，総会の決議により別に定める。

2　前項にかかわらず，法令並びに定款，この細則及び総会決議に反しない限りにおいて，監事はその協議により，監事の監査及び調査の実施方法等について必要な事項を定めることができる。

第６章　役員の選挙

（役員の選出）

第 21 条　理事及び監事（監事のうち１名を除く。）は，総会において会員の中から会員が選出する。

（選挙管理委員会）

第 22 条　理事及び監事の選挙を公正に執行するため，選挙管理委員会を設置する。

2　議長は，総会において，会員の中から次年度における選挙管理委員３人を定める。

3　選挙管理委員会の委員長は，委員の互選による。

（役員候補者）

第 23 条　理事及び監事に立候補しようとする者は，会員５名以上の推薦を受けて選挙管理委員会が告示した受付期間内に届け出なければならない。

2　第 31 条に定める推薦委員会は，会員の中から同一役職について改選数以上の候補者を推薦するものとし，その推薦名簿を選挙管理委員会に通常総会の２か月前までに送付しなければならない。

3　選挙管理委員会は，前２項の役員の立候補者と推薦名簿を通常総会の１か月前までに会員に告示しなければならない。

（投票時間）

第 24 条　選挙管理委員会は，投票の開始及び終了の時間を定める。

（投票形式）

第 25 条　理事及び監事の選挙は，記号を用いて行い連記無記名でこれを行う。
2　前項の投票は，定数に満たない記号数の票も有効とする。

（選挙の成立）
第 26 条　投票総数のうち半数以上が有効投票でなければ選挙は成立しない。

（当選）
第 27 条　出席会員の過半数の賛成を得た者から得票の多い順に員数の枠に達するまでの者を当選人とする。なお，得票数が同じであるときは，議長がくじでこれを定める。

（選挙規程）
第 28 条　選挙に関して必要な事項は，法令並びに定款及びこの細則に定めるもののほか，理事会において別に定める。

第７章　理事会

（議長）
第 29 条　理事会の議長は，会長がこれに当たる。ただし，会長に事故あるとき（審議事項に特別の利害関係を有し，議決に加わることができないときを含む。）は，あらかじめ理事会において定めた順序による理事が議長となる。

（理事会運営規則）
第 30 条　理事会の運営に関し必要な事項は，法令並びに定款及びこの細則に定めるもののほか，理事会の決議により別に定める理事会運営規則によるものとする。

第８章　推薦委員会

（推薦委員会の設置）
第 31 条　本会に推薦委員会をおく。
2　推薦委員会は，本会の理事及び監事，推薦委員並びに日本看護協会の代議員及び予備代議員の改選に際し，その候補者の推薦に関する事項をつかさどる。
3　推薦委員会は，９名をもって構成する。
4　推薦委員は，総会において会員から選任する。
5　推薦委員の任期は，選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
6　推薦委員のうち１名を委員長とし，推薦委員の互選によって，これを選任する。
7　推薦委員会は，候補者を推薦しようとするときは，予め本人の承諾を得て推薦しなければならい。

８　通常総会のために候補者を推薦しようとするときは，少なくとも総会の２か月前までに候補者名簿を会長に送付しなければならない。

第９章　日本看護協会との関係

（法人会員及び正会員）

第 32 条　本会は，日本看護協会の法人会員となるものとする。

２　本会の会員は，本会を通じて日本看護協会の正会員となる。

第 10 章　事務局

（職員）

第 33 条　本会の業務執行のため，職員及び嘱託職員（常勤及び非常勤を含む。以下同じ。）をおく。

（給与等）

第 34 条　職員及び嘱託職員の就業及び給与に関しては，理事会の決議により別に定める。

（組織及び運営）

第 35 条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項については，法令並びに定款及びこの細則に定めるもののほか，理事会の決議により別に定める。

第 11 章　会計

（会計処理規程）

第 36 条　本会の会計は，理事会において別に定める会計処理規程によりこれを処理する。

第 12 章　補則

（細則の変更）

第 37 条　この細則を変更しようとするときは，理事会の決議による。ただし，第６条「入会金」及び第７条「会費」の額を変更しようとするときは，総会の決議を得なければならない。

（委任）

第 38 条　この細則により会務を執行するために必要な事項は，理事会の決議により別に定める。ただし，理事会は，総会の決議によることが相当と認める場合には，定款第 13 条第９号に基づき，総会の決議を求めることができる。

附則

1　この細則は，一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記を行った日から施行する。

2　この定款細則は，平成28年6月24日から施行する。

附則

1　この細則は、令和４年４月１日から施行する。

別表（第14条関係）

地区名	地区を構成する市町村名
水戸地区	水戸市，笠間市，小美玉市，茨城町，大洗町，城里町
日立地区	日立市，高萩市，北茨城市
常陸太田・ひたちなか地区	常陸太田市，ひたちなか市，常陸大宮市，那珂市，東海村，大子町
鹿行地区	鹿嶋市，潮来市，神栖市，行方市，鉾田市
土浦地区	土浦市，石岡市，かすみがうら市
つくば地区	つくば市，常総市，つくばみらい市
取手・竜ヶ崎地区	龍ケ崎市，取手市，牛久市，守谷市，稲敷市，美浦村，阿見町，河内町，利根町
筑西・下妻地区	結城市，筑西市，下妻市，桜川市，八千代町
古河・坂東地区	坂東市，古河市，五霞町，境町

様式第１号（第 12 条関係）

委　任　状

年　　月　　日

公益社団法人茨城県看護協会
　会　長　　様

　私は，次の者を代理人に定め下記の権限を委任いたします。なお、当該代理人が下記○○総会に出席できない場合（開会の時点で入場手続を終了していない場合をいう。）又は代理人欄に記載がない場合には、公益社団法人茨城県看護協会長（会長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ順序を決定した副会長）に下記権限を委任いたします。

代理人氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記

　○○年○○月○○日開催の○○年度公益社団法人茨城県看護協会○○総会に出席し、議決権を行使する一切の権限

■施設名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

■会　員　　計＿＿＿＿＿＿名

No	県会員 No	会員名	印	No	県会員 No	会員名	印
1				11			
2				12			
3				13			
4				14			
5				15			
6				16			
7				17			
8				18			
9				19			
10				20			

公益社団法人茨城県看護協会総会運営規則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は，公益社団法人茨城県看護協会（以下「本会」という。）定款第 20 条及び同細則第 13 条の規定に基づき，総会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（遵守義務）

第２条　総会に出席する会員は，法令，定款，定款細則及びこの規則を遵守しなければならない。

第２章　総会の出席者等

（登録）

第３条　会員が総会に出席する場合は，総会当日の開会定刻までに議場に到着し，受付において，あらかじめ送付を受けた書類の提示により，登録を受けなければならない。

（役員等の出席）

第４条　理事及び監事は，やむを得ない事由がある場合を除き，総会に出席しなければならない。

２　本会事務局の職員は，理事及び監事を補助するため，議長の許可を得て総会に出席することができる。

第３章　総会の開会等

（議長団選出前の進行役）

第５条　議長が選出されるまでの間，会長の指名した者が会の進行をつかさどるものとする。

（議長団の選出）

第６条　議長団の選出は，総会に出席している会員（以下「出席会員」という。）の中から推薦委員会が推薦した候補者について総会において承認決議を行う方法によるものとする。

（議長団の着席）

第７条　議長団は，議長団席に着席する。

（議長の権限）

第８条　議長は，総会の秩序を維持し，議事を整理する。

２　議長は，次の発言に対し必要な注意を与え，制限し又はその発言を中止させることができる。

(1)　議長の指示に従わない発言

(2)　議題に関係のない発言

(3)　冗長又は重複する発言

(4)　その他総会の品位を汚し又は他人の名誉を毀損するなど，議事を妨害又は議場を混乱させる発言

（定足数の確認）

第９条　議長は，総会の開会に際し，本会事務局の職員に出席会員数を確認させ，会場に報告しな

ければならない。

（開会の宣言）

第 10 条　議長は，前条の報告により定款第 17 条に定める総会成立の定足数が満たされたことを確認したときは，開会を宣言しなければならない。

（開会時刻の繰下げ）

第 11 条　議長は，会員の出席が定足数に満たないとき，その他総会を開会するにつき重大な支障があると認められるときは，総会の開会時刻を繰り下げることができる。この場合，既に総会会場に入場している出席会員に対し，遅滞なく繰り下げられた時刻を通知しなければならない。

第４章　議題の審議

（議題の提出）

第 12 条　会長は，総会の議題について文書をもって議長に提出しなければならない。

（審議の順序等）

第 13 条　議長は，提出された議題についてあらかじめ記載された順序に従い，審議に入るものとする。ただし，理由を述べて，その順序を変更することができる。

（理事等の報告及び説明）

第 14 条　議長は提出された議題について，提出した理事又は監事に主旨説明を行わせた後，その審議に入るものとする。

２　当該議題に関する事項の報告又は説明を行う理事又は監事は，議長の許可を得て，補助者に報告又は説明をさせることができる。

（質疑）

第 15 条　出席会員は，議題について質疑することができる。

（発言の機会）

第 16 条　出席会員は，議題に関する事項の報告又は説明終了後でなければ，当該議題に関し発言することはできない。

（発言）

第 17 条　出席会員が議題について発言するときは，議長の許可を得なければならない。発言に先立ち自己の氏名と所属を明らかにしなければならない。

２　発言の順序は議長が決する。

３　発言は，簡潔明瞭であることを要し，議長は，議事の進行上必要があると認めるときは，発言時間を制限することができる。

（議長の発言）

第 18 条　議長が討論のために発言しようとするときは，議長を交代し，会員席に着かなければならない。

２　議長が討論に参加したときは，その議題又は議案の採決が終わるまで議長に復することはできない。

（説明義務者）

第 19 条　出席会員の理事に対する質問の説明は，会長又はその指名した理事が行う。

２　出席会員の監事に対する質問の説明は，各監事が行う。ただし，監査の意見が統一されている場合は，監事の協議により定められた監事が行うことができる。

３　理事は，議長の許可を得たうえで，補助者に説明させることができる。

（一括説明）

第 20 条　理事又は監事は，会員の質問に対して一括して説明することができる。

（説明拒絶）

第 21 条　理事又は監事は，質問が次の理由に該当するときは，説明を拒絶することができる。

(1) 質問事項が総会の目的事項に関しないものである場合

(2) 説明することにより会員の共同の利益を著しく害する場合

(3) 説明することにより本会，その他の者の権利を侵害することになる場合

(4) 説明するために調査を行うことが必要である場合

(5) 質問が重複する場合

(6) その他説明しないことにつき正当な理由がある場合

第５章　動議

（動議の提出）

第 22 条　議長は出席会員から動議の提出があった場合には，まず賛否の決議を行い，賛成の決議を得た場合に議題とする。

（優先動議）

第 23 条　次の動議は他の議事に優先して取り扱い，少なくとも賛否各１名の討論の後，直ちに採決に入らなければならない。

(1) 議事の進行，討論の打ち切り，休憩又は休会の動議

(2) 議長の不信任

(3) 総会の秩序保持に関する動議

（議長不信任動議の審議）

第 24 条　議長は，当該議長の不信任の動機の審議に当たっても職務を行うことができるものとする。

（動議の却下）

第 25 条　議長は，動議が次の事由に当たるときは，直ちに却下することができる。

(1) 当該修正動議に関する議題の審議に入っていないとき，又は審議を終了したとき。

(2) 既に同一の内容の動議が否決されているとき。

(3) 総会の議事を妨害する手段として提出されたとき。

(4) 法令，定款その他本会が定める規則等に適合しないとき又は権利の濫用に当たるとき。

第６章　休憩

（休憩）

第 26 条　議長は，議事の進行上必要と認めるときは，休憩を宣言することができる。

第 7 章　審議の終了及び採決

（採決）

第 27 条　議長は，質疑及び討論が尽くされたと認められるときは，審議の終了を宣言し，議案の可否を採決する。

（採決の方法）

第 28 条　議長は，採決について，賛否を確認できるいかなる方法にもよることができる。

（議案の修正）

第 29 条　議案を修正しようとする会員は，10 名以上の出席会員の賛成を得て，修正案をあらかじめ議長に提出し，その主旨を説明しなければない。

2　議長は，討論の終結後，前項の修正案につき，まず採決しなければならない。

3　同一議案について数個の修正案が提出されたときは，議長が採決の順序を決める。

4　修正案がすべて否決されたときは原案について採決しなければならない。

第 8 章　閉会等

（延期又は続行）

第 30 条　総会を延期又は続行する場合は，総会の決議による。

2　前項の場合，延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし，その決定を議長に一任することを妨げない。

3　前項ただし書きの場合，議長は決定した日時及び場所を総会に出席した会員に通知する。

（閉会）

第 31 条　議長は，すべての議事を終了したとき又は延期若しくは続行が決議されたときは，閉会を宣言する。

（議事録）

第 32 条　総会の議事録は，書面又は電磁的方法をもって作成し，議長及び総会において選任された議事録署名人２名以上が署名又は記名押印（電子署名を含む。）をしなければならない。

2　議事録には下記の事項を記載する。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現存員数及び出席会員。ただし、表決委任者の場合にあっては、その旨を付記する。

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の要領及びその結果

(5) 意見又は発言の要旨

(6) 出席した理事及び監事の氏名

(7) 議長の氏名

(8) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(9) その他議長において必要と認めた事項

(欠席者に対する報告)

第 33 条　議長は，総会の議事の経過の要領及びその結果に基づき，欠席した会員に対し，適宜な方法により報告しなければならない。

第 9 章　雑　則

(改廃)

第 34 条　この規則の改廃は，総会の決議により行う。

附　則

この規則は，平成 24 年 6 月 15 日から施行する。

日本看護協会歌

光 求めて

山本　敏子　作詞
小椋　佳　　補作詞・作曲

1．大空のもと　光求めて
　　看護の心　胸深く
　両手にかざす　愛のほむらは
　　静かに燃える　優しく燃える
　今　この時　そして明日に

2．さざなみに揺れ　光求めて
　　看護の願い　胸熱く
　つなぐその手に　通う血潮は
　　さやかにとける　優しくとける
　ただ　ひとすじ　またひたむきに

3．そよ風に乗り　光求めて
　　看護の祈り　胸清く
　枕べにたつ　花の香りは
　　ほのかに匂う　優しく匂う
　今　この時　そして明日に
　今　この時　ししして明日に

茨城県看護協会　関連QRコード一覧

※どうぞご利用ください。

【茨城県看護協会HP】

【研修ｼｽﾃﾑmanaable】

【研修部Instagram】

【研修部Twitter】

【茨城県ナースセンター HP】

【e-ナースセンター】

【ナースセンター Instagram】

【ナースセンター Twitter】

【ナースセンター Facebook】

【とどけるん】

【ナースセンター YouTube】

公益社団法人
茨城県看護協会
Ibaraki Nursing Association

〒310-0034
茨城県水戸市緑町3丁目5番35号
電話　029(221)6900　FAX　029(226)0493
URL　https://www.ina.or.jp/